平城宫発掘調查報告II

奈良国立文化財研究所10周年記念学報(学報第15冊)

平城宫発掘調査報告Ⅱ

官衙地域の調査

奈良国立文化財研究所

1 9 6 2

奈良国立文化財研究所では現在その仕事の重点を諸々の文化財の 基礎調査と綜合研究とに置いている。ここに基礎調査というのは、 例えばどこかの寺院にある建築とか彫刻とか絵画とか工芸とかを, それぞれ一つ残さず小さな断片までも精密に調べあげて、それ等に ほぼどんなものがあるかということを明らかにするもので、これま でにこの研究所で実施した基礎調査の主なるものに,唐招提寺にお ける建築、彫刻、絵画、工芸、古文書等の調査や、西大寺の絵画、 古文書類の調査などがある。また綜合研究とは,一つの研究題目に 建造物や美術工芸や歴史等の各部門のもの達が寄り集つて、これを 各方面から考究するもので、これまでの綜合研究には、東大寺大和 尚南無阿弥陀仏重源に関する研究や、西大寺興正菩薩叡尊の研究な どがある。そしてこれ等の基礎調査と綜合研究とを兼ね合わしたも のに、飛鳥寺、川原寺の調査研究や、平城宮跡の発掘調査などがあ る。これ等の調査なり研究なりは、奈良という文化財の宝庫のまん 中にある研究にしてはじめてなし得られるものであるから、こんな やり方は今後ともずつと続けてゆきたいものと念願している。

ただこうした研究の成果を世に問うための学報なり史料集なりの 出版については、これ等があまりに地味なものだけに、なかなか思 うようにいつていなかつたといつてよい。ところがこの五月十二日 における研究所の十周年記念式典に際して会長中山正善氏,副会長 赤坂頼磨氏,同越智岩太郎氏,同橋本凝胤師,幹事長和田軍一氏等 による奈良国立文化財研究所十周年記念事業後援会の絶大な援助に よつて,たまたま研究の各研究室ですでにでき上つていた四篇の研 究を一度に出版することができたのは,まことに喜ばしい限りとい わなければならない。たしかにこれ等の研究は,それぞれの専門分 野において必ずやその並々ならぬ努力のほどが認められるものと信 じて疑わないし,またそれは後援会を通じてこの記念事業に協賛さ れた方々の要望にも応えることができるものと自負している次第で ある。

因みにこれ等の学報がこうして出版されたについては、そこに天理の養徳社のまつたく厚意そのもののような献身的な努力があつたことを、とくに申し添えて置きたいと思う。そしてこれ等の学報の内容なり出版なりについて何かと御心添を賜つた方々に心から御礼を申し述べる。

昭和37年4月10日

奈良国立文化財研究所長

小 林 剛

例 言

- 1 本学報第15冊は奈良市佐紀町の特別史 跡「平城宮跡」における第 2・4・5・6 次発 掘調査の報告であって、平城宮調査に関する 学報としては第2冊目にあたる。
- 2 平城宮の発掘調査は、歴史研究室と建造物研究室を中心に研究所が総力をあげておこなっている事業であるが、さらに文化財保護委員会をはじめ東京国立文化財研究所、奈良国立博物館、正倉院事務所、京都大学人文科学研究所、奈良県教育委員会その他の協力援助をうけて調査の万全を期している。また発掘調査を進める上に地元佐紀町の方々には多大の御迷惑をかけているにかかわらず、深い御理解のもとに絶えざる御協力をえている。ここに厚く感謝申し上げたい。
- 3 本報告書の作製には歴史・建造物両研究室の全員が分担してこれに当ったが、上記諸機関のほか特に岸俊男、直木孝次郎、阪倉篤義、小原二郎、布目順郎、丹信実、西村兵部、楢崎彰一、松岡樹、木村捷三郎氏等の御助力をえたことを銘記して謝意にかえることとする。

目 次

第 I	章	序 言	頁 1
	1	調査事業の発足	1
	2	調査計画と組織	3
第I	I章	平城宮の沿革と現状	5
	1	沿 革	5
	2	遺跡の現状	10
第 II	I章	調 査 経 過	13
	1	概 要	13
	2	発 掘 経 過	15
	3	調 査 日 誌	19
第IV	了章	遺 跡	24
	1	発掘遺跡の概観	24
	2	造営期別の遺構	37
第 V	7 章	遺 物	50
	1	木	50
	2	瓦 • 塼	58
	3	土 器	63
	4	金属製品その他	74
第V	I章	考 察	78
	1	遺 跡	78

	2	遺 物	84
	3	造営期の年次と官衙の比定	96
第V	II章	平城宮の諸問題	99
	1	平城宮の四至と条坊	99
	2	宮内諸建造物の機能と位置	103
付	章	遺跡・遺物の分類標示方法	114
别	表		
	1	建物別寸法一覧表	120
	2	SK 219 出土自然遺物分類表	121
	3	軒丸·軒平瓦分類表	122
	4	平城宮主要殿舎の文献記載度数表	126
	5	平城宮殿舎の主な利用事例一覧表	128
Eng	olish	Summary	·· ix

図 面 目 次

1	平城宫跡地形図	7	K·L 地区実測図
2	6ABO 区遺構配置図	8	M·N地区実測図
3	第 2·4·5·6 次発掘全域実測図	9	W·Q地区実測図
4	A·I 地区実測図	10	O·R地区実測図
5	C·J 地区実測図	11	造営期別分類配置図
6	K·M地区実測図	12	SE168井戸詳細図

図 版 目 次

1	平城宮跡航空写真			9	6ABO−R⊠	1	SB 131建物, SB 145
2	6ABO区全景	1	全景				建物
		2	N·O地区		•	2	SB 145建物, SB 146
		3	O地区南半				建物
3	6ABO-O⊠	1	SB 116建物			3	SB 146建物
		2	SB 116建物	10	6ABO−V⊠	1	全景
4	6ABO-O区	SE	3 116建物			2	SB 145建物
5	6ABO-O⊠	1	柱穴重複状況, SB 112			3	SA 109土塁
			116建物, SA 120·121·	11	6ABO-O∙⊠	1	SK 140土壙全景
			130柵			2	SK 140土壙部分
		2	SB 116·131建物, SA			3	SK 148土壙
			130石敷			4	SK 134土壙
			100/日放				
		3	SB 135建物	12	6ABO−K•L•M⊠	全	
6	6ABO-O∙Q∙W⊠			12 13	6ABO-K∙L∙M⊠ 6ABO-K⊠		景
6	6ABO-O∙Q∙W⊠		SB 135建物			全	景
6	6ABO-O∙Q∙W⊠		SB 135建物 SB 116·131建物, SA	13		全 1	景 全景
6		1	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷	13	6ABO−K⊠	全 1 2	景 全景 全景
	6ABO-Q∙W⊠	2	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷 SB 143建物	13	6ABO−K⊠	全 1 2 1	景 全景 全景 SB 177建物
		1 2 1	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷 SB 143建物 SB 143建物	13	6ABO−K⊠	全 1 2 1	全景 全景 SB 177建物 柱穴重複状況, SB 176 177建物
		1 2 1 2	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷 SB 143建物 SB 143建物 SB 143建物	13 14	6ABO-K⊠	全 1 2 1 2	全景 全景 SB 177建物 柱穴重複状況, SB 176 177建物
7	6ABO-Q∙W⊠	1 2 1 2	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷 SB 143建物 SB 143建物 SB 143建物 SB 143建物 SB 143建物	13 14	6ABO-K⊠	全 1 2 1 2	全景 全景 全景 SB 177建物 柱穴重複状況, SB 176 177建物 SB 177建物
		1 2 1 2 3	SB 135建物 SB 116·131建物, SA 130石敷 SB 143建物	13 14	6ABO-K⊠	全 1 2 1 2	全景 全景 SB 177建物 柱穴重複状況, SB 176 177建物 SB 177建物 SG 180池

		2 SD 126溝, SB 191		3 SK 219土壙,発掘後	2
		194建物	27	6ABO−A・B・C・I区1 SD 141溝	
		3 SB 191建物		2 SD 126溝	
		SG 180池		3 SA 203柵	
17	6ABO−K•L⊠	1 SB 170建物	28	6ABO-I区 1 SA 233柵	
	The same of the sa	2 SB 170建物		2 SA 233柵南半部	
		3 SB 170建物と SB 176		3 SB 236建物	
		177 建物南半の複合状	29	木 簡 1,2	
		況	30	木 簡 3, 4, 7, 30, 32, 33	
18	$6\text{ABO-K} \! \cdot \! \mathbf{M} \boxtimes$	1 SB 186建物	31	木 簡 5, 6, 8, 25, 26	
		2 SB 186建物	32	木 簡 10~14	
		3 SB 186建物西半部	33	木 簡 15~19, 22, 24,27,29, 木札	,2
19	6ABO−L⊠	1 全景	34	木 簡 20, 21, 23, 28	
		2 SB 182建物	35	木 簡 9,31,34~41	
		SB 113建物	36	軒丸瓦・軒平瓦	
		3 SB 116建物	37	軒 丸 瓦	
		SA 130石敷	38	軒 丸 瓦	
20	6ABO−L⊠	1 SE 168井戸	39	軒 丸 瓦	
		2 SE 168-C井戸	40	軒 丸 瓦	
		3 SE 168-B井戸	41	軒 平 瓦	
21	6ABO−L⊠	1 SE 168-A井戸	42	軒 瓦	
		2 SE 168-A井戸	43	軒 平 瓦	
		3 SE 168-A井戸枠	44	鬼瓦・製作手法	
22	6ABO-L区	1 SE 168-A井戸枠西面	45	SK219出土土師器	
		2 SE 168-A井戸枠南面	46	SK219出土土師器	
		3 枠上面の心墨	47	SK219·217出土須恵器	
		4 井戸枠組固め状況 a	48	土 師 器	
		5 井戸枠組固め状況 b	49	土 師 器	
23	6ABO−L⊠	井戸枠番付墨書	50	須 恵 器	
24	6ABO−A•B•C•I⊵	区1 全景	51	須 恵 器	
		2 北半部全景	52	土師器の手法各種	
		3 SB 205建物	53	墨 書 土 器 類	
25	6ABO−A•B⊠	1 SB 211建物	54	墨書土器・施釉陶器等	
		2 SB 211建物	55	銅 銭・木製品	
		3 SB 211建物部分	56	漆製品・麻布	
26	6ABO−B⊠	1 SK 219土壙, 発掘前	57	自然遺物	
		2 SK 219土壙, 発掘後	58	参 考 資 料	

1	地区割および発掘経過指示図15	16	平城宮廃絶後の土器実測図73
2	遺構複合状態詳細図-127	17	木製 品 実 測 図75
3	遺構複合状態詳細図-229	18	たきぎ・木 炭76
4	N地区南部地層南北断面図 ······30	19	第
5	N—W地区地層東西断面図 ······31	20	軒丸瓦瓦当厚指数型式別変遷図89
6	遺構複合状態詳細図-334	21	奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦 ·····89
7	6ABP — F·I地区実測図36	22	土師器杯AI口縁部比較図91
8	整地層模式断面図 ·····38	23	上器様式変遷図-192
9	SD 130 詳細 図 ·······41	24	土器様式変遷図-293
10	遺構複合状態詳細図-442	25	土器様式変遷図-3 ·····93
11	掘立柱穴詳細図-144	26	平城宮跡東南付近条坊痕跡 … 100
12	掘立柱穴詳細図-244	27	平城宮周辺条坊復原図 … 101
13	八角柱沓石実測図48	28	平安 宮 宮 城 図 112
14	井戸出土転用古材実測図 … 49	29	遺跡記録カード 117
15	SK 140 実 測 図 ······71	30	遺物記録カード 118
		表	
1	調査期間と発掘面積・・・・・・・14	8	廂付建物柱間寸法一覧表79
2	1a当りの所要人員14	9	時期別軒瓦出土個体数量表 · · · · · 88
3	調査期別遺構分類対照表18	10	土師器杯AI口縁部外傾指数表91
4	A~J 地区整地層高低表 ······33	11	造営期年次比定表 … 97
5	造営期と遺構群の分類対照表39	12	遺跡名標示の項目別内容分類表 115
6	造営期別遺構分類表39	13	遺構・遺物記号表 116
7	SK219出土土器個体別数量表 · · · · · · · · 64		

平城宫発掘調查報告Ⅱ

官衙地域の調査

第 I 章 序 言

平城宮跡は、奈良市佐紀町に位置し、奈良時代の大内裏の跡として特別史跡に指定されている。 奈良国立文化財研究所は、昭和30年夏以来、文化財保護委員会および奈良県教育委員会の援助の もとに、その一部の発掘調査をおこなつてきた。本報告書は、昭和34年夏の第2次、昭和35年夏の 第4次、昭和35年冬の第5次および昭和36年春の第6次の4回にわたつて調査したたがいに隣接す る地域の発掘成果を一括収録したものである。

1 発掘調査事業の発足

平城宮跡は大正11年以来史跡に指定されていたが、昭和27年3月新しい文化財保護法第69条第2項の規定によつて特別史跡に指定された。この指定地内の北部を東西に貫通する法華寺と西大寺を結ぶ狭い道路の拡幅工事が、昭和28年秋におこなわれることになつた。これは当時法華寺北方にあった米軍キャンプの要求で、日米行政協定によるものである。これに対して文化財保護委員会は、施工にあたつて路面を削らぬこと、万一遺構を検出した場合工事を一時中止して指示をまつことを現状変更の条件とした。工事の開始にともなつて、遺構の存在を注意していたところ、11月末に道路の側溝工事掘りかた中に掘立柱の痕跡を検出した。そこで文化財保護委員会は一時工事を差し止め、奈良県教育委員会に命じて調査をおこなわせたところ、遺構は東西に長く側溝にそつて存在することがあきらかになつた。この調査の重要性にかんがみ、急遽原田淑人を団長とする平城宮跡発掘調査会が組織され、科学研究費の交付を受けて国営発掘をおこなうこととなつた。平城宮跡の大規模な発掘調査はここにはじまつたといえる。

調査は昭和29年1月11日から26日まで、道路予定地 0.1ha についておこなつた。その結果、現在国有地になつている朝堂院跡の北方地域に、東西100mをこえる回廊状の遺構が、同じ位置で3回以上にわたつて重複していることが明らかになり、平城宮跡発掘調査の必要をあらためて認識させることとなつた。またこの調査に関連して平城宮跡の正確な実測図の作成が企画され、東京大学生産技術研究所、地理調査所の協力をえて、航空測量によるわが国ではじめての千分ノー大梯尺地図が作成された。これは史跡保存の目的で航空測量を利用したはじめての例である。

昭和29年の調査の結果、平城宮跡の調査ならびに保存の必要性が痛切に感ぜられ、この調査事業の援助を目的とする「飛鳥・平城宮跡保存会」が地元を中心に結成され、調査の実務は奈良国立文化財研究所を中心にして、進めることになつた。そして昭和30年から10ヵ年にわたる宮跡全域の調

戦後調査の 発端

昭和29年の 調査

平城宮発掘調査報告 [

査計画がたてられたが、この頃農林省によつて大和平野農業用導水路の開鑿がおこなわれることと なり、ここでも重要な遺跡をいそぎ調査する必要にせまられるにいたつた。そこで両者を綜合した 大規模な調査計画を立案したが、当局の認めるところとならず、昭和30年度は科学研究費の交付を うけて、 平城と飛鳥両地区の調査をおこなうこととなつた。

第1次調查

研究所としての平城宮跡の第1次調査はこの科学研究費によつたもので、昭和30年8月に大極殿 回廊の東南隅の発掘をおこなつた。*この調査はごく小規模なものであつたが、平城宮大極殿の一廓 が、今までに古図などから復原されていた平安宮のそれとかなり異なるものであることを明らかに して、平城宮の解明に貴重な資料を提供した。しかし平城宮跡の調査はここで一度中止され、急を つげる飛鳥地方の調査に主力を注がざるをえないこととなつた。

昭和32, 33 の行政調査

この間行政協定により拡幅整備された道路は、米軍キャンプの廃絶後も一般の利用度が高まり、 佐紀町の住民で、道路ぞいのより便利な地へ進出を希望するものが続出するにいたつた。その第一 として昭和32年にこの通称一条通りから佐紀東町に分岐する道路の角地に、住宅を建設するための 現状変更申請が提出された。 この位置は昭和 29 年の発掘で検出された回廊の東端にあたる。文化 財保護委員会はこの地の事前調査を奈良県教育委員会に命じ、県教育委員会はこれを研究所に依頼 したが、当時研究所は飛鳥寺の調査をおこなつていたため、この依頼に応じえなかつた。そこで県 教育委員会による短期間の発掘がおこなわれたが、その結果凝灰岩雨落溝の一部や、その他に掘立 柱1ヵ所、細い2条の溝などが発見された。しかしこれだけではなお結論をえられなかつたので、 8月末にあらためて浅野清を主査として研究所員が参加し、1週間の調査がおこなわれた。その結 果, 凝灰岩の雨落溝や、2条の細い溝の状況が明らかにされたほかに、幅2mほどを玉石で葺いた 池の東岸が発見された。池はこの地区から西北にひろがる大きなもので、時期的に一番古く、それ を埋めて、何回かにわたる建物が造営されたものである。これは29年調査の東端地区に新知見を加 えたもので、平城宮跡遺構の複雑性をより強く教えたものであつた。**

この調査の結果,現状変更が許可されたために,地元の人々は,一条通りぞいの地域でも建築が 許可されるものと解し、次々とこの地区の現状変更申請を提出するにいたつた。昭和33年1月に、 昭和29年調査地域の西方, 関野貞が内裏と推定した地域の道路ぞいに, 3件の現状変更申請が提出 された。文化財保護委員会は、ふたたび県にこの3件の地区の事前調査を命じ、県教育委員会はま たこれを研究所に依嘱した。研究所は同年9月1日から2週間にわたつて、発掘調査をおこなつた ところ、3件のうち東端の地区では、南北方向の土塁状遺構が検出され、これがこのブロックの東 縁にあたることを明らかにした。一方、西方の2地区では3列の掘立柱列が東西に通り、両地区が 一連の遺構であると判断されるにいたつた。この結果は内裏推定地域に、かなり大規模な遺構が存 在することを確認したのであつたが、こうした小範囲の調査では、その全般的な性格を究明するに いたらないことが痛感された。そして大規模な発掘によつて、早急に遺跡の解明をおこなうべく、 文化財保護委員会でもその計画を推進することとなつた。

地元の要請

ところが地元では、急速な農村の都市化につれて、史跡指定地域外の地価が刻々に高騰して、多 大の利益をうけつつあるに比べて、指定地内は現状変更をなし難いという制約でこの売買も所有者 の意にまかせられない点が大きく問題となり、土地所有者の間に、町の発展が阻害され、彼等だけ

研究所学報第10冊) 昭36

^{* 『}平城宮跡第1次発掘調査報告』(奈良国立文化財 ** 浅野清・伊達宗泰「平城宮跡」(奈良県文化財調査 報告,埋蔵文化財篇2)昭33

が周辺の発展からとり残されてゆくのではないかの不安感が強まつた。そして前記3件の小地域の現状変更にも、1年近くの年月を要する事務手続の繁雑さにくわえて、調査によつて自家の土台を掘り返えされる現状を目のあたりにしては、その不満がさらに強まつた。ついに年をこえた昭和34年1月11日に、佐紀町々民150名による町民大会が開かれた。町民大会では史跡解除促進の線が打ち出され、史跡解除要望の決議書が、この大会にまねかれた県文化財保存課長に手渡された。同時に史跡解除促進小委員会が結成され、6人の対策委員を選任した。

このころにいたつて、昭和34年度に平城宮跡発掘調査費の認められることが判明して1月末、研究所と地元委員との懇談会を、 県教育委員会の斡旋でひらいた。 この席上で発掘事業の内容、 時期、人夫および、発掘地の土地補償費の算定規準などについての説明をおこない、これに対する地元の要望を聞いた。当初地元は要望の目的は解除にあつて、調査の協力など考えられぬとして強硬であつたが、数次にわたる県文化財保存課長の説得により、3月にいたつて、解除するかどうかの資料を得るためにも、まず調査に協力すべきであるとの結論が出され、また発掘調査は道路の北側の、現状変更申請の多く出る可能性のある地区からおこなわれたい、という地元の要望が伝えられた。これはまた、現状変更申請に対して、行政的判断を下す資料を求めた文化財保護委員会からの要請にも合致し、その具体案は研究所によつて立てられることとなつた。

2 調査計画と組織

調査は平城宮跡内の通称一条通りにそつた、東西 1.2 km にわたる地域、約12 ha を、5 カ年で発掘する計画で出発した。この地域は、昭和29・32・33年の発掘資料から、種々の遺構が複雑に重なり合つて存在することが予想されながら、それがどの程度の規模のものかの判断もついていない。そのために最低限全域の30%を発掘するのでなければ、遺構の性質についての責任ある判定も不可能であり、この面積を5 カ年で調査し、妥当な判断を下すには年間約0.7 ha の発掘が必要と考えられた。この計画の遂行には多額の予算と調査人員を必要とし、その要求をしたのであるが、全額は認められるところとならず、初年度は発掘調査を遂行しうる程度の額にとどまつた。この点で調査は当初の予測とくいもがい、あらゆる面で困難が生じたが、とりあえず初年度は調査事務所の現地開設などの計画を放棄し、すべてを発掘調査に投入することとなつた。3月末に文化財保護委員会事務局との打合せにあたつて、地元の要望をいれて道路の北側を調査する場合に、指定地域の東西いずれから始めるかが問題となつたが、事務局記念物課からは、西方から始めたい希望がのべられ、その理由は東半では29年の調査の知見がとりあえずみられるのにたいして、西側の内裏推定地は33年調査の結果だけからだとその概況さえ全く不明なためであつた。また、発掘実施の技術的な面でも夏期は特に排水の便が第一の条件となり、この2点を考慮にいれると、西に佐紀池がある内裏推定地西端部が適当と考えられ、この地域から発掘を行うこととした。

またこの調査を推進するために、遺跡の重要性にかんがみて、重要事項を調査審議する諮問委員会を研究所内に組織することとなつた。昭和34年5月22日、東京において第一回の「特別史跡平城宮跡調査委員会」が開催され、委員長は互選によつて原田淑人、委員長代理に藤田亮策を選任し、委員には下記の12名を委嘱した。

調査計画

在委員会

平城宮発掘調査報告 [

委 員 長(文化財専門審議会第1·第3分科会専門委員) 原 田 淑 人

委 員(同第1・第3分科会専門委員) 石 田 茂 作 (同第1・第3分科会専門委員) 梅 原 末 治

(同第1分科会専門委員) 末 永 雅 雄 (同第1分科会専門委員) 水 野 清 一

(同第2・第3分科会専門委員) 藤島亥治郎 (同第2分科会専門委員) 村田治郎

(同第2分科会専門委員) 大 岡 実 (同第2分科会専門委員) 関 野 克

(同第2分科会専門委員) 福山敏男 (同第3分科会専門委員) 坂本太郎

この委員会に5ヵ年計画および昭和34年の第2次発掘調査の具体案,調査実施要項,調査員の組織などの諸案件が上程され,委員会の了承をえた。ここにおいて発掘調査は、研究所員を主体とし、これに昭和29年以来の発掘調査員の参加を求めて、昭和34年7月17日から開始することとなつた。7月21日現地において鍬入式がおこなわれ、河井文化財保護委員長、調査委員会の原田委員長、藤田委員長代理、村田、藤島、末永の各委員、田崎記念物課長補佐、石田研究所長事務取扱、小泉奈博学芸課長、県会議長、教育委員長代理、市会議長、薬師寺管長、唐招提寺長老ら約70名の参列があつた。式後佐紀町公民館で簡単な祝宴がひらかれ、そこで平城宮跡調査5ヵ年計画が正式に発表された。第2次調査から第6次調査にいたる調査員は次のとおりである。

 調查員
 調查責任者
 奈良国立文化財研究所長
 藤 田 亮 策

 同所長事務取扱
 石 田 茂 作

調 査 員 歴史研究室 榧本亀治郎 坪井清足 田中 稔 田中 琢

岡田茂弘 狩野 久 河原純之 寺田崇憲

建造物研究室 森 蘊 浅野 清 杉山信三 鈴木嘉吉

工藤圭章 牛川喜幸

第2次調査には奈良国立博物館 小泉顕夫,稲垣晋也,奈良県教育委員会 日名子元雄,小島俊次,溝辺文和,伊達宗泰,網干善教,および釣田正哉,第4次に青山賢信の諸氏が参加された。

計画変更と 今後の予定

鍬入式

当初の5 カ年計画には、後に多少の修正が加えられた。それは予算額から云つても、発掘地域を 指定地域にかぎらざるを得ないと考えられたからで、まず一条通りぞいでも西方にある未指定部 は、計画からはずすことを余儀なくされた。そこで新しく調査予定地域を、指定地内道路ぞいの南 北各 100 m 幅の地域としたが、この面積は 10 ha に及ぶ。しかも第 2 次調査では予期以上に錯雑し た遺構が検出されたので、この全域の60~70%までは発掘しなければ、遺跡の性格が明らかにされ ないと考えられ、年間 1.2~1.5 ha を調査することとした。 この計画は第 2 年度でも十分な予算上 の裏付けを得るに至らず、昭和35年度発掘面積は 47 a に止まつたが、漸次拡張されて、昭和37年 度には 1 ha を予定している。 これでもなお当初計画地域は、5 カ年内に完了しえないことが明ら かであるから発掘地域を一条通り北側のみに限定して、地元からの要望が最も強いこの地域だけ は、計画年次内に終了する予定である。こうした当初計画の遅れと、さらにこの間にも急速に開発 されてゆく平域宮跡内の他の地域の問題をふくめて、平域宮全域の保存計画に対応する長期の調査 計画の必要が認識され、緊急調査計画を第 1 次とする前後15年の 3 次 5 カ年計画によつて、全域の 調査をすすめる案が立てられている。第 2 次計画では平域宮の宮域を確認するために、朱雀門以下 の諸門とそれに関連する外郭地域の調査をおこない、第 3 次計画では中央部の主要遺構を調査し、 15年間に 30 ha の発掘を予定している。

第11章 平城宮の沿革と現状

1 浩 革

A 平城宮の造営

平城遷都が行われたのは和銅3年(710)3月のことである(続紀)。これよりさき和銅元年(708) 2月遷都の詔が発せられ、平城の地が「四禽図に叶い、三山鎮を作し、亀筮並び従う」絶好の場所 であることを賞し、また「制度の宜しき、後に加えざらしめよ」と都城の計画的な造営が提示され た。ついで同年9月造平城京司長官以下が任命されている。「長官」正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂, 從四位下多治比真人池守, 「次官」從五位下中臣朝臣人足, 小野朝臣広人, 小野朝臣馬養, 「大匠」 従五位下坂上忌寸忍熊, ほか判官7人, 主典4人である。これらのうち, 阿倍朝臣宿奈麻呂が押勝 伝に「大納言阿倍少麻呂に従つて算を学ぶ」(続紀宝字8・9)とあるように算術にたけた人物であつ たことは注意されるし、 また次官の中に小野氏が2人もはいつているのは異例のことである。* 岸 俊男はその理由を小野氏はワニ氏と同族であるから、平城宮の地に特別な関係(本貫地?)があつた ことによるとした。**

平城遷都を策したものはよくいわれる如く当時右大臣の地位にあつた藤原不比等である。大宝律 令の編纂に象徴的にみられる律令体制の確立とそれをおしすすめる新興貴族の抬頭、その最頂点に 位していたのが不比等であつた。

不比等と平 城京

平城遷都

飛鳥古京を去つて、平城に都城が造営されることには大和旧氏族の激しい抵抗があつたと推測さ れるだけに、平城遷都のもつ革新的意義は高く評価しなければならない。当時漸く全国的な視野に たつ都城が要請されていたのである。調庸物の収取一つをとつて考えても、畿内にしか交通網をも たない狭隘な飛鳥では、その貢進は不便極まるものであつたが、淀川・泉川の2大河川を利用する ことによつて、平城京は全国の交通路と結びつくことができたのである。和銅4(711)・5年(712) の両年にわたつて、律令制度の徹底化を示す詔が発せられていることも偶然なことではなかろう。 (続紀和銅4・7, 和銅5・5)

造平城京司は、都城の設定・整地・街路割などをつかさどつた臨時の官である。 和銅元年(708) 造平城京司 11月宮城内に入る菅原の地の民90余家を遷しているなどは、造京司の仕事である。これに対して宮 殿の造営・修理をつかさどるのが常置の造宮官(職・省)である。*** 造宮官が活動を開始したのは, 平城宮地の鎮祭が行われた元年 (708) 12 月以後のことであろう。

2年(709)に入つて8月から9月にかけ平城宮行幸のことがあり、造宮に関係したものに授位賜 物のことがみえるから、この頃におそらく内裏に関した建物は一部できあがつていたのであろう。

会篇『律令国家の基礎構造』昭36

*** 井上薫「造宮省と造宮官」『日本古代の政治と宗 教』昭36

[:] 催浩司監にも小野朝臣牛養が任ぜられている。 (続紀天平2・9)

^{**} 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」大阪歴史学

平城宮発掘調査報告

2年 (709) 12月再び平城宮行幸があつて還幸のことがみえないことをもつて、 翌 3年 (710) の元日朝儀につかわれた大極殿を平城宮のものとする説があるが*、 僅々1年程で大極殿・朝堂の竣工を考えることは無理ではあるまいか。 和銅 3年 (710) 3月遷都後、大極殿のみえる最初の記事が、下つて和銅 8年 (霊亀元年715) 元日朝賀であることも参照すべきである。 和銅 4年 (711) 9月の「今宮垣未だ成らず、防守備らず」とか、和銅 5年 (712) 正月の「諸国の役民郷に還るの日云々」という続日本紀の記事や三代実録元慶 8年 (884) 5月29日条に引用されている和銅 6年 (713) 11月の官宣などを参照すると、大極殿・朝堂の竣工は和銅 5年 (712) 頃とすべきであろう。

聖武朝の平 城宮 宮城の整備にともない, 儀式における殿舎利用が多様化してくるのは聖武朝以後である(別表5 参照)。 元日饗宴に中宮と朝堂が併用され, 前者では侍臣以上の宴が, 後者ではその他の五位以上 の饗が行われ, 曲水宴(3月3日) 騎射(5月5日)に多く松林苑が使われ, 冬至宴に南苑が利用されるなど, 天平期の平城宮殿舎利用には或る程度の定式化がみられるのである。

B 平城宮の中断

天平12年 (740) 10月九州に起つた広嗣の乱の最中,聖武天皇は突如関東出幸の勅を発して平城宮を去つた。伊賀・伊勢から美濃・近江と転じてその年の暮近く,右大臣橋諸兄の別業のある山背国恭仁郷に都城を造営する旨を詔した。これは明らかに広嗣の乱に影響されたものであり,同時にこれを契機に諸兄が勢力伸長をはかつたものであろう。天平12年 (740) 平城宮の大極殿と歩廊を壊して恭仁宮にもち運んだが,恭仁宮大極殿が竣工したのは,遷都3年目の天平15年 (743) のことである。14年 (742) 8月には甲賀離宮が造営されたが,16年 (744) 2月難波に遷るまでこの地に都城が営まれた。この間の平城京の荒廃ぶりは万葉集にもみえているところである(1044~49)。天平17年5月,再び平城に還都するまで平城宮留守がおかれていたが,漸次留守官人の帯する官職と位階が低下していく。この時期の平城宮の地位と比重を物語るものとして興味深い。天平17年 (745) 5月、4年半ぶりに平城宮に還幸なつて中宮院を御在所とした。

C 平城還都とその復興(孝謙朝)

孝謙朝の宮城復興

還都後3年の天平20年(748)の元旦饗宴に朝堂が使用されているところをみると、朝堂一郭もこの頃にある程度復興されたらしい。しかし、恭仁遷都によつて、大極殿および歩廊がもち運ばれた事情を考慮すると、これが大極殿も含めた朝堂全域の完成であるか否かは疑わしい。大極殿は天平勝宝元年(749)7月の孝謙天皇即位にみえるから、この時には大極殿も出来上つていたものであろう。しかし、その後孝謙朝において大極殿が本来使用されるべき元日朝賀に一度もその用例がみあたらないのはどうしたわけであろうか。天平勝宝7年(755)・9年(757)の諒闇廃朝(宮子太皇太后・聖武太上天皇の崩御による)、5年(753)の廃朝(理由不明?)、大安殿において朝賀の行われた2年(750)、大宮改修中の天平宝字2年(758)を除く天平勝宝3年(751)・4年(752)・6年(754)・8年(756)の元旦朝賀は全くその記事を欠いているのである。単にこれを続日本紀の記事の省略と解するよりは、のちにのべるように孝謙朝において全般的に殿舎利用が不安定なことを考慮に入れると、やはり異例の事態であり、宮城内復興が全体的に著しくたちおくれていることの反映とすべきではなかろうか。

^{*} 大井重二郎『上代の帝都』昭19,福山敏男『大極殿の研究』昭31

大極殿出御を通例とする元日朝賀が大安殿で行われ (この大安殿と宝字9年(765)の西宮前殿が奈良時 代を通じて元朝出御の場所が大極殿でない2つの例外である。別表5参照),朝堂・内裏で行われるべき元日 饗宴が中務南院で行われていること (勝宝5年), さらに朝堂についてみても, これが常例の儀式, 饗享に用いられたことはなく、孝謙朝にみえる2例の朝堂は、新羅・渤海使など外国使節賜宴の場 合である (勝宝 4・6, 同 5・5)。続日本紀編者は外国使節を饗する場所として慣例的に朝堂と表現し たもので、この特殊な用例をもつて、この時期に朝堂が整備されたものとすることはできないであ ろう。 かしろ孝謙朝に集中的に大極殿南院(或は単に南院)という用語のみえていることに注目した いのである。これを朝堂域の別称とすれば完成した形の朝堂が存在しなかつたために、このような 変則的な用語が生まれたものであろう。

孝謙朝において、このように殿舎利用が不安定であるのは何故か。孝謙天皇の即位には大極殿が 使われているから、聖武末年には大極殿は完成をみたものであろう。ところがさきにのべたように その後の元朝に大極殿は利用されず、勝宝2年(750)に大安殿で朝賀を受けていることからすれ ば、孝謙天皇は還都後聖武末年に改修した殿舎をそのままうけつがなかつたのではなかろうか。ま た天皇の背後には太上天皇・皇太后がおり、中でも政治上の実権は光明皇太后一紫微中台(仲麻呂) が握つていたから、天皇の御所はむしろかつての東宮ではなかつたかとおもわれる。このような変 則的事態が,孝謙朝の殿舎利用を不安定にした理由であろう。孝謙朝末年,仲麻呂の主導ではじめ られる天平宝字の改修が、聖武太上崩御の翌年であることは上の事情を裏書きするものである。

復興遅延の

D 天平宝字年間の改修

いわゆる天平宝字の改修とは、続紀に2度にわたつてつぎのようにみえることを指す。*

- 1 勝宝9年(757)5月辛亥条「天皇(孝謙)田村宮に移御す、大宮を改修せんが為なり。」
- 2 宝字5年 (761) 10月己卯条「平城宮を改め作る為に、暫く近江国保良宮に移御す。」

1について。田村宮はいうまでもなく、仲麻呂の私宅田村第を、仮宮にしたてたものである。当 時仲麻呂は右大臣の兄豊成についで大納言の地位にあり、皇太后宮―紫微中台の長官さらに中衛大 将を兼任していた。前年(758)5月聖武太上崩じ、その遺詔によつて新田部親王の王子道祖王が皇 太子の位についたが、仲麻呂はこの道祖王を9年(757)3月に至つて「身諒闇に居て志淫縦に在 り、教勅を加うと雖も曽つて改め悔ゆることなし」との理由で廃し、直ちに以前から私宅(田村第) に住まわせていた舎人親王の王子大炊王を立太子させた。しかも田村宮に移つて半月後に、仲麻呂 は内外諸兵事を掌握し、大臣に準ずる紫微内相の地位についた。やがてこれが橘奈良麻呂の乱を誘 発し、豊成の排斥、孝謙天皇の譲位、大炊王の受禅即位となつて、仲麻呂の専断政治に道を拓いて いくのである。大宮改修はこのようなあわただしい政情の中で行われた。この改修を主導したのも おそらく仲麻呂であり、彼が擁立した淳仁の立太子にともなつて、孝謙へ奉仕したものと解されな いであろうか。 大宮は内裏を指すと考えられるから、 この改修は朝堂には関係しないものであろ う。また、改修という表現からすれば、新造ではなく既存殿舎の修理であつたと思われる。**

大宮改修

[・] 平城宮改造を伝える数少い文献的徴証として, 早 くから重要視されているものである。しかし宮跡の 発掘が進行するにしたがつて、文献には示されない ** 営繕令私第宅条の「営造」と「修理」を、集解古 宮内造営が確認されてきた現在、平城宮改作をこの

時期にのみ限定することはできない。(この点の詳 細は第Ⅵ章にゆずる)

記は「新造」「旧造」と解している。

平城宮発掘調査報告 1

平城宮改作

2について。1が旧内裏の修理にとどまる程度のものに対し、この場合が「平城宮改作」と表現 されるように、 宮城内全域にわたる改造であることは、 つぎのような諸事実によつても証明され る。第1は、その時に東朝集殿が唐招提寺に移建されているから、*少くとも朝堂に関してはその全 面的な改造が行われたことを推測させる。第2に、工事の開始は宝字4年(760)の後半と推定され るから、** 保良移幸にさきだつ4年(760)8月の小治田岡本宮の遷幸もこの時期の造営に関係した もので、諸国当年の調庸を便宜上、小治田宮に収納するように命じていることからすれば、諸官衙 にも及ぶ規模の大きなものであつたことが推定される。工事が宝字4年(760)後半に始められてい るとすれば、光明皇太后の崩御直後にかかり、先の内裏修理が聖武太上の崩御の翌年におこなわれ たこととあわせて、興味深いことである。

仲麻呂の発議にもとずく宝字年間の改修は、孝謙朝に造営の著しくおくれていた宮城内を、ほと んど根本的に改造し直したものである。宝字7年(763)の元日受朝に大極殿が使われているから, 少くとも大極殿・朝堂は6年中には完成をみたものであろう。同年(762)5月,高野天皇と淳仁天 皇は宮内造営のため遷御していた保良離宮から平城に還つているが、これは工事の終了を待つて行 われたものではない。この事情を続日本紀は伝えて、「高野天皇、帝と隙有り、是に於て車駕平城 宮に遷る」(宝字6・5)としている。帝(淳仁天皇)は中宮院に、高野天皇は法華寺に入つて各々御在 所とした。間断をおかず高野天皇は、朝堂に五位以上の官人を喚集して、別宮すなわち法華寺に居 なければならない特別な事情を説明して、政治の大権(国家の大事・賞罰)は自分が握り、つねの小 事のみ帝が行えばよいという異常事態を宣言した(宝字6・6)。法華寺は周知の如く光明皇后の宮寺 であり、2年前の宝字4年末には、光明皇太后御願にかかる阿弥陀浄土院が、寺内西南角に華麗な 装いをこらして建てられていた。***

平城還都の時には、大極殿・朝堂など中心建物の大部分は、完成されていたであろうが、諸官衙 群の造営はなお終らなかつたであろう。高野天皇と淳仁天皇の対立事態は、ついに解消されること なく、2年後の宝字8年(764)9月、高野天皇はまず淳仁天皇と結ぶ仲麻呂を追放し、翌月中宮院 に淳仁天皇を囲んで廃位させ、みずから重祚して帝位についた。高野天皇がその期間中法華寺に留 まつたと推定される点は後述する。****

E 称

保良宮遷御中、高野天皇の信任をうるようになつた内道場の僧道鏡は、仲麻呂が失脚するや直ち に大臣禅師の位につき、翌年には治部省の印の代りに道鏡の印を用いることによつて教界の支配権 を握り、ついで太政大臣禅師に任ぜられて僧俗両界の最高位についた。天平神護元年(765)寺院以 外の墾田私有を全面的に禁止するなど僧侶の勢力によつて貴族の立場を圧倒した。

称徳朝の内 裏

この時期の殿舎のあらわれ方は、前後にその類をみない特異なものである。内裏関係については

^{*} 浅野清「平城宮朝集殿の復原」(『大極殿の研究』

^{**} ①東朝集殿施入時期は,移建別当文屋真人智努の *** 福山敏男前掲書 p. 207 出家(僧名・浄三)年時からして,天平宝字4年6 月から5年正月の間である(続紀)②当時造営中で あつた法華寺阿弥陀浄土院の造寺料施入物中、内裏 および坤宮官からの施入が天平宝字4年5月乃至7

月以後なくなる。(福山敏男『日本建築史の研究』 p. 219)

^{****} 或は今少し早く,宮城内に入つたのではないか とも考えられるが,天平宝字の改修が,淳仁――仲 麻呂の線ですすめられたものであることから考えて 無理であろう。

東院・東内・西宮がみえ、神護3年(767)4月には、瑠璃瓦を葺いた東院玉殿が竣工している。東 院が表向きの儀式に利用されるのに対して、西宮は天皇の居所としての私的な場所である。東院・ 西宮は、文字通り宮城内の東あるいは西に位置するものであろうが、これが以前の内裏と事実上連 続するのか、或は全く別のものなのかは、なお慎重な検討を必要とする(第Ⅲ章参照)。

F 光仁・桓 武朝

称徳天皇が崩御すると、皇嗣が定まつていなかつたので、藤原百川は永手や良継とはかつて、天 智の孫にあたる白壁王の立太子を強行し,やがてこれを即位させた(光仁天皇)。 道鏡は称徳天皇の 崩御まもなく、造下野薬師寺別当に追放された。光仁・桓武朝は官制の整理と農民負担の緩和策に 示されるように、律令制の全般的な再建を目指しているところにその特色がある。*しかしそれは以 前の律令制そのままの再興ではなくその縮少版である。

この時期の殿舎利用は、別表5にみる如く全体的にきわめて安定している。元日饗宴に内裏、前 殿, 朝堂が使われていることは, 天平期の場合と同じである。 元日朝賀の大極殿出御が宝亀5年 ~8年 (774~777) をのぞいて全般的にみられるほか、節宴・儀式が常例化し、それぞれに使う場所 が定まつてくる。延暦元年 (782) 4月, 「今は宮室居に堪え,服翫用いるに足る(中略)。宜しく造 宮・勅旨の二省を罷むべし」(続紀) と詔されていることによつても、宮城の安定した状態を推察す ることができる。

ところがこの詔の発せられた翌々年 (784), 突然平城京は廃され, 山背国乙訓郡長岡に都城が造 営されに至つたのである。 宝亀10年 (779), 光仁・桓武両天皇の推載に尽力した藤原百川が薨ずる と、 その遺功により弟の田麿は大納言からさらに右大臣にすすみ、 甥の種継は一躍従三位に特進 し、中納言に昇官した。このような藤原式家の優勢は、藤原氏内部のあつれきを招き、さらには大 伴・佐伯など旧氏族との対立をひきおこした。一方にまた前代,ことに道鏡の政権以来,実力を蓄 えてきた平城京内諸大寺の勢力にも、あなどりがたいものがあつた。

このような政情の中で、種継はみずから造宮使長官になり、山背北部の豪族秦氏の財力に依存し て長岡遷都を強行したのである。** かくして7代70余年つづいた平城宮の歴史も終りをつげた。

延暦10年 (791) 2月,越前・丹波・播磨・美作・備前・阿波・伊豫の諸国に命じて、平城宮の諸 門を長岡宮に移建させた。 延暦11年 (792), 諸衛府に平城旧宮を守らせているところをみると(紀 略),長岡移幸後も平城宮城内の建物は、全面的に移建乃至破壊されたものではなかつたのであろう。

G 平城上皇と平城宮

平城宮が内裏乃至宮城として再び史上に姿をみせるのは、平城上皇の時である。上皇は大同4年 (809) 末平城宮に行幸し,この地を御在所とした。 これよりさき同年 4 月に,平城天皇は病気を理 由に皇太弟(嵯峨天皇)に譲位した。 この譲位はしかし, 前々年の平城天皇の弟,伊予親王の謀反 事件に関係があり、さらにその背景には藤原北家と式家・南家の対立が存していた。

臣大中臣清麻呂の家を御所とした。直ちに摂津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波などの米稲を造平

上皇が移幸された大同4年末には、まだ平城宮の宮殿はできていなかつたらしく、仮りに故右大

長岡遷都

平城還都

^{*} 宝亀11・3,延暦元・4(造宮・勅旨2省以下の廃 ** 喜田貞吉『帝都』p. 227 止) など

平城宮発掘調査報告 [

薬子の変

城宮料に充て、畿内諸国の工および夫2500人を雇つて造営を開始しているから、この再建は相当な規模の工事であつたと考えられる。翌弘仁元年(810)に入り造営はかなりの進捗をみた(紀略)。この年9月、長岡京遷都の主唱者で遷都の翌年暗殺された種継の子、仲成および薬子は、勢力挽回をはかつて平城上皇をうごかし、上皇の復位をすすめたが、嵯峨天皇側の機敏な処置によつて不成功におわつた。太上天皇は川口道をとつて東国に入る計画であつたが、嵯峨側の兵力にさえぎられて、平城宮にもどり、剃髪入道した(後紀)。

その後も平城宮には諸衛官人がつめていたが、彼等は宿衛を勤めず(類聚国史・紀略弘仁2・7)、太上天皇は弘仁14年 (823) に至り、平城宮諸司を停止する旨を伝えた (類聚国史・紀略弘仁 14・4)。天長元年 (824) 7月太上天皇崩ずるに及んで事実上平城宮は終焉した (類聚国史・紀略同年同月)。

廃宮後の平 城

類聚符宣抄(第六雑例)は天長2年(825)のものとして、「平城西宮事」を載せているがそれによると平城太上の親王等に意に任せて西宮を使うことを許している。この西宮が、以前の称徳朝の西宮と同じものか否かは、にわかに断定できない(第VII章参照)。

承和2年 (835) には、平城旧宮水陸地40余町を、平城第3子高岳親王に賜わつているから(紀略)、10年後には宮城内の一部も田畝に変つてしまつたのであろう。翌年には平城京内空閑地230町を、太皇大后朱雀院にあてている。くだつて貞観2年 (860) には、京中水田55町余を不退・超昇両寺に施捨したことが三代実録にみえ(同年10)、当時の平城京の状況を大和国司は「延暦7年長岡に遷都、その後77年、都城の道路変じて田畝となる。内蔵寮田160町、その外私額の墾開田往々数あり」と伝えているほどである(三代実録貞観6・11)。

2 遺跡の現状

平城宮の地形

平城宮跡は、北に奈良山歌姫丘陵、東に春日高円の諸峯、西に矢田山をひかえた大和盆地の北端にあつて、北から南にゆるやかに傾斜する、よく解析された台地の周辺部にあたり、その東および南は佐保川、西は秋篠川で境される。宮跡は現在奈良市佐紀町に属し、佐紀集落を北端とする方約1kmの地域を占めている。この地は成務、日葉酢姫2陵を中心とした楯列古墳群の東につらなる丘陵が南東に張り出した台地部と、西から南東にかけてのひろい平坦部からなつており、現在その大半は水田となつている。この水田の畦畔や道路をたどれば、平城宮跡に接する東西の一坊大路や南限の二条大路の痕跡が整然と見られ、これにより宮の東・南・西の境界はきわめて明確に指摘することができる(PL.1)。宮跡内部の水田の形状からも宮内の区劃の大略を知ることができるが、これとともに主要な場所には多くの土壇、土塁が遺存していて、宮内の各宮殿、官衙の位置をも推測することをたすけている。これらの事実から早く明治40年に関野貞の復原的考察がなされ*、今日の平城宮跡保存の基礎がきずかれたのであるが、いま一度これを跡づけてみたい。

中央部の現 状 平城宮跡の中央正面、朱雀大路と二条大路の交点にあたる地点に、今は用水池が穿たれ、その北岸に朱雀門が予想されるが、瓦の出土を知るのみで、地上には何らの遺構がみられない。宮跡中央部は小字荒池で、平城宮中軸線上を南北に通る小径があり、それを中心にして東西約215mの地割りが、南北約530mつらなつている。この中軸線に対称に、東側には南北150mにわたつて一線上に土壇が並び、西側にもほぼ同じ幅の南北に細長い田がつらなつて、ここにもかつて同様な土

^{*} 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要 工科3)明40

壇があつたことを示している。関野はこれらの土壇から、東西に相対して並ぶ殿堂を想像し、この 位置が宮域南部にあり、また平安宮豊楽院に似た配置であることから、この一郭を南苑跡と推定し た。この荒池以北は小字東大宮で、 二条大路の北縁から 530 m へだたつた位置で、地割りを示す 両側の畔は 東西幅 180 m にせばまり、 この幅で 東大宮地区の北端まで 280 m ほどつらなつてい る。この畔は東で特に顕著な土塁となつている。東大宮地区北半は南半より 2m ほど高くなつた台 状の地形となつており、 東大宮から北の寺前にかけての宮域中央部を、 関野はその高燥な地形か ら, 内裏と推定した。

この中央の荒池・東大宮地区の東側に、幅70mの小字分田地区をへだてて、現在国有地となつ 東部の現状 ている神明野地区がある。この地は東西の幅が185mで,その中央線上,二条大路北縁より120m に1土壇があり、 さらに北 130 m で 今一つの土壇がある。 関野は この南のものが平安宮の応天 門に、北のものが会昌門にあたると推定した。これより北の神明野地区には、10ヵ所の土壇がなら び、その北で一段高くなつた地域の中央に高さ2mをこえる「大黒の芝」または「大黒殿」とよば れる大きな土壇がある。これらは十二堂と大極殿の遺構であるとして、平城宮朝堂院跡と推定され た。なおこの地区には、十二堂の外郭北半部に土塁があり、大黒の芝の東西および北に小土壇が遺 存しているが、関野はこれを東西楼、および平安宮の小安殿にあたる後殿とした。大極殿周辺地区 の一部では、大正13年の平城宮跡保存準備工事による周濠開鑿に伴つて遺構が発見され、大極殿周 囲の回廊雨落溝が発掘されて、関野の推定を裏付けた。*この朝堂院跡北方の椚木地区は、東大宮北 半と同じく 1.5 m ほど高まつた地で、その西側には土塁が残つている。この椚木やその北の松本の 両地区は、地形上からは他になんの遺構も予測できないが、宮内に占める位置から、関野はこれを 東院の地に比定した。椚木地区の東西では、同様大正13年の工事で数個の礎石が発見されている。

これらの土壇や土塁および畦畔から知られる顕著な2群の遺構に対して明確な遺構の指摘できな 西部の現状 い広い地域が西方にある。その西端の通称一条通りの南の一劃は、「大り宮」とよばれ、称徳天皇 の西宮に関連があると推定されるが, この地区には旧一坊大路に接して, 二条町の「弘法井戸」か ら南100 m の地点に、1 土壇がみられる他は、目立つた遺構はない。この土壇は宮門の一つと考え られる。ところがこの地域も畦畔によると、西縁には幅 120m の田が南北につらなり、東縁の地域 とも似た地割りであることが知られる。このことは朝堂院、内裏をめぐる官衙地域の地割りの名残 りを示すものと考えられよう。

このほか2箇所に相対する顕著な土壇が、宮域の東南隅の一劃にみられるが、後述するようにこ の附近が太政官院の跡と推定されるので、これに関連ある遺構であろう。また宮域東縁の小字椚木 と小字石田の中央に、 2枚の田が南北に細長くつながつた地割りがある。 この細長く連続する 2 枚の田は、 北の水上池に連らなつており、 その東側の田から昭和3年に玉石積みの溝が発見され た。** この地割りは、東側地区の官衙の区劃割りを示すものとして、重要な意味をもつ。

また宮域の西南の隅に、小字谷田とよばれる秋篠川の氾濫痕跡を示す地形がある。この一部の金 池の地を、関野は「西南の池亭」にあてた。この付近で周辺より一段低くなつた現在の地形は、宮 の廃絶後の氾濫で、その部分の遺構が削られた可能性のあることを示している。

このほか宮域の中央西北に古くからある御前池の中には、土塁状の地形が残つているが、これが

昭10

^{*} 上田三平『史蹟名勝調査報告』(史蹟調査報告2) ** 岸熊吉「平城宮遺溝及遺物の調査報告」(奈良県 史蹟名勝天然記念物調查報告12) 昭 9

平城宮発掘調査報告 [

東に断続的につらなる状況は、喜田貞吉によつて平城宮の北限を示すものと指摘されている。**また 御前池の堤防には、 造り出しをもつた10数個の凝灰岩製礎石が存在することも、 周知の事柄である。このほか宮域内各所に凝灰岩切石が整然とならんでいることを、 耕作者が伝えているが、 佐紀池と道路をへだてた南側で、 東大宮に西接した未指定地内の田から、 大きな凝灰岩切石が掘り出されたことなどは、 そのなかでも顕著なものである。また佐紀池・二条町集落の中央を南北に流れる小川と、 通称一条通りとの交点からも、 地覆石状のものが地下約 2m から発見された。

現状と遺構 の関連

現状で知られる平城宮の遺跡は以上のようであつて、今回発掘された蓄遺構は全く地形上からは 予測できないものであつた。 ところが大極殿周辺の一郭では、 発掘調査によつて発見された遺構 と現状が示す地形とは、かなり密接な関連があることがわかつた。例えば、椚木地区西辺の土塁は 大正13年の発掘でしられた礎石列の延長に当つており、昭和35年の発掘で、この礎石列のある土塁 は築地回廊を構成するものと考えられるに至つた。その結果、方約170mの回廊が椚木地区を取囲 むように廻つて、ここが内裏であることが判つてきた。また大極殿前面では、旧回廊の規模をその まま伝える形状で、土壇が屈曲している点も、昭和30年の発掘によつて確かめられた。これは現状 で認められる地形と遺構の関連を、等閑視しえないことを教えたものであるが、実はそれだけ平城 宮跡が現在までよく保存されていることを示している。したがつて宮城内で前述のように推測され る各地区の遺跡からも、発掘調査による重要遺構の検出は、十分に期待できるといえる。

^{*} 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論」(歴史地理12-5)明41

第III章 調 查 経 過

1 概 要

今回報告する発掘調査は、特別史跡「平城宮跡」の一部、奈良市佐紀町字寺前の地で行われたもので、5カ年計画による継続調査として、昭和34年度より開始された。

6 ABO区

調査が行われた 6ABO 区は、この南に接する東大宮の地と合わせて、前述のように、関野貞によつて、内裏跡と推定されており、宮城内でもかなり重要な位置を占めている。この地域は通称一条通りと佐紀町に挟まれる南北 80 m 東西 210 m ほどの水田地帯で、西は佐紀池に接し、区域南端は一条通りに沿つて東西に住宅が並び、北端は道路および灌漑用水路で限られる。 中央を南北に通る道が、ほぼ宮域全体の中心線と一致し、6ABO 区はこの道によつて東西の2地区に分けられる。両地区の地形はやや異なり、東半地域がほぼ平坦な水田の連続であるのに対して、西半地域は水田一筆ごとに段があり、東から西に進むにつれて、順次低くなる。地形を隣接地との関係でみると、北に接する6ABN 区は6ABO 区より全体として一段高まつており、南の6ABP 区は6ABO 区とほぼ似た状況にある。

 $6\,ABO\,$ 区の発掘に当つては、 遺構の所在を全く予見することができず、また小範囲の調査ではその性格を明らかにすることが到底不可能なので、 毎次少なくとも $30\,a$ を全面にわたつて発掘する計画を立てた。発掘期間については、発掘に就労する人夫の確保に地元農家の協力を必要とするので、 農繁期を避け夏冬の $2\,$ 回が計画された。発掘作業の進行には排水の便が大切であり、調査は佐紀池に接する地区より漸次東進することになつた。

昭和34年度

昭和34年度は,同年春に飛鳥板蓋宮の発掘調査をおこなつたため,経費の上から夏期の調査のみに限られた。この第2次調査では $6\,\mathrm{ABO}$ 区 $\mathrm{N}^-\mathrm{W}$ 地区を発掘した。最初の発掘でもあつたため,遺構の検出に至るまで長時日をついやし,実測を終えて埋め戻し開始までにほぼ90日を要した。発見した主な遺構は,掘立柱建物 $8\,$ 棟・溝 $6\,$ 条・掘立柱柵 $2\,$ 列・池 $1\,$ 所・遺物の堆積した土壙数所などであり,それぞれの重複関係を検討して,これらが前後 $7\,$ 回にわたつて造営されたものと認められた。さらに $6\,\mathrm{ABN}^-\mathrm{V}$ 地区も一部を発掘したが,遺構は検出されなかつた。この第2次調査の結果,遺物が多数出土し,その整理と保管のための場所が必要となり,それに加えてその後の調査は年間を通じてほとんど継続されるため,現地に調査事務所が建設されることになつた。

昭和35年度には、春・夏・冬 3 回の調査を行つた。春の第 3 次調査は事務所建設予定地の事前調査として、国有地東北隅の 6 AAQ - A 地区で始められた。発見遺構は掘立柱建物 3 棟と築地回廊である。この築地回廊は昭和29年冬、一条通り改修工事の際発見された遺構と一連のものと判断され、古図に示される平安宮内裏の回廊と構造・規模が近似するので、この築地回廊でかこまれた地区を第 2 次内裏跡と推定するに至つた (PLAN 1)。

夏の第 4次調査は第 2次調査地の東に隣接する 6 ABO 区 $K\sim M$ 地区で行われ、これで 6 ABO

昭和35年度 調査

平城宮発掘調査報告 1

区西半地域の調査は終了した。 あらたに発見した遺構は掘立柱建物 9 棟・溝 1 条・井戸 1 所・池 1 所・遺物出土の土壙数カ所で、これらは 8 期にわたつて造営されたと認められた。これを第 2 次調査の結果と対比検討して、 6 ABO 区西半部においては10期の造営があつたと考えられた。冬の第 5 次調査は 6 ABO 区の北部西半の A~C 地区一部と I 地区で行つた。新しく発見した遺構は掘立柱建物 9 棟・掘立柱柵 1 列・遺物を含む土壙数所で、このうち 1 土壙より41点の木簡が出土した。木簡には宝字 5・6 年の銘をもつたものもあつて、 遺構や遺物の実年代を決める手がかりとなり、また記載の内容によつて、この地区にあつた官衙の名称をも想定し得るに至つた。その点で、この発掘の成果は劃期的なものといえよう。また柵の発見と隣接する地区の遺構や遺物の出土状況から 6 ABO 区中央に道路の存在が推定され、官衙群の区劃が考えられるようになつた。

昭和36年度 調査

昭和36年度の調査は前年度同様春。夏・冬の3回行つた。春の第6次調査は6AAQ-A・C 地区と6ABO-J 地区で行つた。前者は遺物保管倉庫建設予定地の調査で、事務所西隣りを発掘した。発見遺構は築地回廊に取付き内裏中心南部を画す掘立柱回廊の一部と5列の掘立柱列である。第3次調査とこの調査と合わせてもこの地区の発掘面積は広いものとはいえないが、発見遺構は全く想像もできなかつたもので、この地区の遺跡の重要さを改めて認識させるに至つた。6ABO-J地区の発掘は、第5次調査終了のI地区と同一の水田の南半部で、排水の便を考え夏季の調査に先立つて行つたが、掘立柱建物1棟と曲折する石敷溝1条、遺物出土の土壙等が発見された。

ついで夏の第7次調査では、6 ABO 区東半地域の南部 $D \cdot F \cdot G$ 地区を発掘して、掘立柱建物 15棟・掘立柱柵 1 列・井戸 2 所を発見した。このうち建物には身舎の梁間 3 間のものや、側柱通りの柱間 3 間分を開放にしたものなど、 異例の規模のものがあつた。 井戸からは平城上皇時代の平城宮に関連すると思われる遺物を検出し、平安時代の平城宮を遺跡の上ではじめて確認した。また 6 ABN - M 地区の一部を、史跡地現状変更の申請にもとづく事前調査として発掘した。この地区では遺構は検出されず、柵は北に延長しないことが判明した。なお、現在第8次調査が、6 ABO区 $A \sim C$ 地区において行われつつある。

現在までに行われた発掘調査の概要は、以上のとおりであるが、今回の報告では主として昭和34・35両年度の 6 ABO 区の調査の結果を収め36年度の第 6 次調査の一部もこれと密接な関係があるので一括した。各調査地域の発掘期間と面積は Tab. 1 のとおりである。

調査方法と 作業能率

これらの調査を通じた発掘方法として、発掘開始に先立ち遺構遺物の出土地点標記のため3m方限で地区を設定し、各水田毎に9~12mの間隔で土層観察用の畦畔を残し、そのほかは全面にわたつて掘り下げた。

調査面積は当然経費に制約されるが、他方 全面発掘するので排土の集積場所にも影響さ れた。また発掘作業は、水田耕土・床土・各 盛土層を順次平面的に反復して掘り下げる方 法をとつたので、作業能率は専ら排土の運搬 に左右された。排土の運搬法として試みたの は、ブルドーザー、ベルトコンベーアー、ト

Tab.1 調査期間と発掘面積

6 ABO 区	調査期間	実労日数	調査面積
第2次調査	34. 7. 17~34. 12	. 20 133	29.7 a
第4次調査	35. 7. 11~35. 10	. 20 88	27.0
第5次調査	35.11. 21~36. 3	. 10 79	13.4
第6次調査	36. 4. 1∼36. 6	. 15 39	5.9

Tab. 2 1a 当りの所要人員

λ/a	全期間	耕土除去	埋戻し
第2次調査	83.4人		24.2人
第4次調査	75.5	1.2	24.8
第5次調査	73.7	0.8	33.5
第6次調査	70.8	1.0	21.3
第7次調査		0.8	

第2次の 耕土除去は ブルドーザ ー使用のた め除外した

M 6ABN W K 第8次調査 第5次調查: 第4次調查 6ABB -6ABO 第7次調查 THE PROPERTY OF A 营 B 6ABP ABC

Fig. 1 6ABO 区地区割および発掘経過指示図

ロッコの機械の導入であるが、ブルドーザーは遺跡破壊の難点があり、トコッコ敷設には地層観察 のために残す畦畔が障害になつた。そのため現在ではベルトコンベーアーを使用している。

各調査の発掘作業人員の 1a 当りの比率は Tab. 2 のとおりである。これには遺物整理等の人員は含まれていない。但し、第5 次埋戻しには、土壙発掘の人員が重複している。

2 発掘経過

A 第 2 次 調 查

第2次発掘調査は 6ABO 区における最初の発掘であり、当然遺構の所在、埋没状況は予測できなかつた。そこで調査方針としては、調査地全域にわたつてトレンチを設け、その知見にもとずいて発掘を拡大していくことにした。このうち $M \cdot N$ 地区は南北に細長く続く水田であつて、この地形は遺跡と関連するものでないかと考えられ、さらに前年の 6ABP-I 地区の検出遺構とどのように関連するかも問題であつた。そこでN地区については当初から全面発掘することに決した。また $S \sim V$ 地区は関野貞が推定した内裏跡の西端であり、東端の 6ABP-A 地区に前年の発掘で発見された土塁がこの地区にも対称的に存在することが予想されたので、V地区も全面発掘する予定であつた。

まず調査地各地区を通るように、東西方向に 2、南北方向に 6 のトレンチを設けた。遺跡全般の傾向としては、水田床土下に人工的な盛土層がみられたが、この層は南西に進むにつれて厚さをます。そして東北では地山が高くなり、 6ABN-V 地区は水田床土の下は直接地山であつた。

トレンチ調本

調查計画

トレンチではじめて発見した遺構は、W地区南部の SA 121 掘立柱列北端の柱穴である。当初は盛土層上でやや異る土質のものとして認められ、掘立柱掘りかた(以下柱穴と略記する)の輪郭は不明瞭であつたが、この地区の盛土層がごく薄く、すぐに地山になつたので地山まで削り下げ、柱穴輪郭を確認することができた。 結果的にみればこのトレンチは偶然 SA 121 の掘立柱列と同位置にあつて、当然南の〇地区でも柱穴を発見しえた筈だが、トレンチ内にところどころ異質土を認めても、明確に柱穴と決定することができなかつた。〇地区北西部では、土器片が混入する異質土

平城宮発掘調査報告 1

を広範囲に認めたのでトレンチを拡げ、多量の土器が埋没した SK 140 の土壙を発見した。また V地区南部は北から掘り拡げ、東西方向の 2条の溝を発見した。溝の西南は佐紀池に続いて地盤が低下し、当初予想した南北方向の土塁がないことを確認した。南端は近世の厚い推積を認めたので掘り拡げなかつた。上記のようにトレンチ調査で遺構検出面が判明したので、最初に予定した $N \cdot V$ 地区とともに、検出面が高くて、遺構が存在しそうな $O \cdot W$ 地区を全面発掘することにした。W地区では SA 121 の柱穴を手掛りに、この検出面を拡げて他の遺構を探索したが発見できず、更に掘り下げて SB 143 建物の東半と、SA 120 掘立柱列の柱穴を発見した。

全面調査

N·O 両地区では、発掘作業の能率化のため、ブルドーザーを使用して耕土を除去したが、機械 の性質上、耕土と床土が攪乱され、畦畔も大部分破壊されたため、水田所有者の要望により使用を 中止し、床土排土遺構検出作業はトロッコによらざるをえなかつた。床土の下の含礫茶褐色土面は、 ブルドーザーのキャタピラの攪乱で凹凸になつたところもあつたが、ほぼ平坦であつた。この最初 の土層面からは、北から続く SA 121 掘立柱列の南半や凝灰岩の埋没された SK 137・138 の土壙 を発見したのみである。その後、降雨に備えて東西に排水溝を掘つたところ、偶然含礫茶褐色土下 から SB 116 の柱穴を検出し、さらに南北にもトレンチをいれてみると含礫茶褐色土下に古い旧地 表面があつて、それに遺構が伴つていることが判明した。そこで、第2回目の検出作業に移り、含 礫茶褐色土を削りとり、 SB 112~SB 145 の諸遺構の柱穴を漸く検出しはじめた。 これらのうち SB 116 建物の柱穴は他のものと重複することが多く, その重複状況から各建物の造営時期の先後 関係を判定しえた。柱穴が掘られているこの土層は,上層の含礫茶褐色土と同様整地盛土による人 工的なもので、柱穴の埋土も同質の土であつた。そのため、一部の地区では4回に及ぶ削り下げの 結果、漸く柱穴輪郭を明確にすることができた。したがつてこれらの柱穴輪郭は、結果的にみれば 当然 SD 130 の石敷と同じ高さで検出しえた筈であつたが、実際は更にその下まで削り下げて確認 できた。特に SB 112·113 建物の柱穴の識別はきわめて困難であつて、ほとんど発掘終了間際に発 見できたような状況であつた。

遺構追求

N地区南部では、上層の合礫茶褐色土面から、SD 108・SA 109 の溝を発見した。SD 108 の 溝底下では木炭の散乱面を検出し、この面から埋没された礎石を発見した。一方調査地西南では、 О地区で検出した SB 131 建物を西に追求して R・U 地区のトレンチを掘り拡げた。U地区では含 礫茶褐色土層下の盛土から SB 131 建物と並ぶ同規模の SB 145 と、それに重複する SB 146 建 物の南妻を発見した。SB 146 は西側柱を北へ追求して北妻を検出し規模が判明したので、排土盛 土下に想定される東側柱列の検出は行わなかつた。これと前後してW地区発見の SB 143 を西に追 求してQ地区を掘りひろげ、その西半部の柱穴を検出し、その南側柱列をS地区北部で追求して、 桁行13間になることを知つた。Q地区南半では、上層の含礫茶褐色土面に掘られた南北幅 60cm の 満状遺構に、多数の瓦が堆積しているのを検出したが下層からは遺構を発見しなかつた。

地層調査

調査地北端の 6ABN-V 地区は 2本のトレンチをいれたが、なんらの遺構をも発見せず、地山が 6ABO 区より高くなることを知つた。 また $T\cdot U$ 地区のトレンチ内では遺構を認めず問題がなかつたので、発掘期間の関係上掘り拡げるに至らなかつた。地層調査は、主として各遺構の柱穴壁面で検討し、地山が西南にかけて低下し、その上に 2回に盛土整地した盛土層があることを確認した。N地区南端では地層調査のトレンチ内で、現在の一条通北側溝に接して SD 106 の溝と、それを埋めてその上に築成した SA 105 の土塁を発見した。 また SA 121 の掘立柱穴底では、腐植土

とその中に密生した草本植物の茎が検出され、盛土整地前に地山が低いこの地域は、池状の湿地であつたものと推測された。

発見遺構の造営時期の先後は、遺構検出面の層序や重複状況で決定され、重複しない建物は配置 関係や柱間寸法の異同などをもとにしてまとめられて、次のA~Gの7群に分類された。*

A: SD 130, B: SB 112·131·143·145, C: SB 113·135, D: SB 116,

E: SA 120, F: SA 121, G: SA 109.SK 137~140

B 第 4 次 調 査

第 2次調査の結果,遺構がこの地区のほぼ全域にわたつて存在すると予測されたので地層観察のために畦を $9\sim12\,\mathrm{m}$ 間隔に縦横に残すのみで,最初から全面発掘にとりかかつた。

全面調査

まず調査地を南北に 2分し、それぞれ東南より併行して掘りさげ、順次柱穴を検出して13棟の建物遺構を発見した。遺構の検出に当つては、盛土整地層上では一般に柱穴の輪郭は判然とせず、結局地山層まで削つて確認したものが多い。地山は SD 126 以北は礫質であつて、順次南へ粘土質、礫質と互層に変化していた。発掘地中央部は、丁度礫質層に相当し、盛土層との違いが判然とせず SB 176 の南妻附近の柱穴の検出は特に困難であつた。 SB 176 と SB 177 の柱穴を検出してその重複状況を調査中、地山に掘られた SD 141 の溝を発見し、これがこの地区で最も古い遺構であると認められた。 建物以外の遺構としては地区中央部で径 5 m の壙を検出し、一部を掘り下げたところ井戸枠木材が出土し SE 168 を発見した。しかし井戸の掘り下げは、掘りかた埋土の運搬処理上一時中止して、遺跡全面の撮影実測後に行うことにした。またK地区中央部でも遺物を含む大きな壙 SG 180 を検出した。この壙の埋土は底部に近くなると有機質を多く含む泥土となり、また、壙周辺の SB 141・177・194 の建物は意識的に壙を避けて造営されているようで、これらの建物と共存する池であつたと考えられた。 SG 180 の北では東西に走る SD 126 の溝を発見し、掘り下げて底が2重にあることを認め、溝が2時期にわたることを確認した。第2次調査に SB 143 の北で検出した溝はこの延長部に当る。なお SD 126 の中央には、重複して中世の井戸があつた。

発掘地西南では、盛土整地層が上下に 2 層検出されて、第 2 次調査で発見した SD 130 の石敷は、下層の盛土層上に設けられ東に続いているのを再確認した。下層の盛土層は西に進むに従つて厚くなるが、第 2 次調査と同様にこの層で柱穴の輪郭を明確にするのは容易でなく、やや削り下げてようやく判然と検出された。実測終了後井戸の発掘を再開し、はじめに 4 隅に柱を立てて方1 mほどに組んだ井戸 SE 168-C を発見したが、さらにその下から、番付墨書された井戸枠を方2 mの井籠状に組む大井戸 SE 168-A を発見した。Aの井戸は底をさらつたらしく遺物がなかったが、Cの井戸の底では平安前期以後に属する土器片が出土した。なお、上の井戸を $B \cdot C$ の2 時期のものとしたのは井戸隅柱が2 種あつたためである。

地層調査では、盛土整地層を3層確認した。最初の盛土整地層は調査地の東北部にのみあつて、 南西には認められなかつた。第 II 期盛土はほぼ全域に認められ、第 II 期盛土は南西部にのみあつた。

発見された遺構は、第2次調査と同様、柱穴の重複によつて造営の先後を決定できるものを基準とし、検出面の層序や配置上の類似を考慮して、8時期に分けられた。この中第2次調査のA群に属していた SA 130 の石敷は、第4次調査地の第 順 期盛土層上で検出され、第2・4次両調査を比

地層調査

^{*} この分類は「昭和34年平城宮跡第2次発掘調査概要」(奈文研年報1960)に使用した。

平城宮発掘調査報告 [

較関連させる基準となつた。以上の Tab.3 調査期別遺構分類対照表 結果、新しく第I期の盛土層上に造 営された2群と、それ以前の地山上 に直接造られた1群計3群の遺構が 考えられ、第2次調査とあわせて10 群におよぶ造営が行われたことが想 定された。これらの遺構群を、第2 次調査時の分類とあわせて示せば, Tab.3のとおりである。*

第 2 次 調 査			第 4 次 調 査
代 表 遺 構	群	群	代 表 遺 構
_		1	SD 141
antitiona.		2	SB 176
SD 126		3	SD 126-A
SD 130	Α	4	SD 130 SB 170
SB 112 SB 131	В	5	SB 112 SB 177-A
SB 113	С	6	SB 177-B SB 113
SB 116	D	7	SB 191
SA 120	Ε	8	
SA 121	F	9	SA 233
SA 109	G	10	(SB 166)

SB 166 は第4次調査時にどの群に属するかの判定ができなかつた。

C 第 5 次 調 查

全面調查

第4次調査同様地層観察の畦を残し、調査地東半南部のC地区より全面の掘り下げを開始した。 C地区では水田床土直下で、土器・瓦を含む堆積層を検出し、この面で遺構を探求したが、特に取 り上げる必要のあるものは発見できなかつた。更にこの層を掘り下げ、下に盛土層Cを検出した。 C地区南部ではこの層の下にさらに剝離する2層が認められ、その各々の剝離面を D·E 面と仮称 した。E面は地山面にあたる。C面では掘立柱建物8棟が発見された。 $A \cdot B$ 地区ではこのC面か ら SK 217~226 の土壙が掘られており、その北に SD 126 の溝があつた。これらの壙の埋土は粘 土質であつたため、浸透した水によつて泥化し、この壙に重複する柱穴輪郭の確認は困難を極めた。 D面には、SB 205 があつたが、この建物の身舎内北よりには、塼を混入した盛土が認められ、こ の建物の掘りかたはその塼を切断して掘られていた。この他にこの面から始まる遺構はなかつた。 なお SB 205 が D面に属することを確認したのは地層調査の際であるが、発掘当初も柱穴重複から この付近で最も古い遺構と認められていた。D面は北に進むにしたがい剝離しにくくなつていた。 地山面 (E面) は調査地南部ではよく剝離して検出され、この面で SD 141 を発見した。地山面 は北のSD 126 までは平坦だが、SD 126 以北は 20 cm ほど高くなつていた。また SD 141 以北 では地山面の剝離はよくなかつた。

I地区の発掘では、水田床土直下の盛土層で土器を埋没した SK 234・238 を発見し、SK 234 を 掘りさらえてその下から SA 233・SB 236 東側柱の柱穴を発見した。 I 地区も東半部同様 $\mathbf{C} \cdot \mathbf{D} \cdot \mathbf{E}$ 面と順次削り下げ SD 126·SD 141 が続くことを確認したが、 D·E 面の剝離性はC地区ほど顕 著でなかつた。 I 地区で発見された遺構は第Ⅲ期の整地に関係する最も新しいもので、それをさか のぼるものはなかつた。 したがつてそれ以前には、 I地区は南北に長い空閑地であつたと考えら れ、その位置がほぼ宮域の東西中心に当ることや、後にその東辺にそつて柵が設けられたことから すると,この柵以西は地区を限る道路のような性格をもつていたと思われた。

土壙の調査

遺構実測後土壙を掘り下げて遺物の出土をみたが、そのうち特記すべきものは SK 219 出土の木 簡で、細片を含め墨書を有するものが41点にのぼつた。SK 219 の上層埋土は全く遺物を含まず、 土壙を埋没するためのものと考えられ、重複して検出された柱穴はこの土に掘られていた。この埋

^{*} 第4次調査の分類は「昭和35年平城宮跡第3・4・ 5次発掘調査概要」(奈文研年報 1961)に用いたも 当り, 第2次調査時の分類と異なる。

のを細分した。すなわち V -5·6, V -7, V -9·10に

土下は檜皮片の散乱する面で、木簡、土器、自然遺物等を含む層があつて地山にいたる。自然遺物 中濶葉樹の葉身は緑色のまま検出された。木簡は空気にふれると刻々黒変し、早急な記録が必要と なつたので一点毎にただちに現地事務所で写真撮影実測を行つた。この撮影ではモノクロウムフィ ルムと赤外線フィルムを併用したが、結果には著しい差はなかつた。

木簡のなかに天平宝字6年の紀年銘のあるものが3点あり、諸々の事情をあわせ考えると、この SK 219 の埋没時期はそれをあまり降らないと思われた。また記載事項からこの附近の建物は食物 を扱う官衙の一部と推定された。 発見各遺構の造営時期についてはこれまでと同様層序、 重複状況、配置などから判定した。

D 第 6 次 調 查

第6次調査では、6 AAQ 区のほかに夏季には排水不良のため調査不能の6ABO-J 地区を調査した。J 地区はI 地区と連なる同一水田であり、この調査は第6 次というより第5 次の延長としての性格をもち、遺構の出土状況も前回と全く同様であつた。

発掘は $C \cdot D \cdot E$ 面と順次掘り下げて行い,西側では床土直下で前回の SK 238 の連続部を検出した。 C面では発掘地中央で SD 244 の石敷を発見し,その下から第 $2 \cdot 4$ 次調査で発見した SD 130 の延長に当り南縁に玉石を並べた幅 50 cm 程の溝 (SD 243)を発見した。この溝はさらに幅約 4 m の素掘りの溝 (SD 242)と北縁を同じくして重複していた。 南端の発掘では,第 2 次調査で発見した SA 109 の延長部を予想したが, その痕跡すらなく, 最南端で 東西 6 m 南北 2 m の溝を発見した。これは SD 106 の東端にあたる。遺構の造営時期については,すべてこれまでの調査で知りえた結果から類推した。

3 調 査 日 誌

第2次発掘調査 昭和34年7月~12月

- 7.17 器具器材運搬, 地区設定。
- $7 \cdot 20$ 鍬入式。 終了後ただちに作業開始。 S· $T \cdot U \cdot V$ 地区に南北トレンチ, N·O·R·U地区 に東西トレンチ各幅 $1.5\,\mathrm{m}$ をいれる。
- $7 \cdot 21$ N地区に南北トレンチ、 $W \cdot Q \cdot S$ 地区に東西トレンチ、 $W \cdot O$ 地区東よりに南北トレンチ、各幅 $1.5 \, \mathrm{m}$ をいれる。
- 7・22 W・O 地区東トレンチ内床土排土,床土 下は礫を混じた茶褐色土である。
- 7・23 W·Q·S地区トレンチの床土下は西半で 含礫茶褐色土,東半は砂又は粘土の地山となる。
- 7・24 Q・R 地区西よりに南北トレンチ。 V地区トレンチ内北部の床土下の含礫茶褐色土で,溝状のおちこみを検出した。西に平行にトレンチをいれ,北端で間をつなぐ。
- **7・25** Q・R 南北トレンチは床土下の含礫茶褐 色土に達する。W・O 地区西よりに南北トレンチ

をいれる。

- 7・27 W・O 地区西より南北トレンチは床土下で含礫茶褐色土に達した。〇地区北端部で3m程度の範囲の土器を含む土壙SK 140 を検出し,東西限界探査のため掘り拡げる。V地区北部で東西に走る溝(SA 109)を確認。
- 7・28 〇地区北部の土壙 SK 140 は東西 4.5 m 南北 6 m ほどで、東に別の土壙 SK 139 がある らしい。V地区北部の SA 109 の南へトレンチを 延長。SA 109 から土師器出土。
- 7・29 〇地区北部 SK 140 内にはほぼ完形の状態で多量の土師器が埋没している。W地区南北トレンチ南よりで柱穴 SA 121 を検出し、西へ掘り拡げる。 V地区 SA 109 を西へ追求。 含礫茶褐色土が低下して溝も浅くなる。 6ABO 区の西端を限る南北方向の遺構は認められない。
- 7・30 V地区 SA 109 の南は約 3 m 程の平坦 部で、その南もわずかに溝状にくぼむ。両側に溝 を配した土塁状遺構である。以南は含礫茶褐色土 が低くさがり、茶褐色土の下は沼土状灰色泥土と

全面調査

なる。

- 7・31 トレンチの結果、調査予定地の北東部を除くほぼ全域に、含礫茶褐色土が認められ、それより上の耕床土はブルドーザーによる除去可能と判断、導入した。土地所有者の要望により、N・O地区の耕土排土のみにおわつた。O地区北部SK 140 内清掃完了。写真撮影、土器取上げ開始。U地区東西トレンチで、含礫茶褐色土上面に瓦の散布やや多く、状況確認のためトレンチを拡大。
- 8・1 U地区トレンチ拡張部分を含礫茶褐色土層まで掘りさげる。
- 8・3 この部分の含礫茶褐色土面に は 遺構 なし。 V地区東西溝 SA 109 内出土の灰釉陶片が O地区北部 SK 140 内出土土器と接合し,両者が同時期のものと判明。
- 8・4 W地区南半の調査地を拡大。柱穴が3所 東西にならぶ。U地区西へトレンチ拡張。
- 8・5 U地区トレンチ西拡張部で含礫茶褐色土 上面に玉石を配列せる遺構 SX 155 を検出。N地 区南部より床土排土開始。
- 8・6~7 N地区床土直下の含礫茶褐色土面検索。
- 8・8 U地区トレンチ含礫茶褐色土上面清掃。
- 8・10 〇地区東南隅から床土の排土を開始。
- 8・11 〇地区北部 SK 140 内土器取上げ完了。 ほとんど土師器で1000個体以上にのぼる。N地区 東辺中央南よりに溝状のおちこみを検出。V地区 の溝と連続するものか。
- 8·12 N·O地区床土排土。
- 8・17 排水溝を掘る。〇地区で東西排水溝中に 柱穴を検出。含礫茶褐色土下の遺構である。
- 8·18 N·O地区床土排土。
- $8 \cdot 19$ N地区中央南よりの溝の南5mほどにさらに2条の溝があるらしい。
- 8・20 N地区に3条の東西溝を確認。
- 8·21 N地区含礫茶褐色土上面清掃開始。
- 8・22 N地区の3条の溝中,最南の溝底より礎石を検出。一層下の黄褐色土に土壙 SK 107を穿ち埋没したもの。土器を伴出す。
- 8・24 N地区の含礫茶褐色土面で南北小孔列 SA 111 を検出,同面上清掃完了。
- 8・25 N地区東西溝掘りさげ開始。土器出土。
- 8・26 〇地区床土排土完了,凝灰岩を埋めこんだ土壙 SK 137・138 検出。含礫茶褐色土面清掃。
- 8・27 O地区西よりに南北の柱穴列 SA 121 が あるらしい。
- 8・28 〇地区含礫茶褐色土上面を清掃すると各所に床土の落込んだ部分があるが、大部分は柱穴でないらしい。
- 8・29 〇地区含礫茶褐色土面清掃完了。この面では柵列 SA 121 と土壙 SK 137・138・139・140 のほかに遺構なし。 Q地区東南隅から含礫茶褐色土面の検索開始。

- $8\cdot 31$ 〇地区に幅 1m の南北トレンチを2本いれ、含礫茶褐色土下が黄褐色粘土質土となり、その間がよく剝離することを認む。
- 9・1 前日の所見にもとずき、O地区東南隅より茶褐色土を除き、黄褐色土上面での遺構検出に努める。
- 9・2 〇地区東南部に多数の柱穴を発見。
- 9・3~5 〇地区黄褐色土上面での検索を続行。
- 9・7 N地区で含礫茶褐色土層を除き始める。
- 9・8 N地区北西部に南北溝(後に SB 116 の 雨落溝と判明)あり。南では浅くなって消滅する。 〇地区中央西よりで東西にならぶ3柱穴 SB 135 を検出。
- 9・9 〇地区東南部で、西廂付南北棟建物 SB 116 の存在が確認されたが、桁行間数はなお不明。 その南よりに拳大の礫を用いた東西方向の石敷 SD 130 がある。その南はバラス敷面。N地区中央附近で東西にならぶ柱穴 SB 112 を検出。
- 9・10 〇地区南端の SD 130 はN地区にも連続 して検出。 〇地区 SB 116 は 5間×3間となるこ とが確定。 〇地区南部に遺構が多いので、 R地区 のトレンチを南へ拡げる。 W地区南部地山上面清 掃開始。
- 9・11 〇地区西南部に東西の柱穴列 SB 131 あり。 N地区中央で9日検出した東西柱穴列の北約6mにも柱穴があって、東西棟建物 SB 112と推定。その北側柱東よりの3所の柱穴では南に別の柱穴が重複。
- 9・12 R地区南部では含礫茶褐色土に達するも 遺構なく、その下層を検索し始めた。
- 9・14 Q地区茶褐色土上面の清掃を開始。
- 9・15 W地区南部で東西3m間隔にならぶ6箇の柱穴を検出。対応する北側柱列を求めて北に掘り拡げる。
- 9・16 〇地区東南隅の SB 116 に重複して 2列 の柵列 SA 120・121 があり、 それがW地区まで 南北に長く続くらしい。 含礫茶褐色土上で検出された柵列 SA 121 はその西のものにあたる。 柱穴輪郭検出段階で写真撮影。柱穴内の掘りさげ開始。
- $9\cdot 17$ W地区で、約6m をおいて並ぶ2列の東西の柱穴列 SB 143 が確認された。そのさらに北に幅1m ほどの東西溝がある。
- 9・18 R地区南部でも柱穴を検出。
- 9・19 柱穴の重複によつて、O地区東南部 SB 116 が SA 120 より古いことが判明。 O地区中央附近土壙 SK 134 より土師器出土。
- 9・21 W地区南部建物 SB 143 をQ地区北部へ 追求し,南側柱列にあたる4柱穴を検出。N地区 中央附近 SB 112 の西妻中央柱を検出し,柱穴の 重複で SB 116 より古いことを確認。U地区南部 の含礫茶褐色土を除き始める。実測準備開始。
- 9・22 O地区西南部 SB 131 の西妻中央柱を畦

畔下で検出し、東西棟 5×2 間建物と認定。U地 区南部で含礫茶褐色土と下の黄褐色土の境界面で 万年通宝、神功開宝銭計13枚を発見。これで含礫 茶褐色土を盛土した時期の上限が限定される。

- $9\cdot 23$ R \sim U 地区にかけて東西柱穴列を検出し、東西棟 5×2 間建物 SB 145 と推定。R地区にはなお別な柱穴がある。
- 9・24~10・5 写真撮影, 遺構実測, 併行して 細部給討を行う。
- 9・26 午後発掘調査報告会。台風の余波で風雨強く佐紀公民館で説明会のみ行う。
- 9・28 O地区南西部 SB 131 の南側柱列東より 1・2 柱穴を検出。
- 9・29 N地区中央で SB 112 の北側柱列と重複 した柱穴に対応する東西柱穴列を検出, SB 113。 9・30 SB 113 の西妻中央柱を SB 116 の雨落 溝下に検出し、梁間 2 間桁行 2 間以上の東西棟建
- 10・1 〇地区中央西よりでは約3.5 m をへだて て平行する柱穴列2条を検出。楽間1間東西棟建 物か。Q地区南部の茶褐色土を除き始めた。
- 10・3 Q地区で含礫茶褐色土中に土器埋没土壙 SK 148 と瓦を埋没した南北溝 SD 147 を検出。 この盛土層の下には遺構なし。R地区南部を精査 して、南北棟 5×2 間建物 SB 146 を検出。
- **10・5** 遺構実測ほぼ完了。土層調査用のトレンチを掘り始める。
- 10・10 S地区で SD 143 の西妻を追求し, 桁行 13間で終ることを確認。
- 10・11 N地区南部のトレンチで現道路下に基壇 状築土層 SA 105 があり。その北に黄褐色粘土質 土で埋没された東西溝 SD 106 を検出。
- 10・13 土層実測完了。埋めもどし開始。
- 12・20 埋めもどし完了し、調査終了。

第4次発掘調査 昭和35年7月~10月

- **7・11~20** トロッコとベルトコンベーアーを併用して耕土除去。
- 7 · 21~25 床土排土。
- 7・26 L地区南部で、床土下の含礫茶褐色土におおわれた東西の石敷を確認、第2次調査地域南部の石敷の延長部分であろう。
- 7・27~8・2 床土排土。
- 8・3 床土排土の段階で各所に柱穴の存在を予想させる盛土の乱れが認められたが、判然とせず。 L地区南部とM地区北部から地山面上で、遺構を検索することにした。M地区北部は床土直下が地山で、東西にならぶ各3個の柱穴が2列検出された。これは第2次調査地域北部の東西棟建物SB 143とほぼ柱列が通る。L地区西南部は地山がかなり低くなってゆく。
- 8・4 M地区北部に幅約 70 cm の東西溝あり。

- SB 143 の雨落溝か。 L地区西南部に柱穴らしき ものを数カ所認めたが、盛土層上面の汚染が著し く、輪郭は不明瞭。
- 8・5 M地区中央附近で3m間隔で東西になり ぶ各3個の柱穴列が、3m おいて南北に2列あ り、東西に長い建物(SB 186 北廂)か。
- 8・6 M地区南寄りに 3m 間隔で東西に 3カ所 土器のおちこんだ穴が、南北に 2 列ある (SB 186 南厢)。 L地区北東部で東西にならぶ 6 個の柱穴 を検出 (SB 170 南側柱列)。 L地区は中央附近よ り西南にかけて地山がさがり、含礫茶褐色の盛土 が厚くなる。
- 8・8 6日にL地区北部で検出した東西柱穴列の北約 $3m \cdot 9m \cdot 12m$ のK地区内に、平行する3列の柱穴を認め、同一建物のものと考えたが、建物規模はなお不明 (SB 170)。 L地区南西よりに東西にならぶ3個の柱穴が検出された。第2次調香発見のSB 113の東半部か。
- 8・9 6・8 両日に K・L 地区で平行して発見された 4 列の柱穴は東西棟 5×4 間建物 SB 170 となることを確認。その身舎内西寄りに小さな柱穴が並ぶ南北棟 3×1 間の構造物 SB 171 を検出。
- 8・12 K地区中央に東西溝 SD 141 を検出。この溝を横断して南北に 2 列の柱穴(SB 177 西廂)あり。北方ではM地区北部から続く 2 列の東西柱穴列が検出され、あわせて 6 間分が確 認 された (SB 194)。この東に大きな土壙(SG 180) があるらしい。
- $8 \cdot 13$ これまでに発見した柱穴内部をすべて20 cm ほど掘りさげる。
- 8 · 16 SD 126 のK地区への連続を確認。
- 8・17 M地区北部からK地区北西部へ続く SB 194 は、東妻中央柱検出により東西棟7×2間の建物であること。その柱穴は前後2回のものが南北にずれて重複し、そのうち北側柱列の新しい柱穴は SD 126 を埋没した土に掘りこまれていることが判明。 K地区東半部で南北棟西厢建物 SB 177を桁行5間分確認したが、南北妻は未検出。
- 8・18 SB 170 西妻中央柱を検出,東西棟 5×4 間建物と判明。K地区西南部で SB 186 の東妻中央柱を検出。この建物の柱穴は北に新しいものが重複する。K地区中央の土壙 SG 180 は、深さ 80 cm ほどでなお底に達せず。
- 8・19 K地区西部で SK 180 の埋土に掘りこん だ楽間 2 間の南北棟建物 SB 191 を検出。
- 8・20 SB 186 は梁間2間の身舎に南北廂のつく東西棟建物で、その身舎では同規模の新しい建物が少し北にずれて存在することが判明。
- 8・22 K地区 SB 177 の南妻中央柱を検出。この南に一部重複して存在する SB 170 は、柱穴の重複で、前者より古い時期のものと判明した。また、その西に一部重複する南北棟建物 SB 176 は、

北半部が SG 180 で破壊されていて, 規模は未確認。 K地区中央の東西溝 SD 141 で, 溝と柱穴の重複から, SD 141・SB 176・SB 177 B の順に新しいことが判明。

- 8·23 K地区の清掃, 柱穴の掘りさげを開始。
- 8・24 K地区中央東よりの SB 176 北妻中央柱を, SD 126 の北で検出。建物は 9×2 間となる。 L地区東南部で発掘地域外に南側柱列がある東西棟 5×2 間建物 SB 166 と, この附近から北へ延びる小柱穴列 SB 167 を2列検出。この小柱穴西列中央附近で,方5mほどの土壙を発見したが,材木が埋没土中に突出しており,井戸と推定される。
- 8・25 SB 186 は M地区を精査し桁行 6 間まで確認したが、まだ西妻中央柱を検出せず。第 2 次調査で西半部を発掘した SB 112 の東妻中央柱を検出。これで桁行 7 間と確定。その北に一部重複する SB 113 は桁行 6 間で柱穴が終るが、西妻中央柱を欠く。
- 8・26 M地区中央で SD 141 の西延長部分を検 出したが、西よりで次第に浅くなり消失する。
- 8·27 写真撮影開始。午後発掘調查報告会。来 会者約 160 人。
- 8・28 井戸掘りさげ開始。
- 8・29 井戸は4隅に柱を立て横木を通し、その外に側板をいれたものが2重にあるらしい。底部の堆積泥土中から黒色土器等検出。
- 8 · 30~9 · 2 実測準備。
- 9・3~10 遺構実測。
- 9・6 井戸で4隅の柱の外に, 幅 30 cm ほどの厚板を井籠組にした井戸枠を確認。古い井籠組枠の上部をこわして, 柱貫組式の新しい井戸枠を内部に造ったものと推定。
- 9・7 新しい井戸枠を取上げたが、下に青灰色の堆積泥土があり、それをさらえた結果、当初の井戸は下部3段分の枠を残し、底は礫を敷いたものであることを確認。当初の井戸からの出土品は全くなかった。湧水が著しい。
- **9・10** 細部の再検討。SB 186 の西妻中央柱を 畦畔下で検出。
- 9・11 井戸枠引上げ。枠材の実測・写真撮影。 全域埋めもどし開始。
- 10・20 埋めもどし完了し、調査終了。

第5次発掘調査 昭和35年11月~36年3月

- 11・21 トロッコ線路組立。排水溝開鑿。
- 11·22~30 耕土排土。
- 12·1~2 地区設定。
- 12・3 耕土排土完了。床土排土と併行して遺構 検出開始。C地区東南部で床土直下に土器を含む 堆積層検出。旧地表か。
- 12・5 C地区東南部床土排土し、南北3列の柱

穴を検出。

- 12・6 C地区東南部で床土下地山までに土層を2層検出。各土層の境界は砂が溜り、明瞭に上下の土層が剝離する。各境界面を C・D・E 面と仮称。E面は地山面にあたる。
- 12・7 C地区床土排土ほぼ完了。全面に 3 層の 旧地表があるらしい。西南部に柱穴あり。
- 12・8 C地区西南部では梁間2間の南北棟建物 SB 206 の北妻1間分確認。南の未調査地域に主体部があるらしい。他に柱穴の重複でより古いことの判明する2列の平行する南北柱穴列(SB 205) あり。
- 12・9 C地区内で SB 206 の北約 6 m に南妻 のある南北棟建物 SB 209 を桁行の 2 間, 2 列の 南北柱穴列 SB 205 を 5 間検出,この 2 列の掘り かた列間でD面上の盛土中に塼を検出。原位置でなく,盛土に混じて置いたもの。 C地区北部 4 m ほどの部分は E面(地山面)の剝離不良。
- 12・10 C地区東部の南北の3列の柱穴が、各4 カ所2列の古いもの(SB 200)と1列5柱穴の新 しいもの(SB 201)からなることを確認。
- 12·11 B地区床土排土。
- 12·12 早朝藤田所長逝去。雨。現場作業中止。
- 12 · 13~14 床土排土。
- 12・16 C地区西南部で、E面から始まる幅約1 m の東西溝 SD 141 を検出。 I 地区南部より遺構検出開始。床土直下に土器を埋没した土壙 SK 234 を検出。
- 12・18 SD 141 を東端まで検出。 D面形成時盛 土で埋没されている。SB 205・209 の柱穴はその 埋没土を切って掘られていた。 B地区西部で SB 205・209 のもののほかに, D面から始まるかと みられる大土壙SK 219・222・223 や柱穴(SB 211) を検出。 I 地区の SK 234 は北へ連続し,その 東に 3 柱穴(SA 233)を南北に検出。
- 12・19 B地区に主体部のある建物 SB 211 は東西棟の身舎に南廂のつくもので、廂柱穴には浅くて小礎石を持つものがある。桁行間数不明。 C地区から続く SB 209 は桁行 6 間まで B地区で検出。SB 205 は妻中央柱穴を検出せず。
- 12・20 故藤田所長の研究所葬をおこなう。現場 作業中止。
- 12・21 SB 211 は桁行 5 間と確定。 SB 209 の 北妻中央柱をA地区西部で検出,南北棟 7×2 間 と確定。
- 12・22 B地区東北部に柱穴 (SB 212・213) 検出。A地区中央で巾約1mの溝を検出。溝以北は遺構なく地山高し。 I 地区東半の SK 234・SA 233 を北端まで追求。 I 地区北部でA地区の東西溝の連続部検出。
- 12・23 A地区で SB 211 の北廂柱穴を検出。中央の東西溝を東端まで追求,東端部で柱穴を検出

- し、B地区北東部の柱穴と共に梁間2間のおそらく東西棟の2棟の建物SB212·213の西妻部分になると推定され、C地区東部のSB220·221と妻通りが一致す。I地区北のSD126は西端まで検出された。第4次調査のK地区北部の溝に続くものであろう。なお、溝底は上下2層ある。
- 12・27 調査全域E面にいたる。発掘を1月11日 まで中断。
- 1.11~14 排水, 清掃作業。
- 1·16~26 写真撮影。遺構実測。土層実測。
- 1・23 土層検討により, E面では SD 141, D 面では SD 116・SB 205 があり, SK 219 を含 むその他の遺構はC面乃至それ以上から始まるも のであることを確認。埋めもどし開始。
- 1・23~2・1 B地区西南部土壙 SK 219 を掘り さげる。
- 1・24 SK 219 内では遺物を含まない埋土(漸次下ほど灰色にかわる赤褐色粘土質土)があり、その下に土器・木製品・自然遺物を含む灰色砂質土(厚さ 20~30 cm)と泥土(厚さ約 10 cm)がある。埋土と灰色砂質土の間に檜皮がかなり多量に存在し、灰色砂質土から木簡1を検出す。
- 1・29 天平宝字6年銘の木簡出土。
- 2・1 SK 219 を掘り終った。多量の土器・自 然遺物と共に紀年銘をもつ4枚を含む木簡41枚を 検出し、この地区の性格および年代決定に重要な

資料を得ることができた。

- 2・2~3 B地区の他の土壙 (SK 217・218・220・221・222・223) を掘りさげ、 少量の土器類の出土をみた。
- 3・10 埋めもどしを完了して現場作業を終る。

第6次(6ABO区)発掘調査

昭和36年4月~6月

- 4·1~4·25 耕土排土, 地区設定。
- 4·26~4·29 床土排土。
- 5・1 遺構検出を始め、北部で掘立柱検出す。 第5次調査地域で検出した C・D・E の各面はほぼ J地区にも続いているらしい。北部の掘立柱は南 北棟5×2 間建物 SB 246 になることが判明。東 道路ぎわに土器を埋没する土壙が南北にあるらし い。第5次発掘I地区西南隅の SK 238 の南への 連続であろう。
- **5・6** 南西部で東西にのびる溝 SD 239 を検出 C面形成時の盛土にはおおわれているらしい。
- 5. 8 SD 239 は東へのびず約 6 m で終る。
- 5·9 南%の地域をE面までさげる。
- 5・11 中央南よりに幅約 4 m の東西溝 SD 242 あり。この溝を埋め、北辺にそって新たに砌石のある幅約 50 cm の溝 (SD 243) が設けられているらしい。この SD 243 は第 2・第 4 次発掘のSA 130 石敷溝の東延長上にあたる。この部分のみ構造がかわるのか。
- **5・14** SD 243 は東へのびる。東ではこの溝を 埋没し、その上に石敷溝とバラス敷 (SX 244) が 設けられている。
- 5・15 全域E面に達する。
- 5·17~18 遺構実測。
- **5・20~6・15** 埋めもどし。調査完了。

第IV章 遺 跡

1 発掘遺跡の概観

6 ABO 区の遺構は中央の道路状地区をはさんで、東西 2 群に大別される。本報告ではその西方区(K~W 地区)と中央区(I・J 地区)を主として扱い、東方区(A~G 地区)は一部分だけを取上げた。東方区はまだ全貌を検出し終つていないので、報告の重点を遺構の層序別分類や出土木簡の問題におき、個々の遺構やその配置などについては、A~G 地区全体として後日に改めて記したい。

A 遺構の概要

遺構の種類

6 ABO 区でこれまでに検出された遺構には、建物・井戸・柵・土塁・溝・池および各種の土壙 などがある。これらの遺構は発掘地域のほぼ全域に分布しており、野井戸やごく一部の土壙をのぞ けば、その大部分が平城宮に関連するものであることは、遺構自体の建築的性格や伴出遺物によつ て明瞭であつた。遺構の主体をなすものは建物跡である。その規模は多様であるが、方位は大多数 が真東西もしくは真南北に合つており、相当な大きさのものだけで44棟がこれまでに検出された。 これらの建物はいずれも礎石を用いない掘立柱式で、地区によつては、何重にも重複しているが、 これは何棟かずつが一組になつて、数時期に分れて造営されたからで、それがこの区の遺跡の大き な特色となつている。建物跡とよく似た掘立柱式遺構に柵跡がある。これには極めて小規模で造営 時期を判定し難いものもあるが、主要なものは、南北方向に走る4条である。これらの柵は中央の $I \cdot J$ 地区を東西両区から区分するだけではなく、 東西両区をも夫々2分して、 6ABO区を5区 画に仕切つている。柵が南北方向の境界線であるに対して、東西方向の境界線と思われるものに溝 及び土塁がある。溝は礫敷の1条を除けば、すべて簡単な素掘りで、この地域の北縁に沿つて1、 その少し南方に1, 南縁に沿つて4の計6条がある。このうち南縁の2条は土塁の両脇に付属する ものであり、礫敷の溝も土塁の如きものの雨落溝と考えられる。なお、いくつかの溝は東西両区に 連なり、両区の遺跡が密接な関係にあることを示している。また以上の柵や溝の方位は、建物と同 じく真南北あるいは真東西を示す。こうした建物群とその境界遺構以外に、井戸、池、土壙などが ある。井戸は建物と関連して配置され、西方区に 1、東方区に 2 の計 3 カ所設けられているが、平 城宮にふさわしくいずれも厚い檜材を井籠組にした大きなものであつた。池は西方区のみに2ヵ所 検出されたが、その一つはかなり広いもので、西方区のほぼ西半分を占めていた。これは初期の敷 地が原地形にあまり手を加えなかつたため生じたものであり、後には池を埋めたてた上にも建物が 造られた。他の一つはK地区にあり、池というよりは放置された大きな土壙の感がある。土壙には 十器片やその他のゴミを廃棄するために掘つたものと、礎石などの廃材を埋め込んだものとがある が、大部分は前者に属し、中央区両側と東西区の北半に多い。このうち最も注目すべきは木簡の出 土をみたB地区西部の土壙で、前にも記したようにこの土壙は遺跡の性格や年代を決定する基礎と

なつた。その他にもO地区西北隅にあつて 1000 個体以上の土器を埋没した土壙や, $I \cdot J$ 地区両側の長大な土壙などは包含する遺物が多量な点において他を引離している。以上が第7次調査までに明らかにされた 6 ABO 区の遺構の大要で,その種類と数量をまとめて記せば次のとおりである。掘立柱建物—44 (東西棟— $25 \cdot$ 南北棟—19)・柵— $4 \cdot$ 溝— $6 \cdot$ 土塁— $2 \cdot$ 井戸— $3 \cdot$ 池— $2 \cdot$ 土壙—約20。なおこれらの遺構を通じて,その廃絶の原因が火災であつたような形跡は全くみられなかった。

B 6ABO 区西半部の遺跡

この地区は南と東を道路,北を灌漑水路,西を佐紀池の堤でそれぞれ限られた東西約 $100\,\mathrm{m}$ 南北 約 $80\,\mathrm{m}$ の地域で,南側の道路沿いに住宅が数戸あるほかはすべて水田である。水田は $K\sim W$ の12 筆に区分されるが,1 筆毎に段落があり, 地形は全体としては東北から西南に低くなつている。その高低差はK地区の水田面を 0 とした時,O地区で $-43\,\mathrm{cm}$, U地区で $-88\,\mathrm{cm}$, V地区で $-126\,\mathrm{cm}$ となつて,かなり大きい。調査によつて検出された遺構は,掘立柱建物20棟,同柵 2 条,溝・土塁 6 条,井戸 1 所,池 2 所,土壙数所が主たるもので,その他にごく小さな柱穴で柵状に連なるものや,野小屋状に並ぶものなどが数カ所ある。個々の遺構についての詳細は次節にゆずり,ここでは遺跡の一般的な状況を各地区毎に記しながら,遺構の前後関係を考察しておきたい。

K · M 地区 (PLAN 6, PL. 12~18)

この地区には建物 9 棟、溝 2 条、池 1 所があり、今回の報告中で最も複雑に遺構が重複する地区である。遺構は水田面より約 50 cm 下がつて床土のすぐ下から検出されはじめた。その面は北方では地山面であり、南部では盛土層上面であつた。地山は東北から西南にゆるく下がるので、盛土層も南西に進むにつれて、少しずつ厚くなるが、この地区内では 15 cm 程度にとどまる。そこでこの地区では全面的に地山まで掘り下げ、全遺構を現わした後に、地層を検討する調査方法をとつた。遺跡の説明にもそのほうが都合よいので、まず比較的簡単な SB 186 から記述を進めよう。

SB 186 は K·M 両地区にまたがつてその南端に存在する。西妻柱通りは畦畔の下にあたつたので、その柱穴の検出は中央柱位置だけにとどめたが、東西 5 列、南北 8 列に並ぶ方約 $1.2\,\mathrm{m}$ の柱穴によつて 7 間× 4 間切妻造り建物であることが知られる。棟通りに小さい穴があるのは床東跡と思われる。これらの柱穴のうち、身舎にあたる 7 間× 2 間分には、南北 2 つの柱穴の複合が見られ、掘りかたの重複状況によつて北の柱穴が後に掘られたことがわかつた。この 7 間× 2 間切妻造り建物が SB 186-B で、先の 7 間× 4 間建物 SB 186-A の後身と考えられる。これには床東跡は見当らない。建物の北側柱通りに $2\,\mathrm{n}$ 所の土器を埋没した浅い土壙があつたが、柱穴はその底から検出されたから土壙は建物が廃絶した後のものであることが判明した。

SB 186 の北に、約 $12 \,\mathrm{m}$ へだたつて、SB 194 がある。建物は東西 $7 \,\mathrm{ll} \times \mathrm{m}$ 北 $2 \,\mathrm{ll}$ 切妻造りで、梁行方向の柱通りが前記 SB 186 とそろうことが注意される。また両妻中央柱と北側柱列ですべての柱穴に重複がみられ、それらの重複状態から、北の柱穴が後に掘られていることが分つた。この重複は南側柱列にはないから、のちに造営した建物では同じ柱穴を使つたらしい。この梁間の広くなつた SB 194-B が、SB 194-A ときわめて密接な関連性をもつ後身であることは、明らかであろう。また柱列の一致や仕事の類似性で、SB 186-A と SB 194-A が同一時期の遺構であり(前章の5群、以下同じ)、その次の期に SB 186-B と SB 194-B が並存した(6群)ことも容易に推定

6 A B O区 西半部

K・M区地 区の遺構

S B 186 の AとB

SB 194 の AとB 平城宮発掘調査報告 I

される。

SB194の 造営期 この SB 194 と重なつて SB 191 がある。 これは南北 5 間×東西 4 間の建物で、西入側柱列の 柱穴が SB 194 の柱穴と重複し、 SB 191 の柱穴がのちに掘られていることがわかつた (7群)。

また SB 191 の東側の柱穴が池 (SG 180) の埋土中から検出されたことも重要な事実で、これから SG 180 は 6 群もしくはそれ以前と判明した。 なお SB 191 の身舎内南寄りに小さな柱穴が 3 行 4 列に並ぶが (SB 192)、その造営時期は分らない。

SB 176 と SB 177 の 重複 次にその東側をみると、池のすぐ東側に南北方向に並ぶ柱穴列は、一見しただけでは何棟分かわからないほど重複している。しかしよくみると、柱穴には3種類あつて、そのうち1種類はやや方向を異にし、北の方では他の柱穴と全く重なつているのに、南へゆくにつれて少しずつ東へ離れることが分る。そして他の2種は、南北2つの柱穴が同じ間隔で重なつてならぶもので、北の柱穴がみな新しいから、これは2棟分であると判断された。 方位の振れをもつた柱列の建物が SB 176で、常に重複する柱列の建物が SB 177の AとBである。SB 176でこれと対になる柱列は、約6m 西にあつて、SG 180上に重なる部分は柱穴がなく、北に2、南に3個の柱穴をとどめる。そしてこの両列の南北両端中央に妻柱穴があり、この建物が南北9間×東西2間と知られる。一方SB 177は、東端道路沿いに並ぶ柱列が、同じように南北に2個の柱穴が重複するものであるから、これと対になつて、南北7間×東西2間の建物にまとめられる。以上が SB 176と SB 177の主体部であるが、SB 176には東西両面に廂がつき、東廂の小柱穴が SB 177の内部中央に、西廂はSG 180の南と北とに認められる。また SB 176内部の南北列5個の柱穴は、SB 177-A の柱穴と並列し、これがその西廂であつたことが分る。しかしこの廂柱列は SG 180の北に及ばず、重複もしていないから、SB 177-A のみに南端4間分の西廂があつて、SB 177-B には廂が付かなかつたことになる。

SB 170 の 複合状況 SB 176 及び 177 の南端に、これらと重なつて SB 170 がある。その東北隅部分では 4 棟分の柱穴が混在しているが、その中から SB 170 の北側及び北入側柱列の柱穴をより出すことは、重複しない南側の柱列を対照してたどれば比較的容易である。なお SB 170 の身舎内西端に、小柱穴の SB 171 があるが両者の関係は SB 191 における SB 192 と類似している。 また SB 171 の東方に、以上の 4 棟に属さない柱穴が数個あるが、このうち SB 170 の棟通りにあるものは、この建物の床東穴かも知れない。ところでこれら 4 棟の前後関係は、SB 176 と SB 177 の柱穴の重複からは前者が古く、また SB 170 と SB 177 西廂の重複からは前者が古い。しかし、SB 176 と SB 170 は重複する柱穴がないので、これだけでは前後関係が決められない。改めてこの地区の遺構全体をみると、まず SB 177 と SB 194 は、A・B の 2 時期共にそれぞれ北側柱列がそろい、柱穴の重複状況もよく似ているので、同時期(5・6群)と判断される。SG 180 は、6 群以前だから建物と並存してもよいわけで、そう考えて池の形に注意すると、5・6 群の SB 177・186・194 及びそれ以前の SB 170 とは並存しうるが、SB 176 と並存しないことが分る。そうすれば同じ5 群以前であつても、SB 176 は SB 170 (4 群)より古いことになるが、これは SG 180 との並存を前提とする仮定であつて、まだ決定的なものではない。この決め手は地層の検討によつて得られた。

遺構の前後 関係

2回の盛土 層 最初に述べたように、この地区の西南部には地盤の低下を補う盛土層が存在するが、これに第 期と第 『期の2 層がある。第 『期の盛土層は地山に接し、ほぼ SB 191 西北隅と SB 170 東南隅 とを結んだ線から西南にあつてその西限は SB 191 の西側柱列延長線、南は SB 170 の南入側柱列

SB177-B
E3 S4

SB177-A
E3 S4

SB176
E2 S5

SB177-B

E3 S3

SB177-A E3S3

Idalah dalah dalah

Fig. 2 遺構複合状況詳細図—1 (SB 176·177) (SD 141

延長線附近でとどまる。すなわち, この盛土 は、東北を頂点とした三角形に現われている 地山に対して, ほぼ対称的に, 頂点を西南の SB 186 中心部付近においた三角形を形成し ているわけである。この後、第【期盛土層上 を含めて、6ABO 区西半部全域にわたる盛 土が行われた。それが第Ⅱ期と名付けた盛土 層である。この第 Ⅱ 期盛土層は、ほぼ Κ地区 の西北隅と東南隅とを結んだ対角線より西南 に存在し、第 | 期盛土層上をうすくおおい, 第 | 期盛土がなくなるところから厚くなる。 これは西南へ進むにつれて低下する地山上に 盛土して平らにするため順次厚さを増してゆ く。こうした2回の盛土層と遺構との関係を 検討してみると, SB 176 の柱穴のみ第 | 期 盛土層上面から始まり、第 🛮 期盛土におおわ れるが、他の SB 170・177・186 などの柱 穴および SG 180 は、いずれも第 ■ 期盛土層

遺構と盛士

上面から掘られていることがわかつた。すなわち,遺構は地層によつて第 [期と第 [期に大きく分けられ,SB 176 はその第 [期に,以下の建物や池はすべて第 [期に属するのである。SB 176 (2 群)が SB 170 より古いことはこれで明瞭であろう。こうした地層による分類は,結果だけを見れば実に簡単であるが,実際にはなかなか難かしい。それは場所によつて土層の残存状態が異なるからで,このK地区の場合でも,第 [期盛土は,大部分が水田のために削られ,部分的にごく薄くしか残つていなかつた。したがつて2回分の盛土は,第 [期盛土のなくなつたところから第 [期盛土が始まるといつた主に平面的な関係で検出されたわけで,よく似た土層を2期に分類すること自体が困難であつた。第 [章でも述べたが,この盛土層の分類は第 [5 次調査にK地区と位置的に対称的なC地区の調査を行つて,始めて明瞭になつたもので,先の結論はそれを基にして当地区の盛土層を検討し直して得られたのである。

SD141

なお K・M 地区の遺構としては、他に溝が 2条 (SD 141 及び SD 126) ある。SD 141 は第 \parallel 期盛土層の下にあつて、地山に直接掘られており、SB 176 の柱穴との切合いからも、溝の方が古いことがわかり、この地区では一番古い遺構(1群)である。また SD 126 は溝底が上下 2 重になつており、上のもの (B) は第 \parallel 期盛土に掘られ下 (A) は地山に直接開鑿されていた。 したがつて SD 126-A は第 \parallel 期をくだらず(3群)Bは第 \parallel 期に属するが、SB 194-B の柱穴が溝 Bの埋土に掘られているので、その下限は 5 群となる。

L · N 地区 (PLAN 7·8, PL. 8·19~21)

ここでは $K \cdot M$ 地区の南で、O 地区の東端にある柵附近より東方の地域をあつかう。ここで検出された主な遺構は、建物 6 棟、井戸 1 所、溝 2、柵や土塁 3 条、土壙 3 所である。これらは層位によつて 3 時期に分けられるので、まずこの地区の地層について述べよう。

S D 141 と S D 126

L・N地区 の潰構

平城宮発掘調査報告 [

盛土層上面 の傾斜

前項で記したようにこの地区では第 \parallel 期盛土層はなくなり、地山上に第 \parallel 期盛土層がある。この盛土は地山の傾斜を補つて南西に進むにつれて厚くなり、その上面は平坦にならず、ゆるい斜面をなしている。この第 \parallel 期盛土層の傾斜をさらに緩和するために行われたのが第 \parallel 期盛土である。この盛土層は、〇地区の西北隅とL地区の南縁中央入隅とを結んだ線付近から西南に存在し、第 \parallel 期盛土層同様、西南にゆくにつれて少しずつ厚くなる。この緩和の状況を 1 第 \parallel 層がごく薄いL地区の東北隅、2 第 \parallel 層が始まる N 地区北部、3 〇地区の西南隅 の 3 地点で比較してみると、第 \parallel 期盛土層上面は大約 1 を 0 として、2 で -30 cm、3 で -70 cm であるのに対して、第 \parallel 期盛土層が加わると 2 で -20 cm、3 で -40 cm となる。*

層位による 遺構分類

遺構は地層との関係で次のように分類される。(N地区の南部は後述する。)

- a 第 順 期盛 + 層から検出されたもの。 SA 121 · SA 109 · SK 115
- b 第 ¶ 期盛土層から検出され、上面を第 Ⅲ 期盛土によつておおわれるもの。 SA 120 · SD 130 · SB 112 · SB 113 · SB 116 · SB 182
- c 第 ¶ 期盛土層上で検出されたが, 第 Ⅲ 期盛土の存在しない地域のもの。 SB 166・SE 168・SK 183・SD 184
- d 第 順 期盛土におおわれているらしいがやや不確実なもの。 SB 167

これを簡単に説明すると a は $K \cdot M$ 地区にはなかつたもので,この地域で一番新らしい遺構であるが,相互に重複していないから,全部が同時期か否かは判定し難い。b は a よりも古く,その遺構は相互に重複しているから,これがまた何回かの造営期に分類される。c には a, b 両期のものが混入している可能性があり,判別は別の基準で行う必要がある。d は SB 167 の柱穴が非常に小さく,この付近の第 \blacksquare 期盛土層が薄いために地山上でようやく確認したもので,これが第 \blacksquare 期盛土以前の建物であることは,北方K地区の SB 176 との関連で明らかにされた。第 \blacksquare 期盛土層の範囲が限られているから,K地区以外でこの時期に関連した遺構は地山上に直接造営されて いる わけで,この SB 167 がそれに当る。

遺構の概況

次に全体の配置や各建物の規模などは,実測図によつて知られるから,各遺構について主要な点のみをまず記そう。SD 130 は第 \parallel 期盛土層上面に造られた石敷の溝で東から西へ流れる。その高低差はL地区にある東端を0とした時O地区の西端で $-65\,\mathrm{cm}$ を測る。 溝の南側には,玉石を並べた縁石があり,その南にはバラスを敷きつめていた。しかし,北側には縁石はなく,この部分が削平されたような状態であつたから,もとは北側に一段高いものがあつたと推測された。

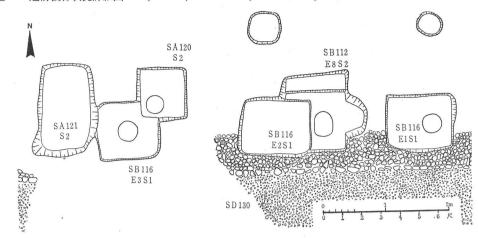
SB 112・SB 113 はよく似た建物が一部重複して南北に並ぶもので、 両者の梁行柱通りがほぼ一致する点が注目される。なお SB 113 の東妻中央柱位置の柱穴は見当らなかつた。SB 182 は西側柱列が畦畔の下にあたつたので、その柱穴では調査し得なかつた部分もある。SB 116 は周囲に雨落溝をめぐらした建物で、6 ABO 区では現在までのところこの種のものは唯一つである。** この雨落溝は浅い素掘りのもので、南部ではかろうじて痕跡のみをとどめているから、掘られた時の旧地表面はのちに多少削られたことがわかる。溝底は SA 130 の石敷のすぐ上にあるので、先に SA 130 のところで述べたことと考え合わせると、旧地表(第 \parallel 期)は SA 130 の北と南で 10 cm 程度

殿を前においた5間4面建物が発見され、その周囲 に浅い溝をめぐらせていた。

^{*} LとOとは水田面で 40 cm の差がある。したがつ て現状は割合よく第Ⅲ期盛土層にならつている。

^{**} 推定内裏内部にあたる 6 AAQ-A 地区では、細

Fig. 3 遺構複合状況詳細図—2 (ŚD 130, SB 112·116, SA 120·121)



の差をもつていたと推測される。なおこの建物内部に小さな柱穴がかなりあるが、棟通りに並ぶ 5 個は身舎の床束穴かも知れない。

SB 116 の中央を柵 2 列 (SA 120・121) が平行して通る。棚列は柱位置が東西にほぼ一致しているから,同時期のようにみえるが,前述のように SA 121 は第 \blacksquare 期盛土層より検出され,SA 120 は第 \blacksquare 期盛土層から始まり1時期異なつている。

遺構が最も重複している SB 116 南部附近についてみると (Fig. 3), まず SD 130 に重複して SB 112・SB 116 の柱穴があるが, いずれの柱穴についても SD 130 の石敷が丁度その柱穴掘りかたの大きさだけ失われていたから, SD 130 はこれら建物のどれよりも古いことがわかつた。次に SB 112 西妻中央柱穴と SB 116 の身舎南妻中央柱穴とが, SD 130 に重なつて切合つており, SB 112 が古い。この関係は SB 116 の東側雨落溝でも確かめられ, この溝は SB 112 の柱穴の埋土上に掘られている。雨落溝は SB 113 の西妻柱穴埋土上をも通るので, SB 113 は SB 116 より古いことがわかる。この SB 112 と SB 113 の前後関係は, 両者の中央附近柱穴の重複状況から前者が古いことがわかつた。SB 116 と柵の関係は, SB 121 と 3 カ所で柱穴が重複しており, いずれも SB 116 が古いことがわかる。これは地層からみても当然である。しかし SB 116 と SA 120とは SD 130 に重なつて1カ所だけで重複しており, しかも両者の埋土がよく似ていたので, 判定は非常に困難だつたが, SB 116 が先行すると考えられた。*

また SB 182 の柱穴は、 SD 130 との重複で溝底の礫を掘りとつているので溝より新しいこと は明らかであつたが、畦畔のために SB 112·113 との切合いを検討することが出来なかつた。しかし、 SB 116 と南側柱列を揃え、また棟の方向も一致するので同時期と推定して誤りない。

以上で地層での分類 b の遺構を終えたから c に移ると、SB 166 は SB 113 の東に並んでおり、北、西の 2 辺しか調査し得なかつたが、建物の規模を知るにはこれで足りる。その造営期は、桁行の柱列が SB 113 とほぼそろうこと、その方向が真東西よりやや振れているが SB 113 も同じ傾向があることなどから SB 113 と同期とした。**

のと判断された。

SB 116 付近の重複関

^{*} SA 120 の掘りかた内を精査して、円形にわずかに埋土の色が変る部分を検出したが、これを柱痕跡とするとこの位置は SB 116 の柱穴を復原した輪郭線と切合う可能性がある。したがつてこの柱痕跡を認めれば、SA 120 は SB 116 より後に掘られたも

^{**} ただし SB 113は桁行柱間 3 m (梁行は 2.7 m) なのに SB 166 はそれが 2.7 m であること, 柱穴がやや小さく不整形なことなど多少異なつた点もある。

平城宮発掘調査報告

井戸SE168

井戸 SE 168 は中古まで野井戸として用いられていたもので、内部が 3 重になつていた。そのため周囲の地層が荒され、本来は c の分類にもはいりえず時期不明とするほかないものである。しかし、この井戸の上を第 | 期に属する SB 167 の柱列が通り、井戸掘りかたで柱穴がこわされている。したがつて SE 168 は第 | 期以降の造営と推定されるが、ここで注意すべきは北方にある SB 170 との関係であつて、井戸はこの建物の正面中央に位置をしめている。これと同じような関係は 6 ABO 区東半部で SE 311 と SB 200 との間にもあつて、井戸と建物が対応して配置されたと考えられ、さらに SB 170 と SB 200 は同時期の建物と判定されるので、これらすべてを同時期の造営になるものとみなすことができる。

なお SK 183 は一部に凝灰岩断片を埋没した浅い穴で、 土器類はほとんどなかつた。 その北の SD 184 はごく浅いT字形の溝である。この両者は全く時期不明であるが、 SD 184 は南北溝の延長が SB 182 の東側を通るから、或はこれと関係するかもしれない。

各遺構の造 営期

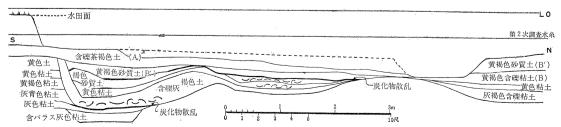
以上の遺構分類を柵を除いた建物だけで $K \cdot M$ 地区と比較すると, $K \cdot M$ 地区では $2 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7$ 群の 5 回であつたが,ここでは(167)(112)(113 \cdot 166)(116 \cdot 182)の 4 回ある。そして南北の配置をみると,2 群の SB 176 と SB 167 以外に,5 群の SB 186 と SB 112 は柱列が一致していて,柱穴の大きさなどもよく似ていること,7 群の SB 191 と SB 182 も同じような関係にあることが注目される。また SB 113 は SB 112 と密接な関係があつて,これはAからBと変つた5 群に対する 6 群の状況と類似する。また第 II 期盛土層上で最も早い SB 170(4 群)と SD 130 は 当然同時期となる。これは別表 II に一括したが,一応の整理を行つておくと次のとおりである。

2 群-SB 176·167, 4 群-SB 170·SD 130·SE 168, 5 群-SB 186·194·177 各 A·112, 6 群-同前各 B·SB 113·166, 7 群-SB 191·116·182, 8 群-SA 120, 9 群-SA 121 その他。

N地区南部 の遺構

次にN地区南部の遺構について述べよう。ここでは第Ⅲ期盛土層から始まる 2条の溝を発見したが、溝にはさまれる幅約 3 m の部分は、やや固い土が高く残り、これは両側に溝を伴つた土塁 SA 109 と推定した。北溝の中には、土器がかなり多量に落ち込んでいた。 SA 109 より以南では、第Ⅲ期盛土層上面およびその下層の整地面からは遺構を検出しえなかつたが、 SA 109 を検討しているうちに、前記地層の下から礎石を埋めこんだ土壙 SK 107 を発見した。礎石は上面のみを平坦に削つた花崗岩の自然石で、これは恐らく南方の宮域中心部附近から運んで廃棄したものと想像されるが、これを埋めた SK 107 の周壁には、炭化物の薄い層がある点が注目された。そこでこの附近に南北方向の深いトレンチを入れ、地層を検討したところ、南端の道路に近接して基壇状の構築物 SA 105 とその北側に溝 SD 106 を発見した。これを Fig. 4 に示した地層によつて簡単に説明すると、SA 109 以北では、後述する O~U 地区の地層と類似しているが、土塁のところに B[′]層がある点が異なる。この B[′]層は普通ならば第Ⅲ期盛土層 A が存在するはずで、実際にも 2条の溝から





外方は、南北共にA層であつた。SA 109 以南では、炭化物散乱面が上・下2面あつて、下面は深 い溝状をなしている。南端ではその面の上に築成土壇が存在するが、これらの地層は他の地区と異 なつていて、炭化物散乱面上の B' 層以外は他と同定しえない。 地層の状況からこの部分の遺構の 変遷を判断すると次のように考えられる。

まず地山に掘られた溝 SD 106-A が一番古く, この上の炭化物が築成土壇 (SA 105) 下方に及 んでいるから、土壇はその後造られた。そしてこの土壇の時にも溝は幾分浅くなつて存続したらし い(SD 106-B)。この溝を埋めたのはB/層の時期である。この時に土壇がその上になお残つていたか 否かはわからないが、土塁 SA 109 が同時に造られているから、恐らく平坦にされたであろう。こ れらの上部をA層で整地し、全く平坦な地表が形成された。こうした変遷を既述の盛土工事との関 連でみると、ここには第 Ⅱ 期盛土層 B がなく、第 Ⅲ 期盛土層の A 層の下にはそれに代るB/層がある 点が注目される。するとここでは第 II 期に 2 回の造営があり、 その最初のものは SA 105 と SD 106-B. 第2回は SA 109 なのではあるまいか。SA 109 は第Ⅲ期にも存続しており、溝は現状では 第Ⅲ期盛土層より始まつているが、これは掘り直したと考えられる。 いずれにせよこれは 6 ABO 区遺跡の南境界が、時期によつて変化したことを示しており、このことは宮城内の建物群の配置関 係を考察する上に、重大な問題を提起したものといえよう。

O∼W 地区 (PLAN 9·10, PL. 3~7, 9~11)

2条の柵から西方は、検出された遺構の数が少く、重複状況も簡単なので、O~W地区として一 括する。この地区に潰構が少いのは、第『期盛土工事以前はここが低湿地であつたためである。

O~W地区 の遺構

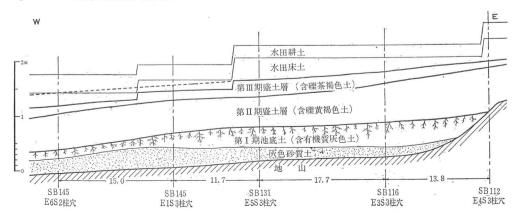
境界線の変

6ABO 区西半部では、 地山が東北から西南に向つてさがることは、 既にくり返して記したが、 その傾斜は全域一様ではなく、途中にかなりの差をもつた段がある。地層調査は主に建物の柱穴を 利用して行つたので、連続した下降線を得るには至らなかつたが、大様を知ることはできた。 W・ Q地区にまたがる SB 143 で判明した地山下降状況を西方の K⋅M 地区とも関連させて記せば次の とおりである。(数字は第2次調査水糸と0としてそれからの下がりを cm で表わした。)

K地区東北部 5、M地区北部 12、SB 143 南側柱東の1 15、同東の3 17、同東の5 21、 同東の6 46, 同東の7 78, 同東の8 120, 同東の10 142。

すなわち、KからW地区の西端附近まではゆるやかな傾斜であるが、W地区西端から約8mの間 に1m の高低差があり、その先はまた割合ゆるく下るらしい。この地山の途中の段は南の $L\cdot N$ 地 区 SB 116·SB 112·SB 113 附近でも検出されたので、部分的なものではなく、W地区西端とL地





西南の低湿 地SG 149

平城宮発掘調査報告 [

区西北隅とを結んだ線上で、全体にわたつて存在したものと予想し、O地区の中央部でトレンチを掘つてこれを確認した。この段から西南方の状況としてSB~116附近では、柱穴の底に密生した草本植物の茎痕を認めたので、ここは池状の低湿地であつたと推定された。その池底の水準は約120cm を測るから、この想定は前記地山下降段より西南方一帯にあてはまるものである。

この池を埋めた盛土の状況を、南部の $N \cdot O \cdot R \cdot U$ 地区の柱穴位置で地層を検出し、それらを結ぶ断面図 (Fig. 5) によつて記せば、次のようである。

1 地山は段から西方はゆるい傾斜で下る。これは北方のS地区と等しい。2 地山土の灰色粘土質土層が池底となつた一時期がある。全体の地形からみて地山は西にいくにつれてさらに低下し、佐紀池におよぶが、灰色粘土質土層がそうした斜面上に位置することは、これが人工的な置土であることを示す。土質が地山と類似しているから、これは段より東北方の地山を削つて整地した排土と推定された。3 第 期盛土層は西にゆくにつれて厚くなるが、このことは前にもふれた。その上面の高低差はL地区東端附近での水準が大体 0 であるから、U地区までの間約 90 m に対して 1 mとなる。*4 第 期盛土層も西で厚くなつて、第 期の傾斜をさらに緩和するが、現状はその上面を水田床土によつて削り取つている。特にU地区はそれが甚だしい。なおU地区では、第 期盛土層上面で万年通宝銭 2 枚、神功開宝銭11枚がさしを通したように一連になつて発見された。これは第 間 期盛土施工時期の上限を示す。

発見遺構と 造営期 これらの地区で検出された遺構は、第Ⅲ期盛土層上面では、SK 138~140、SK 148 などの土壙類のみであつた。このうち SK 137・138 は、恐らく1組であつたと思われる凝灰岩製の八角柱沓石を埋没したものであり、SK 139・140 は多量の土器を廃棄した穴である。第Ⅲ期盛土層では、5棟の建物と4条の溝、土塁が検出されたが、後者はいずれも既に L・N 地区で述べたものの延長部分である。建物は2棟のみ重複しているが、柱穴が重複していないので造営時期の先後を決め難い。SB 131 および SB 145 は SB 112 と柱通りを揃え、柱間寸法を等しくし、各建物の間隔を柱間3間分に揃えているから、これら3棟は同一計画で造営されたと考えられる。また SB 143 もその位置が SB 131 および 145 と対応して、同様計画的に造営されたとみなせよう。 SB 135 および 146 は全体の規模、柱間寸尺、柱穴の大きさなどからみて、7 群と考えた。なお SB 143 南側柱列の東延長上に妻から約3m隔てて存在する柱穴や、SB 143 の約3m南方にあつて3m間隔で並ぶ2個の柱穴などは、時期・性格ともに明らかでない。

またV地区は現在の水田面がかなり低く、土塁もわずかに東半のみ残存する程度であつた。土塁の部分を除くとこの地区の大部分は、かなり深くまで近世に破壊されており、特に南端の道路附近では大きな溝があつて、水田面より $2\,\mathrm{m}$ さがつても、まだ底にいたらなかつた。こうした状況は、現在T地区から佐紀池に入る用水路が、もとは $U\cdot V$ 地区の西端を通り、道路をこえてさらに南下していたことと関連するのであろう。

C 6ABO 区東半部の遺跡

東半部の現

この地区も西半部と同じく、南側道路沿いに宅地があるほかは、すべて水田で、これを全面的に発掘した。 水田面の高さは、 西半部で基準にしたK地区を0とした時、 $B \cdot G \cdot I$ 地区はいずれも $+12 \, \mathrm{cm}$ 、D地区は $-1 \, \mathrm{cm}$ で、 西半部に比し全体としてかなり高く、また概して平坦である。

^{*} この差は盛土施工後の沈下を考えれば、当初はもうすこし少なかつたであろう。

遺跡の状況によつて、 $I \cdot J$ 地区と $A \sim G$ 地区にわけられることは既に記したが、 後者で今回特に問題としたいのは、遺構分類の基礎となつた地層状況なので、始めに $I \cdot J$ 地区を含めてG 地区東側畔畔より西方一帯の地層について記そう。

遺跡の層序

C地区では水田床土の下から,順次 3 時期の盛土層が明瞭に検出された。その状況を調査経過で用いた $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E$ の呼称によつて示せば次の通りである。A層は床土下にあつて厚さ 10 cm 程度,少量の土器や瓦片を含む。上面は耕作によつて削り取られている。これが第Ⅲ期盛土層である。B層はごく薄く,しかも部分的にしか認められない。これも第Ⅲ期盛土層に属す。C層は第Ⅲ期盛土層で厚さは約 10 cm ほどで,その上面は旧地表面にあたる。D層は第Ⅰ期盛土層で,厚さは5~10 cm 程度。上面でよく剝離し,一見これが地山面のように見える。旧地表面が残存しているのである。盛土の高さや範囲を検討するために,以上の $A \sim E$ 層の上面の高さをいくつかの地点で記すと,次の表のようになる。(数字は第 5 次調査水糸よりの下りを cm で示す。なおこの 0 は第 2 次調査水糸より 50 cm 高い。)

Tab. 4 A~J 地区整地層高低表

地層地点	A	С	D	Е	
I 地区北部 SD 126 附近	ナシ	20	ナシ	35	 (Aは床土
同南部 SB 236 南妻附近		22	35	40	下に部分
J 地区南部 SD 130 北側	25	28	ナシ	40	し的にある
同南端 SD 106 南側	25	ナシ	ナシ	35	
A地区北部 SD 126 附近	ナシ	25	ナシ	35	
B地区中央部 SK 218 北側	15	32	40	55	
C地区中央部SB 209南妻附近	23	33	40	48	-
G地区北部 SB 205 南妻附近	ナシ	30	35	40	
同南部 SB 206 南妻附近	ナシ	35	ナシ	45	

この表によつて判明する盛土層の状況は 次のようにまとめられる。

- 1 地山の高低差は、最大15cm程度で、一方に傾斜することもなく、割合平坦になつている。削平したのであろうか。
- 2 第 | 期盛土層は、北は B・I 地区の中央部、南は G・J 地区の中央部付近に限られる南北幅約45 m の地域だけに存在し、上面の水準高は 35~40 cm 程である。
- 3 第 』 期盛土層は J 地区南端部を除いて全面的にあり、現存する上面の水準高は 20~35 cm である。しかし、これは部分的な高低差であるから、当初は水平に盛土されたと考えられる。
- 4 第Ⅲ期盛土層は現存しない部分もあるがこれは耕作によつて削られたためで、当初は全面的に存在したと推定される。その上面は少くとも水準高 15 cm 以上であつた。

I · J 地区 (PLAN 4·5, PL. 24·27·28)

ここでは建物 2 棟、柵 1 列、溝 4 条、土壙数カ所が検出されたが、東西の地区に連続する溝を除けば、すべてが第 || 期盛土層に設けられた点に大きな特色がある。細部で問題になる点を記すと、南端の溝 SD 106 は、上部を第 || 期盛土層におおわれ、地山に直接掘られている。この附近には第 || 期盛土層がないから、その時期は第 || 期以前としかいえない。溝の位置がN地区南端部のSD 106と一線上に並ぶから、両者は連続しているものと判断された。なお溝はこの地区の途中で止り、東方へは続かない。SD 130 は既述の石敷溝の東延長部分であるが、ここではそれに付属した 2 遺構が新たに検出された。 南側の SD 242 は地層を検討すると、第 || 期盛土層上面から掘られ、SD 130 はその中に造られたと認められた。すなわち両者は一連の工事として行われたわけで、6 ABO 区西半部の SD 130 において、溝の南側に現存最大幅 3 m 程のバラス敷面があつたことを考えあわせれば、SD 242 はそのバラス敷面の幅を示すものではないかと推定される。また SD 130 上に重複する SD 244 は、石敷下に SD 130 を埋没しているから、明らかに 2 次的な仕事で、恐らく

J 地区南部 の遺構

3回の盛土

SD 130 と共存したと考えられるが、その

土壙の形成

施工時期は不明である。建物および柵は, 北方の長大な土壙 SK 234 で,その一部が おおわれており、柱穴は土壙の底で検出さ れた。この土壙内の遺物と柱抜取り穴内の 遺物とが様式的に一致するから、建物や柵 の廃絶と同時に土壙が形成されたと考えら れた。西端の土壙 SK 238 も遺物からみて 同時に形成されたものである。

A~C 地区 (PLAN 4.5, PL. 24~27)

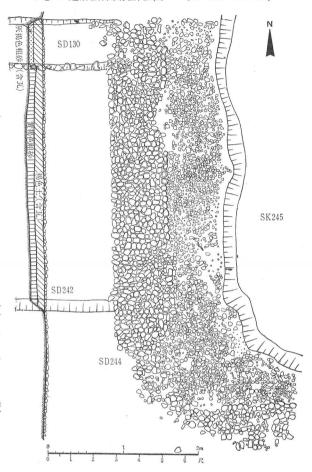
第Ⅲ期の遺

ここで検出された遺構は検出面の層位と 遺構相互の重複によつて、明瞭に造営期別 に分類された。第Ⅲ期盛土層面から発見さ れたものには、C地区の南部で平行して東 西に走る2条の小柱穴列SA 203 と、この 西端の蛙畔に接して南北に並ぶ数個の浅い 穴がある。

第Ⅱ期の遺

第 ■ 期盛土層面からは、建物7棟、土壙数カ所が検出されたが、特記すべきは、A・B地区における建物と土壙の関係である。ここにはSK 217~220の土壙とが密集し、

Fig. 6 遺構複合状況詳細図-3 (SD 130·242·244)



さらに重複する SB 209 および SB 211 がある。 これらの前後関係では重複する建物の柱穴がい ずれも土壙埋土に掘られており、土壙が最も古いことが判る。 さらに SB 209 と SB 211 とは柱 穴の切合いによつて, 前者が古いと判断された。 土壙のうち, SK 217 および SK 219 では, そ の埋土直下に檜皮の層があり、その下から土器その他の遺物が見出された。SK 219 では、出土遺 物が木簡をはじめとして特に多種多量であつた。これらの土壙は明らかにごみ溜めで、遺物の埋没 状況から短期間のものと判断されたが、その中に天平宝字 5・6 年銘の木簡がある点は最も重要で ある。これによつて SB 209 の造営時期の上限が捉えられ、遺構の時期別分類に始めて絶対年代推 定のよりどころが与えられた。 第 ‖ 期盛土層から検出された建物には、 前記の SB 209・211 以外 に、SB 200・201・212・213・206 の5棟がある。 このうち SB 206 以外は全規模を検出していない が、SB 200 および SB 201 は 2 辺が判明しているので、 建物の規模だけは判る。 柱穴の重複は SB 200 と SB 201, SB 212 と SB 213 の間で見られ、いずれも前者が古いと判断された。またこ れらの4棟は南北にそれぞれ対応して造営されたらしく, SB 200 と SB 212 は柱筋がよく通り, SB 201 と SB 213 も同じことが云える。そうした建物の配置からみると、SB 206 は SB 209 と 東西側柱列が揃い, SB 209 の北妻が SB 213 の北側柱列と一線に並ぶから, 結局これに SB 201 を加えた4棟が、全部一組のものとして造営されたと考えられる。すると第Ⅱ期盛土層上の建物群 として、ここでは (SB 200·212) (SB 201·213·209·206) (SB 211) の 3 時期があつたことになる。

第Ⅰ期の遺歴

第 | 期盛土層から検出された遺構は SB 205 のみで、建物としては最も古い時期のものである。

また2条の溝は、いずれも既述の延長部分であるが、北方の SD 126 では、2重になつた底面が明 瞭に検出された。下方は地山に直接掘られているが、溝の南縁で一部に第

「期盛土層と類似した地 層があり、それを切つているので一応第 | 期盛土以後の造営と考えられる。*

以上の遺構分類を既述の 6ABO 区西半部との関連でみると、まず SD 141 は両者に共通して、 これが最も古い (1群)。 次に第 | 期盛土層から検出された建物は,どちらも1時期に限られている から、同時期のものと考えるべきである (2群)。SD 126 も一連のもので、これは3群とした。こ の後は第 Ⅱ 期盛土層から検出された遺構となるが、ここで注意されるのは、西半部で5 群とした一 連の建物群と、 この地区での SB 201 以下の建物群との類似性である。 これらは建物群としての 配置関係だけでなく、その柱間寸尺や柱穴の大きさなどにも共通点が多い。したがつて SB 201 以 下は5群と判定され、SB 200·212 が4群となる。また西半地域で6群としたものは、5群ときわ めて密接な関係のある建物であるが、ここではそうしたものはないから、SB 211 は7群と考えら れる。

西半部遺構

S D 130 O 東端附近

SE 311 の 使用年代

なお次回に報告する予定の第7次調査で検出したD·F·G地区の遺構のうち、今回報告する遺構 と密接な関係があるもののみを、次に簡単に記す。その1は SD 130 で、この石敷溝は、6ABO 区の東端まで連続しているが、D地区の中央やや西寄り部分から東方は、土中に凹形の木材を埋め 込んだ溝になり、この部分は暗渠と推定された。既述のように、SD 130 は、地区の境界線を示す 遺構と思われるが、暗渠の部分では、その境界の性質がやや異つていたことを教える。その2はF 地区西方の井戸 SE 311 で SB 200 の正面にあたる配置が, 西半地域での SB 170 と SE 168 の 関係に類似している点は、前にもふれた。ところでこの SE 311 は井戸が2重になつており、第1 次の井戸枠は SE 168 と同様、 檜材厚板のを井籠組にしたもので、 底の礫敷面上から、 奈良時代 末期の土器や木製品類とともに万年通宝銭3枚、神功開宝銭3枚計6枚を発見した。これはこの井 戸を使用した大体の下限を示唆する。また、この井戸から「羹所」と墨書した甕が出土したが、こ れは井戸を含む一郭の性格を暗示するものといえる。第2次の井戸は第1次井戸枠の下2段を残し て上部を取り去り、新たにやや小さな井戸枠を組上げたもので、その底から多量の土器、木製品類 と共に、隆平永宝銭1枚を検出した。またここでは「御匣殿」と記した木簡を発見した。これは、 この井戸を含めたこの地区が、平安時代に入つてからも宮の一部として使われたことを示す点で、 きわめて重要であり、平城上皇時代の平城宮を遺跡の面から始めて立証したものといえよう。

D 6ABO 区の北および南地区の遺跡

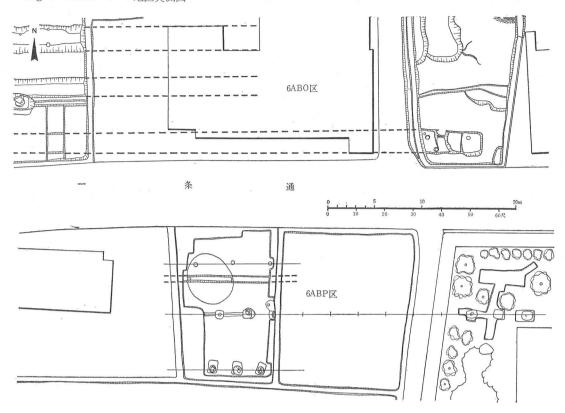
6ABN 区は 6ABO 区に北接する区域であつて、そのうちの2地区についてトレンチを掘つて調 6ABN区 **査をおこなつた。両地区共に遺構を検出しえなかつたが、むしろそのことに意味があると思われる。** 後述するように 6ABO 区の北縁に道路があつたと推定されるのである。

6ABN-V 地区は第2次調査の際に南北方向のトレンチを2本入れたが、水田床土下は、ただちに 地山であり、この上面ではなんらの遺構をも発見しなかつた。 水田面は南の 6ABO-W 地区より 30 cm 高く, 地山面も約 40 cm 高い。

附近ではこの盛土層が明瞭ではないので、溝の造営 期も決定し難いのである。

^{*} 南方の溝 SD 141 は, 上部に第 | 期盛土層があ つて、それより古いことがはつきりするが、SD126

Fig. 7 6 ABP-F·I 地区実測図



6ABN-M 地区は現状変更の事前調査として、第7次調査の際に発掘した。南の6ABO-I地区にある南北につらなる柵 SA 233 が、当然この地区まで延びていると予想されたので、かなり広範囲に発掘したが、水田床土下はすぐ地山でまつたく遺構を検出しえなかつた。水田面は南の I 地区より約60 cm 高く、地山面も約70 cm 高かつた。なおこの地区では調査後に現状変更が許可され、現在アパートが建設中である。

6ABP 区

6ABO 区南方の遺跡としては、昭和32年9 月に発掘した通称一条通り南沿いの3 地点についての知見がある。これは第1章でもふれたように、奈良県教育委員会より委嘱されて、本研究所員が調査した。東端の1 カ所は 6ABO 区東端部の遺跡と深い関連があるので、その報告の時にゆずり、ここでは西方の2 カ所について記すこととした。

I地区西半 部の遺構

6ABP-I地区西半部 6ABO-N 地区の東南にあたる東西約 10 m, 南北約 15 m の地域で, 調査当時は水田であり、ほぼ全域を発掘した。ここは水田床土の下がただちに地山となり、遺構はすべて地山面から検出された。地山はほぼ平坦で、その高さは第 2 次調査水糸より約 9 cm 下である。発見された遺構は、掘立柱柱穴 6 個、溝 1 条、小柱穴 3 個である。柱穴は東西方向に 3 個ずつ並び南北 2 列あるが、その距離は 6 m へだたる。これらの柱穴はいずれも上方に径 0.8 m のスリ鉢状の凹みをもち、その中に礎石の根固め石状に凝灰岩片や瓦が埋没していた。これは柱の抜取り跡ではなく、まつたく同位置で掘立柱式を礎石式に変えたものと思われる。*

SB 145 もあるいは柱の抜きとり穴ではなく、礎石に代えた時期があつたのかもしれない。

^{*} 普通ならばこれは抜きとり穴とみられるが, この場合にはやや状況が異なる。6ABO 区では SB 145の掘りかた上部にこれと類似の状況が 見られた。

南の柱列では、柱穴の大きさは 1.5×1.2 m ほど、東西間隔は約 2.5 m であるが、北の柱列は柱 穴の大きさが方約 1 m. 東西間隔も 3.0 m で,両列は一組のものではない。溝は北柱列の北 4 m にあり、幅70cm、深さ約40cm、東から西へ流れる。溝には少量の瓦や土器が埋没し、底に砂の 堆積がみられた。この溝の北に約1.2mへだたつて、東西に並ぶ小柱穴3個がある。いずれも径約 40 cm の円形で、相互の間隔は 4 m ある。この小柱穴列から北端道路際までの間は、遺構はない。*

隅部の遺構

6 ABP-E 地区西北隅部 ここは 6 ABO-J 地区の南側にある住宅敷地で、 庭の一部にトレンチ を掘つて調査した。現在の地表面は周囲の水田よりかなり高いが、これは宅地造成盛土によるもの で、その下には旧水田の耕土があつた。遺構は先のI地区と同じく、旧水田耕土下の地山面から検 出されたが、その高さは I 地区より約 $5\,\mathrm{cm}$ 高い程度であつた。ここでは東西に並ぶ柱穴 $3\,\mathrm{dlo}$ を発 見したが、 柱穴の状況は T 地区とよく似ていた。 というよりもここで注意されたのは、 この柱列 が地区の北方柱列と一直線にあることであつた。柱間寸尺を10尺として I 地区から割りつけてくる と、この地区の3個がよく適合するから、両者は一連のものとして誤りないであろう。この柱穴の 北には遺構はなくI地区の北方の溝は、ここまでは延長していないらしい。以上の遺構はいずれも まだ全部を発掘していないから、これが如何なるものであつたかは、明らかでないが、 I 地区から F地区に連なる柱列は、 その南北約7m の範囲でこれと対になる柱列がない点で注目され、 建物 ではなく柵であつた可能性が強い。なおこれらの遺構と 6 ABO 区での各時期別遺構との前後関係 も全く不明である。

2 造営期別の遺構

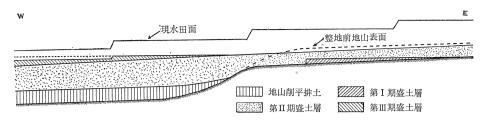
前節で述べたように遺構は何重にも重複しているが、これは数時期にわたつて行われた造営の結 果である。ここではそれらの遺構を造営期別に分類し、各期のものを一括して記述する。

A 遺構の分類と組合せ

遺構は地層によつて大きく4群に分けられる。この地域では、3期の盛土による整地がおこなわ 地山の状況 れ、各整地層に遺構が存在するが、さらにそれ以前の地山上に直接造営された1遺構がある。この 整地状況は、前節で各地区別に記したが、 ここで全体をまとめておくと次の通りである (Fig. 8)。 まず地山は全体として東北から西南に向つて低下するが、途中で一度段があり、一般に傾斜は割合 にゆるい。特に I・J 地区附近はほぼ平坦になつているが、これは自然地形そのままではない。す なわち整地作業の第1段階は、地山の削平で、その排土を西南の低い部分に盛つたが、土工量はあ まり多くなかつたので、この一帯はなお低地として残つた。第 | 期盛土は、この削平された地山の 第 | 期盛土 比較的高い部分のみにおこなわれた。この盛土は厚さ 5~10 cm 程度の薄いもので、その範囲も広 くない。しかしその上面が地山の高低差をおぎなつてほぼ水平になる点は注目すべきで、これは地 山をざつと削平した後に、建物の造営に必要な範囲のみを改めて整地したものと考えられる。第一 期の建物が廃絶した後に調査地北部に東西溝 SD 126 が設けられ次期に及ぶ。この溝をのぞき第 🛮 期盛土は調査地全域にわたつておこなわれた。この盛土は、現状で一番高い I・C 地区附近の残存 第Ⅱ期盛土

^{*} 溝と重複して西方にある大きな壙はきれいな埋土がつまり、溝はこの上に造られている。

Fig. 8 整地層模式断面図



状況からすると、第 | 期に盛土した範囲を含めて地盤の比較的高かつた地域では、10cm ほどの厚さであり、地盤が低くなるにつれてその厚さを増してゆく。したがつて前期に低地として残された西南方の地域では、それを埋めたために厚さが約80cm となつたが、この盛土によつて全域が水平第 ■ 期盛土 に整地されるまでには至らず、この時期の地表面も西南に向つてゆるく傾斜していた。第 ■ 期盛土はこの傾斜をさらに緩和する形で行われた。この盛土の存在する範囲は、6 ABO 区西半部では、かつて低地であつた西南部附近だけに限られるが、比高の大な6 ABO 区東半部にも見られるから、もとは恐らく第 ■ 期盛土上全域に土盛したもので、のちに上面を耕作によつて削られたと思われる。そのため施工時の地表面の状況を知りえないが、現地形から考えればこの時期にも全域は水平にならず、やはり西南にゆるく傾斜していたであろう。盛土の厚さは I・C 地区附近で 10 cm 未満、西南の R・V 地区附近では 40 cm 以上である。

造営期の決 定

整地工事と検出された遺構との関係で注意されるのは、第 J 期盛土以前のものが 6 ABO 区の中央北寄りを東西に通る溝 SD 141 に限られる点である。しかもこの溝は後述するように、排水溝の役割を果していたものとは考え難く、また存続期間も短かかつたらしい。これは整地された地山面に、地割のために設けられたものではないかと思われる。その当否はともかく、この時期に建物の本格的な造営が行われなかつたことは明らかである。したがつて、この溝は地山の整地工事の一部としてあつかい、溝のみを1時期の造営として、分類しない方がよいと考えられる。すなわち、遺構は層位によつては4群にわけられるが、造営期では第 J 期盛土のものを第 J 期とし、以後盛土層ごとに第 J 期 第 J 即に大別することが適当である。

時期分類法

遺構の造営は各盛土層上で数度おこなわれている。同じ盛土上の遺構分類は、主として遺構相互の重複状況から推定される前後関係によるが、その補助的手段としては、遺構の配置や規模の類似性と包含遺物の比較が用いられる。これは広範な地域に存在する遺構を同一時期とみなしうるものはできるだけ一括し、分類を最小限にとどめるためにも欠かせない。類似性には種々な点での比較が考えられるが、前節でふれたように、建物の配列で方位や柱通りが一致すること、建物内部の柱間寸尺や柱穴の大きさが同じことなどが主要な事項であつた。また包含遺物の比較は、層位による分類とならぶ有力な手段であるが、比較的短期間に造営された遺構を分類する場合には、かなり難かしい。しかも個々の建物に直接関係する遺物は、SB 116 の周囲の雨落溝から出土した1例を除けば、柱穴から検出されたものに限られ、普通当初の埋土ではなく柱の抜取穴の埋土に包含されていた。したがつて、その遺物は建物の廃絶期をしめし、造営期の分類には直接関連しない。またSB 116 の周囲の雨落溝も同様造営期に関連しない。しかし、この遺跡の遺構は建物が主であるため、遺構の分類は柱穴の重複と配置・規模の類似性とを主としてもちいることによつて、2・3 の土壙を除いてほとんど分類が可能であつた。なお造営期別分類では、盛土整地期に大別し、さらに

第 $\|$ 期のものは細分して $\|$ -1, 2, 2, 3 とした。前節で10群に分けた遺構との相互関係は次のとおりである。

Tab.5 造営期と遺構群の対照表

第 期	第 Ⅱ −1 期	第 Ⅱ −2 期	第 Ⅱ -2′ 期	第 🛚 −3 期	第 則 期
1. 2. 3 群	4 群	5 群	6 群	7 群	8. 9. 10群

Tab.6 造営期別遺構分類表

西	半	部 0	カ 遺	構	造営期	東	半	部	O_	遺	構
G 149		В	176	D 141	ı	D 141	В 205	В	269		
		В	167	D 126-A	1	D 126-A	В 317				
G 180		В	170	D 130		D 130	В 212			K 217	E 311-A
E 168-A				D 106-A	II -1	D 106-A	В 200			K 223	E 272-A
				D 126-B		D 126-B					
						D 244					·
E 168-A	K 107	B112	В 177-А	A 105			В 209	В	293		E 311-A
	K 134	B 131	B186-A	D 106-B	I −2		В 206	В	299		E 272-A
		B 143	B194–A		1 -2		В 213				
		B145					В 201				
E 168-A		B113	в 177-В	A 105			В 209	В	201		E 311-A
		B 166	$_{ m B}$ 186 $-{ m B}$	D 105–B	I −2′		В 206	В	293		E 272-A
			B194–B				В 213	В	299		
E 168-A		B146	B182–B	A 109			В 211	В	285		E 311-A
		B 135	B 191–B	D 108	I −3		В 327	В	273		E 272-A
		B116					В 314	В	268		
							В 321				
	K 137			A 109		A 233	В 236			K 234	E 311-B
	K 140			A 120		A 304	В 246			K 238	E 272-B
The state of the s				A 121	ALL CONTRACTOR OF THE PARTY OF					K 335	

(東半部の遺構には、次回に報告する第7次調査のものも含めた。)

B 第 | 期の遺構

地山に造営された遺構として SD 141 があるが、まもなくそれを埋める第 | 期の整地が行われ、 この上に3棟の掘立柱建物が造られた。SB 176 と SB 167 は南北 5.5 m へだてて対になり、これ に対応して 27 m ほど東に SB 205 がある。建物廃絶後に SB 176 の北端部を通る SD 126-Aが掘 られた。 またこの地区の西にある SG 149 は低湿地で 80×80 m ほどの広さがあつたものと推定 される。

地山に掘ら れた溝

SD 141 幅 1 m, 深さ 20 cm, 現状では全長 80 m ほどの東西の溝状遺構で, 調査地の中央や や北よりにあり、西は地山が低下するため消える。底面は東西ほぼ水平で、流砂とみなすほどの堆 **積や遺物の出土もみられず、概して礫質の地山土に似た土で埋められていた。溝の存続はごく短期** 間と考えられ、これと併存する遺構もないので、造営当初の地割りに関係したものかもしれない。

西南の低湿

調査地西南の低湿地であるが、 その底は西方にすぐ接する佐紀池に比べれば、 約2m SG 149 も高い。SG 149 が相当量の水を湛えた池であつたか否かはわからないが、低湿地としても、佐紀 池との間に人工的な堤を必要とする。発掘範囲内では痕跡を見出さなかつたから、この堤は現在の ものと一致して,その下方にあつたのではあるまいか。* 一方この南縁は,6 ABP- I 地区の地山面 が高い点や、そのすぐ北に SA 105 が造られることから考えて、一条通り附近であつたと思われる。

掘立柱建物 SB 167 L地区にあつて掘立柱柱穴は方 60 cm, 深さ 20 cm ほどで小さくて浅い。南北柱列の 柱間は 295 cm 等間で, 真北よりやや西に偏つた方向をもち, 東西 585 cm へだてて2列に並ぶ。南端 は調査地外、北端は畦畔及び近世掘つた穴のため確認できなかつた。この畦畔下に北婁を想定する と、7間以上の南北棟の建物を推定することができる。東西2列とも重複した柱穴があるから、西 南に 40 cm ほど移した同規模の造替が認められる。

> K地区にある南北棟 9 間 (26.52 m) × 4 間 (12.00 m) の東西両廂付建物で、 桁行柱列の 方向は SB 167 と同様真南北に対して北がやや西に偏つている。しかし梁行方位には偏差がないら しく、同一建物で梁行桁行両柱列が直交しない形となる。桁行柱間は、一部に不同があるが、大部 分は全長を 9 等分した 295 cm である。身舎柱穴は方 70 cm, 深さ 40 cm ほどで, 径約 30 cm の柱 痕跡の残るものもある。東西両面の廂は身舎と等しく梁間3mであるが、柱穴は小さく方40cm、 深さ 20 cm ほどである。柱穴の浅いことから、掘立柱をたてた廂でなく、あるいは簀の子縁を設け たものとも思われる。SB 167·176 は南北に約 5.5 m へだたつているが、柱列はたがいにそろい、 同様に方位の偏差が認められるのでセットとして造営されたものであろう。

> B・C両地区にまたがる南北棟7間 (20.30 m)×2間 (5.80 m) の建物で、 桁行柱間は不 同であるが、 梁行柱間の 290 cm を10とすれば、各柱間は 12・11・10・8 の比をもつている。柱 穴は方 1 m, 深さ 65 cm ほどで, 径約 25 cm の柱痕跡の残るものもある。この建物の内部, 南よ り5間目では数十個の塼を混入した盛土があり、柱穴は塼を切断していたからこの盛土は掘立柱埋 め立て前に築かれたものと認められた。塼は盛土の下詰めとして用い、この盛土で建物内部北半の 床面を、一段高めていたものと考えられる。なお、北妻中央柱の柱穴は、後に掘られた SK 219 の

塼の出土

* 6 ABO-V 地区の項で述べたごとく、佐紀池の東 側に近年まで用水路があつた。この用水路は御前池 からのもので地形から見てもかなり古くからのもの

土壙のため失われていた。

と思われる。 これを SG 149 が浅い池であつたこ とと関連して考えると、両者が同時期であつた可能 性がある。

SD 126-A SB 176 の廃絶後この北妻から南側に幅約 1 m, 深さ 20 cm ほどの溝が掘られる。現状で全長 113 m ほど東西に連なつているが,西は地盤の低いQ 地区で消える。底の高さから溝は西に流れたものと認められた。溝は東部でやや北に偏り,溝より北では約 20 cm 地山が南より高まる。*

C 第 ■ -1 期の遺構

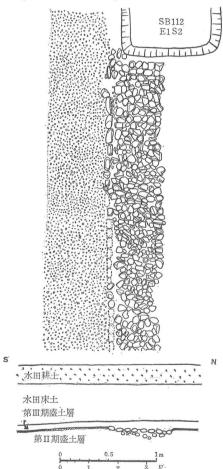
3棟の掘立柱建物と3条の溝が造営され、井戸もこの時期に造られたと推定される。 $A \cdot B$ 両地区では多くの土壙がこの時期に掘られていて、この壙の一つから天平宝字 $5 \cdot 6$ 年銘の木簡が出土し、この壙の掘られた年代をほぼ知ることができた。SB200 とSB212 は南北 15 m 隔ててセットになり、これに対して西に43.8 m 隔ててSB170 がある。井戸はSB170 の正面 14 m に掘られている。 敷地はSD126-B2 SD130 によつて南北が限られ、その間隔は55 m である。またSD130 の南 16 m へだてた位置にSD106 がある。

SD 106 J·N両地区南端にある幅 2m ほどの溝で、東から西に流れる。 これは SD 130 と

境界の溝

石敷灌

Fig. 9 SD 130 詳細図



平行し、 $J \cdot N$ 両地区のものが同一線上にあるので、同じものと考えた。溝はJ地区の東半まではのびないが、ここに南北の通路があつたのであろうか。

SD 130 調査地南部にあり、全域にわたつて東西に連なる幅 80 cm ほどの石敷溝で、検出した長さは約200 mにおよび、東に進むにしたがつて、すこし北に偏る。溝は拳大の礫を中くぼみに敷きつめたもので、南縁では砌として同種の礫を一列に並べ、南は幅約3 mの間にバラス敷面をとどめていた。北縁には砌石もなく、その外は南のバラス敷に対応する旧面を欠く。これはもと溝に接して北側にあつた地盤面の高まりが削平されたためとみられ、塀か土塁のごとき構築物が、この石敷の北に接して設けられていたと推測される。

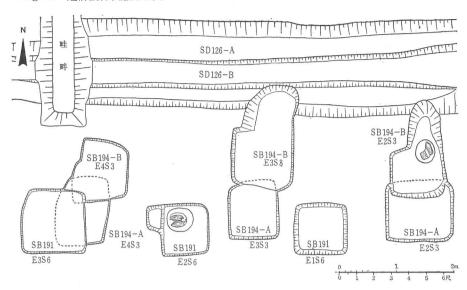
なお、J 地区ではこの溝を埋めたのち幅 80 cm のSD 244 の石敷溝がつくられる (Fig. 9)。 これは SD 130 とよく似た構造で溝の東・北にはバラス面がある。そのつくられた時期や性格は明らかでない。

2時期にわ

も溝が古くなり、それが一時中断されて、第 \blacksquare 期盛 土層から、再び始まるという矛盾が生ずる。SB 167 と SD 126-A との前後関係が決定し難いことは、 すでに記したが、この問題は第 8 次調査による検討 後に改めて記したい。

^{*} 構の南北で地山の高さが変る点を重視すると、整地の第1段階において、この溝が整地地域の北限であつたと考えられる。 溝より北には 6 ABN-M 地区を含めて、ほとんど遺構が見られず、この附近は後述するように道路と思われるので、その可能性はかなり大きい。しかし、こう考えると SB 176 より

Fig. 10 遺構複合狀態詳細図-4



没されていた。しかし,第 \parallel -2期の改築前には存続する可能性はある。この SD 126 からは瓦・土器の出土をみたが,ほとんどがこの B溝からである。なおこの溝に重複して中世に径 1.5 m の掘りかたをもつ方 60 cm の SE 196 の井戸が作られている。

掘立柱建物 SB 170 K地区にあつて SB 176 南半に重複する東西棟5間 (14.85 m)×4間 (12.46 m)の南北 両廂付建物である。桁行柱間 297 cm 等間,梁行柱間は身舎が2間等間の267 cm,廂が南北両面 共356 cm である。柱穴は方1 m,深さ70 cm。身舎中央には東西方向に50 cm ほどの浅い穴があ り,床束痕と思われる。身舎東より5間目に径50 cm,深さ20 cm の小柱穴による桁行3間(3.63 m)×梁行1間(1.26 m)の小規模な遺構がある。その時期やどのような構造物かは明かでない。

4面廂建物 SB 200 C地区で一部発見された東西棟 7間 (19.90 m) ×4間 (10.80 m) 4面廂付の 建 物 で ある。この規模は第 7 次調査によつて確認できたもので、今回の調査で発見した建物の中では切妻造りでない唯一のものである。柱間は桁行梁行とも 230 cm 等間、柱穴は方 130 cm、深さ 50 cm。

SB 212 A・B 地区にまたがつて一部分が発見された東西棟 7 間 $(19.90 \text{ m}) \times 2$ 間 (5.40 m) の建物である。この建物は大半が未発掘地にあり桁行は確認できないが、西妻は SB 200 とそろい、南北 15 m ほどへだたつて対応するものとみられる。

柱穴は方 $80 \, \mathrm{cm}$, 深さ $50 \, \mathrm{cm}$ で SB $200 \, \mathrm{に比べ }$ やや小さいが、 建物の規模の大小によるためであるう。

土壙 SK 134 〇地区中央附近で東西 80 cm 南北 70 cm 深さ 50 cm の土壙が検出され、壙底に土器が 埋没されていた。この土壙は第 I 期の盛土に掘られたもので、層位的には下限が限定できないが、 遺物からみてほぼこの時期に属するものと考えられる。

SK 217 東西 $3.5 \,\mathrm{m}$ 南北 $6.5 \,\mathrm{m}$ 深さ $0.6 \,\mathrm{m}$ ほどの土壙で、 $2 \,\mathrm{g}$ にわたつて掘られたものらし 檜皮の出土 く、壙底に境があつて南と北に分れていたが、埋没は同時である。壙底から少量の土器と檜皮が出土した。

SK 218 幅 1.5 m 長さ 3.5 m 深さ 0.4 m ほどの土壙で、壙底から土器が検出された。

SK 219 東西 $3 \, \text{m}$ 南北 $3.5 \, \text{m}$ 深さ $1.0 \, \text{m}$ の北半部と,東西 $3 \, \text{m}$ 南北 $2.5 \, \text{m}$ 深さ $1.0 \, \text{m}$ の南 半部にわかれるが,堆積土に差がなく,同一個体の土器の破片が北と南にわかれて出土しているこ

とからも、 南北とも存続・埋没は同時であつたと考えられる。 壙内は、 埋土とおもわれる厚さ約 40 cm の遺物を含まない赤褐色粘土質の下に,厚さ 20~30 cm の灰色砂質土と厚さ約 10 cm の泥土 があり、その下が粘土質地山の壙底となる。遺物として檜皮が灰色砂質土の上面で、木簡・瓦・土 木簡の出土 器・漆製品・木製品・自然遺物のほとんどが灰色砂質土中から,少量が泥土中から検出された。土 器が明らかに破損したものであることや、擴の周囲からなげこんだことを暗示するように同一個体 の破片が別々に壙底と壙壁上部にはりついた状態で検出されていることや、燃えさしの木片や割つ て中身を抜取つたクルミの殻の出土などから判断して、この土壙は一時期の塵芥処理のためのもの であつたと考えられる。

東西 2.5 m 南北 2 m 深さ 1 m の土壙で、壙底から少量の土器の出土をみた。

遺物の混入のみられない土壙で、埋没土は SK 219 と同様な赤褐色粘土質土 SK 221 · 222 · 223 である。おそらくこの附近の一連の土壙はほぼ同時に埋没されたものでなかろうか。

SE 168-A (PLAN 12 PL 21~23)

L地区にある井戸で、方約3m深さ2mほどの掘りかたの底に礫を敷いて井戸枠を据える。井 戸枠は長方形の枠材の端部を枘さしにし、それを径 4 cm ほどの楔で固めて内法約 2.1 m の井籠組 の各段をつくり、段のつなぎに太枘を埋めこんで、上下に重ねたものである。枠材は長さ約 2.6 m 幅約 30cm 厚さ 9cm ほどのヒノキ材で、 楔はカシ属の材である。* 残存していた井戸枠は下段3 段分で、各材外面中央にそれぞれ「従底南一」・「従底南二」・「南三」、「東一」・「東二」……、「西 →↓……、「北→↓……等組上げ番付の墨書があつた。他に井戸枠残欠や楔が発見され、地表との関 係から当初は10段ほどあつたものと推定された。この井戸は平安時代前期に方 130 cm ほどの井戸 に改造され、その際に一度底をさらえたらしく底の礫層上に堆積物がなく遺物も出土しなかつた。 K地区中央にある東西 18 m 南北 17 m におよぶ不規則な形をした池で、最深部の深さ は約80cm である。底部には有機物を含む堆積層があり、瓦、土器が出土した。南の突出部は北に くらべて浅く、東の突出部には土器の出土が多かつた。池北には幅 40 cm、深さ 20 m の小溝があ

D 第 Ⅱ -2 期の遺構

つて SD 126-B と連絡している。

最も多くの遺構が発見された時期で、建物も11棟におよぶ。調査地西部にもこの期になると建物 が存在し、各建物は整然と配置される。 これらの建物のうちには、 前記 SK 219 の埋土に柱穴が 掘込まれたものがあつて、この造営時期の年代は天平宝字7年を下るものであることが判明した。 K・L・M・N地区にあるこの期の建物はすべて改築されている。井戸SE 168-A や池 SG 180 はこ の期も存続したものと考えられる。調査地南端の溝 SD 106-A は埋められ新しく同地点に土塁 SA 105 が設けられている。

建築遺構は東半・西半の2群に分れる。 東半は, 南北 11.5 m へだてて並ぶ SB 201・213 と, 南北 5.9 m へだてて並ぶ南北棟 SB 206·209 があつて、その東西間隔は 10.8 m である。西半は、 SG 180 の池の東に SB 177 があつて, 池を挟んで東西棟の SB 112・186・194 とほぼ東西 9.5 m へだてて対立している。 SB 112·186·194 はほぼ妻をそろえ, それぞれ 20.6 m, 11.5 m の間隔で 並ぶ。これらの西には 8.9 m へだて SB 131・145 と 143 が南北 44.6 m 離れて並び, その柱列は 井戸

池

^{*} 井戸枠外で遊離して発見された楔にはヒノキのものがある。

掘立柱建物 SB 112

SB 112・194 とそろつている。

十思 調査地南端にある東西方向の土塁で SD 106 の溝底より互層に築成され、築成後 SD 106 は浅くなつている。この遺構はせまいトレンチ内で存在を認めたのみで、南限は一条通り下に およびその幅も不明である。築成当初の高さも不明だが、現存部分は 1 m におよぶ。*

礎石の埋没 SK 107 SA 105 北方約 7m の位置にある礎石を埋めこんだ土壙で、溝 SD 106 の埋土面から 掘られている。 礎石は上面のみを平坦にした花崗岩自然石で、 上面は 90×70 cm ほどの長方形状 である。その周囲からは土器を検出した。

L·N 両地区にまたがる東西棟 7 間 (20.79 m)×2 間 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複

する。柱間は桁行梁行とも 297 cm の等間で、柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm である。柱穴には抜 きとり痕がなく径30cmほどの柱痕跡を残したものも ある。この建物はとり壊され一部重複して SB 113 が 建てられるが、その際柱は地上で切断されたものであ

ろう。

SB 131 〇地区にある東西棟 5 間 (14.85 m)×2 間 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複する。柱間は桁行梁 行ともに 297 cm の等間で、 柱穴は方 120 cm 深さ80 cm ほど、それぞれ柱抜きとり痕跡がある。北側柱列の、 柱抜きとり穴内には、 礎盤状に石が埋めこまれていた が、 礎盤を用いた建て直しがあつたとするより、 むし ろ抜きとりの際埋めこまれたものと認定した。

13間建物 SB 143 W·Q·S地区にわたる東西棟13間(39.39m) ×2間 (6.06 m) の建物で、 柱間は桁行梁行共 303 cm の等間である。 柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm ほどで 底で木片を検出したものもある。各柱穴には柱抜きと りの痕跡が認められた(Fig. 11)。なお, 東妻中央柱に s あたる位置には掘立柱穴がなく, 浅い掘り込み中に礎 石根固め状の石があつた。そしてこの状況は、東より

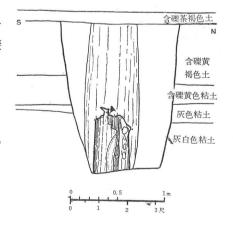
> SB 145 R・V両地区にわたる東西棟5間(14.85 m) ×2間(5.94m) の建物で、平面規模は SB 131 と全く 等しい。西妻中央柱では径 40cm の掘立柱根が残存し ていた (Fig. 12)。この柱穴の底は著しく深く 170 cm もあつた。**

3間目,及び6間目の各棟下柱位置にもみられたから,

3間ごとに間仕切の柱があつたかもしれない。

Fig. 11 掘立柱詳細図—1

Fig. 12 掘立柱詳細図-2



^{*} 現存部分の上面は第2次調査水糸より44cm下で あるが、これはこの地点と一条通りをへだてた6A BP-I地区の地山面の水準高 9 cm よりかなり低い。 SA 105 の性格がわからないので全くの想像となる

柱穴埋土

が、当初は少くともその程度の高さがあつたろう。 ** 柱穴の底は、地山面よりわずかに下がる。この附 近では盛土が柔いので、他より深く地山まで掘りさ げたのであろう。

K地区にある南北棟7間 (20.79 m)×3間 (8.91 m) の西廂付建物で、北より3間には 厢を欠く。これは池に規制されたためであろう。柱間は桁行・梁行・廂共 297 cm 等間である。柱 穴は身舎の方 1 m 深さ 90 cm にたいし、廂では方 80 cm 深さ 40 cm で、後者はやや 小 さ く 浅 い。身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡があり、改築され SB 177-B となる。

SB 186-A K·M両地区にある東西棟7間(20.79m)×4間(11.88m)の両面廂付建物で、柱間は すべて 297 cm 等間である。柱穴は方 120 cm 深さ 100~120 cm, 身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡 がある。身舎中央桁行方向に約 3 m 間隔に径 30 cm あまりの床東掘りかたとみられる浅い穴があ つて,この建物は床を張つていたと推定される。

床張り

K·M地区にある東西棟7間 (20.79 m)×2間 (5.04 m) の建物で、桁行柱間は 297 cm 等間, 梁行は 252 cm 等間である。柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm で, 柱抜きとり痕跡がある。

C地区で一部発見された東西棟7間 (20.79 m)×5間 (15.73 m) の建物で, SB 200 に 重複して同位置に建つ。第7次調査の結果、平面規模が確認され、それによると南北に廂があり、 南面には更に梁間 386 cm の孫廂がとりつく。主屋の各柱間は桁行梁行とも 297 cm 等間である。 柱穴は方 1m 余り深さ約 1m である。

孫廂付建物

SB 213 A・B地区で一部発見された東西棟7間(20.79 m)×2間(5.94 m)の建物で,SB 212 に 重複して同位置に建つ。大半は未発掘であるが, SB 201 と南北約 11.5m へだて対応しているの で、SB 201 と桁行柱間は同様と推定した。柱穴は方 1 m 深さ 90 cm ほどである。

G地区および A⋅B・C地区にある南北棟 7間 (20.79 m)×2間 (5.94 m) の建物で, SB 206 · 209 各柱間は 297 cm 等間, SB 209 は大半が SK 217~220 の壙に重複し, 壙埋土に柱穴が掘られる が両建物の柱穴は全く同じで、方 1 m 深さ 80 cm ほどである。両建物は柱通りをそろえ南北に並 び、その間隔は柱間2間分に相当し、一群の建物として計画造営されたものとみられる。

E 第 Ⅱ -2′期の遺構

K·L·M·N 地区に認められる改築は3棟であるが、この時期に新しく2棟が造営されている。 この新しく造営された建物は2棟とも東西棟で、真東西より東がやや南へ偏る方位を示す特徴があ る。井戸や池はこの期も存続したであろう。各遺構の建て直しのものは当然同じ位置だが規模を縮 少したのもあり相互間隔は異なる。SB 117-B と西の建築群のへだたりは 14 m, SB 113, 186-B, 194-B はやはり妻がほぼそろい, それぞれ 20 m 13.9 m となる。なお新築された SB 113 と SB 166 は東西 4.9 m へだたつているが、棟方向はともに東で南に偏る。

L・N地区にある東西棟 6 間 (17.82 m)×2 間 (5.64 m) の建物で SB 112 の北約 5 m の 掘立柱建物 位置に一部重複して建てられた。桁行柱間は 297 cm の等間, 梁行柱間は西妻で 282 cm 等間であ るが, 東妻は妻中央柱がない。柱穴は方1m 深さ80cm, 柱穴中には径約30cm の柱痕跡の残る ものもある。

SB 166 L地区にあつて, SB 167 南端と一部重複する東西棟 5 間 (13.37 m)×2 間 (5.94 m) の 建物で, 桁行柱間は 267 cm 等間, 梁行柱間は 297 cm 等間である。柱穴は方 80 cm 深さ 50 cm 程度。SB 113 とは東西にほぼ 5 m へだたり, 南側柱列が同一線上になるように造営されている。

南北棟7間(20.79 m)×2間(5.94 m)の建物で,SB 177-A の西厢を撤去して,その 3棟の改築 SB 177-B まま北に $1 \, \mathrm{m}$ ほど移して建てられた。身舎の規模はA建物と等しい。柱穴はA建物の柱抜きとり

平城宮発掘調査報告

穴と重複し、方 $1\,\mathrm{m}$ 、深さ $70\,\mathrm{cm}$ ほどでA建物よりも浅い。なお、北妻の柱穴は全く SB $176\,\mathrm{t}$ 穴と重複する。

東西棟7間 (20.79 m)×2間 (5.94 m) の建物で、SB 187-A の南北両廂を撤去し、 SB 186-B 北に 1m ほど移して建てたものである。規模はA建物の身舎と全く等しい。 柱穴はA建物に比べ 小さく, 方 1 m 深さ 70 cm である。

東西棟7間 (20.79 m)×2間 (5.94 m) で, SB 194-A の梁間を拡張し, 南側柱通りを 北に 50 cm 移した建物である。* 各柱間は 桁行梁行共 297 cm 等間で、 柱穴は方 1 m 深さ 70 cm でA建物より深く、柱抜きとり穴に重複して掘られている。**

F 第 ■ -3 期の遺構

この期にはK地区の池は既に埋められ、その上に建物が造営された。発見された建物は6棟で3 群に分けられる。何れも掘立柱の抜きとられた痕跡が明らかに知られるものはない。南端の土塁と 溝 (SA 105·SD 106-B) はなくなつて、その約 10 m 北に新しく土塁 SA 109 が造られた。

建築遺構は大別して3群にわけられる。東半には SB 211 その他があり、この西に 46 m へだて 南北に並ぶ南北棟の SB 182·191 がある。建物間隔は 29.1 m で東側柱列がそろう。SB 182 の西 には SB 116·135·146 の一群の建物があり、その相互間隔はそれぞれ東から 10.2 m, 6.4 m で, SB 116·146 の北妻は SB 135 の南側柱列とそろう。 SB 116·146 の間隔は 24.4m である。また SB 116·182 は 10.3 m へだたつている。

南北に溝を配した幅 3 m 余りの東西にのびる土塁で、N·V 両地区の南部で発見され SA 109 十塁 たが、J地区には延びない。北溝は幅約3m深さ約50cmほど、南溝は幅約2m深さ約50cmほ どで、いずれも溝底は東が高く西へ低い。土塁は上部を削平されている。主として北溝底から土器 の出土がみられた。この SA 109 と平行して約4m 南に幅1m の SD 108 がある。

掘立柱建物 SB 116 N·O地区にあり、南妻が SB 112 妻中央柱穴に重複する南北棟5間 (13.60 m)×3間 (8.22 m) の西厢付建物で、桁行柱間は 272 cm 等間、身舎梁間は 242 cm、厢の梁間は 337 cm であ る。柱穴は方 80 cm 深さ 70 cm ほどで, 大部分に径 30 cm の柱痕跡が残つていた。この建物は 床があつたらしく, 径 50 cm の床束穴が身舎中央南北に約3 m 間隔で並ぶ。建物の周囲に側柱心 床張り より 120 cm へだてて雨落溝とみられる幅 30 cm ほどの溝がめぐつている。 この溝には多数の土 器が埋没されていた。

> O地区にある東西棟 3 間 (7.88 m)×1 間 (3.51 m) の建物で、桁行寸尺は中央間が広く SB 135 272 cm, 両脇間は 258 cm である。*** 柱穴は方 80 cm 深さ 40 cm で, 径約 30 cm の柱痕跡が認 められ、中に柱根を残すものもあつた。

> SB 146 R地区にある南北棟 5 間 (11.15 m)×2 間 (4.46 m) の建物で、 各柱間は 223 cm 等間で ある。柱穴は方80cm 深さ50mc程度。以上の3棟の建物は、北妻と南側柱の柱通りがほぼそろ い、1組のものとして計画されたようで、SB 116 建物は西廂を正面にしたものと考えられる。

^{*} 南側柱列は A.B の柱穴が全く重なつているが, 柱間寸尺を完数の10尺(ここでは天平尺)と仮定す ると北側柱列との関係で 50 cm ずれたことになる。

りが揃い,まだ梁間も SB 194-A よりむしろ Bに

近似している。この点を考慮すれば,第 🛛 -2′期に 造営されたものともみられるが,SB 131·145 に対 応している点を重視して第Ⅱ-2期のものと考えた。

^{**} 前述の SB 143 は、この SB 194-B とほぼ柱通 *:* この建物は西妻を確認していないが両脇間に比べ て中央間が広いので、桁行は3間と考えられる。

- SB 182 L地区にある南北棟 5 間 $(11.44\,\mathrm{m}) \times 3$ 間 $(3.56\,\mathrm{m})$ の東廂付建物で、 身舎柱間は桁行梁 行共 223 cm 等間、廂の梁間は 327 cm である。柱穴は身舎で方60 cm 深さ 70 cm、廂で方 50 cm 深さ $40\,\mathrm{cm}$ 。
- SB 191 K・M両地区にある南北棟 5 間 $(11.87\,\mathrm{m}) \times 4$ 間 $(11.58\,\mathrm{m})$ の東西両廂付建物で、身舎の桁行柱間は 237 cm 等間、梁間は 223 cm、廂の梁間は両面共 356 cm である。柱穴は身舎方 $1\,\mathrm{m}$ 深さ $60\,\mathrm{cm}$ 、廂方 $50\,\mathrm{cm}$ 深さ $20\,\mathrm{cm}$ で小さい。身舎中央南端に 3 間 $(4.08\,\mathrm{m}) \times 2$ 間 $(2.72\,\mathrm{m})$ の SB 192 がある。柱穴は径 $50\,\mathrm{cm}$ 深さ $30\,\mathrm{cm}$ ほどである。以上 2 棟の建物は南北 $29.1\,\mathrm{m}$ へだたり東側柱通りが比較的そろうので、東を正面とする $1\,\mathrm{m}$ の建物として造営されたものであろう。
- SB 211 A・B地区にあり、SB 209 と重複する東西棟 5 間 (11.88 m)×4 間 (11.58 m)の両面廂付建物で、桁行柱間は 238 cm 等間、梁行柱間は身舎 238 cm 等間、北廂 359 cm、南廂 326 cm である。柱穴は方 80 cm 深さ 15~50 cm だが南廂柱穴は概して浅い。南側や東妻の一部の柱穴底には径 30 cm 余の上面の平な石が礎盤状に据えられていた。この建物は第7次調査で発見された SB 礎盤状の石327 建物と桁行が等しく妻柱通りもほぼそろい、一群の建物として造営されたものであろう。

G 第Ⅲ期の遺構

この整地層上で発見できた建物は僅かに2棟で意外に少なく、他は3列の柵である。

柵列の東西間隔は、時期的に異るが平行する SA 120・121 は $1.5\,\mathrm{m}$ 、SA $121\cdot233$ は約 $62\,\mathrm{m}$ ある。SA $233\,\mathrm{m}$ は $6\,\mathrm{ABN}$ 区の調査では発見されず、 $6\,\mathrm{ABO}$ 区北限の道で終るものとみられる。 調査地の中央を通る道の下にも同様な柵の存在が想像される。 $2\,\mathrm{q}$ の南北棟建物は西面を正面としたらしく西側柱がそろう。 相互間隔は $8.8\,\mathrm{m}$ で、西側柱列は柵より $7.9\,\mathrm{m}$ へだたつている。なお南端の土塁 SA $109\,\mathrm{l}$ はこの期にも存続した。

- SA 120 O・W地区の南北に連なる掘立柱列で、方位は真南北に対し北でやや東偏する。柱間は不同でほぼ 300 cm である。北は SB 143・194 の南側柱列に至り、南は調査地外までのび、検出した長さは 38 m に及ぶ。柱穴は方 80 cm 深さ 50 cm で径 35 cm ほどの柱痕跡が認められた。
- SA 121 O・W地区にあり SA 121 の約 $1.5\,\mathrm{m}$ 西に平行し、柱列の方位は真南北に対して北でやや東に偏つている。柱間は不同だが SA 120 同様ほぼ $300\,\mathrm{cm}$ である。柱穴は $80\,\mathrm{cm} \times 100\,\mathrm{cm}$ 深さ $50\,\mathrm{cm}$ で、径 $35\,\mathrm{cm}$ の柱痕跡の残るものもある。
- **SA 203** C地区南端にある 2 列の小掘立柱列で、南北に 5.7 m ほどへだたつている。柱間は130 cm ほど、柱穴は径 50 cm 弱、深さ 10 cm で、なかに径 14 cm の柱痕跡を留めるものがある。
- SB 236 I 地区にある南北棟 4 間 (11.28 m)×2 間 (5.34 m) の建物で、桁行柱間は中央 2 間, 252 掘立柱建物 cm, 両端 2 間 312 cm, 楽間は 267 cm である。柱穴は方 80 cm 深さ 50 cm ほどである。
- SK 234 SA 233・SB 236 東側柱列に重複し柱穴を被う東西約 6 m 南北約 33 m 深さ約 40 cm

栅

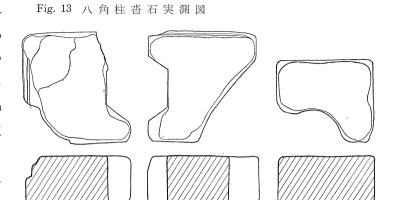
平城宮発掘調査報告 [

の長い土壙で、土器・瓦などが出土した。おそらく塵芥処理の土壙であろう。

I地区西南隅からJ地区西辺へ連続する土壙で,西辺は現道路下にあり南北は約44m 土壙 である。 土器・瓦・麻布片が出土しており、SK 234 と同時期同性格のものであろう。

SK 137·138 〇地区中央に

15 m ほど隔たつて東西にあ る方 1.5 m 深さ 50 cm ほどの 塘で、一辺に6角形を二分し た形の切欠きのある約 55 cm 厚さ 25 cm ほどの四角な凝灰 岩が埋没されていた。2つの 切欠きを相対して並べ,間に 小さな石を仮定すると,33 cm の方形を大面取りし、面内20



cm に作つた形の穴が考えられる。この使途は不明であるが、八角柱をはめこんだ沓石状のものと 思われる。なおこれと同種の凝灰岩が SB 131 の東1南3の柱穴からも出土したが、この方は穴が 円形 (径 30 cm) である (Fig 13)。

多量の土器 の出土

東西約 3.8 m 南北約 5.6 m 深さ 35 cm の土壙で、 壙内から、流入した少量の土砂の SK 140 ほか、土師器を主体とするほぼ完形の土器のみが、周囲から投げこまれた状況で多量に発見された 東の SK 139 もほぼ同様な土壙だが完掘にいたらなかつた。

Q地区中央附近にある径 1 m 深さ 20 cm ほどの土壙で、 壙内から土器が出土した。 SK 148

Q地区の西よりにほぼ南北にのびる溝状遺構で多量に瓦の出土をみた。 北端がとざさ SK 147 れていて溝とは考えられず、性格はよくわからない。

H 平城宮以後の遺構

以上記述した遺構は直接平城宮と関連あるものと考えられるが、その他明らかに時期のおくれる 遺構で, 特に著しいものを以下述べよう。

改造された

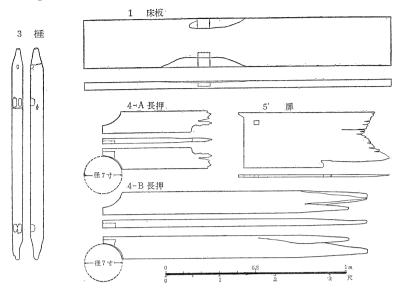
見の井戸 SE 272 B·SE 311 B との構造上の差異から、9世紀前半以後に改造されたものとみられ る。*SE 168-Bは、A井戸枠組の下3段を残して上部を取りはらい、底部をさらえて、枠組内4隅 に径 20 cm の丸太材を掘立て、その隅柱の上部に胴貫を通し枠を組み、枠外にA井戸残存部分に 接して横板を並べ、その外を竪板で押えた構造のものとおもわれる。SE 168-C は内法約 1 m ほど で、さらにB井戸の内側に造られた。隅に方 15 cm の角材を掘立て、上下 2 段以上に胴貫を通し、 井戸底より竪板を並べたもので、各面筋違いを入れ変形を防いでいた (PLAN 12)。 C井戸材はB井 戸材を一部転用したらしく類似の材も使われていたが、主構造材をなす柱・竪板はアカマツで、B 井戸のヒノキと異なる。 B・C 両井戸からは次のような建築廃材の転用材が認められた (Fig 15)。

転用建築材 1 床板(B井戸横板) 長 $171.5\,\mathrm{cm}$ 幅 $27\,\mathrm{cm}$ 。両側に千切のための $6.5 imes2.0 imes5.5~7.0\,\mathrm{cm}$ の枘穴

隅柱式のものでない。

^{*} SE 272, SE 311 の改造B井戸は, 各々のA井戸 と同様に井籠組であつて、SE 168-B·C のような4

Fig. 14 井戸出土転用古材



があり、復原長は 209 cm 以上である。

- 2 柱 (B井戸隅柱) 長 198 cm 径 20 cm。井戸の胴貫枘穴の他に 5.0×5.0 cm の壁間渡穴が 60 cm 間隔にある。もとは径 33 cm ほどの柱で,片方が壁であつたと推定される。
- 3 種 (C#戸胴貫) 長さ $1.2 \, \mathrm{cm}$ 断面 $5.6 \times 7.0 \, \mathrm{cm}$ 。 上面に $66 \, \mathrm{cm}$ 間隔に $5.0 \times 5.0 \times 2.5 \, \mathrm{cm}$ のえつり穴あり、端部に旧木口及び茅負釘穴が残る。桁にとめた釘穴がないから旧軒出は $115 \, \mathrm{cm}$ 以上であつたと考えられる。
- 4 長押 (C井戸竪板) 長 147.5 cm 幅 12.6 cm 厚 3.0 cm。長 61 cm 幅 12.2 cm の 2 枚がある。 径 21 cm の柱にとりつく切目長押と考えられるが、端部下端の 7.0×4.0 cm の仕口切りかきは用途を定め難い。
- 5 扉 (C井戸堅板) 長 83.5 cm 幅 31 cm 厚 1.3 cm。 2.6×2.2 cm の鍵孔があり、幅 3 cm の端喰がつく。蝶番取付痕も残り、扉全長 96 cm ほどと推定される。厨子の扉であろうか。

第 \ \ 章 遺 物

今回報告する 6ABO 区の発掘調査において出土した遺物は、土壙。溝・柱穴さらに盛土中から 発見されたもので、最も顕著な木簡をはじめとして、各種類にわたる多量の瓦類や土器類があり、 他に少量ながら、金属・繊維・漆・木の各製品と自然遺物類がある。これら遺物の整理はなお未完 了であり、今後の調査にまたねばならない点が多いが、これまでに知りえたところを報告する。

1 木 簡

木簡はすべて SK 219 から出土した。細片を含めて41点あり、形態によつて7型式に分類され る。*以下、木簡に遺物番号をつけ、各型式にまとめて記述する。

A 601 型式 (PL. 29~31)

短冊形のもので、表裏ともに墨書のあるものが多く9点ある。

表 寺請 小豆一斗醬一十五升大床所酢末醬等 **木簡1** (PL. 29)

右四種物竹波命婦御所 三月六日

長さ 25.9 cm・幅 (1.9 cm)**・厚さ 0.4 cm で下部がわずかに薄くなり, 裏面下端部に擦痕があ

竹波命婦

食料の請求る。左辺は割れている。表裏ともに同筆で、某寺より竹波命婦御所の用料として小豆・醬・酢・末 ්等*** の支給を請うたものである。この木簡には紀年を欠いているが後述する他の木簡との関連 で、宝字6年(762)をあまりへだたらないものと思われる。この事を前提にして、この木簡の記載 事項を検討してみよう。「竹波命婦」については、『続紀』に常陸国筑波郡の出身で筑波采女と呼 ばれている壬生氏の小家主なる人がみられる。**** 小家主は木簡の推定年代である宝字年間の後半 には外位ながら従五位下にあり、おそらくこの木簡の竹波命婦と同一人であろう。続紀によれば小 家主は神護景雲2年には掌膳であり、高野天皇(孝謙上皇)の側近に侍したものと考えられる。「寺」 はこの竹波命婦の名とともに書かれているから、高野天皇に関連して求むべきであろう。そこで続 紀によつて宝字6年5月、高野天皇が近江国保良宮より、平城京に帰り入られた法華寺がこの「寺」 と考えられる。いいかえると、高野天皇が法華寺に留まつておられたのは、宝字6年5月以降であ

^{*} 材質は木簡20. 21のスギの他はヒノキである。

^{**} カッコ内の数字は現存部の最大寸法である。

^{***} 吉原精行「豆味噌と溜」(日本醸造協会雑誌56-1) に、正倉院文書に「末醬」とあるのは古代の 醸 造法が粉末仕込であつたことによるもので、「未醬」 と記すようになつたのは奈良時代末から平安時代初 期のことという。

^{**** 『}続紀』にみえる小家主の記録を以下に記す。 ○ 宝字 5 年 (761) 正月戊子 (2日) 正七位下壬生直小家主女、外従五位下を受く。

[○] 神護元年(765)正月己亥(7日)

外従五位下壬生連小家主女,従五位下勲五等を受く。 ○ 景雲元年 (768) 3月癸亥 (14日)

常陸国筑波郡人従五位下壬生連小家主女, 宿禰姓を

[○]同2年(769) 6月戊寅(7日)

掌膳常陸国筑波釆女従五位下勲五等壬生宿禰小家 主,本国国造に任ぜられる。

[○]宝亀7年(776)4月丙子(19日)

従五位上壬生宿禰小家主、正五位下を受く。

つて,宝字8年10月にはふたたび天皇の位につかれているから,この木簡に記された「三月六日」 は宝字7年か8年のいずれかになる。*「大床所」については明らかでないが、これと関連のありそ うな「大床子」の記事は,平安時代に入るといくつかみられる。**また古記録中には「大床子御膳」 という名も見えているが、これは天皇の「清涼殿昼御座の御膳のことで、大床子に着御、馬頭盤を すえて,一御台以下七盤の供御を進める」ものであるという。***このように大床子は天皇の御座と 関係あるもので,あるいは「大床所」もこれと関連するものかもしれない。もし「大床所」が大床 子と関係があるのならば、大床所は天皇の御膳を作る所である。「大床所」は「醬一十五升」のみ にかかるものか、他のものにまでかかるかは、「大床所」と「竹波命婦御所」との関係にかかわる 問題であるので、あらためて後に記すことにしたい。

主殿寮 請火事 殿□□ 木簡 2 (PL. 29) 十二月廿二日 連

長さ (23.7 cm)。幅 2.5 cm・厚さ 0.4 cm で、下部は折損している。文面は表裏同筆であるが、 折損のため「殿部」****以下はわからない。「火」という抽象的な表現を用いているので、その実体 はとらえがたいが、主殿寮から火種を請求したものであろうか。裏面は月日以外に文字はない。

木簡 3 (PL. 30)

長さ (24.6 cm)・幅 3.4 cm・厚さ 0.8 cm。 下部は斜に切断されているが, 原形は短冊形であつ たろう。表裏ともに保存状態が悪く、文字も殆んど判読しえないが、「謹啓」「請」は偏と旁の一 部から推定した。物資を請求したものであろうか。

(謹ヵ) (万ヵ) (万ヵ) (遺通 □□□□所 請菜端事 重 墨書なし

長さ (17.1 cm)・幅 1.3 cm・厚さ 0.5 cm。 上端は斜にけずられているが、 原状であろう。下端 は折損しているが、文面は完結し、「□万□□所」が菜端の支給を請うたものであることがわかる。 第3字は旁が「夂」で、「敷」や「数」に類似するところもあるが、断定困難であり、第5字は艸 冠の字らしいが判断し難い。

___請常食朝夕幷三斗 木簡 5 (PL. 31) □□□□□□□ 受如件副飯□送

長さ (20.8 cm) ・幅 (上端 1.7cm・下端 2.7 cm) ・厚さ 0.3 cm。 下端と左辺は原状で上端と右 辺は折損している。表裏ともに薄く削りとつた痕が認められ、断面は矩形にならず、やや丸味をお びている。表面の保存は良好だが裏面はかなり朽ちている。文字は薄く削つた上に書かれ、表裏同 筆であるらしく、朝夕の常食料として合計3斗の支給を求めたものであるが、*****裏面の文意は判 常食の請求 然としない。裏面には文字のほかに下端部にやや著しい墨痕がある。なお、木簡6と比較すると、

「請」以上に若干文字があつたのかもしれない。

□|常食朝夕| 墨書なし 木簡 6 (PL. 31) 表

大床所

主殿客から

^{*} 高野天皇が入られた寺関係のものとしては、宝字 元年(650) の「薬師寺宮」などもあるが,同時に出 土した他の木簡からこの木簡が宝字末年のものと考 *** 奥野高広「宮廷の食饌」『日本歴史』91 昭10 えられるので、この場合には考慮する必要はない。

^{**} 例えば北山抄巻 2, 6月項には「朔日忌火御飯を 供するの事, 内膳司, 早旦(御粥以前)釆女に付

し,大床子御座においてこれを供す,御大盤一脚を

用う」とある。

^{****} 養老職員令主殿寮条に殿部40人がみえる。

^{*****} 職員令集解大炊寮条の朱説によれば、諸司は朝 夕常食を給うものである。

平城宮発掘調査報告 『

長さ (11.5 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ 0.5 cm で、上端と左辺上部は原状だが、以下の各辺は折損し、墨書も左半を残すのみである。木簡 5 と同じく、朝夕の常食の支給を請うたものであろうが、「常」以上の若干の文字は判読出来ない。残存部裏面には文字はない。

官位の記載 長さ (14.0 cm)・幅 1.3 cm・厚さ 0.45 cm で下半が腐朽している。 表裏は別筆で、 表面は国・ 官位・姓が読まれ、裏面もほぼ同様かと考えられるが、上部約6字分は一度字を書いた上に直接訂正を加えており、 判読困難である。 表裏共に矢田部姓らしく、 同一人物に関するものかもしれぬが、表裏の官位に差があり、木簡の用途も不明であつて疑問が残る。



長さ (18.2 cm)・幅 (2.25 cm)・厚さ 0.9 cm, 上下左右の各辺は腐朽甚しく, 表面も荒れ, 判読困難である。表第2字の旁は「五」であり, 人偏かもしれない。裏第4字は「知」らしく, 第6字は「仮」または「段」に類似しているが決し難い。木簡の用途も不明である。

木簡 9 (PL. 35) 表 阿万留止□字乎弥可々多 裏 ______

長さ 17.1 cm・幅 1.4 cm で厚さは 0.15 cm と極めて薄く,601 型式の他のものとはやや異つている。各辺共に削つた面で、中央の一部と下左端のみ折損している。上右端は斜に削り落している。表裏は薄く削りとつた痕跡が認められる。本来記入のあつたより厚い大形の木簡 (601 型式?)を半分に割り、表面を削りとつて新しく記入したものと推定される。表の文は万葉仮名で記されている。文字は第4字を「毛」とするのにいささか疑問があるほかはすべて明瞭である。文意は判然としないが「字」は語の第2音節以下にはあらわれないものであり、「弥」は万葉仮名の分類で甲類の「ミ」である。「弥」が甲類とすれば、動詞「み (る)」あるいは名詞「み (か)」 (甕)などの意である。「弥」を動詞「みる」とすれば、「宇乎弥」の意味は「魚見」あるいは「鵜を見」であろう。その場合「可々多」はつぎに踊字を補うと「カタガタ」 (旁)になるから、「宇」以下の意味は「魚見(鵜を見)旁」であろうか。しかし「カタガタ」 (旁)は上代語にはあまり用例をみない。また「弥」を名詞「み (か)」 (甕)の意とすれば「宇乎弥可」は「魚甕」であろうか。この場合全体の意味は「余るとも魚甕かた」である。いずれにせよ、これだけでは文意はなお不明で、多分前後に文のある字句であろう。*裏面にも墨痕が認められるが、左半を欠き判読できない。

B 603 型式 (PL. 32)

短冊形の材の上下両隅を圭頭状に切欠き、上下両端左右に切込みをいれたもので、5点ある。

長さ (20.6 cm)・幅 2.2 cm・厚さ 3.5 cm。 下端は腐朽し、表裏共に部分的に荒れている。 下端 紐の圧痕 の原形は上端と同様であつたであろう。上端切込み部分には横に圧痕があり、紐で括りつけた痕と おもわれる。表裏同筆で、文面は完結しているようである。この木簡は調として貢進した塩につけ

万葉仮名

^{*} 万葉仮名については阪倉篤義氏の御教示を得た。

たもので、表に貢納者の国郡郷名・姓名を、裏に数量および収納年月が記されている。国郡郷名は 調塩の荷札 紀伊国日高郡に財部郷があり、その書き誤りであろう。現在和歌山県御坊市の西部に財部があり、御坊市に東接する川辺町の一部は最近まで矢田村であつた。この木簡にみえる郷名や人名は、これら現存地名と深い関係があるとおもわれる。「部財郷」と「矢田部益占」の間には約2字分の朽損がある。上の字は墨痕から推して「戸」と推定され、賦役令の調の貢物には「具に国郡里戸主姓名年月日を注せよ」とある規定からみて、この2字は「戸主」であると考えられる。*裏面上部の「三斗」は、賦役令の規定にある正丁1人の調塩の量であつて、この木簡は矢田部益占の戸から納められた正丁1人分の調塩に付けられたものと解される。「天平字宝」は天平宝字の書き誤りである。次の字は数字であるべきだが、墨痕では下の横棒が明瞭で「三」又は「五」と解され、一部に縦棒が認められるから、「五」と推定される。

木簡11 (PL. 32) 表 「甲斐国」山梨郡雑役胡桃子一古 裏 天平宝字六年十月

長さ $12.0 \text{ cm} \cdot$ 幅 $2.0 \text{ cm} \cdot$ 厚さ 0.25 cm。わずかに下端左右が欠けている。表裏主文は同筆だが,「甲斐国」は細字で「国」が「山」と重なつており,後筆とおもわれる。詳細な説明は木簡12と一括して述べる。

クルミの荷 札

木**簡12** (PL. 32) 表 「甲斐国」山梨郡雜役胡桃子一古

裏 天平宝字六年十月

長さ 12.9 cm・幅 1.9 cm・厚さ 0.4 cm。完形である。両端が方頭である点を除けば、形状、文面や表裏主文が同筆で、「甲斐国」が後筆らしい点などが、木筒11と一致し、筆跡も類似している。甲斐国山梨郡から宝字 6 年10月に貢進した雑役の胡桃子につけたものである。貢進物につけられたものであるから、墨書にみえる「雑役」は調庸と同種の地方貢進物の税目表示である。律令制下地方からの貢進物には調庸のほか、中男作物・交易雑物などがあり、臨時の別勅で官の必要にしたがつて貢進を命ぜられるものもある。「雑役」という税目は令の規定やその後の記録には存しない。*** 雑役の「雑」は正統に対する正統ならざるものの謂であり、確定に対する不確定なものの総体を意味する。四等官などの長上官をのぞく下級官人を雑色あるいは雑仕とよぶ用法と同じことである。「役」は力役で、人民の労働力収取を意味する。したがつて雑役は文字通りには、「正統ならざる不定・雑多の力役」ということであろう。地方からの貢進物の正統は調庸であるから、雑役は調庸以外のものと考えられ、役とあるから人民が労働力を提供して調達するものを指す。

延喜主計式によると、甲斐国中男作物の中に「胡桃油」があり、この木簡の品目と一致する。中 男作物は養老元年に設けられた税目でありその設定の勅には次のように述べられている。「今より 以後、宜しく百姓人身の副物および中男の正調をのぞくべし、それまさに官主の用ゆべき料などの 物は、所司宜しく年別用度を支度し、並びに郷土の出す所に随つて、国に附して中男を役し進めし めよ。若し中男の功に足らざれば即ち以つて人夫を役して雑徭を折げ」(賦役令集解調網絁条所引養老 雑役

^{*} 正倉院に現存する調の墨書銘中には、戸口の姓名を記したものもある。これは房戸主の場合と考えられるが、その場合も必ず「戸主某戸口某」とあり、戸主(郷戸主)の名を記さずに「某郷戸口某」と来ることは考え難い。

松島順正「正倉院古製銘文集成(結)」『書陵部紀要』 第3号

^{***} 雑役の用語については、山田孝太郎氏所蔵の宝字4年3月19日付丸部足人解(寧楽遺文 p. 701~2)類聚三代格天平勝宝5年10月21日付官符の事書(新訂増補国史大系後編 p. 553)にみえる。いずれも国郡司が徴発する力役である点で共通するが、これは木館の雑役のようなある種の税目を示すものとは異なるものであろう。

平城宮発掘調査報告 1

元年勅)。*すなわち、中男作物は 1、それまでの正丁の副物と中男の正調を併せたもので、2、賦 課単位は中男個人ではなく、国(郡)とする(実働の中心は中男である)。 したがつて、中男の労働力 が不足した場合は,正丁(老丁を含む)の雑徭で補うものである。「山梨郡」の上端に細字で甲斐国 が後書されているのは、郡ごとに徴集したものを、国衙にあつめた時に書き加えたものであろう。

中男作物の実例は正倉院に1点現存している。布袋の墨書銘に「信濃国水内郡中男作物芥子弐蚪 天平勝宝二年十月」とみえるが、調のように貢進者個人の姓名が記されず、国郡のみを冠するのは、 上に述べた中男作物の賦課形態と符合するものである。この木簡も上の中男作物墨書銘と全く同じ 書式なのである。品目が一致し、しかも賦課形態が同じであるとすれば、雑役は中男作物の別称で はなかろうか。 中男作物が国(郡)単位に、部内百姓の労働力収取(中男の力役および正丁、老丁の雑 徭)によつて調達されるものであるとすれば、それがまた雑役と呼ばれても不思議ではあるまい。 中男作物と雑役が同じものとすれば、両者がどのように使いわけられるのかが問題である。しかし この点に関しては現在のところ不明である。この木簡は地方貢進物の一つに,「雑役」と呼ばれる ものがあつたことを示す貴重な資料といわねばならない。「古」は「籠」の音通で、クルミは籠に

納めて貢進され、この種の木簡がつけられていたことがわかる。

長さ (4.3 cm)・幅 (1.0 cm)・厚さ 0.3 cm。木簡11と同形品の左上部の断片である。切込み部の 両面に圧痕がつき、その上に紐の断片かと考えられる繊維物質が付着している。文字は完全でない が、筆跡は木簡11・12と類似している。おそらく同じ文面のものであろう。

長さ (15.5 cm)・幅 2.8 cm・厚さ 0.3 cm。中央で2 つに割れており、出土時は表面を内側にして 中男作物の 荷札 重なつていた。下部は腐朽し、表裏共に著しく荒れており、特に出土時に外側になつていた裏面 は、 墨痕すら認められない。 上端は方頭で左右に切込みがあり、 下端も同様であつたとおもわれ る。某国某郡貢進の中男作物につけられたものであろう。「国」「郡」「物」は右半部、「郡」は扁旁の 各々一部が残存しており、それによつて推定した。国郡名を墨痕から読みとるのは困難である。裏 面には、おそらく年月日が記されていたと思われるが、知るべくもない。

C 604 型式 (PL. 33)

上端を圭頭状に切欠き、上部左右に切込みをいれ、下端を直角に切断したもので、1点である。

蕀甲羸 木簡15 (PL. 33) 墨書なし

長さ 8.3 cm・幅 1.9 cm・厚さ 0.4 cm。下部は直角に切断されている。「蕀甲羸」はウニで、**そ ウニの付け の容器につけられた木札であろう。ウニは賦役令に調の雑物としてあげられているが、調の貢進時 の荷札なら賦役令の規定によつて、貢進した国郡里・戸主姓名・年月日が記されるはずである。こ の木簡にはそれがないから、平城宮内で保管した際の付け札であろう。

D 605 型式 (PL. 33)

扁平な長方形の材の下半の両側を削つて尖らせたもので墨書は表のみにあり、4点ある。

54

札

^{* 『}続日本紀』養老元年11月22日条には、最後のと ** 賦役令義解にはウニと訓がふられている。 ころが「即ち以つて雑徭を折げ」とある。

木簡16 (PL. 33) 表 長女柏 裏 墨書なし

長さ 13.5 cm・幅 1.45 cm・厚さ 0.25 cm。完形である。

柏の付け札

木簡17 (PL. 33) 表 長女柏卌把 裏 墨書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.6cm・厚さ 0.3 cm。 完形である。「長女柏」はナカメカシワと訓む。*

木簡18 (PL. 33) 表 未滑海藻 裏 墨書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.7 cm・厚さ 0.3 cm。完形である。「未滑海藻」は海藻の一種のカジメで、賦 海藻の付けれる。 役令には調の雑物にあげられている。

木簡19 (PL. 33) 表 撫滑海藻 裏 墨書なし

長さ 11.2 cm・幅 2.5 cm・厚さ 0.2 cm。完形である。海藻につけた木札であろうが、「撫滑海藻」がいかなるものか実体を明らかにしえない。

E 606 型式 (PL. 34)

方頭で上下と中央に小孔が穿たれている長大な木簡で2点ある。

木簡20 (PL. 34) 表 ______ 裏 墨書なし

長さ(47.7 cm)・幅 3.2 cm・厚さ 0.4 m。下半は腐朽している。上端より約 2 cm 下左寄りに横に2孔あり、この2孔の中央下 0.5 cm に1孔がある。上端より 18.6 cm と 35.2 cm 下の左辺寄りに各1孔、35.9 cm 下に上2孔よりやや右寄りに1孔がある。中央の1孔は斜に、他はすべてほぼ垂直に穿たれている。孔は径約 0.3 cm ほどで、上端2孔の左のものと最下の1孔には繊維物質が残存し、最上段2孔を結ぶ延長線上で表面と右側辺に下から2孔目の孔縁の右から横に圧痕がある。墨痕は表面にかなり認められるが、面が荒れて、旁の「合」がわかる1字のほかは判然としない。

木簡21 (PL. 34) 表 墨書なし 裏 墨書なし

長さ (25.8 cm)・幅 3.4 cm・厚さ 0.4 cm。上右端は斜に切欠かれているが、左端は折損していてわからない。下部は切断されている。孔は上端から 3.4 cm に左右に1列3孔、その下 0.5 cm に1孔あり、垂直に穿たれている。上1列3孔の下方 16.6 cm に左側辺にかかつた小孔が認められる。圧痕は表裏共に一切認められない。小孔のある木簡20を上にして両者を重ねると、木簡20の下2孔を除き、小孔が完全に一致し、木簡20の表面の圧痕と小孔中の繊維物質からみて、両者を重ねて小孔を穿ち、それに紐を通してしばつたものと推定される。木簡20の裏面に圧痕がないから、さらに多くのものを重ね合せていたものであろう。用途は不明だが、材が他と異りスギであること、形状が特殊なことが注目される。**

重ねてしば つた木簡

小孔と紐の 圧痕のある

F 608 型式 (PL. 31·33·34)

折損・腐敗その他によつて原形の判明しないもので、8点ある。原形は以上にのべた他の型式に

^{*} 延喜神祇式践祚大嘗祭条の神御雑物中にある「長女柏」に、「ナカメ」柏と訓がふられている。また 延喜造酒司式に供奉料と東宮料のなかにも長女柏が みえる。柏は青柏や干柏として菓子雑肴を盛つたり (例,延喜大膳式・松尾神祭雑給料条)、器物の口を 覆つたりする(例,延喜大炊寮式・平野祭料)のに

用いられたらしい。柏には長女柏の他に播磨柏や三 津野柏(例,延喜造酒司式)など,延喜式では種別 があるが、その差異はわからない。

^{**} 墨書がないから、後に一括した墨書のない類にいれるべきかもしれぬが、木簡20と明らかに関連するので、木簡としてここで記述する。

平城宮発掘調査報告 1

習書

属したであろうが, 便宜上一括して述べることとした。

木簡22 (PL. 33) 表 海藻根 裏 墨書なし

長さ (7.55 cm)・幅 1.6 cm・厚さ 0.5 cm。上下端を欠き、裏面下半は一部に旧面を残すほかは削りとられている。「海藻根」は「マテカヒノネ」* または「マナカエ」** と訓み,「海藻」がワカメのことであるから,「海藻根」はワカメの茎にできる成実茎(メカブ)のことではなかろうか。*** 賦役令には調の雑物のうちにあげられている。原形は他の海藻類と同様 605 型式かもしれないが,決定し難い。

木簡23 (PL. 34) 表 □慕慕以□阿悦悦益□ 裏 墨書なし

長さ(29.0 cm)・幅(1.8 cm)・厚さ(0.1 cm)。 右辺と左辺下部が原状かとみられるほかは、上下左の各辺は欠損している。文意は判然とせず、あるいは習書であろうか。木簡 9 の如く、より大きな木簡を削り、記入したものか、あるいは 609 型式のような削り屑なのか判定し難い。

木簡24 (PL. 33) 表 馬馬馬馬馬 裏 墨書なし

長さ (15.1 cm)・幅 (1.3 cm)・厚さ (0.2 cm)。 全周辺は折損し、裏面は荒れており、原形を判定できない。習書であろう。

木簡25 (PL. 31) 表 □ 裏 墨書なし

長さ (8.7 cm)・幅 (2.0 cm)・厚さ 0.45 cm。 上端と右辺および表裏面は原状だが、 左辺と下端は折損している。文字も右半のみで、判然としない。原形推定不能である。

木簡26 (PL. 31) 表 真□ 裏 墨書なし

長さ (5.2 cm)・幅 (6.4 cm)・厚さ 0.6 cm。右辺が原状かと考えられるのみで、上下左辺は折損している。表面左寄りに「真」があり、その右にわずかに墨痕があるが、文字か否かもわからない。特に幅広であることが注意される。

木簡27 (PL. 33) 表 □□ 裏 墨書なし

長さ $(6.2 \, \mathrm{cm})$ ・幅 $(1.8 \, \mathrm{cm})$ ・厚さ $(0.3 \, \mathrm{cm})$ 。表面に 2 字分ほどの墨書がかすかに認められるのみで、他はすべて腐朽していて、原形を知るすべもない。

木簡28 (PL. 34) 表 □ 裏 墨書なし

態痕ある木 長さ (19.9 cm)・幅 (1.25 cm)・厚さ (0.3 cm)。中央やや下にわずかに墨痕を認めるのみで,他簡断片 はすべて削られている。保存状態は良好で,埋没時すでに削られて墨書を失つていた例である。

木簡29 (PL. 33) 表 □□□ 裏 墨書なし

長さ (9.1 cm)・幅 (1.5 cm)・厚さ (0.6 cm)。表面のほかは焼けて原状を失つている。第 2 字は 「田」もしくは「日」らしいが、他はわからない。焼痕をもつ唯一の例である。

G 609 型式 (PL. 30·35)

極めて薄く、**** 多くは小片で、表面とまれに周辺の一部にのみ原状部を残して、裏面は削つた面となり、したがつて文字も表面のみで裏面になく、原形は判明しない。木簡を再使用するために削った時にできた削り屑と推定されるもので、12片ある。

在でも食用に供することがある。

^{*} 賦役令義解中の訓である。

^{**} 延喜主計式中の訓である。

^{****} ほとんどすべて 0.1 cm 以下の厚さである。

^{***} ワカメなどの葉部を採取したのこりの根部で、現

株**簡30** (PL. 30) 表 □ 大豆二升直廿二文□□ 裏 墨書なし

長さ $(9.9 \, \mathrm{cm})$ ・幅 $(0.7 \, \mathrm{cm})$ ・最上部の墨書は文字かどうか疑問がある。あるいは円のような図 大豆の値段 形風のものではなかろうか。下部は 2 行に分けて記されており,右上第 1 字の「使」の他はわからない。中央部は大豆 1 升が11 文であつたことを示している。大豆 1 升が11 文であつたのは,宝字 7 年 3 月 12 日から同 8 年 3 月 4 日の間にあたり,*この木簡の記載のあつたのもその 1 年間であろう。物価が記されている点は他の木簡とは類を異にする。

木簡31 (PL. 35) 表 山背国 裏 墨書なし

長さ (4.1 cm)・幅 (1.9 cm)。 上端は左右辺,上部は原形の側面を一部留めているらしい。木簡上端部の削り層であろう。国名を記したものである。

木簡32 (PL. 30) 表 大天平宝字六 裏 墨書なし

長さ (7.1 cm)・幅 (1.4 cm)。上端と右辺は原形の側面を留めているらしい。 おそらく木簡上端 記年のあるもの 右半部の削り層であろう。年号を記したものだが,第 1 字の「大」の意味はわからない。

木簡33 (PL. 30) 表 □ 廿六日 裏 墨書なし

長さ (5.65 cm)。幅 (0.9 cm)。全周辺ともに原状でない。上端左右に墨痕があるが、1 字なのか、 日付のあるもの 左右各 1 字になるのか明らかでない。

木簡34 (PL. 35) 表 宰宰□ 裏 墨書なし

長さ (8.1 cm)・幅 (1.3 cm)。右辺は原状を留めているらしい。同一文字の反復で、習書した木 簡の削り層であろうか。

木簡35 (PL. 35) 表 故 裏 墨書なし

長さ (1.9 cm)・幅 (1.3 cm)。 全周辺ともに原状部分なく、かろうじて1字「故」を留めた小さな削り層である。

木簡36 (PL. 35) 表 □老 裏 墨書なし

長さ (3.9 cm)・幅 (1.7 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。第1字は耳部の文字らしい。

木簡37 (PL. 35) 表 □□□□□ 裏 墨書なし

長さ (5.3 cm)・幅 (1.5 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。表面も部分的に削られている。 5 字分ほどの墨痕が認められるが、第 2 字が \rightarrow 冠であることのほかはわからない。

木簡38 (PL. 35) 表 □□□ 裏 墨書なし

長さ (5.0 cm)・幅 (2.3 cm)。右辺に 1 部原状が認められる。 表面も一部削つているらしい。第 1 字は左に寄り,第 $2 \cdot 3$ 字とずれている。第 1 字と第 2 字の最終画は同じで,あるいは同文字かもしれない。

木簡39 (PL. 35) 表 □□□ 裏 墨書なし

長さ (4.9 cm)・幅 (1.3 cm)。右辺に一部原状を残すらしい。 太くて角ばらない書体である。第 $1 \cdot 3$ 字は右半部,第 2字は左半部の各 1 部を残すのみである。

木簡40 (PL. 35) 表 □□ 裏 墨書なし

長さ (5.2 cm)・幅 (0.7 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。文字も断片で、あるいは1字

古10—p. 84), 宝字 7 年(763) 3 月12日 8 文(同16—p. 349), 宝字 8 年(764) 3 月 4 日 17.5 文(同16—p. 479), 宝字 8 年12月29日 20文(同16—p. 565)。

^{*} 天平宝字7年以後の物価の急激な上昇の中で、大 豆も高騰している。当時の大豆の値段をあげると次 の如くである。天平20年(748) 11月4日 5文(大日

かもしれない。

木簡41 (PL. 35) 表 □□ 裏 墨書なし

長さ (4.9 cm)・幅 1.0 cm。周辺はすべて原状を留めていない。 第 1 字は墨痕のみで,形状は知るべくもないが,第 2 字は「 $\overline{\mathcal{F}}$ 」扁かともみられる。

以上は6型式41点の木簡について述べたが、 同じく SK 219 から出土したものに、 墨書はない が形態が類似し、おそらく木簡として使用するのを予定していたと考えられる木札がある。

木札1 603または604型式の上部の破片と考えられ、長さ($5.6\,\mathrm{cm}$)・幅($2.5\,\mathrm{cm}$)・厚さ $0.3\,\mathrm{cm}$ で、下部と右辺は割れている。*

木札 2 (PL. 33, Fig. 17-7) 604型式に属するものだが、下部を斜に一方から切りおとして尖 ちせている点に特色がある。長さ 11.5 cm・幅 1.3 cm・厚さ 0.2 cm である。

2 瓦 • 塼

6ABO 区の4回にわたる発掘で、全地域から多量の瓦類を採集した。 軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・ 平瓦を主とするが、他に鬼瓦・熨斗瓦・面戸瓦等の道具瓦や塼も若干みられる。

A 軒 丸 瓦 (PL. 37~40, 別表3)

22型式31種の軒丸瓦をえた。その出土個体数および各部寸法は、別表3のとおりである。**

単弁蓮華文

6127、6131 はともに単弁である。6127 は径の大きな中房のまわりに2重の輪郭線で表わした単弁を12弁配し、幅のせまい珠文帯をへて、素文の低い外縁におわる。これと近似した文様のものは、唐招提寺・西大寺西塔跡・山町廃寺などでも知られているから、奈良時代末期の型式と考えられる。6131も外区幅が狭いが、外縁には凸鋸歯文が施されている。内区には弁区より一段突出した径の小さい中房のまわりに16弁の単弁を配している。類例は大安寺***から出土している。6133 は内区に菊花状の単弁をもつ蓮華文軒丸瓦で、さらに文様細部の差異によりAからHまでの8種に分けられる。このうち A・B・C は、いずれも弁が短かく平板な文様で、外区は間隔の広い珠文をめぐらした内縁と素文の外縁からなる。瓦の作りは3種とも同じで、瓦当と丸瓦との接合部内面を指でおさえて密着させ、瓦当裏面をほぼ平坦に削つたものである。 D・H は弁が細長く外縁と内縁との間に圏線がない。文様構成は全く同じで、作りも瓦当裏面をへらで深く削りとつている点などよく似ている。DとHの違いは、中房の作りにあり、Dの中房が弁区と同一平面にあるのに対し、Hでは一段突出している。Fは6133の中で最も面径が小さく、各弁が2本の界にかこまれ、外縁には線鋸歯文がほどこされる。Gの弁をとりまく界線は間弁のような形となり、外縁には線鋸歯文がめぐらされ、瓦当裏面は深くえぐりこまれている。6133 は、軒丸瓦の中で6282と共に出土量の最も

^{*} この木札は墨書のある木簡上部の断片かもしれぬが、現存部に墨痕が認められぬので、ここで扱う。

^{**} 記述の都合上,他の地区および 6 ABO 区の第7 次発掘で検出した型式の中のあるものを加えた。別 表の中で個体数が0にあたるものがそれである。な おこれは軒平瓦についても同じである。

^{*** 6127}については「昭和35年度唐招提寺総合調査目

録」奈文研 昭36「唐招提寺総合調査概要」(奈文研 年報1961) 昭36。以下文中にある唐招提寺の例はこれによる。「西大寺東西両塔」(日本建築学会論文報 告集54) 昭31。山町廃寺は岩井孝次『古瓦集英』岩井珍品堂昭12, PL.27参照。6131については大岡実 他「大安寺南大門・中門及び回廊の発掘」(日本建築学会論文集50) 昭30。

多いものであるが、そのうち A・C が大半を占めている。類例は西大寺や檜隈寺などで出土して いる。6134-A も単弁八弁蓮華文であるが、各弁の間に間弁がはいる。6133よりさらに線刻に近い 平板な文様である。瓦の作りは他の型式のものと比べると、瓦当裏面が非常に深くえぐりとられ、 丸瓦のそりが非常に強い特徴がある。* 6208 は複弁八弁蓮華文であるが、中房が大きくて、弁区よ 複弁蓮華文 り一段突出すること、内縁がないこと、弁の雄健なことなど奈良時代前期のものであろう。

6225は従来平城宮跡で最も多量に発見された型式で平城宮式とも呼ばれるものであるが、6ABO 区では少量しか検出されなかつた。なお類例は唐招提寺からも発見されている。 6235-B は東大寺 式と呼ばれるもので、類例は東大寺・興福寺・荒池瓦窯跡などから数多く発見されている奈良時代 末期の代表的なものである。6241は幅広い素文の直立縁**を有する瓦であり、内区の複弁八弁蓮華 文は線刻で表わされた平板なもので、中房は弁区より1段突出している。作りの鈍重な点や、文様 からみて奈良時代末期のものとおもわれる。6276-C は鋸歯文珠文縁複弁八弁蓮華文で,古い様相 を示し、類例は薬師寺で知られている。 6281-C は径の大きい中房の中に1+4+8の蓮子を入れ た複弁八弁蓮華文で、密な珠文帯と線鋸歯文帯を外区にめぐらしている。同型式のものは藤原宮跡 から多く出土している。

6282 は 6281 から変化した型式と考えられるもので、 内区は界線でかこまれた平板な線刻に近 い複弁八弁蓮華文で、外区には珠文帯と線鋸歯文帯を配する。この型式はさらに6種に細分され、 その中でAが 6281 に最も近く、径の大きな中房が弁区より一段高く作られ、1+8と配された蓮 子の大きさも皆同じであつて、外縁も 6281 と同様に斜縁になる。これに対し、B以下は平板な複 弁八弁蓮華文に 6281 の面影をとどめるのみで、その他の点は大きく異なる。すなわち内区が著し く縮少し、中房もまた小さくなる。中房が弁区と同一平面におかれ、そこに1+6と配された蓮子 のうちで、中央の1個が大きく作られる。また外縁と内縁との境にある圏線が太いこと、内縁に配 された珠文が小さいこと、外縁が厚い直立縁に近いことなども、B以下がAと異なる点である。B は 6282 の中で最も多いもので、2葉に分離した蓮弁は短かい。DはBについで多数で、面径が最 も小さい。 ただ蓮弁はBのように分離せず連なつている。E・F はBより中房が小さく,蓮弁は長 くなるが、全体にBより粗雑な文様を有する。瓦の作りをみると、Aは 6281 と同じように瓦当が 薄く、 瓦当と丸瓦の接合部は指で押さえただけのものであるが、 B以下は瓦当が厚く作られ、 瓦 当裏面は接合部をもへらで削つているので接合部には稜が生じ、 接合線は台形となる (PL. 44)。 6282 の類例は,東大寺,大安寺,唐招提寺,秋篠寺,法華寺,高麗寺,山背国分寺***などでも知

^{*} なおこの瓦の玉縁付近には,使用のさい打ちかい た痕跡がある。この打ち欠きと瓦の作りの特異な点 から隅瓦として用いられたものとの説もある。

^{**} 軒丸瓦の外縁はその断面形により(1)内面が直立す るもの(2)内面が内傾するもの、(3)内面が内傾するが 上面がないもの,の三種に大別することができる。 ここでは(1)を直立縁,(2)を斜縁,(3)を三角縁と名づ

^{*** 6133}については、保井芳太郎『南都七大寺古瓦紋 様集』 鹿鳴荘 昭3, PL. 46 保井芳太郎『大和上 代寺院志』大和史学会 昭7 PL. 29参照。

⁶²²⁵平城宮式については溝辺文和「平城宮址発見 の古瓦に就いて」『綜合古瓦研究―夢殿第18冊特輯

号』鵤故郷舎 昭13 6235-B については『興福寺 食堂発掘調查報告』(奈文研学報7) 昭34 PL.22 以下興福寺例はすべてこれによる。

⁶²⁸¹⁻C については足立康, 岸熊吉『藤原宮址伝説地 高殿の調査1・2』(日本古文化研究所報告 2,11) 昭 11、16,以下藤原宮跡の例はこれによる。

⁶²⁸²については石田茂作『古瓦図鑑』大塚巧芸社 昭 5 PL. 48, 岩井前掲書 PL. 27, 梅原末治「高麗 寺阯の調査」(京都府報19)昭14 角田文衛「山背国 分寺」『国分寺の研究』考古学研究会 昭13参照。 なお以下高麗寺および山背国分寺の例は, すべてこ れによる。

平城宮発掘調査報告 [

られている。

6284 は、6282 と同じように界線にかこまれている分離した複弁を内区に8弁配している。6282 と異なる点は、6282の蓮弁が平面的に表出されていたのに対し、本型式のものは蓮弁にかなりの反 転がみられ立体的に表わされている。AとBに分けることができるがいずれも瓦当裏面は接合部ま でへらで整えている。類例は大安寺、額安寺などにある。6291-Aは、内区が外区内縁より一段高 く作られた瓦で、内区に8弁の複弁蓮華文を配している。外縁は幅広い斜縁であるが、上面中央に 1条の凸線がめぐつているらしい。これと同型式のものは唐招提寺で採集されている。

6301-C は反転がかなり強い複弁を8弁内区に配している。 径の大きな中房は弁区より一段降起 し、その中に1+5+10と蓮子を三重においている。この型式の瓦は興福寺式と呼ばれる興福寺創 建時のもので、 6ABO 区出土の瓦の中では時代の決定できる数少いものの一つである。6303, 6304-A, 6307 は、いずれも線鋸歯文珠文縁複弁八弁蓮華文で後述の 6311 と似ているが、中房が 6311 では弁区より一段低いのに対し、これらでは一段突出している。6307 は間弁がなく、6304-A は間弁が界線となり各弁は分離している。6303の類例は西大寺、秋篠寺、横井千坊廃寺で知られ、 6304 は唐招提寺から出土している。6306-B は 6284と主文はよく似ているが,中房が弁区と同一 面におかれ、蓮弁に反転が殆んどない点に特徴がある。また瓦当裏面の接合部は指で押さえただけ で,この点も 6284 とは異なる。類例は大安寺,唐招提寺,法隆寺などにある。6311-A·C は複弁 八弁蓮華文で, 蓮弁は反転がかなり強く各弁の間には間弁を配している。外区は2条の圏線にかこ まれた内縁の珠文帯と線鋸歯文を施した外縁からなる。Cは蓮弁の反転がAより弱く、平板なもの である。6311 は 6ABO 区の出土数が少なかつたが、 6AAQ 区で数多く検出されている。同型 式のものは興福寺、唐招提寺、檜隈寺、額安寺などからも出土している。 6313-B は、大きな蓮子 四弁蓮花文 を一個入れた中房と、厚く反転の強い4弁の複弁を配した小形の瓦である。 文様の手法, 瓦の作 り、土質などは、6311 とほぼ同じである。類例は、中山寺や山城国分寺などで発見されている。 6316 は平板な複弁八弁蓮華文とみられるが、 界線で単弁ふうの2弁をかこんで複弁にしたような ものである。6320 は、複弁くずれとみられる単弁が24弁配された内区と、珠文を施した内縁、凸 鋸歯文を施した外縁からなるもので、類例は、唐招提寺・高麗寺・山背国分寺などで検出されてい る。*

B 軒 平 万 (PL. 41~43, 別表 3)

軒平瓦は19型式33種に分類することができる。出土個体数および各部の寸法は別表3に示したと おりである。

重圏文

6575 は重圏文軒平瓦でこれと組になる重圏文軒丸瓦も平城宮跡で採集されている。** $6641-B \cdot E$ 偏行唐草文 は偏行唐草文を主文とし、6281と組合う瓦で、同型式のものは藤原宮跡で多く検出されている。 6663 は従来 6225 と共に平城宮跡で最も多く発見されているが、 6ABO 区では少数しか採集出来

保井『大和上代寺院志』PL. 29 参照。6133について は岩井前掲書 PL. 22 保井『大和上代寺院志』PL. 29 参照。6313-B については岩井前掲書 PL. 27 参 照。

^{* 6284} については石田前掲書 PL. 46, 保井芳太郎 『大和古瓦図録』鹿鳴荘 昭 3, PL. 17 参照。

⁶³⁰³については保井『南都七大寺古瓦紋様集』PL. 45, 岩井前掲書 PL. 22。6306-B については岩井前 掲書 PL. 22。 6311 については岩井前掲書 PL. 22

^{**} 溝辺前掲書

均整唐草文

なかつた。4種に分けることができるが、Cが最も多い。瓦の作りをみると4種とも直線顎*で、 瓦の下面の繩叩目文の方向が多少異なり、Aは横位の叩文だが、他はみな縦位の叩文である。類例 は唐招提寺、中臣寺、横井千坊廃寺などで知られている。6664 は 6311 と組合う瓦で、6663 と 同形の3回反転する均整唐草文を有するが、6663 の外区が界線であるのに対し、6664 は珠文であ る。細部の差異により6種に分つことができるが、いずれも段顎を持つている。下面の繩叩目は、 Aは斜位、Cはすべて横位 (PL. 44)、Dは縦位である。Fには縦位のものと横位のものと両方あり、縦位の繩叩目は磨消されている。これは横位のものが上下両面とも磨消されていないのと対照 的な現象である。類例は興福寺、大安寺、薬師寺、西大寺、法隆寺、法起寺などの諸寺から発見されている。6665、6666 は 6664 に似た文様、作りであるが、文様の硬化しているのをみれば 6664よりも若干時期の下るものであろう。

6682 もまた3回反転する均整唐草文であるが、 前述した型式の中心飾が輪廓線であらわされた 太い花頭形であるのにたいし、この型式では細い花頭形が線刻であらわされている。この瓦には、 段顎を持つものと、曲線顎を持つものとがある (PL. 42)。前者は上面の布目を磨消しているのに対 し、後者は磨消していない。下面の繩叩目は両者とも縦位である (PL. 44)。作り、文様などからみ て、6664 に近い時期のものと思われる。 類例は唐招提寺、大安寺、西大寺、 高麗寺などでも検出 されている。6313-B と組む 6685 は、6682 の小型ともいえるもので、類例は元興寺、岡寺、山背 国分寺からも発見されている**。6691-A は4回反転する均整唐草文で, 顎は 6682 の後者と同じ 曲線顎である。下面の繩叩目の磨消法は、瓦当面付近では横位に丁寧に消しているが、それより後 はところどころ雑に消している (PL. 44)。類例は興福寺,唐招提寺,山背国分寺,高麗寺などで知 られている。6694 は4回反転する均整唐草文だが各単位が連続していない。 瓦の上面,下面とも 磨消しているようである。 類例は薬師寺にもみられる。 6702 は外区がなく, 内区を劃する界線の 外に素文の外縁がつけられている。上面には糸切痕とみられる条痕***が布目と共に残り、下面は 粗く磨消しており、縦位の繩叩目が残つている (PL. 44)。6720は昭和3年に宮跡東北で発見された 溝 (SD 050) から、 完形品が採集されている。**** 三葉形の中心飾と3回反転する均整唐草文を配 し、顎はゆるやかにたかまつている曲線顎であつて、後でのべる6721とよく似ている。この点か らも 6721 に近い時期のものとおもわれる。6721 は唐草文が5回反転するのと、 脇区に珠文がな いこと、 上下外区の珠文が数多く小さいことの諸点が 6720と異なる。6721 は 6732 とならんで、 軒平瓦の中では出土量が多い。種類も多く、8種に分けられいずれも瓦の上面には布目が残つてい る。下面の繩叩目の方向は斜位で磨消さないものが多いが、磨消したものも少数ある。磨消の有無 は種類の差と関係がないようである。なお、Gで上面に糸切痕とみられる条痕の残るものが1例あ

^{*} 軒平瓦の顎は、瓦の縦断面でみると3種に大別できる。(1)は平瓦の下面の線が尻から瓦当面まで直線的にのび、(2)は下面の線が、瓦当面に近いところで下方に大きくまがつて瓦当面に続き、(3)は下面の線が瓦当面付近で直角におれまがつて段を作る。石田茂作博士は(1)を無顎(2)を刳顎、蹄顎、(3)を深顎、中顎と名づけられているが『古瓦図鑑解説』、ここでは(1)を直線顎、(2)を曲線顎、(3)を段顎とよぶことにする

^{** 6663} については保井『大和上代寺院志』PL. 66, 岩井前掲書 PL. 38 参照

⁶⁶⁶⁴については奈良国立文化財研究所『平城宮跡 伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』(奈文研学報 10) 昭 36, 岩井前掲書 PL. 34 参照

⁶⁶⁸²については岩井前掲書 PL. 37 参照。

⁶⁶⁸⁵については保井『大和上代寺院志』PL. 21 岩井前掲書 PL. 37 参照。

^{***} 原口正三『河内船橋遺跡出土遺物の研究』(大阪 府文化財調査報告8)昭 33。 P. 46 で粘土を切つた 時の糸切痕としている。

^{****} 岸熊吉「平城宮遺溝及遺物の調査」(奈良県史 蹟名勝天然記念物調査報告13) 昭 7。

る。類例は西大寺, 高麗寺から出土している。

6732 は 6235 と組合い、東大寺式と通称されるもので、類例は東大寺、興福寺などで多く見出される。西大寺西塔跡における調査の結果、奈良時代終末期のものであることが明らかにされている。6732 の中ではAが最も多く検出されており、*厚手の大形品で、曲線顎をもち上面には粗い布目と糸切痕が、下面には縦位の繩叩目が残されている。Bは落差の大きな曲線顎を持ち、瓦の厚さは全体にAより薄い。瓦の上面に布目が残つていることはAと同じであるが、下面の繩叩目の方向が大部分横位である。Cは文様細部の変化もさることながら、土質がA・Bとまつたくことなつて、胎土中に砂粒が多く含まれている。6763 は文様・土質・作りが 6732 に近いものである。6760 は内区が外区より一段低く、上面には布目と糸切痕が残り、下面の繩叩目は斜位である (PL. 44)。類例は興福寺からも出土している。 また同系のものには緑釉がかけられたものも採集されている。**6761 は 6760 と同じように直線顎をもち瓦の上面には布目と糸切痕がみられるのに対し、下面の繩叩目は磨消されている。同型式のものは高麗寺にみられる。

飛雲文

6739,6718,6791 は小さな破片で、全体がよくわからないが、いずれも奈良後期後半のものであろう。6801 は、中心に「修」の字を入れた飛雲文で、平安時代に下るものと思われる。同型式のものは、かつて平城宮跡で発見され、唐招提寺や高麗寺からも出土している。なお「修」の字は、第1次調査で検出された平瓦にみえる「修」と同じ意味のものとおもわれる。

C 道 具 瓦·塼

鬼瓦

道具瓦としては鬼瓦・熨斗瓦・面戸瓦がある。鬼瓦 (PL. 44) は鬼形の全像をあらわしたもので、完形でなく現存部分の全長 $39.5\,\mathrm{cm}$,厚さ $6.5\,\mathrm{cm}$ である。 この他に同文の小片が $2\,\mathrm{M}$ 個採集されている。釘孔は,現存部分では腹部にあたる円形の中央に $1\,\mathrm{n}$ カ所しかないが,小破片の $1\,\mathrm{m}$ 個では額の中央にもあつて,おそらく $2\,\mathrm{n}$ 所に釘孔があつたとおもわれる。類例は薬師寺,唐招提寺などでも知られていて,大阪府西琳寺,伴林廃寺出土のものの先行型式であるといわれる。***

熨斗瓦

熨斗瓦は1例であるが、ふつうの平瓦を焼成前に半截して周囲を整形したいわゆる半熨斗****である。凹面には布目が残つているが、凸面は縦に磨消している。全長 $40.1\,\mathrm{cm}$ 、幅はせまい端で $11.2\,\mathrm{cm}$ 、広い端で $13.2\,\mathrm{cm}$ である。なお藤原宮跡からも同様な半熨斗が出土している。面戸瓦は 蟹面戸が1例検出されたが、破片であるので大きさを明らかにしえない。藤原宮跡、難波宮跡からも面戸瓦は出土している。*****

塼

塼には、大きさに2種あり、方 29.5 cm、厚さ8.6 cm のものと、それを縦に半截したとおもわれる長さ 29.5 cm、幅 14.6 cm、厚さ 8.6 cm のものとがある。これらは天平尺で方1尺、厚さ3寸とそれを半截した大きさのものとに一様に作られたものとみられる。なおこれらの塼は、 6ABO-C地区で数多く出土したが、これらは SB 205 の盛土層の中に含まれており、年代の古いものといえる。その他丸瓦・平瓦を多数採集したが、未整理のため詳細を明らかにしえない。ただ丸瓦はすべて玉縁を有するものばかりであり、平瓦はその大半が下面の繩叩目が縦位で、横位のものはほ

^{*} 現在6732を、9種に細分しているが、平城宮跡ではそのうち4種が検出されている。

^{**} 鈴木又一氏蔵 藤岡了一「奈良・平安時代の施釉 陶」(世界陶磁全集2) 昭36。

^{***} 藤沢一夫「日鮮古代屋瓦の系譜」(世界美術全集

²⁾ 昭36。同「屋瓦の変遷」(世界考古学大系4)昭36。 **** 木村捷三郎「本邦に於ける堤瓦の研究」(仏教 考古学論叢) 昭16、

^{*****} 難波宮址顕彰会『難波宮址の研究1—4』昭31—36。

とんどみられなかつた。また平瓦には桶巻作りのものと一枚作りのものとがある。

3 + 槑

遺物で最も多数をしめるものは土器である。土器には土師器・須恵器・黒色土器・施釉陶器があ り, 他の遺物と同様に大部分は土壙 (例 SK 219) や溝 (例SD 126) や掘立柱抜取穴 (例 SB 143) な どから出土する。これらの遺構から出土した遺物は、遺構の性質に応じてその意義に軽重の差はあ るにせよ,一括遺物である。特に編年的研究がなお不十分な古代の土器において,このことは研究 を進めるうえに重要であると考え、土器の報告は遺構単位にまとめておこなうことにした。そのう ち、SK 219 出土の一群は、考察のところでも述べるように質量の両面で他の群の基準となりうる ものであるから、最初にこの一群を報告し、それをもとにして他におよぶこととした。記述を始め る前に、土器の分類呼称法について述べておこう。土器はその形態、色調、土質などから分類する 土器の呼称 ことができる。分類した土器をどう呼ぶかということには多くの問題がある。*それを客観的に表現 するには、瓦類のように完全な記号によることが最も望ましいが、現在の研究状況では、完全な記 号化は非実用的なものに墮するおそれが多い。そこで従来の呼称を一部とりいれ,類別された器形 を杯A・杯B……,甕A・甕B……,と呼び,その各々で大小の関係にあるものを杯AI・杯AII… …, と細分することにした。このように同一記号のもとにまとめた同一系列の土器のうちで、手法 などの点でさらに分類が可能なものを a・b・c の記号をつけて区別した。**したがつてこれらの記 号は土器の系列を示すものであるが、時間的な順序や形態変化の方向を示すものではない。

A SK 219 出土土器 (PL. 45~48, 201~250·1~26)

この土壙は埋没の絶対年代が推定される点のみでなく、出土遺物の保存状態が良好で、細部の観 察や数量的な処理が可能であつた点も特徴としてあげることができる。土師器は一般に、埋没中に 色調が変化し、器体も風化して崩壊寸前の状態になるのが多いが、この土壙の土師器は、破損はし ているが保存良好で、ほぼ原状に近いかと推定される状態で検出された。このように質的にも量的 にも優秀な資料であるから、やや詳細に記述し、他の土器群の記述の基準にすることとした。

土器は土師器と須恵器と少量の黒色土器からなる。***

杯A・杯B・椀A・椀C・皿A・盤・蓋A・高杯A・壺A・鉢A・甕A・甕B・甕C 土師器 鍋A・かまどAの器形がある。

口径 19.5 cm, 高さ 4.8 cm**** の口縁部の開いたやや浅い土器で,外面 の整形手法によつて a (PL. 52-1, 4)・b (同 2)・c (同 3)・d (同 7) の 4 種にわけられる。***** AIa

平城宮の土

木簡に伴出

土師器

^{*} 小林行雄・原口正三「古器名考証」(世界陶磁全 集1) 昭33。今回の出土品でも杯 Alb が墨書によ つて奈良時代には垸又は坫と二様に呼ばれていたこ とがわかる例 (PL. 53-1, 2) がある。

^{**} 例えば 皿 A|b は皿Aなる器形で, 宝字末年頃 には口径 22.5 cm ほどの大型の一群の系列に属する 土器で、b整形手法で仕上げられたことをしめして

^{***} 特記せぬかぎり,土師器の成形は,手捏ねでロク

口を使用せず、 須恵器はロクロ挽である。 なお, 『平城宮跡』(埋蔵文化財調査報告 5) 文化財保護委 員会 昭32 の遺物の項の土器特に土師器の技法の 記述ではかなりの事実誤認があるようである。 土器番号201~345は土師器, 1~118は須恵器。

^{****} 土器の口径,高さは特に記さないかぎり測定可 能なものの平均値である。

^{*****} 杯A・椀A・皿A 類の整形手法による類別 a・ b·c·dは、共通しており同手法をしめしている。

食器各種

(201) は底部内面と口縁部内外面を右廻りに横になでて仕上げ (PL. 52-9),底部外面は木葉の圧痕がつき成形時の凹凸のままで調整していない。 AIb (202) は, AIa の底部外面をへらで削つて仕上げたもので,底部内面と口縁部外面は AIa と同様右廻り横になでている。 AIc (203) は外面のへら削りの仕上げが底部にとどまらず,口縁端部までおよんでいるもので,内面はa・bと同様である。 AId (204) は, AIb の外面を,口縁部は横に底面は格子目にへら磨きしたものである。へら磨きはやや粗い。内面は他と同様横になでる。この杯 AI を類別できる点は,この4種の外面の整形手法のみであつて,口縁部外反度や,端部のつくりなどで認められる各個体のわずかな差異は類別の基準となりうるほどのものでない。なお、焼成後口縁部に径4mm ほどの1孔を穿つたもの(203)が4例ある。

b 杯AII (205~208) 杯AIより器高がわずかに低く,口径 19.3 cm 高さ 4.1 cm である。整形手法は杯 AI とほぼ一致し、a・b・dの3種にわけられ、各々杯 AI のa・b・dに対応する。外面全面へら削り手法 (c手法) のものはなく、大多数は杯 AIIb 類に属する。なお、口縁端部に油煙様黒色物質が付着し、灯火器に用いたと考えられる1例 208 がある。

c 杯 BI (212) 口縁部の開いた深い器体で, 底部のやや内側に薄くて低い高台のつくものである。内外面を右廻り横になで, その上を口縁部外面は丁寧に横にへら磨きして仕上げている。

d 杯 BⅢ (209~211) 杯 AI 形の土器の底部に厚 手の断面 4 角形の低い高台のつくもので,内外面を右 廻り横になで,口縁部外面をやや粗くへらで磨いてい る。口径 21 cm 前後,高さ 5.0~5.5 cm 程度である が,大きさは均一でない。また口縁部が直口になるも の (210) や,口縁端部が外反するもの (211) など,細 部にもかなりの違いがある。口縁部直下に焼成後内外 から小孔を穿つた 1 例 209 がある。

e 椀 AI (225 \sim 227) 小さな平底とわずかに内彎しながら開く口縁部からなるやや深い器形で口径 15.3 cm, 高さ 5.1 cm である。整形手法は1 種類で,内外面を右廻りに横になでたのち,外面をへら磨きして仕

Tab. 7 SK 219 出土土器個体別数量表

Tab. 7 SIX 219 山工工品個件別数里衣							
土 師 器	個体数	%					
	$ \begin{bmatrix} 1 \\ 11 \\ 4 \\ 19 \\ 1 \end{bmatrix} 17 $	5.1					
杯B {	1 7 43 30	$ \begin{array}{c c} 0.3 \\ 2.1 \end{array} $ $ \begin{array}{c} 2.4 \\ 12.9 \\ 9.0 \end{array} $ $ 21.9 $					
椀 C		2.4 24.9 44.1					
盤 蓋 $\mathbf{A} \left\{ egin{array}{c} \mathbf{I} \\ \mathbf{I} \end{array} \right]$ 高杯 $\mathbf{A} \left\{ egin{array}{c} \mathbf{I} \\ \mathbf{I} \end{array} \right\}$	22 J 1 11 2 1 2	$ \begin{array}{ccc} 0.3 \\ 3.3 \\ 0.6 \end{array} $ $ \begin{array}{ccc} 0.3 \\ 0.6 \end{array} $ $ \begin{array}{ccc} 0.3 \\ 0.9 \end{array} $					
並A 鉢A 甕A 甕B	1 3 21 12 3	0.3 0.9 6.3 3.6 0.9					
甕 C 鍋 A かまど A 計	31 1 333	0.3 0.3 0.3					
黒色土器							
椀 A	2						
須 恵 器 							
杯A 杯B	4 6	6.1 9.1					
皿A 蓋A	4 24	6.1 36.4					
蓋B 蓋C	13 6	19.7 9.1					
蓋D 高杯 壺A	1 1 1	1.5 1.5 1.5					
盤A 鉢A 雞A	1 1 2	1.5 1.5 3.0					
選B	2	3.0					
計	66	100					

上げたもので、へら磨きは口縁部と底部にわけて施し、口縁部は横に4度で一めぐりするのを通則 としている。 口縁部 (226, 1 例) や底部中央 (225, 2 例) に 1 小孔を焼成後内外から穿つているも のがある。

椀 AI よりやや小型 (口径 12.9 cm 高さ 4.2 cm) だが, 整形手法その他では f 椀AI (228~230) ほぼ一致する。底部は平底からさらに上げ底風になつたものがある。灯火器に用いた痕跡をとどめ る3例がある。

まるい底部と、 屈曲しながら垂直に近く立つ口縁部を持つもので、 内面と g 椀C (231~233) 口縁部外面は右廻りに横になで、底部外面は成形時の著しい凹凸や指紋をとどめたままで、へら削 りなど仕上げのあとを一切とどめないのが特色である。大きさや底部の彎曲度,口縁部のたち方な ど器形にはかなりの違いが認められるが,個体数(8個体)も少いので,細分しない。 なお, 灯火 器に用いた1例がある。

口径 22.4 cm, 高さ 2.9 cm の大きな浅い器形で, 外面の整形手法で a・ h III AI (219~224) b・c の 3 類にわけられる。この類別は杯 AI と一致する。AIa (221・222) は、杯 AIa と同じよう な木葉底のものである。口縁部は彎曲しない。AIb (219・220・223) は,杯 AIb と同じ手法で,底部 外面をへら削りしたものである。この類には、口縁部が外反彎曲し、端部で粘土をおりかえしている 一群があり (219·220, PL.5-28), この群にのみ口縁部内面に放射状, 底部内面にラセン状のやや粗いへ ら磨き暗文がつけられたものがある (219,3例)。しかし、8割ほどのものは口縁部はあまり彎曲せ ず、端部では粘土が内側におりかえされたもの、まるく直口となるもの、内方へ傾斜する面となる ものがある。* この AIb は AIa の底部外面をへら削りしたもので、へら削りが不十分で、木葉痕 がわずかに認められる例がある。AIc (224) は、 内外面を横に右廻りになで、外面を原則的に口縁 端部までへら削りしたもので杯 Alc と手法が一致する。 口縁部は外彎せず, 端部まで削るのでむ しろ内鸞する傾向があり、端部では粘土を内側へおりかえし、まるくなでつけるのを通則としてい る。AIa, AIb は一般的に暗褐~青灰色で胎土も密であるが、AIc は赤褐色系の色調を示し、胎土 もやや粗いものが多い。

i Ⅲ AI (213~218) 口径 17.7 cm, 高さ 3.2 cm と小型であるが,他の点はⅢ AI と共通する ところが多く、同様に整形手法から $a \cdot b \cdot c$ の 3 類にわけられる。 $A \mathbb{I} a$ (213・214) は、木葉底のも のである。Ⅲ AII のうちで内面に暗文を施した唯 1 例である 213 はこの類に属し,口縁部内面に放 射状,底部内面にラセン状の暗文がつけられている。 Allb (215・216) は皿 Alb 同様底部外面をへ らで削つて仕上げたものである。Alla, Allb を通じて, 口縁部はあまり彎曲せず, 116の如く外彎 するものは例外的である。口縁端部も普通内側へ傾斜する面となる。Allc (217・218)は皿 Alc と同 じく口縁端部まで外面をへらで削り、底部と口縁部の境界は明瞭でない。口縁端部は内外からつま んで横になでて薄く仕上げるのが通則だが、粘土を内方へおさえこむ例もある。色調、質の点で皿 AI で見られた a・b の暗褐~青灰色で密なものと、茶褐~赤褐色系でややざらついた胎土からなる ものとの違いはこのoxtime oxtime oxたもの1例, 灯火器に用いたもの4例がある。

^{*} 口縁部が外反彎曲するものと他のものとをわける には中間的なものもあつて、適当な基準がない。ま た、両者の違いは機能的なものとは考えられないこえている。第VI章C土器参照。

とでもあり,一応同類としてあつかうことにした。 **この差異は生産地のちがいによるものでないかと考

平城宮発掘調査報告 [

- i 解(B?) 横になでた上に内面は放射状に粗い暗文を施し、外面は横にへら磨きした小破片 が2片ある。器形や大きさは不明だが厚さと破片の曲率から見て、盤の一部分と考えられる。*
- k 蓋 AI (234・235) 上面をわずかに押えてくぼませたつまみのつく頂部からまるく縁部にい たり、縁部は粘土を内側へおりかえしてなでつけるか断面三角形に仕上げたもので、直径 22 cm 前後である。235 の宝珠形のつまみは例外に属する。内外面は横になで, さらに上面は頂部と縁部 にわけてへら磨きする。上面のへら磨きは、中央のつまみを中心として四角に相対する辺を同時に 磨き、ついで縁部は横方向に全周を6度ほどにわけて磨くのを通則とする (PL. 52-10)。この器は 高台のつく杯B類の蓋になるものであろう。
- 1 蓋 AI (236) 直径 16 cm ほどで,蓋 AI より小型である点を除くと,蓋Aと同じである。 しかし、対になるのは、椀Aの類と考えられる。
- m 高杯 AI 復原径約 31 cm の杯部の断片であつて、上面は横になで、下面はへら磨きした ものである。脚部その他についてはわからない。**
- n 高杯 AII (239・240) 平らな杯部と縦にへらで削つて面取りした脚部をもち, 脚部断面は239 で8角形、240は11角形となる。 杯部下面と脚裾部上面は全周を5~6回にわけて横にへらで磨 き、脚部内面は横に荒く削る。240 の杯部上面には、外から順に連弧状、放射状、ラセン状の暗文 がめぐらされている。239 には暗文はない。
- 鉄鉢と通称される器形で、内彎する口縁部をもち、底部は平底に近い丸底で、 不安定である。内面全体と外面上半は黒灰色を、下半は茶褐色を呈し、土質はやや粗いが、いぶし 焼きで表面は緻密になつており、他の土師器とはかなり類を異にしている。***
- P 鉢A (238) 厚手粗質の土器で、内面は横になで、外面は荒くへらで削り、削り目が明瞭に 残つている (PL. 52-6)。口縁部は内面を底部と別に強く横になでて段状となることが多い。外面に 煤の付着するものがあるが、特に火熱を受けた形跡は認められない。

- 着焚の土器 q 甕A(242~244) 短く外反する口縁部と、器高中央附近に最大径の位置するまるい体部の甕 で、体部内外面は刷毛目で、口縁部は横になでて仕上げている (PL. 52-12)。 口縁部の上面に横の 刷毛目の残るものもある。口縁部の横なでによつて,基部外面は凹彎し,体部との境に稜線ができ る。口縁端部は外面を横になでて、粘土が上へはみでたような状態になる。外面には煤が付着し、 体部下方の表面が剝離したものが多く、火熱を受けたためとおもわれる。暗褐色を呈し、土質は良 好である。 大きさに大小があつて、 口径 18 cm 前後の AI (242) と 15 cm ほどのAI (243・244) にわけられるようである。
 - r 甕B (245・246) 口径 27cm 程度の大型の器体に把手がつく点のほかは、細部の手法、色調 などで甕Aとほぼ一致する。体部両面につく把手は、2等辺3角形を呈し、その両辺で粘土を外側 へおりまげたもの (245) と丁寧になでつけたもの (246) とあり、いずれも器壁に挿入し上方へおり まげてつけられ、器壁との間はわずかの空間しかない。外面には煤が付着し、下半部表面が剝離し たものが多い。
 - s 甕 C (247・248) 短く外反する口縁部と長手の体部からなる甕で, 247 は巻上げ技法の痕跡

跡の遺物の研究』(平安学園考古学クラブ研究報告 第2) 昭33(以下『船橋 I 』と略称)第 15 図 304, *** いぶし焼きである点は黒色土器に近いが,それに 305の破片であろう。

^{* 284} または船橋B地点の盤A(原口正三『船橋遺 ** 船橋B地点高杯 C|b(『船橋|』第15図 322,323) の類であろう。

通有なへら磨きがなく,色調・胎土にも差異がある。

をとどめ、口縁部内外を横になで、体部は縦に刷毛目で仕上げる。 刷毛目は甕 A・B とは異なつて やや粗い (PL. 56-13)。 焼成温度が低いのか黄褐色、 やや軟質であつて、胎土も粗質で粒子が大で ある。外面の下4分ノ3ほどに煤がつく。ほぼ同じものが他に1個体ある。248 は口径が胴径より 大で、外面は縦に刷毛目で仕上げ、内面は縦に荒く削つている。体部下半を欠く。灰褐色でやや硬 く、胎土も密である。外面には煤がつく。

浅く胴部の張らないもので、 細部の手法では甕 A·Bと同じである。 器体が浅 t 鍋A (249) いので外面の刷毛目の方向は一定でない。茶褐色で、胎土は細砂を含む。外面にわずかに煤が付着 するが、この個体を鍋としてどの程度火にかけて用いたかやや疑問がある。

截頭砲弾形の一側面を大きく切取り、 その切開口の周辺に幅広の庇を取りつ u かまど (250) け,両側面中央に円孔を穿つたものと復原される。背面の頂部から胴部中央附近までと,正面右側 庇裾部と、左側庇から円孔部周辺の3破片のみである。円孔の位置から見て、おそらく把手はつか ないと考えられる。巻き上げ技法の痕跡をとどめ、外面は縦に、内面は横に刷毛目がつく。内面に は多量の煤が付着する。

椀が2個体ある。 内面と口縁部外面が漆黒色で,外面下部は茶褐色を呈し, 黒色土器 (241) 内面の端部 6 mm ほどを残して下方は横に丁寧にへらで磨き、外面も粗く磨いている。

黑色十器

杯A・杯B・皿A・蓋A・蓋B・蓋C・蓋D・高杯・壺A・盤A・鉢A・甕A・甕B の器形がある。

須恵器

- a 杯 AI (6) 口径 18 cm, 高さ 3.5c m ほどで, 外傾する口縁部と底部の境は稜をなし, 底部 下面にへら切痕をとどめる。*
- 深い器体の底部と口縁部との境はへらで削つている。 b 杯 AIV (5)
- c 杯B (1~4) 杯Aの底部のやや内側に低い高台のつくもので、大きさで BI (3, 4), BI (2), ВⅢ(1)と分類することができる。うち1と2は灯火器に用いた痕跡がある。
- d 皿A (7·8) 短く外反する口縁部と下面にへら切痕をとどめた平らな底部をもち、口縁部と 底部の境は明瞭な稜となる。大きさは一定でない。
- ${
 m e}$ 蓋 ${
 m A}$ $(10{\sim}13\cdot18)$ 屈曲する縁部と平らな頂部からなり、 上面中央がわずかに隆起したつま みがつく。頂部の仕上げ削りはやや粗い。青灰色硬質のものが多い。特に大型のAI (18) とその他 の $A \mathbb{I}$ (10~13) にわけられる。 $A \mathbb{I}$ は杯Bの蓋になるものであるが、内面に墨が付着し、中央部分 の表面が磨滅していて、硯として使用されたと考えられるものもある。**
- f 蓋B (14 \sim 17・19) 縁部は屈曲せず、頂部もまるいもので、平らなつまみがつく。 頂部の仕 上げ削りは丁寧である。 蓋 \mathbf{A} と同様に大型の $\mathbf{B}\mathbf{I}$ (19) とその他の $\mathbf{B}\mathbf{I}$ (14 \sim 17) に大別できる。縁端 部を見ると,断面が3角形に近く鋭くおわるもの (17) とまるくにぶくおわるもの (14~16・19)があ り、前者は青灰色硬質であるのに対し後者は暗褐色やや軟質で胎土に細砂を含んでいる。この両者 は細分せねばならぬものかもしれない。***
- 縁部は屈曲せず、頂部は平坦であつて、縁端のまるいつまみのつくもので、やや g 蓋C (9)

^{*} 底部外面の渦巻状の痕跡で、ロクロ台から切離し た際のものと考えられ,へら切痕と仮称する。

^{**} この類の蓋を硯に使用した例は、船橋遺跡や飛鳥 *** この差はおそらく生産地の違いによるものである 板蓋宮伝承地の出土品にもあつて、古代に広く行わ れていたものと考えられる。『船橋 I 』p. 36『平城 胎土がより密である。

宮跡・伝飛鳥板蓋宮跡調査報告』(奈文研学報10) 昭36 p. 26

まいか。蓋Aは蓋Bの青灰色硬質のものに近いが、

平城宮発掘調査報告 [

小型(直径 12 cm 前後)である。縁端部をおりかえしてまるくなでつけるのが特色である。青灰色硬質である。

- h 蓋 DI(20) 平らな頂部に垂直に近い縁がつくもので、壺類の蓋である。
- i 高杯 径 7 cm ほどと復原しうる脚部の脱離痕をとどめた杯部底部の小破片で、高杯と推定しうる程度で詳細は不明である。
- \mathbf{j} 壺 \mathbf{A} (21) 通常鉄鉢と呼ばれるもので、内彎する口縁部と鈍角の尖底からなる。青灰色を呈するが、外面上半が暗調で下半が明調になつているのは重ね焼きを示すものであろう。
- k 盤A (22) 平底で,大きく開く口縁部を持つ大型の器形であるが,ロクロによる水びき技法で成形している。なお,この器にSK217出土の1 片が接合した。
- 1 鉢A(23) 口縁部の破片のみで、全形を知りえないが、「すり鉢」の一部分であろう。*
- m 甕 $(24\sim26)$ 巻き上げ技法で成形した大型の器形である。口縁部が外反し端部を下へおりまげたりして、 やや手を加えた甕A (24,26) と、 口縁部が直口でひき上げたままあまり手を加えない甕B (25) に 2 大別できる。26 の口縁部外面は青色を呈し焼成前に酸化鉄を含んだ泥土をぬつたものらしい。** 内面の叩文は26では丁寧に消されている。25は、灰白色やや軟質で胎土に砂粒を含み、他の青灰色硬質のものと異なる。

B SK 217出土土器 (PL. 47, 27~30)

土師器と須恵器がある。須恵器盤Aの口縁部片が SK 219 の 22に接合し,遺構も同様な土壙であつて,SK 219 と同時同性格のものといつてよい。土師器には杯A・椀A・皿Aがいずれも I・I ともに,蓋AI・高杯AI (断面10角形の脚筒部片)・甕AI・甕Bなどが数個体ずつあるが,SK 219 のものに完全に一致するので省略する。 なお,杯A・皿Aにはb・c両手法のものが認められる。須恵器には SK 219 にみられぬ瓶や甕Cがある。瓶29は,球形の器体に長い口頸部と高台がついたもので,口頸部基部は2段構成***である。甕C30は長手の器体に屈曲した口縁のつくもので,底部を欠いている。外面は平行叩目,内面には当型の周縁による円弧形の痕跡がある。胎土,色調は甕B25に類似する。その他に杯B (28)・蓋A (27)・壺Aがある。

C SG 180 出土土器 (PL. 48~50, 251~263·31~44)

池西部出土 土器

保存状態が悪く、細部や手法の観察は困難であり、記載のないものは整形手法の不明なものである。土師器では、杯 AII(b?)(251・252)・椀 AI(257)・椀 AII(258)・椀 C(259・260)・皿 AI(b?)(256)・皿 AII(c?)(255) は器形及び判明する技法では SK 219 出土土器と一致するが、異つたものに杯 C(253)・椀 AII(262)各 1 例、椀 B(261)2 例、皿 B(263)1 例がある。杯 Cは浅くて、口縁部の彎曲に特色があり、椀 AII は AII よりさらに小型であるが、ともに整形手法 はわからない。椀 Cは底部外面をへらで削り、口縁部は横になで、外面はその上をへらで磨き、内

ては、楢崎前掲論文にしたがつて、頸部基部までいつきにひきあげそれに口頸部をつける2段構成と、 肩部までひきあげたものに粘土板をあてがつてふさぎ、それに開口して口頸部をつける3段構成とにわける。

^{* 「}すり鉢」の名称は横山浩一「手工業生産の発展」 (世界考古学大系3) 昭34 に見える。

^{**} 楢崎彰一「土器の発達」(世界考古学大系 4)昭 36 p. 135 に述べられている「大型甕の表面に黄土 (酸化鉄)や泥土をぬる」手法である。

^{***} この種の瓶の頸部と肩部の接合部分の手法につい

面は口縁部に放射状,底部にラセン状の暗文がある。皿Bは小型で,口縁部が屈曲する。底部外面は成形後仕上げない a 手法らしい。他に断面 8 角形の高杯 A II の脚筒部片や,外面に刷毛目のついた甕の破片がある。

須恵器には杯 AI (40)・杯 AII (38・39)・杯 AII (37)・杯 BI (36)・杯 BII (34)・杯 BII (33)・杯 BII (33)・杯 BII (35)・皿 B (41)・蓋 AII (32)・蓋 AII (31)・蓋 DI (42)・瓶 (43・44) と甕の破片があり、杯 A・B類の口縁部と底部の境界が稜にならず、まるくなるものの多いこと、蓋 DI の縁端部の粘土のつまみあげ部分がかなり高いことが注意される。

D SK 220 出土土器 (264~266)

保存状態は良好で, 土師器には杯 Allb 1 個体・椀 Al (264) 1 個体・椀 All 2 個体・椀 C 1 個体・ 配 Allb 1 個体・皿 Allb (265) 5 個体・皿 Allc 2 個体・甕 All (266) 1 個体があり, 須恵器には杯 Bl 1 個体・杯 Bl 1 個体・皿 B 1 個体・蓋 All 1 個体と甕がある。 須恵器はすべて小破片である。

E SD 126-B 出十十器 (PL. 48·50, 267~272·45~56)

調査地域の北端に近く東西に走る溝中から出土した土器群で、保存状態は良くない。土師器には 杯 AII (b?) (267)・椀 AII (269)・皿 AI b (271)・皿 AI (c?) (272)・皿 AII (b?)・皿 AII c と断面 9 角形の高杯 AII の脚筒部片がある。271 の口縁部内面には放射状暗文が認められたが、底部上面 のラセン状暗文は確認できない。268 は黒色土器で、内面と口縁部外面は漆黒色を呈し、横にへら 磨きされているらしく、底部外面は茶褐色となる。須恵器は、環状の変形つまみのついた蓋AII(45)・蓋AII (46・47)・蓋Cと蓋 DI の小破片・杯 AI (49)・杯 BI (50・51)・杯 BII (54)・杯 BII (52・53) 皿 A (48)・甕 A (56)・甕 B (55) がある。甕 A 56 は肩部が張り、稜になることが注意される。

F SK 107 出土土器 (PL. 49·50, 273~285·57~67)

礎石を埋没した土壙から検出した土器群で,色調は変化しているが,保存状態はやや良好である。 土師器では、杯 AId (273)・椀 AI (283)・椀 AII (277)*・椀 C (275・276)・皿 AIb (281・282)・ 皿 AIb (279)・皿 AIc (280) と甕Bの小破片があり、SK 219 にみられるものと同様である。その 他に杯AIb (274)・盤A (284)・高杯 AII (278)・甕 AI (285) がある。274は端部の屈曲する口縁部 の内外を横になで、底部下面は他のへら削り底のように削り痕が平面 (PL. 52-2・3)とならず、へら の幅の狭い部分を当てて削つたものらしく、1 cm 幅ほどの凹面をなす細い削り痕 (PL. 52-5)**を とどめている。284 は直径 41.5 cm の大型の深い器形で、外面は横に丁寧にへら磨きしているが 内面の整形手法は不明である。*** 278は断面11角形のやや長い脚部を持つ小型の高杯で、杯部下面 は横にへら磨きしているが、上面に暗文はない。285 は口径 20 cm 前後の大型の甕で、把手はつ かない。なお、椀 Cには灯火器に使つたものがある。 須恵器は少量で、杯 AII (62)・杯 BI (58)・ 杯 BII (59)・杯 BII (60・61)・皿 (66・67)・蓋 AII (57)・蓋 AII (63)・蓋 DI (65)・壺 B (64) と壺 A および瓶の小片がある。

第 Ⅱ 期の溝 出土土器

礎石埋没壙 出土土器

^{*} 椀 A[・A] は外面の保存不良でへら磨きを確認で きないが器形からみてへら磨きしたものであろう。

^{**} この種の痕をとどめるへら削り手法は、船橋 B地 点、飛鳥板蓋宮伝承地出土土器にも認められる。

^{***} 外面のへら磨きと器形からみて、鉢でなく盤として饗膳に用いた器と推定される。『船橋 I 』第15図 304,305 と同様な機能をもつたものであろう。

G SD 106 出土土器 (PL. 48·50·51, 286·68~73)

南限境界溝 出土土器

SD 106 の底に近い埋没土中から出土した土器は、保存状態が悪く、土師器で全形を知りうるものは皆無に近く、皿 AIc 286 が完形に近い唯一例といつてよい。 須恵器で注意されるものに、杯 BII $(70\sim72)$ ・壺A (68)・壺B (69)・甕B (73) があり、そのうち尖底をもつ68は、灰白色やや硬質の胎土は緻密なものであつて、おそらく愛知県猿投山古窯群の製品であろう。*73はやや軟質の胎土の粗い土器で、内外の叩目もかなり粗末である。

H SK 134 出十十器 (PL. 48~50, 287~299·74~79, PL. 11-4)

小土壙から一括した状態で土師器24個体分, 須恵器 7 個体分が発見されたが, 欠損したものが多く, 廃棄された時すでに破片で失われた部分があつたものであろう。土師器は保存状態は不良で, 整形手法をほとんど確認することができないが, 杯 AI (b?) (287・288) 2・杯 AII (b?) (289) 1・椀 AI (294) 2・椀 AII (293) 2・椀 C (292) 2・皿 AIb (297) 1・皿 AI (c?) (298) 1・皿 AIb (290) 3・皿 AIc (291) 3・盤A? の口縁部小破片・蓋 AI (295) 2・蓋 AII ・蓋 BI (296) 1・甕 AI (299) 2がある。須恵器は杯 AI (78)・杯 BII (77)・蓋 AII (74)・蓋 AII (75)・蓋 DI (76)・壺 C (79) があり,蓋 AII が 2 個体の他は 1 個体ずつである。

I SB 143, 194-B 出土土器 (PL. 51, 80~87)

第 Ⅱ -2期建 物柱穴出土 十器

掘立柱抜取穴から検出された須恵器で SB 143 では 81・86 が東14南1,82が東13南1,84・85・87が東1南1,SB 194B では80が東7南1,83が東8南1の各柱穴から出土した。81では端部のおりかえされた筒形の口頸部の中央に浅い凹線が2条めぐり,まるい体部には外方へふんぱつた高台がつく。肩部は口頸部基部までいっきにひきあげずに一度粘土板で開口部をおおいそれに口頸部をつけた3段構成となる。肩部上面にはもと灰釉が施され,窯中で消失した痕跡をとどめ,灰釉土器であつたと考えられる。灰白色堅緻な胎土である。この土器は、器形・灰釉・胎土などから,愛知県猿投山古窯群の製品であることが判明した。82は肩部がはつて稜のある瓶であって,3段構成である。胎土は灰色の堅緻なもので,肩部と頸部の外面に薄緑色の自然灰釉がかかつている。この土器は、器形・胎土などからみて,岡山県寒風古窯群で製作されたものであろう。** 83はやや小型の丸い体部に3段構成で口頸部がつき,低い高台がつく。85は口頸部までいっきに引きあげて成形した2段構成のもので,糸切底に高台がついており,84のような口縁部になるものであろう。86の平瓶は把手の4角な基部を残す体部の約半分の破片で,口縁部と把手の大半は不明である。87は外面に叩目をとどめず,内面の当型も特殊であり胎土に多量の細砂を含み,粗質である。

I SB 116 出土土器 (PL. 48~51, 300~314 ⋅ 88~92)

第 Ⅱ -3期建 物雨落溝出 七七器 SB 116 の雨落溝特に東溝から、土師器・須恵器がかなり出土したが、床土に近く不安定な状態におかれていたため、保存は良くない。土師器では、杯AIc (304・305)・椀AIc (306・307)・ $<math>\Box$ AIc

^{*} 愛知県猿投山古窯群の製品については、楢崎彰一 氏の御教示を得た。なお、川原寺出土品『川原寺発 掘調査報告』(奈文研学報9) PL. 55-131 は器形そ

の他でこれとほぼ一致するものである。

^{**} 岡山県寒風古窯群の製品については山田英輔氏の御教示を得た。

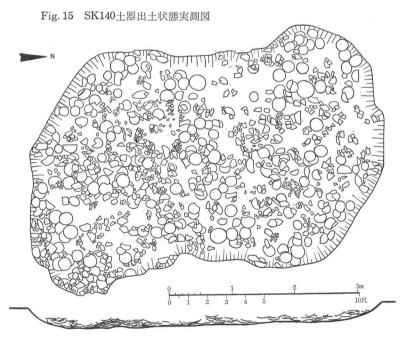
(309~311)・皿 AIIc (312) が圧倒的に多い。 これらでは,整形手法を確認しうるものがすべて口縁端部まで外面を削る c 手法であり,全体的に器高が低く,さらに端部をつまんで横になで,端部外面が凹面になるものの多いことが注意される。313 は手法は不明だが,やや深い器体と口縁部の外反程度からみて皿 AII とは別の系列に属するものかもしれない。高台のつく杯 BII (302・303) はこれまでにはみられない中型の土器で,外面は横にへらで磨くのが原則である。この杯 BII (302・303) はこれまでにはみられない中型の土器で,外面は横にへらで磨くのが原則である。この杯 BII (300・301)は,全体を 4 分割しその各々で口縁端まで一度に磨く手法のもの (PL. 52-11) である。 BII (308) は,須恵器壺 BII (64・69) を模したと考えられる器形で,外面は丁寧に横にへらで磨いている。甕 AIII (314) は保存悪く,外面の刷毛目などを観察すべくもないが,口縁部の屈曲度はやや注意をひく。火熱を受けて赤化している。 須恵器には,杯 AIV (91)・皿 BII (90)・高杯 (88・89)・壺 III (92) がある。高杯は皿形の杯部に太い脚部がつくもので,89 は青灰色で胎土が密であるのに対し,88は暗灰色のやや粗い胎土で,おそらく産地が違うものであろう。88の脚部にはしぼり技法による粘土のねじれあとが認められる。

K SK140 出土土器 (PL. 49~51, 315~322 · 93~102, PL. 11-1·2)

この土壙からは、完形に近い多量の土師器特に食器類が少量の須恵器を伴つて出土した。各器形の組合せやその数量的関係などで興味ある事実を示す資料と予想されるが、目下整理中であり、完了後に詳細な報告を行うこととして、ここでは代表的なものについての簡単な説明にとどめる。

多量の完形 土師器の出 土

土師器には、杯 AIc (315)・椀 AIc (317)・椀 AIc (319)・椀 Bc (318)・皿 AIc (322)・皿 AIc (321) が多数をしめ、これらはすべてに手法であるが、口縁端部直下が凹彎するものが多いので、*その凹彎部が削れずに残ることがある。杯 BII (316)は SB 116 例より器体が浅い。320 は口縁内外を横になで、底部外



面は成形時の凹凸のままで整形せず、内面には粗いラセン状の暗文がある。須恵器は杯 BII (94)・ III (98) があり、蓋III (97) は器体の厚さが均一で、縁部の屈曲が内外面でほぼ平行しており、蓋 IIII (96)・蓋 IIII (95) では縁端部のつまみあげがない。 99は底部に小孔を焼成前に穿つた浅い皿形 の特殊なものである。高杯 (100) は杯部の破片で、透孔のある径 IIIII 4 cm ほどの脚部のつくことがわかるのみであるが、灰白色の堅緻な胎土は82に類似し、おそらく岡山県寒風古窯群の製品であろう。

のみに留まる傾向と関連するものと考えられる。

^{*} この口縁端部直下が凹彎する傾向は、成形時に横 になでる部分が、外面ではせまくなつて口縁部上部

平城宮発掘調查報告 |

平瓶93は、断面矩形の平らな把手と端部が外方へまるく曲げられた広い口頸部が、高台つきの肩部が稜をなす平らな体部につくもので、体部と把手の上面には淡緑色の灰釉が厚くかけられている。 灰白色堅緻な胎土で、器形・灰釉・胎土・色調などから愛知県猿投山古窯群の製品であることは疑いない。その他に甕B(102)・甕C(101)がある。102は胎土焼成ともに特に良好な土器である。

L SK148 出土土器 (PL. 48·49, 341~345, PL. 11-3)

土師器11個体と須恵器 1 片があるが, 完形になるものは少い。土師器は, 杯 AIc (343) 1・椀 AIc (342) 3・皿 AIc (345) 3・皿 AIc (344) 3で, すべて外面を口縁端部まで削る c 手法のものである。341 は皿 AII に近い。須恵器片は髙杯脚部の透孔周辺の一部かともみられる小破片である。

M SA109 出土土器 (PL. 48~50·54, 323~339·103~118)

南土塁の溝内出土土器

主として北溝内の堆積土中から検出されたもので、保存状態は悪い。土師器、黒色土器、須恵器、施釉陶器がある。土師器の大部分は、杯 AIc (323・324)・杯 BII (327・328)・椀 AIc (337)・椀 AIc (336)・皿 AIc (329~331)・皿 AIIc (332・333) からなり、 c 手法が圧倒的である。しかし、杯 AI 類の 325 や皿 AII 類?の334は、口縁部が彎曲し、外面はわずかに上部を横になでるのみで、以下は仕上げをしない。蓋には AI (326) と BII (335) がある。高杯 AI (338) は、下面を荒くへら磨きした杯部に断面 7 角形の長大な脚部のつくものである。この他に、円盤状の浅い器体に高さ 1 cm ほどの高台のつく皿や、甕 A 類の破片などが少量ある。甕 A 類には叩目のある破片が 1 個体分ある。黒色土器では、低い高台がつきその附近の外面のみ茶褐色でその他は漆黒色を呈する杯339や、内面と口縁端部外面のみ漆黒色を呈し、外面に煤が付着した甕がある。須恵器は、杯 AI (110)・杯 BI (109)・杯 BII・杯 BII (108)・皿 A (111・112)・蓋 AI (106)・まるい頂部をもつ蓋B? (107)・蓋 DI (103・104)・変形のつまみがつき縁部の短い蓋 E (105) と、ろくろのみずびき技法で成形した 115とまきあげ技法による114がある盤・みずびき技法による鉢 C (113)・まきあげ技法の甕 A (117) 甕 B (118) 甕 C (116) がある。 蓋類のつまみは中央が隆起して宝珠形になるものが多い。109の下面中央に墨書の「麦」があり、118の口縁部外面にへら書の文字がある。

施釉陶器(PL. 54-2~7)には、白茶色軟質の胎土で白・緑・褐の三彩釉を内外にかけた蓋形土器片 ? 1(2)・須恵質に近いがやや軟質で灰色の胎土に淡緑釉を内外にかけた切高台の椀片 1(5)・同じような胎土、釉だが平底になるもの 1(4)と同様な胎土にやや濃い淡緑釉を内外にかけた椀片 1(3)と、砂粒を混入した赤褐色やや硬質の厚手(1cm)の器壁の片面に黄褐色の釉をかけた破片 1(6)がある。*

N 平城宮廃絶後の土器

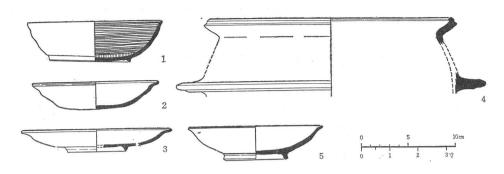
廃絶後の土 器

以上で平城宮に関連した遺構から出土した土器群のうち整理の完了したものについて報告したのであるが、このほかに平城宮以後の時代の遺物が少量ある。特に著しいものを次に述べよう。

SA 109 北溝附近の床土近くから愛知県猿投山古窯群製の灰 釉皿 (Fig. 16-5) が土釜類を伴つて 出土している。灰白色の胎土で淡緑色の灰釉が上面にかけられたものだが、灰釉はほとんどが剝離

^{* 6} ABP-A 地区から灰色軟質の胎土に淡緑釉を内外にかけた緑釉土器椀 (PL. 54-7) が出土している。

Fig. 16 平城宮廃絶後の土器実測図



している。SE 168 で、最後に改造された井戸(C)の底部の堆積泥土中から、黒色土器3・土師器3 (Fig. 16)を検出した。黒色土器椀(1)は内面と外面端部が漆黒色を呈し、内面は口縁部と底部にわけて横に密にへら磨きしている。外面は凹凸のままである。土師器皿(2・3)はともに硬質で胎土の粗い茶褐色の土器で、外面は一切仕上げない。土釜(4)は砂粒を含んだ茶褐色のややもろい土器で、口縁部と鍔部の破片のみである。

O 墨書十器類 (PL. 53·54-1)

土器に文字を記したものが11点ある。墨書 9点・へら書 2点で、土師器 7・須恵器 4 である。出土地点は SK 219 の 6点が最も多い。

墨書土器

- 1 「弁垸勿他人者」 SK 219 出土の土師器の杯 AIb 202 の口縁部外面に横位置に右から 左へ墨書したものである。「垸」は土器の呼称の1つである。* 文意は「垸を弁別し,他人のものと するな」といつたものであろう。**
- 2 「弁坫勿他人取」 1 と同じく SK 219 出土の土師器杯 AIb の口縁部外面に墨書したものであるが、この土器では、最終字「取」のやや後方に径 $0.5\,\mathrm{cm}$ ほどの小孔が穿たれている。 $1\,\mathrm{とは} 3\,\mathrm{cm} 2\,\mathrm{cm}$ と第 $6\,\mathrm{cm}$ を第 $6\,\mathrm{cm}$ を3 $6\,\mathrm{cm}$ を3 $6\,\mathrm{cm}$ を4 $6\,\mathrm{cm}$ を5 $6\,\mathrm{cm}$ を6 $6\,\mathrm{cm}$ を7 $6\,\mathrm{cm}$ を7 $6\,\mathrm{cm}$ を7 $6\,\mathrm{cm}$ を8 $6\,\mathrm{cm}$ を9 $6\,\mathrm{cm}$ を8 $6\,\mathrm{cm}$ を9 $6\,\mathrm{cm}$ を9
- **3** 「男」(3字)・「麻呂」・「麻」ヵ (3字)・「再」ヵ SK 219 出土の土師器椀 AI の内面に墨書したもので,荒い筆致である。同一文字の反復で習書であろうか。左端は麻呂,中央上から麻・男・男・再,右上から麻・男・麻 (上から消す) とある。「麻」と「男」の重複からみると,先に「男」を書き,後で「麻」を記したものである。

4 表 「津」(6字) 裏 「□□□」「神」(5字)・「灌」(2字)

SK 219 出土の土師器皿 Allc の内外面に墨書したもので、内外ともに数文字の反復であり、習書であろう。外面は「津」が 6 字あり、内面は右に「灌」 2 字、左に神が 5 字たてにならんで書かれ、神の上に太く $3\sim4$ 文字ほどあるがわからない。

5 「広」 SK 219 出土土師器皿 Alla 213 の底部外面中央に墨書で1字「広」と記され

る。しかし、後者では「サハリ」と訓があり、「サハリ」は朝鮮語の「サパル」(陶器の鉢の意)に通ずるもので、おそらく関係あるものと考えられ、この墨書土器例も通常用器であつて、あえて祭器と考える必要はあるまい。

^{*} 古記録に散見するが、1 例をあげれば宝字 2・7 の 東寺写経所解(大日古4—278) に麦垸とみえる。

^{***} 弁を動詞とせず、「弁垸」と熟して読むのも一案だが、意味が不明である。

^{*** 「}站」は延喜大学寮式釈尊条と貞観儀式践祚大嘗 祭儀項河内国新造器中にみえる。いずれも祭器であ

ている。*

6 「秋□」 SD 126 出土須恵器杯 AI 54 の底部外面に墨書があるものだが、 1部が失われていて第1字「秋」がわかるのみである。

7 「麦」 SA 109 北溝出土須恵器杯 AI 109 の底部外面中央に墨書で1字「麦」と記されている。

8 「平安」 SK 238 出土須恵器蓋Aの上面中央から外側へたてに「平安」の2字を墨書 したものである。

へら書土器 **9** 「□鳥」 SK 107 出土土師器 (ⅢA [?) の底部破片外面に焼成前にへら書したものであるが、上字は不明で下字のみ「鳥」とわかる。

10 「素」 SA 109 北溝出土須恵器甕 B 118 の口縁部外面に焼成前にへら書したものである。

4 金属製品その他

A 金 属 製 品 (PL. 55)

万年通宝神功開宝

麻布

万年通宝・神功開宝 万年通宝銭 2 枚、神功開宝銭11枚が SB 145 西妻中央附近の第 Ⅱ 期と第 Ⅲ 期の整地層の境でさしに通したような状態でまとまつて検出された。

万年通宝銭はいずれも「年」字の第4画が横になつたいわゆる「横点万年」銭である。神功開宝銭のうちに8枚は「功」字のつくりが細長い「刀」で第4画の末端が撥ねあがらないいわゆる「長刀神功」銭に属し(下2段)、1枚は「功」字のつくりは「刀」だが第4画の末端が撥ねあがつたいわゆる「撥神功」銭であり(上左2)、1枚は「功」字のつくりが「力」となつたいわゆる「力功神功」銭であるが(上左1)、他の1枚は銹が著しくて類別できない(下右2裏)。

鉄釘 金属製品としてはその他に、SA 109 北溝・SK 140 などから出土した鉄釘などがあるが、いずれも断片であつてみるべきものはない。

B 繊維製品(PL. 55-2)

麻布片が SK 238 から出土している。方約 14 cm のもので、折り重なつて検出された。西村兵部氏の調査によると次の如くである。

この麻布は平織のものである。全体的にみて、経糸は緯糸より細手である、経糸はかなりつよく張って真直ぐに通っているが、緯糸は撓曲して、布の断面からすれば経糸は直線にならび、緯糸は経糸の間を蛇行している状態である。このことは緯糸をとおすにあたって、引張るちからの弱いことをしめしている。経緯糸はともに左撚り(S撚り)がかかっているが、経糸の撚りは緯糸のそれより強い。糸の密度は経緯糸とも1 cm間に平均22本がかぞえられ、奈良時代の調庸布、衣服にみられる麻布と同程度の密度であり、瓦の面にみられる布目から推される麻布の密度は平均 $7\sim10$ 本であるから、これは倍以上の混みである。経糸の太さは0.5 mm 位のものが多く、 $0.3\sim0.35$ mm のものもかなりみられる。緯糸は0.5 mm のものから0.7ないし0.8

^{*} 大阪府柏原市船橋遺跡出土品のうちに、椀形土器底部外面中央に墨書「広」のあるものがある (PL. 58-6)

mm のものにわたっている。経緯によって撚りに強弱のある点、また経糸が緯糸にくらべて細くなっている 点は本麻布の特徴である。

品 (PL 56-1) C 漆 劃

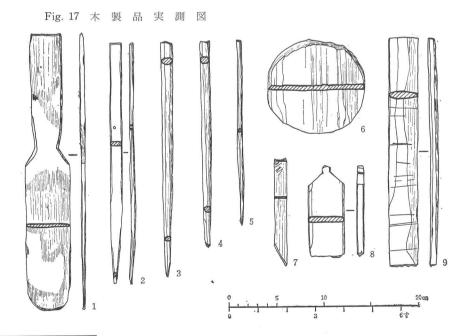
網状漆製品が SK219 の灰色砂質土中から出土した。布目順郎氏の断面観察によると、(PL. 56-1') 網状漆製品 $10\sim20\,\mu$ 程度の黒褐色の黒漆の層(A)のなかに、主体が黄ないし黄褐色のニカワ状物質からなり植 物繊維(苧麻?)が散見される部分(B)とかなりの空所(C)が認められる。おそらく、麻繊維をニ カワまたは生漆で固めた紐で経緯交互に 0.3 cm ほどの間隔をおいて編んだ曲面の網を黒漆でぬり かためたものであるが、断片のためもとの形態、大きさは不明である。周縁部にあたると推定され る部分は 0.7 cm ほどの幅の漆膜となつて残存しているが、芯部は消失している。形状網目の大き さなど正倉院蔵の冠断片*とほぼ一致するものである。

品 (PL. 55, Fig. 17·18) D 木 製

木製品の大部分は SK 219 から出土し、その他に SK 217・SK 218 から少量の木片と檜皮が検 出された。また SK 219 からは前述した木簡のほかに、杓子・箸・曲物底板や、木炭・たきぎ・木 片・檜皮などが出土している。

a 杓子 (PL. 55–1, Fig. 17–1) 全長 29.6 cm, 幅 1.3 cm, 厚さ 0.5 cm の長方形で扁平な板の 一半を削りせばめて柄を作り出し、他端の隅をまるく削りおとして先端としたものである。先端は 両面ともに磨滅しよく使用されたことをうかがわせる。材はヒノキである**。

b 箸 (Fig. 17-3~5) 長さ 25.4~20 cm で、断面 6 乃至 8 角形に削り、一端を細くしたもので ある。材はヒノキである。



* 正倉院北倉所蔵の御冠残闕(題箋番号 205) で、 勝宝 4 年(752) 4月9日の大仏開眼の際に聖武天皇 ** 木製品の材質は小原二郎氏の御教示による。 光明皇后が着用になつたものと推測されている。

帝室博物館編「正倉院御物図録」3巻第51図

杓子

曲物底板

c 曲物底板 (PL. 55-6, Fig. 17-6)

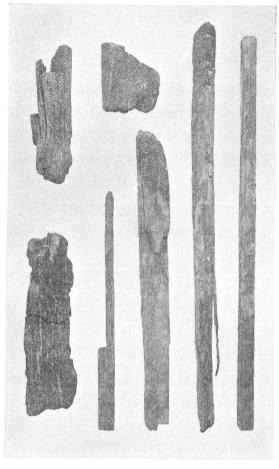
直径 10.1 cm, 厚さ 0.6 cm の円板で, 材は ヒノキである。

d その他 2 (PL. 55-2) は下半を両側から削り尖らせ、上端より 9 cm のところに径 0.2 cm の小孔を穿つた付札形のものであり、8 (PL. 55-8) は幅 3.9 cm、厚さ 0.6 cmのヒノキの板の一端につまみ状の突起を削り出したもので、他端は折損している。9 は幅 3.0 cm、厚さ 0.8 cm のやや三味線胴形に近い断面をした長方形の材で、一面には鋭利な刃物による傷痕がある。一端は折れているが、現在長 25.0 cm である。材はスギである。両者いずれも用途は不明である。

木炭

e 木炭 (Fig. 18) 約300個出土しており、そのうち7割弱はいわゆる「なら炭」「かし炭」と呼ばれるカシ属の樹木を原料としたもの(左上)がしめ、2割強はシイ属の樹木(上左2)を、1割弱はニレ属の樹木を原料としたもの(左下)である。また、アカマツと思われるマツ属のものが2片ある。





たきぎ

f たきぎ (Fig. 18) 木材を細かく縦割りしたたきぎが約1000本出土した。ほぼ方 $2\,\mathrm{cm}$, 長さ $35\sim40\,\mathrm{cm}$ ほどのもので,方 $0.6\,\mathrm{cm}$, 長さ $15\,\mathrm{cm}$ 程度の割り屑ともいうべきものも含まれているが,比較的大きさが均一なものが多い。半数以上は焼けこげた痕跡があり,おそらく燃料としたものであつたと考えられる。なお,たきぎの中には原材における加工痕跡を留めるもの (Fig. 18 右4)がある。 $2\,\mathrm{x}$ のスギ材と $1\,\mathrm{x}$ のマキ材のほかはすべてヒノキ材である。ヒノキ材の年輪は脈が大きく間隔が密で,原料はかなり太かつたと推定される。あるいは建築廃材を割つたものであろう。

その他に木片が約200片出土しており、削つたり、鋸引きした時の切屑と思われる。焼けた痕跡は認められない。大部分の材はヒノキで、スギは4片にすぎない。檜皮はいずれも断片であり、原形の大きさのわかるものはないが、現存品で最大長は55.2 cm、最大幅は6.0 cm である。屋根葺材と推定されるが、釘孔などは認められない。

E 自 然 遺 物 (PL. 57, 別表 2)

SK 219 から果実・種子・葉・樹枝の自然遺物を検出した。目下整理中であるが、これまでに種またはおおよその所属が決定したものは 35種 (別表2) である。果実・種子などの小型の自然遺物は28種ある。丹信実氏の整理結果によると、フジの種子を除くほかは有用植物で、食用となりうるものが23種ある。すなわち、澱粉料植物としてハシバミ・クリ・イチイガン・シラカシ・トチノキ・ヒシがあり、果菜としてウリ類、果樹としてクルミ類・アンズ類・コダイモモ・スモモ・カキノ

カルミ

キ等が数えられる。自然遺物のうちで最も数多く出土したクルミ類は油料植物であり,食用に供することが出来るが,アブラギリとともに灯用その他工芸料としても使用できる。クルミ類にはナガグルミ・オニグルミ・ハリサキオタフクグルミ・ミゾナンオタフクグルミ・ヒメグルミ・テウチグルミの6種がある。*いずれも核果は縦割りされ,油脂をふくんだ胚乳を摘出使用したことを示している。そのうちには核先端を欠くものや核外面に焼痕のあるものもある。また,今回の出土品中にチャの種子と,ネツカアンズの核果がみられたことも注意すべきことである。後者は熱河産のものと全く一致しており,従来知られていたマンシュウアンズ・モウコアンズとも異なるものである。

樹枝は7種を数えることができる。小原二郎氏の同定によると、シイ属のものが最も多く、ヒノキ・カシ属のものがこれにつぐ。カシ属のものとしてイチイガシの葉が検出されている。これらの樹木が当時の植生の主体をなしていたと思われる。

カラフトグルミ Juglans sachalinensis (MIYABE et KUDO) KOMAT., ゴエフオニグルミ Juglans mirabunda KOIDZ., トガリオニグルミ Juglans Allardiana DODE, コシボソグルミ Juglans coarctata DODE 及び Juglans Lavallei DODE の5種類がある。またテウチグルミとオニグルミとの間種と認められる Juglans Avellana DODE 及び Juglans notha REHDER に似たものもある。 これらオニグルミ系統のもののほかに古来栽培されて来たヒメグルミ(1名メグルミ)・オタフクグルミと称せられる Juglans mandschurica MAXIM. var. cordiformis KITAM. non WANGENHEIM=J. subcordiformis DODE) およびその変種があり、ヒメグルミとオニグルミの間種, すなわち雑種と認められるものもある。

^{*} クルミ属は本邦植物分布生態上,クリ帯の代表的 た落葉樹で、その堅果は変化性に富み、大きさ・核 の形状・核面の皺及び核壁の厚さ等は一定しない。 今回の出土品は6種としたが詳細に検討すると、現 今北米東部地方残存野生種であるバターナットButternut に似た化石種のバタグルミ Juglans cinerea L., ごく普通の樺太・北海道・本州・四国及び 九州に分布するオニグルミ Juglans mandschrica MAXIM. var. acuta KITAM. (=J. ailanthifolia CARR.,(=J.Sieboldiana MAXIM., non GOEPPERT.) およびナガグルミ Juglans Sieboldiana MAXIM. var. shinanoana MAKINO (J. stenocarpa MAXIM.) あるいは中国原産栽培種であるテウチグルミ(菓子 胡桃)と称せられる Juglans regia L. var. orientalis KITAM. に連なるものもあつて、極めて興味深い。 オニグルミの変異内に属する種と認められるものに

第VI章 考 察

1 潰 跡

遺跡の性質からすれば、この一郭が宮城内に配置された官衙の一区劃に当ることは、容易に考え られる。その場合、最も問題となる点は、建物群としてのまとまりで、個々の遺構については、建 物がすべて簡単な掘立柱式であるために、建築的な考察を必要とする部分は少い。建物群のまとま りには、その敷地の区劃が重要であるが、今回の調査では道路や宅地のために、そうした境界部を ほとんど発掘しえなかつた。したがつて、考察は現段階での仮説の域を出ないことをあらかじめ断 つておきたい。

A 建物の規模・構造

今回の報告に取り上げた建物の数は、30棟であるが、建物は第 | ~ Ⅲ 期に 6 回にわたつて建築さ れ、何棟かずつ一群となつて存在していたもので、第 Ⅱ - 2 期と 2 期の関係を除けば、各時期ごと に完結し、造営時期の異なつたものが併存したことはない。建物の規模も各時期毎にかなりの特色 をもつているが、それは改めて記すとして、ここではごく一般的な事項のみについて述べよう。

建物はすべて掘立柱式で、地盤に掘込んだ穴に直接柱を立てたものであるが、中に1例のみ柱下

柱穴の状態

に礎盤を挿入していた。 SB 211 がそれで、深さ $50 \, \mathrm{cm}$ 程の掘りかた内に、方約 $40 \, \mathrm{cm}$ の不整形 で上面平坦な石が据えられていた。* 柱穴は身舎の本柱では、80~120 cm 程のほぼ正方形で、深さ も 70~100 cm 程度が普通である。柱穴内には旧柱の残存するものもわずかに見られたが,大部分 は腐朽してしまい、また掘り取られたものもある。痕跡によつて知られた旧柱はすべて丸柱で、身 平面の種類 舎柱の太さは径 30~38 cm まで、建物の大小につれて各種あつた。建物の平面では、身舎の周囲 4 面に廂をもつたものは30棟中1例のみで (SB 200,), 2面廂の例が6棟(そのうち SB 201には南面に孫 廂がある)、1面廂の例が3棟で、残り20棟は廂をもたない。したがつて、建物の大部分が切妻造り で4面廂の1例のみはおそらく寄棟造りであつたろう。身舎はごく小規模な建物1例 (SB 135) を除 柱間の寸尺 けば、すべて梁間2間であつた。** またその桁行柱間は13間が最大で1例 (SB 143) あるほかは9

間 (SB 176) 1 例・7 間14例・6 間 2 例・5 間10例・4 間及び3 間各 1 例である。 身舎の柱間寸尺 は桁行、梁行共に10尺の等間としたものが最も多くて16棟あり、桁行10尺で梁行を8.5~9.5尺とし た3棟をこれに加えると、桁行10尺等間の例が全体の光を占めている。*** この他桁行柱間寸尺を 9 尺等間 (SB 236 のみ9.5尺) とし、梁行を 8 \sim 10尺にとつたものが 5 棟、桁行を7.5 \sim 8 尺等間で梁 行も 7.5~8 尺としたものが5 棟であつつた。以上すべての建物が桁行柱間寸尺を等間としている

^{*} SB 143 では、棟通りの柱位置のみ掘立柱にせず、 小さな礎石を用いたらしいが、これは間仕切に関係 *** 柱間寸法は完数を用いることが普通なので、ここ した補助的な柱で、主体部は掘立柱であつた。

^{**} 第7次調査の SB 293 は梁間3間である。

でも天平尺を用いて記載する。

点は実用性を重視した明解な意匠の現われとして注目される。*

廂には梁行柱間寸尺を身舎と等しくしたものと、それより広くしたものとの2種類がある。これを表示すれば Tab. 8 のとおりで、SB 176, 200, 177-A, 186-A, 201 の5 棟が前者に、他の5 棟が後者に属する。

Tab. 8 廂付建物柱間寸法一覧表

造営期	7-13. 81/.	桁行柱間寸法		梁行柱間寸法			法	厢 柱 穴	
	建物	廂	身 舎	廂	孫廂	廂	身 舎	廂	MH ILL /
I	SB 176		10× 9 間			10	10 • 10	10	特に小,浅
1 -1	SB 170		10×5間			12	9•9	12	やや小,浅
	SB 200	9	9× 5 問	9	,	9	9.9	9	やや小,浅
II -2	SB 177-A		10×7間			10	10 • 10		やや小,浅
	SB 186-A		10×7間		,	10	10 • 10	10	やや小,浅
	SB 201		10×7問		13.	10	10 • 10	10	孫廂はやや小,浅
∏ −3	SB 116		9× 5 問			11	8 • 8		やや小,浅
	SB 182		7.5×5 間				7.5 • 7.5	11	かなり小
	SB 191		8×5間	1 1 2 2 2 3 3		11.5	8 • 8	11.5	かなり小
	SB 211		8×5間			11	8 • 8	12*	かなり小

^{*}南北廂寸法が異なる。

Tab. 8によつて、前者の 5 例がいずれも建物の全ての柱間寸法を等間にとつたものであること、 後者には身舎の桁行と梁行柱間寸法に差のあるものがあり、 また廂は身舎の 1 梁間より $3\sim3.5$ 尺 広くしていることなどが知られる。

廂の柱穴には,その大きさや深さが身舎とほぼ等しいもの(SB 200・177-A・186-A・201・116)もあるが,一般にはやや小さく浅い。これは廂柱が身舎柱より一般に細いため,柱穴もそれにしたがつたと解されるが,その中でも特に小さく浅い例としては SB 176・182・191 の 3 棟がある。例えば SB 176 は身舎柱穴が方約 85 cm 深さ 60 cm であるに対して,廂柱穴は方約 55 cm 深さ 30 cm ほどであり, SB 181・191 も廂の柱穴は方約 60 cm である。しかし,柱穴の大小が廂の構造と

^{*} SB 135 1棟のみ桁行3間の中央間をやや広く取つているが、これはごく小規模で例外である。

平城宮発掘調査報告 1

床張り建物 どのような関係があるのかは全く不明である。* 床をもつていたと思われる建物は SB 170・SB 180 -A·SB 116 の3棟であるが、床束痕と考えられた棟通りに並ぶ小柱穴が、 いずれも本柱列にはた く、その中間に配置される点は異例である。** しかしこれら3棟がそれぞれその時期の中心建物で あることをみても, 板敷であつた可能性は十分にあり, こうした床束配置もあつたと考えられる。 建 物内にあって床束と類似した小柱穴によつて構成される SB 171 (170の内) や SB 192 (191の内) も、 その性格はよく分らないが、これと床束とは一連の工作らしくあるいは棚のようなものであつたか もしれぬ。なお以上各建物の造営尺をみると、別表1で明らかなように 297 cm (0.98尺) を単位と したものが最も多いが, 他に 300 cm (ほぼ現尺) や 295 cm (0.973 尺) もある。また出土した瓦類 屋根葺材料 が比較的少ない点からみて、これらの建物は瓦葺ではなく、檜皮葺もしくは板葺であつたと思われ る。 SK 217・219 の土壙中や SB 143 柱穴埋土中に檜皮が相当量埋没していたから、 檜皮葺と考 えるのが妥当であろう。建物の規模に比べて柱径が割合小さい点も、この推定を裏付けるものであ る。

B道路と区劃

柵と道路

Ⅰ・Ⅰ地区の性格 この地区にある第 Ⅱ 期までの遺構は、東西両区に連続する溝のみで建物は ない。第Ⅲ期になると、この地区は柵で細長く区劃されたらしく,その間に建物が2棟あり,遺物を 埋没した土壙も柵内に範囲が限られている。そのために、この部分は道路のような性格をもつてい たと判断されたが、もう少し細部を検討してみよう。平城宮の南北中心線がほぼこの地区の中央を 通ることは、現在の地形から判断されるが、今回検出された遺構で第一期の SB 176 東側柱列と SB 205 西側柱列, 及び第 📗 — 2 期の SB 177 東側柱列と SB 209 の西側柱列がこの想定線に対し て対称となる。柵 SA 233 も同じく想定線に対称と仮定すれば,今回発掘しえなかつた道路下にも 西側の柵があつてよいことになり、両柵間の距離は 14.5 m と推計される。ところで、想定される 西側の柵をも含めて柵とその両脇の建物の配置をみると、柵は建物群の境界として実に適当な位置 にあたるものであるが、実際には造営期が異なるから併存したことはない。すると第一期及び第一 ─2期にも、この柵(第Ⅲ期)に似たものがあつたのではなかろうか。もしこの仮定が成立つとすれば ここに第 | 期・第 | -2 期・第 | | 期を通じて、幅 14.5 m (天平尺50尺) 程の道路状空閑地があつたと 考えられる。しかしこの想定は第 $\| -1$ 期にあてはまらないらしい。それはこの期の石敷溝(SD130) がこの地区を通過するだけではなく,*** それに SD 244 が重なり, また南端の溝 SD 106 も SD 244 の西端で中断するというこの地区のみに見られる特殊状況が存在するからである。第 Ⅱ - 1 期 建物 SB 170 と SB 200 が、前述の宮城中心線とは対称にならず、両建物妻柱間の中点が約6m東

第 Ⅱ 一 1 期 の中心位置

られない。

^{*} 廂の構造を大きく分ければ 棰を桁上で 身舎棰と連 結して、屋根面を一流れにしたものと、身舎軒下に 廂棰を入れてここで屋根に段ができるものとの2種 類がある。また身舎が丸柱とした場合, 廂柱を身舎 と同じく丸柱としたものと, 角柱としたものとがあ る。これらは廂を身舎に対してその一部として扱う か、またはもこしのように軽く扱うかの差で、建物 の機能も廂の構造によつて多少変化する。今回の調 香では小さな廂柱穴で旧柱の形状が判明するものが なかつたので、こうした構造上の問題には全くふれ

^{**} 床桁を桁行方向に配せば床束と本柱位置とは必ず しも一致する必要はないが、普通はこれをそろえて いる。平城宮でも第3次調査によつて検出された6 AAQ-A地区の SB 163 および SB 164 は棟下で桁 行柱通りと一致する位置に床束を配する。

^{***} 北端の SD 126もこの地区を通過するが、その中 にこの地区内の部分のみ埋没時にやや大きな玉石を 埋めこんでいた。

へ寄ることも注意される。 SD 244 の規模や性格が明らかでないので確言しがたいが,この時期の中心線は東寄にあり, SD 244 がその中央部にあたるのではあるまいか。そしてこの北にはやはり空閑地が取られていたものと思われる。柵列で区劃された第Ⅲ期の状況が最も明瞭であるが,いつの時期でもこの地区付近が東西区を分ける性格をもつていたことは想定して誤らないであろう。

6ABO 区の周辺 第7次調査までの段階では 6ABO区 の遺構は、東西両区を通じて、全 官衙の境界体が一連のものと解されるが、これを周辺と比較すると、大体 6ABO 区の中だけで一区劃の建築群となるらしい。前述した I・J 地区はその中での道路状空関地であるが、6ABO 区周辺には他地域との境界があつたものとおもわれる。調査が周辺にまで及んでいないから、このことを明確にはし難いが、現状では次のように判断される。地形からみれば現在 6ABO 区の西方は佐紀池で、この付近から西は急激に下がつている。この地形の下がりに注目するとこれらの遺構群の西限は現在の佐紀池の東堤付近とみられる。北限として注目すべきは、SA 233 が 6 ABO 区に北接する 6ABN区まで延びず、この地区には現在までに全く遺構の存在をみない点である。後述(第川章-1) するように、宮城周辺に存在した条坊の道路を検討すると北京極路より1町南の小路の線が丁度 6ABN区の南部にあたる。するとここに平安宮古図でみるような宮城内で官衙地域を区劃する道路があつたのではなかろうか。SD 126 は第 1 一1 期に、この道路に関係した溝であつたと思われる。東限については全く知見をもたないが、これは I・J 地区を中心として東西ほぼ対称の敷地であつたと仮定すれば 6 ABO 区東端付近にあたる。*

南限については、6ABO 区南辺に数条の溝もしくは土塁の存することが最も注目され、この付 区劃の移動 近に境界線が設けられていたことが想定される。第Ⅳ章で記したように、南接する 6ABP 区で発見された東西に長い遺構は宮域中心で分断されずに続き、6ABO 区が I・J 地区 (宮域中心)で東西 に区割された状況と異なつている。また現在一条通りが 6ABO 区と 6ABP 区の間に存在し、旧境界上に設けられたような様相を呈している。これらのことから南限はこの付近にあったと考えられる。この南限の境界には時期によつて移動があつた。すなわち第 I 期はSD 105, 第 I −1 期には SD 130 と SA 106, 第 I −2 期から第 II 期には SA 109 である。これらのうち最も北にあるのは SD 130 で、南端の SA 105 との距離は約 20 m ある。このうち並存したと思われる SD 130とSA 106 の間隔が約 18 m ある点は注意され、この間が道路であつたとも考えられる。第 I −2 期以降は土塁が SD 130 より約10 m 南に寄るが、SA 109 は南の 6ABP 区遺跡の北境と推定されるので、この場合には道路はなかつたものであろう。南限に道路があつたか否かは、6 ABO 区と南の地区との関連で、かなり重要な問題となるが、今回の調査では宅地や道路のためにこれ以上を明らかにすることはできなかつた。しかし時代によつて区割をかぎる境界の移動が行われたことがわかり、宮城内の建築群の配置を考える上に重要な事実を提供した。

C 造営期別建物群の特色

ここでは第7次調査までに知られた 6ABO 区全体の状況から, 各造営期の遺構の特色について 現段階での一応の結論を記しておきたい。

第Ⅰ期 1 建物数が少く(5棟)その分布は比較的狭い。特に西方区では西半分を低湿地のまま 敷地の制約

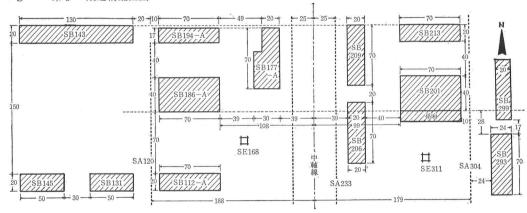
な溝があつたのではないかと想像される。

^{*} この東端の水田下の土層は 地元耕作者の 言によれば、特に柔い土らしい。地域を区割するための大き

で放置しており、敷地の利用が不十分であつた。 2 建物は 9 間× 4 間 (SB 176)、 7 間× 2 間 (SB 205) など長大なものがあり、その柱間寸尺も10尺でかなり大きい。* ただし SB 176・SB 205共に 10尺は平均値で、各柱間寸尺には多少の広狭があるし、または方位がわずかに異なる。これは造営が多少粗雑であつたことを示すのであろう。 3 建物の配置では、 SB 176 と SB 205 の側柱列が宮城中軸線に対して対称となるだけで、それらは南北にかなりずれ、全体としての対称性は弱い。 4 以上の点からすると、この時期には 6ABO 区が東西 2 群に分れていたとしても各群の独立性は弱く、むしろ全体として 1 区劃であり、** 建物の配置にも南西部が低い地盤であつたために敷地が制約され、統一的な計画を持たなかつたものと解される。

計画的配置 建物と井戸 第II-1期 1 全域におよぶ盛土によつて敷地は広大になつた。しかしまだこの時期には建物の数は少い(3棟)。 2 建物の規模は第I期より小さくなつたが,質的に向上した。特に SB 200 は4面に廂が付き寄棟造りと思われ,またこれとセットになつて背後に SB 212 が付属する。 SB 170 も南北に廂があり床張であつた。*** 3 建物の配置では SB170 と SB 200 の南側柱列をそろえ,またこれらの南前方にはそれぞれ井戸を設けるなど,東西両区を対称に扱つた明瞭な計画性がうかがわれる。 4 したがつてこの時期には東西2群に分れて,各区劃が建物と井戸の組合せで成立していたと想定される。ただし両区が全く同じ比重ではなく,東方区の方がより重要であつた。 5 なおこの期の境界線が宮城中軸線より東へ寄つていたらしいことは,前に述べたが,これはまだ東西両区が独立した1区劃として成立つておらず, 6 ABO 区全体の機能を便宜的に分割した程度にとどまることを示すのではなかろうか。

Fig. 19 第 I -2 期遺構配置図



官衙の整備 と拡張 第 II-2期 1 南限の土塁を南に移し、敷地はさらに広くなった。 建物の数もかなり多く(13 棟)、 それらがほとんど敷地一杯に配置される。 2 建物は SB 194 の梁間寸法を除いてはすべて10尺間に統一され、桁行5間・7間・13間など大きな規模のものばかりである。***** 3 その配置は各区劃ごとに正殿ともいうべき中心建物を置き(SB 186・201)その周囲に切妻造り 建物を配置する形式で、しかも東西両区でほぼ対称となる。****** 4 建物配置や柱間寸尺ばかりでなく柱穴

^{*} 柱穴は身舎で方 2.5~2.8 尺柱径は 1.0尺程度の割合 細いものと推定される。

^{**} 西方区だけをとつてみても、建物が少いので官衙として独立した一区であつたとは考え難い。

^{***} 柱穴は SB 170が身舎で方 2.7~2.9尺, SB 200は 方3.5~4.0尺, 柱径は前者で1.1尺, 後者で1.2尺と推 定される。

^{****} 柱穴の大きさは方 3.5~4.0 尺,柱径は 1.2~1.3 尺と推定される。

^{******} 宮城中軸線から SB 186 東側柱列までの距離 108尺と SB 201 西側柱列までの距離99尺との差は, SB 177 に西廂がついたことによつて生じたものである。なお柵 SA 120と304とは第 Ⅲ 期のものであるが、この対称性によくあてはまることが注目される。

の形状や寸法などの細部に至るまで、東西両区に共通した統一性があり、全体が一貫した計画によ つて成立つている。明瞭に両区に分割された点は、前期より一歩進めて機能による区劃割が計画当 初から意図されたことを示す。 5 西方区の建物のみは第 Ⅱ —2′期に改造されるが、これも両区 西方区の改 が全く独立していたことを示している。 6 なお、中心建物が前期の SB 200 および 170 をうけ 継いだ位置にある点は注目すべきで、両期の建物は機能上に一連のものであつて、第 Ⅱ — 2 期は第 II - 1期を拡大整備したものと解される。

第 \mathbf{II} \mathbf{II} 3期 1 建物数は第 \mathbf{II} \mathbf{II} 2期とあまり変らぬほど多く(12棟), その範囲もほぼ全域に広 がつている。 2 しかし個々の建物の規模は小さくなり、桁行5間のものが最も多い。その柱間 寸尺も 7.5~ 9 尺で,10尺間の建物はない。また廂を持つた建物が多いが, 廂柱は あまり太いもの ではなく、* 全体として第 $\| -2$ 期の建物より木細く、こじんまりとした感がある。 3 建物の 配置は、個別的には近接するもので柱通りをそろえているが、全体では整然としない。前期にあつ た正殿と付属屋といつた相互関係はないようで、東西両区の対称性もほとんど考慮されていない。 4 建物の区劃は、一応東西両区に分れるが、それが1群とならずに3~4棟程度が寄り集まつて 1 区劃をなし、それが何組かある形をとつている。 5 以上の建物の規模や配置は第II-2期と かなり相違しているが、これは第lacksquare lacksquare 3期の造営計画が前期を全く踏襲しなかつたことを示す。前 述のように第 Ⅱ — 1 期から第 Ⅱ — 2 期への移行が連続的であるのに、ここで全く不連続となる点は 注目すべきであろう。

分割された配置

第 III 期 1 敷地の造成は全域におよんでおり土壙などは広範囲に分布しているから、この時 礎石使用か 期の建物も存在したはずであるが、中央区の2棟しか発見できなかつた。あるいは小さな礎石を用 いていたものが、耕作によつて全く痕跡を残さないのであろうか。**

以上の各時期の建物群を最初に述べたように官衙の一区劃として考えた場合に、次のような問題 機能の変化 が起る。まず第Ⅰ期と第Ⅱ—1期では建物の性質にかなりの相違があり、特に井戸の有無はこの敷 地の機能上に大きな変化があつたことを思わせる。そうすると官衙区としては同一でも、この両期 では官衙の機能が異なつていた可能性があり、具体的にはここに前後で異なつた官衙が位置してい たのではないかと考えられるのである。第 $<math>\|-1$ 期と第 $\|-2$ 期の間にはこうした問題はなく,後 者が前者を継承拡大したと思われる点は既に記した。ところが第 🛛 — 2 期と第 🗓 — 3 期の建物群を 比較すると、ここでまた両者の建築的性質が全く異なることが分る。しかしこの場合には井戸を中 心とする建物群全体の機能は、そのままうけつがれ、個々の建物の規模や配置が変化すると解され る。これが占地した官衙の移転変更によるか、同一官衙内での時代による機能変化かについては後 がするが、現段階では後者の場合と考えている。なお第Ⅱ期と前期との関係は、この期の建物がほ とんど検出されなかつたので、不明といわざるをえない。

建物群の配置でこれに類似した遺跡を他に求めると、奈良市法蓮町奈良高等学校校庭発見の掘立 類似の遺構 柱建物群があり、第 🛘 — 2 期群とよく似ている。*** 奈高遺跡もその性格が明らかではないが、同じ く奈良時代に属する両者の類似性は、官衙建築のあり方を示すものとして注目されてよいであろう。

^{*} 柱穴はいずれもやや小さく(身舎方2.5~3尺) 柱径 も 1.1尺前後である。

^{**} 第8次調査地域には、第 期に属するものではあ るが小礎石を用いた建物がある。

^{*** 「}奈良高等学校々庭における掘立柱建物遺跡」(大

和文化研究2-5)昭29, この遺跡は京域外に当るが、 一条通りのすぐ北にある。建物の配置から寺院跡と は考えられず、写経所もしくは倉庫の如き官衙的性 格をもつたものと思われる。

2 遺 物

A 木 簡

SK 219 から出土した41点の木簡は7型式に分類されたが、そのなかで原形の明瞭なものは4型式19点である。ここでまずこれらの木簡の形状と記載内容を比較検討してみよう。

請求伝票

601 型式は短册形に成形して墨書したもので、物資の支給を請求する伝票として用いたものと、(1~6)、その他のもの(7~9)とにわけられる。前者は差出した官司名、支給を求めた物資の品目数、発信月日の順に記載するのが通則で、発信者の前に、「謹通」「謹啓」と冠辞を記したもの、発信月日を省略したとおもわれるものなどもある。支給を求めた物資は木簡2・3を除けばすべて食料品であり、これらの木簡は諸官司から食料の支給を求めた伝票で、請求宛先に残されたものであろう。以下これらの内容について問題となる点を若干考察してみたい。

木簡1は、法華寺から竹波命婦御所の用料として小豆・醬・末醬・酢の支給を請求したものであ るが、上の4種はさらに大床所の用途(醬、或は醬と小豆)とそれ以外にわかれる。法華寺は当時高 野天皇の御在所で,天平宝字6年5月保良宮から帰つて,この寺に入り,* 以後しばらく 留 まられ た。法華寺は宮寺ともよばれたように皇室と深い関係があつたから、天皇の御所として臨時に利用 されたものであろうが、入寺直後に出家している事情もあわせ考える必要がある。** このような天 皇と法華寺との関係からすれば、その側近に侍した女官等は形式上、一応寺の管轄下に入つたもの と思われる。竹波命婦はのちに称徳天皇時代に掌膳であつたので,***宝字7~8年頃も膳司に関係 した女官と推測される。とすれば、竹波命婦御所は、後宮の膳司的なものであろうか。しかし正式 の官職名がなく竹波命婦御所と記されているため、竹波命婦を含めた女官等の食糧をも請求したも のとみられ、天皇供御に関係する機関とするよりは、平安時代初期以降の史料にみえる「女官厨」 のような所とも考えられる。**** この点で竹波命婦御所と大床所の関係が問題になる。大床所につ いてはさきに天皇の供御物を調えるところと推定したが,*****さらに限定していえば,内膳司内の 「御膳所」のような性格をもつていたのではあるまいか。****** このことと竹波命婦御所を膳司的 なものとする考えを結びつければ、大床所は命婦御所に包摂され、特に天皇御膳のものを調達する 一機関となる。寺が請求し、これを命婦御所が受け、さらにその一部も大床所の用料にあてるとい う、この木簡の請求型式からして、上にのべたような寺一竹波命婦御所一大床所の系列は十分考え られるところである。しかし命婦御所を女官厨的なものとすれば、大床所はこれとは独立したもの となろう。この考え方からすれば、命婦御所が天皇の供御物を含めて請求した理由が説明されねば

^{*} 続紀 宝字6年5月辛丑条

^{**} 同 同年6月庚戌条

^{***} 同 景雲2年6月戊寅条

^{****} 続後紀 承和9年3月丁酉条 「女官別当」 とは「女官厨別当」のことであろう。延喜式巻12中 務(女孺厨), 巻18式部上,巻35大炊,巻50雑式 太政官厨家は三代実録天安2年12月13日条,侍従 厨は類聚符宣抄巻10弘仁13年正月20日宣旨,単に厨

家としては類聚符宣抄巻6弘仁3年12月28日宣旨が早い例であり、官司所属の厨の史料は平安時代初期以降に見られる。これらと全く同じものが奈良時代に存在したか否か不明であるが、少くともその先駆的形態のものが存在していたのではなかろうか。

^{*****} 第 V 章 1 木簡 参照

^{*****} 延喜式巻39内膳司 年料項

ならないが、竹波命婦が両者を兼ねて監督したとすれば、これもあり得ることである。以上2つの考え方によつて、この木簡の請求先も二様に推定される。第1の後宮膳司的なものとする仮定に立てば、当然天皇供御の調達機関である内膳司へ請求したと考えられるし、*第2の女官厨とすれば大膳職へ請求したとすべきであろう。*** この点は 6ABO 区の官衙名を決定する重要な鍵となるものであるが、いまはいずれとも決し難い。

木簡2の差出部署主殿寮は灯燭や薪類を主管するが、***ここから他へ「火」を請求することは何等かの儀式に関連するものかどうか記録上は明確でない。単純に火種を求めたとすれば、宛先として常に火を用いる大膳職、大炊寮、内膳司などが挙げられるが、他の官司でも差支えはない。

木簡4には、「□□□□所」とあり、これが請求者である。官司内には、例えば内膳司の「御膳所」・「煮雑羹所」・「菓餅所」・「漬菜所」のように、職掌に応じたいくつかの下部機構があつたが、**** この「□□□□所」もその種のものであろう。職寮司の下にある「所」が、所轄の官司の手をへずに、直接他の職寮司に物資の支給を求めることは考え難い。この木簡の宛先は、所属する職寮司そのもの、もしくはそれに属する他の「所」であろう。

木簡5・6は常食の支給を請うたものである。6は文字を僅に残すのみであるからひとまずおき、5を中心にして考えることにしたい。差出部署の部分は欠けており、どこから出したものかは不明である。職員令集解を見れば、常食は通常飯を指すものとあるが、春米などをふくむ場合もある。******その支給量は官職により一定しないから、「三斗」をもつて差出人を推定することも不可能である。令によれば飯・春米・雑穀の支給はいずれも大炊寮の所管であり、この木簡の宛先は大炊寮と考えられなくもない。しかし大炊寮から一括支給を受けた職寮司に対し、その官司内部から分給を請うたものとも考えられる。したがつてこの木簡5・6の宛先を決定することは困難である。なお裏面は上方の文字が消えており、意味を摑み難いが、「副飯□送」とあることにより、この「常食」は飯ではなく白米(春米)を指すものと考えられよう。601型式で伝票以外のもののうち、木簡9は万葉仮名で書かれているが歌謡とも散文ともきめられない。他と比較してきわめて薄く、これは伝票その他として用いられた木簡を削つて再使用した1例と考えられる。木簡に万葉仮名を記した点は、きわめて珍らしく、木簡の用途がかなり変化に富むことを示すものといえよう。

601 型式の木簡の比較資料には, 正倉院南倉の雑札 6 点や,秋田県払田柵出土例,****** 神奈川

切経料雑物納帳によれば大膳職から醬・末醬を請けたむねが記されており(同14—p. 425), 醬司がこの時大膳職から独立した官司であつたとは考え難い。したがつて木簡1が醬・末醬・酢を請求しているからといつて、特に宛先を醬司と考える必要はない。

*** 職員令主殿条

- **** 延喜式巻39内膳司,なお大膳職にも「醬院」・「菓子所」等がある(同巻33大膳下)。
- ****** 職員令集解大炊寮条朱記によれば常食=飯と考えられるが舂米・黒米その他の食料をも含めた場合が少くない。(宝字6年正月14日造石山寺所食物用帳一大日古5-p.5~33-その他)。
- ****** 『史蹟精查報告』第3 文部省, p. 35「件糒 請取閏四月廿六日 寺寿生仙氏監」

^{*} 天皇供御料は,大膳職から月料の形で内膳司に渡され,そこで管理された。しかし高野天皇が法華寺に入られた時、御膳を掌つたのは内膳司ではなく,竹波命婦御所であり,これは内膳司から一応独立したものと考えられる。したがつて高野天皇供御料を内膳司にではなく,直接大膳職に請求することが全くなかつたとはいえない。しかし一応令の管掌によって、宛先は内膳司とする方が蓋然性が高いと考えられるが,このころの政情の複雑さからいつてもいずれともきめがたい。なお後考をまちたい。

^{**} 宝字4年6月25日奉造丈六観世音菩薩料雑物請用 帳には、醬司から末醬・醬・酢を請けており(大日 本古文書4-p. 421)、大膳職からは塩その他を請け たことが記されている。これによれば、当時大膳職 から醬などを掌るところが独立して一つの司となつ ていたかとも考えられる。しかし同年8月3日後一

平城宮発掘調査報告 1

県下曽我出土例などがある。*正倉院所蔵の6点のうち「装束司牒」の1例を除いた5点はすべて品物にそえた札と考えられ、** また払田柵の例は糒の請取状と思われる。このようにこの型式の木簡の用途は多様であつたことが推察される。

荷札

形態に特色のある 603 型式 5 点は、上下端左右に切込みがあり、その部分に紐痕がついていることから、他の器物にしばりつけたものと推定される。記載内容をみると国郡名に続いて調の塩・雑役の胡桃子・中男作物の□等の名があり、裏面に年月が記される。この 5 点は、明らかに地方からの 貫物につけた荷札である。この 5 ち木簡10のみに郷・戸主名がみえ、他に欠けていることは、賦課単位が戸である調と、郡単位の雑役・中男作物との違いによるものである。裏面の年月は各国での収納年月を示すものだが、これが実際の収納日かどうか疑わしい。正倉院所蔵の調の貫物につけられた紀年でも大部分が10月であるから、この種の記載はかなり形式的であつた可能性が強いと思われる。 603 型式の比較資料には、三重県柚井遺跡から出土した同形品があり、似た用途のものであると推定される。***604型式は上端左右のみに切込みがありこの点で 603 型式と同じように他の器物にしばりつけたものと考えられるが、一面に品名のみあつて他に記載はない。ウェは賦役令で調の雑物の一にあげられており貢納時には当然荷札をつけたであろうが、この木簡には地名・年月の記載がないから、次の 605 型式と同じような平城宮内での保管に際して付けた木札と考えられる。

これと全く同一型式のものに,正倉院南倉第260櫃の雑牌がある。これは品名や所属場所だけを 記した付札である。**** これに似たものは長方形または台形の頭部を圭頭・華頭・方頭・截角頭な どに作つた牙製・木製の牌が経巻や献物類の付札として正倉院に多数みられる。*****

605 型式は 4 点あり、柏と海藻の品名を記すのみで他に記載がない。604 型式同様、保管の際の付札であり、604・605型式の形態の違いは、保管方法の差異によるものであろう。

606 型式は短冊形ではあるが、他とことなつて、きわめて大型であり、孔を穿つて2枚以上連鎖 してつかわれたとおもわれ、この点で用途など全く考えつかない特殊なものである。

609 型式は木簡の削り屑で、これだけでは原形を判定することができない。しかしこのような削り屑の存在は一度使用した木簡の文字の部分を小刀で削りとつて再使用したことを端的にしめすも

a は装束司から東大寺政所に宛てた牒であるから, 木簡 $1\sim6$ と同様の機能を果したものということができる。しかしb は仏像以下の注文であるが,文面からは他の官司などに宛てたものとは考えがたい。 c は鍋釜などの員数を改め納めた時の札で,これまた他に宛てたものではなく,むしろそのものに添えら れていた札と考える方が妥当なようである。 e は一見したところ,法華経疏を内裏に請うた時の文書という考えも浮ぶが、勝宝 7 年 5 月 3 日写経所華厳経請外島院帳(大日古13—p. 192以上)の各条項と比較すると、文面は極めて類似している。この両帳はともに他から借りうけた経の控えともいうべきものでこの木簡は内裏への請求に,直接使用したものでなく,何時誰の命で何処から請うたもので使用責任者は誰かを記して,経巻に覚えとして添えた木札と考える方がよさそうである。 f もまた文面からは,他に宛てたものと考え難い。したがつて, $b \sim f$ の 5 点は木簡 $1 \sim 6$ のような他に宛てたものでなく,物に添えた添札と解したい。

*** 『三重考古図録』p. 76

**** 「桜樹郷□部春□□□□─斛」

***** 『正倉院目録』

正倉院には付札として木簡の他に紙箋, 布箋もある。

付札

^{*} 赤星直忠氏教示

^{**} 正倉院南倉に現存する 601 型式の木簡は,次の通

a 勝宝 5 年 3 月25日装束司牒(大日本古文書12—p. 428)

b 同 5 年 3 月 28 日 仁王 会 所 注 文 (同 12 一 p. 429)

c (勝宝) 9 歲正月27日河内豊継銅釜検納文(同 13—p. 212)

d 5月23日河内豊継定坐火炉奩検納文

e 宝字元年閏8月10日法華経疏奉請文案(同13 p. 227)

f (年月日未詳) 可返上筆経師歷名(同13—p. 240)

のとして注目される。この中で木簡30は物価を記している点が、他のものとことなつている。

このように、木簡は牒など正式・略式の文書や付札・荷札として事務処理のために、あるいはメモ風のものや習書のために用いられており、きわめて広範囲に使用されていたことが推察される。さらにこれら41点の木簡が、SK 219 土壙で一括して出土したことから、以下に述べるようなことが考えられる。第1に SK・219 がその存在する 6ABO 区の官衙のごみ棄場であると考えられるから、木簡の記載内容はこの地域に宝字末年に存在していた官衙の決定に役立つものである。第2に紀年銘の存する木簡が4点あるが、宝字5・6年に集中しており、その他に記載内容から絶対年代の推定できるものも宝字年間後半で、 SK 219 の埋没年代が推定される。このことによつて、第3に SK 219 の埋没年代が、その遺跡における層序から 6ABO 区の建物をはじめとする遺構群の絶対年代決定の基準となり、遺構の相対的編年に絶対年代の一点を組みいれたことになる。また第4に伴出した各種遺物の絶対年代が推定され、特に多量に出土した土器の場合にはこのことは奈良時代土器研究にきわめて大きな意義をもつている。

さきに述べたように、木簡は当時きわめて広範に使用されていたと考えられる。このことは、正 倉院文書などに残された多量の記録が紙に記されていることにより木簡の使用などを注意しなかつ たこれまでの常識をくつがえすものである。また、平城宮やこれと関連の深い正倉院にみられるこ とは中央諸官衙で使用されていたことを示すが、さらに平安時代前期をくだらない三重県柚井・神 奈川県下曽我・秋田県払田柵の諸遺跡の出土例は全国的に8・9世紀頃地方官衙でも木簡による事 務処理が行われていたことを推定させる。

このような木簡を利用する事務処理がいつからわが国におこなわれたかは、今日これを知るすべもない。しかし、大化前代の官司制の発展の中で、中央政府の書記官として大きな役割を果した帰化人「史」がこの種の事務処理を行い得たことは十分推察できる。その後も、律令体制の整備にともなつて全国的に利用されるにいたつたものであろう。

木・竹簡は周知のように中国できわめて古くから用いられていた。竹書紀年や長沙の戦国墓のそれはおくとしても、19世紀末以来の中央アジアにおける西欧・日本の学者の調査により、多くの漢晋代の木簡が発見され、東洋史上に大きな寄与をなした。なかでも内蒙古自治区カラホト(居延)を中心とする地域において発見された約1万点の木簡は、文書・簿籍・信札・経籍など豊富な内容をしめし、重要な史料価値をもつものである。* これらの漢代の木簡は平均長さ23cm 幅1~1.5 cmほどのものが一般的で、平域宮出土の601型式はほぼ同じ大きさである。それにもまして興味深いのは、彼地でもまたごみすて場から出土し、多数の削り屑をともなつていることである。この点で平域宮の木簡も中国の木簡とおなじ用法のものであつたことがしられる。ただ我国の例に経籍や冊書などがみられないのは、それらには紙が使用されていたためであろう。また中国では漢晋代までの用例しか知られていないのに、わが国で8・9世紀まで用いられていることが問題となるが、燉煌、コータンその他の場所では、8世紀末から9世紀にかけてチベット語で書かれた木簡が検出されており、中国周辺地区では紙が入手しにくかつたこともあつて、中国の前代の遺風を伝えたものであろう。** 平域宮での木簡の出土は、かつて中国から移入された事務処理法の一つとして、木簡がわが国で一般的に使用されていたことをしめした点で重要なものといえる。

Documents Concerning Chinese Turkistan

(Ruyal Asiatic Society, London) 1955

木簡出土の 意義

中国の木簡 との関連

^{*} 中国科学院考古学研究所編『居延漢簡甲編』(考古学専刊乙種 8 号)1959.

^{**} T. F. Thomas, [Tibetan Literary Texts and

B 屋 瓦

瓦出土状況

今回報告する 6ABO 区の発掘で出土した軒瓦は 307 個である。この数は、100 a をこえる調査面積と検出された建物の数からみれば、非常に少い。**また、出土状況は大正年間の宮跡保存工事の際に現国有地周辺でみられたような密集した状態ではなく、** 種々の型式の瓦が調査地全域にまばらに分散した状態であつた。瓦の出土個体数のすくない理由の一つとして、瓦葺でない建物の存在を考慮せねばならないが、瓦が分散して出土するため個々の建物について瓦葺か否かを判定するこ

とは困難である。ましてある特定の建物に用いられた瓦の型式決定 は不可能であり、建物の造営時期を瓦の型式にもとづいて判定する こともできない。

二組の軒瓦

軒丸瓦と軒平瓦の組合せは出土状況から決定すべくもないが各型 式の個体数の統計をみると (別表3), 軒丸瓦では6282が30.5%, 6133 が 31.3 %をしめ、軒平瓦では 6721 が 30.9 %、6732 が 23.2 %となり、計41型式の軒瓦のうちにこの4型式のものが出土総数の 半数以上をしめている。他の37型式の大部分はおのおの5%にもみ たず,この4型式で2種の組合せを考えてもよいとおもわれ,*** 外区文様の珠文の形状や土質などの類似から,6282-6721 と 6133 ―6732の組合せを推定できる。この推定は出土状況からもうらづけ ることができる。建物の柱穴や溝から発見した瓦を、その造営期別 に分類すると (Tab. 9), 6282-6721 は第 Ⅰ期に 7 個ずつ出土し第 Ⅱ 期以後は稀であるのに対し、6133-6732は第Ⅱ期以後に多い傾向を 示している。このことは 6282 と 6721, 6133 と 6732 が組合い, 前者の組合せの軒瓦が後者よりも先行する時期のものであることを 示すものと考えられよう。6732 は一般に東大寺式と呼ばれ、6235 と組合うと考えられているものだが、 6235 はわずか3個体にすぎ ず、6ABO 区では6732 が 6133 と組合うものと考えられる。**** 22型式の軒丸瓦を通観すると、瓦当の厚さにかなりの差がある。 それを瓦当の厚さに対する面径の比で表わし、*****その比を横軸

瓦当厚の変 遷

造営期別軒瓦出十個体数量表

垣呂朔別	F1 26111	上 四 四 多	人里八		
期	I	I	Ш		
型式		1			
6133-A		999	8		
6133-B	39				
6133-C		3			
6225	6				
6281-C	3				
6282-B	333				
6282-D	⊕ ⊕	-			
6282-E	3				
6282-F	3				
6284	a				
6301-C		3			
6304-A			3		
6311-A			9		
6311-C		3			
6313-B	3				
6575		3			
6641		3			
6663-B	9	39			
6664-A		a	8		
6664-C	33 33 33	3			
6682		39			
6721-A	9 9 9 9 9				
6721-C	39	3	2 2		
6721-F	9				
6732-A	3	39 39			
6760		a			
6761			3		
」 (● は1個体を示す)					

(●は1個体を示す

で計るかによつて比は大きく変化する。瓦当裏面から外縁上端までを厚さとするのも一案であるが、外縁は磨滅が甚しいので、その数値は不確実であるから、ここでは瓦当裏面から中房面までの数値を瓦当の厚さとする。このような頻度表では各型式についてかなりの個体数がないと無意味で、10個以上出土しているものだけを取上げた。6311、6225は6ABO区では少数例しかないが、他の区では多く採集されているのでそれを加えた。また各型式は幾つかの種類に分れるが、ここでは6311はAを6282はBを6133は A・Cをその型式の代表とした。

個出土している。

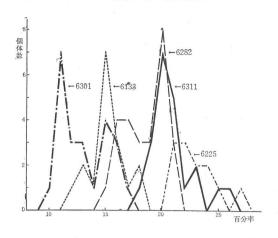
^{**} 上田三平「平城宮阯調査報告」(精査報告2) 大15 *** 出土個体数の統計によつて組合せを決定する方法 は飛鳥寺,川原寺,興福寺などの調査で採用した。

^{****} それぞれの型式における組合せに関しては現在では明らかにできない。ただ数量の上から, 6133-A・C と 6732-A が, また 6282-B と6721-C が組合うのではなかろうかと思える程度である。

^{*****} 瓦の面径は一定しているが、瓦当の厚さをどこ

及た (Fig. 20)。これによると 6225 の瓦当 厚さの標準は 0.22, 6311 は 0.20, 6282 は 0.20, 6133 は 0.15 にもとめられる。 このように 6133 が薄く, 6225, 6282, 6311などがそれより厚いことが明確に判定できる。ここで参考に興福寺食堂調査で検出した 6301-A を表に加えると, その標準が0.11 付近にあることがわかる。 6301-A は興福寺創建時すなわち和銅初年のものであり、* 6133 はそれに組合う 6732 が西大寺西塔の発掘調査で、** 宝亀初年のもので

Fig. 20 軒丸瓦瓦当厚指数型式別変遷図

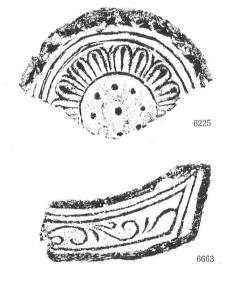


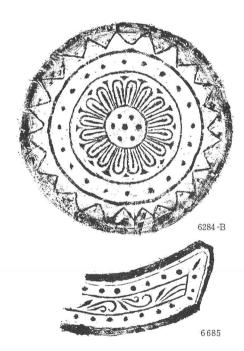
あることが明らかにされており、 $Fig.\ 20$ から 8 世紀始めから時代の推移とともに瓦当の厚さがまし、6225 で最高に達したものが、再び薄くなりはじめ、8 世紀後半には 6133 のようになつていった傾向が認められる。

瓦当厚さの変化に対応して瓦当と丸瓦の接合手法に差が認められる。 6301 では接合部の内面に 粘土を薄くおき、指で押さえたのみで、縦断面は明確な稜をもたず、横断面は半円弧となる。***63 11 や 6225 (PL. 44) では指で押さえた後をへらで削りとり、縦断面には明確な稜がみられ、横断 面は半円弧となる。 6282 (PL. 44) もへらで削りとるので縦断面に稜が生じるが、前述の3型式に

瓦当接合手 法の変遷

Fig. 21 奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦 1:3





^{*} 奈良国立文化財研究所「興福寺食堂発掘調査」(奈文研学報7) 昭34 なお, 6301-Aと同型式の6301-Cは6ABO 区からも3個出土しているが,その比はAと同じである。

*** 丸瓦に瓦当をつけることにより, 瓦当 裏面から 丸瓦内面につらなる曲線と, 瓦当裏面に丸瓦との接 合線が生じる。ここでは仮に前者を縦断面,後者を 横断面とよぶ。

^{**} 大岡実·浅野清「西大寺東西両塔」(日本建築学

会論文報告集54) 昭31

平城宮発掘調査報告 [

比して、粘土を厚くおくため縦断面は直角に曲らず鈍角になり、また横断面も台形になる。 6133 では指で押さえるのみだが、粘土を厚くおくので縦断面は稜をもたない内彎する曲線となる。しかし横断面は半円弧となる。

軒平瓦もまた型式によつて顎の形が異る。8世紀始めの6301と組合う6671が幅の広い段顎をもち、70年代の6732では、文様・手法などからみて平安朝初頭のものと思われる6801*と同じような曲線顎となる。この2型式の間においてよいと思われる6664は幅のせまい段顎をもち、6721は曲線顎となつている。

瓦窯

平城宮に使用された瓦の製作地を考える場合,問題になるのは奈良市中山町で発見された瓦窯跡である。現在までに平城宮跡北方の奈良山丘陵で43基の瓦窯跡が発見されているが、中山町には現在確認されたもののみで7基ある。この中山町瓦窯跡は西大寺所蔵の「京北班田図」にみえる「瓦屋里」の位置と一致している。この窯跡では7基の他にも広く瓦の散布が認められ、採集軒瓦には数種の型式があるし、平瓦にも桶巻作りと一枚作りの両者があることなどから、この「瓦屋里」ではかなり長期にわたつて瓦生産が行われたと推定される。採集した軒瓦には、6225—6663、6284-B、6307、6685 (Fig. 21) など平城宮跡出土と同型式のものが多くみられる。平城宮に用いられた瓦の一部がこの地で製作されたことは明らかであり、その規模、生産期間の長さからみてこの瓦窯群が当時の平城宮所用瓦製作の中心地であつたと推測される。***

C 七 器

土器の編年

前章の土器の報告では、13の土器群の相互の関係については触れなかつたから、まずその点についてやや詳細に考察してみよう。これらの土器群の年代の前後関係については、遺構の時期からある程度の概念を得ることができる。***しかし、土器の変化を軸とした土器群の相互関係と遺構の時期が一致するか、土器の様式の相異によつて遺構をさらに細分しうるかといつたことがなお問題になる。この問題を解明するために各土器群に共通に存在し、器形の変化に時間的推移を反映していると推定される土師器杯 AI を手懸りに選び、それをもとにして土器群の時間的関係を追求してみよう。 SK 219 と SA 109 の出土土器を比較すると、土師器の杯 AI は口縁部の外傾度に差があり、それがおそらく時間的推移に比例しているであろうことは推定できる。この変化をしめす指数として、杯 AI の口縁端部からおろした垂線と器高の光の高さにおける器壁との間の距離(b)にたいする器高(a)の百分比をみると(Fig 22)、SK 219 から SB 116 までの A グループ($26\sim40$)

^{* 6801} は出土状況からみて平城上皇が平城に帰つた時期のものと考えられる。

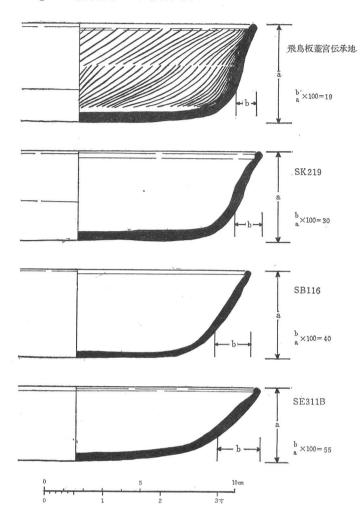
^{**} 中山町が当時の官瓦窯の中心地であつたにちがいないとしても、それがいずれの官に属していたかを現在では明らかにし得ない。

瓦から官名を明らかにできるのは 6801 のみであつて、この瓦の中心飾の中央に書かれた「修」の字は、修理職をさすものとおもわれる。修理職が少くとも平安朝のある時期には造瓦をもおこなつていたことは、寛仁 2年(1018)の太政官符に「修理職瓦屋」の語がみえることから確かであるが、修理職の設置されたのは弘仁 9年(818)であるから、大同年間にはまだ存在していないことになる。けれども修理職

の前身と考えられる修理左右坊城使はすでに神護景 雲年間には存在していたとみられるので、6801が修 理職あるいは修理左右坊城使に属する官瓦窯で作ら れたものと考えることができよう。ただ、これが平 安京の瓦窯で作られたか奈良の地で作られたかは不 明である。なお藤貞幹の「好古日録」にみえる「修」 をもつた瓦は、6801 と同じ型式のものとおもわれ

^{***} Tab. 6 に示した 遺構の時期には、遺跡の重複関係や層位でなくて、包含された土器の編年によつて決定したものがある。なお、本節では土師器は特記せずに杯 A, 甕 B などと記した。

Fig. 22 土師器杯 AI 口縁部比較図



Tab. 10 土師器杯 AI 口縁部外傾指 数表

グループ	遺構	外傾指数
	SK 219	26~30
	SG 180	34
A	SD 126	33
A	SK 107	36
	SK 134	$30 \sim 34$
	SB 116	35~40
В	SK 140	51~58
	SA 109	$56 \sim 58$
	SE 311-B	55

と SK 140 から SA 109 までの 土器群の二 B グループ(51~58)に大別できる (Tab. 10)。* もちろんこの指数で

あらわされたような器形の変化 は、通常漸進的なもので、この ような区分にはかなりの主観性 をともなう。** まして, Aグル ープ内の指数の差異が、 その群 の時間的な違いを示すものとは 簡単にいえない。そこで、後に

問題にする SB 116 を一応除外 して、 その他のAグループの土 器群を検討し, この指数によつ

の検討

て一括することの妥当性を調べてみよう。SK 219 の杯 AI の指数は26~30であつて, 30以上を示 す他の土器群のものより小さい。このことは、年代的に先行する飛鳥板蓋宮伝承地出土杯 AI *** の指数を参考にしてみると (Fig. 22), SK 219 のものが他の土器群に先行する1群であることを示 すと解しうるであろうか。

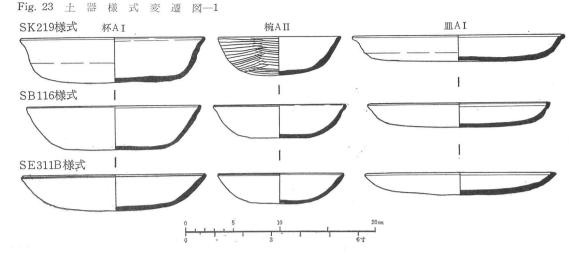
SK 219 にみられ、他のAグループのものに稀な要素をあげると、木葉底手法(a手法)とへら磨 木葉底手法 き暗文手法がある。木葉底手法は、杯Aと皿Aにあり、 185 個体中13例で、最も普遍的な底部へら 削り手法 (b手法)の一工程前において製品化したものである。従つて特にこの手法による土器が時 間的にさかのぼるものとはいえないが、他の群に木葉底のみられぬ点は、この手法が古い技法の残 存によるものであることを示すものかもしれない。。**** へら磨き暗文手法は, III Aと高杯 AII に

位としたものをもととして考察されねばならない。 *** 『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(奈文研学報 10) 昭36

^{*} 口縁の外傾度を示す指数は、口径乃至器高に対す る底径の比率によるのが理想的だが、底部と口縁部 の境界が不明瞭だから、できるだけ底に近くへら削 りの影響をあまりうけないと考えられる器高光の高 さにおける距離を底径に代用した。

^{***} この種の指数は原則として完全に同一系列の土器 で, 土器の個体的特色を排除するために, 土器群を単

^{****} 船橋遺跡 B 地点出土の杯 AI に木葉底手法が認 められる。船橋B地点出土土器の多くは今回報告し たものより古い時期に属し、木葉底手法による不調 整底技法は時期的にさかのぼるものと推定される。



暗文手法の 衰退

Aグループ にみられる 古い要素 ここで他の群に目を転ずると、SG 180 の暗文のある椀 B 261**** や SD 126 の暗文を伴い口縁部の外反彎曲する皿 AIb 271 や、 SK 107 の古いと考えられる異なつたへら削り手法の杯 AIb 274 などを、他には稀な古い要素として指摘することができる。すなわち、特に SK 219 のみ古い要素があるとは断言できない。そこで、土師器椀 AI で、 杯 AI と同様な指数をとつてみると、SK 219 では 30~38 となり、SK 217・SG 180・SK 107・SD 106・SK 134 ではすべてその 30~38 の範囲内にあつて、椀 AI を基準にすれば、これらの土器群には差がないことになる。以上のように、Aグループを構成する土器群は、SB 116 を除いて、その各々に古い様相をとどめる土器を含んではいるが、多くは似かよつたものであつて、特に新しい要素を含むものを指摘できず、これらの土器群が成立した時期はあまりへだたつていないと考えられよう。******

SB 116 出 土土器 つぎにA グループから除外した SB 116 の土器群を検討してみよう。この土器群の杯・椀・皿の類の整形手法をみると,口縁端部まで外面を削る c 手法のみである。他のA グループの土器群では,へら磨きで飾るのを通則とした椀Aや,c 手法が稀な杯Aの系列の土器まで,この SB 116 では c 手法によつていることは注意すべきである。c 手法は,SK 219 の杯A で38個体中 1 例,椀A に

ろでふれる。

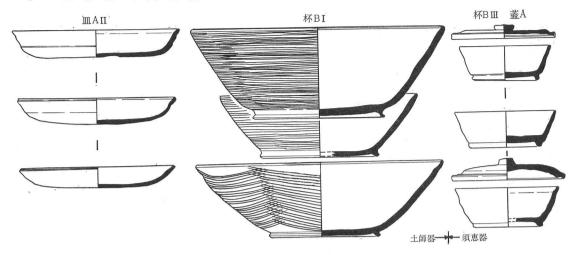
***** 『船橋 』 第14図 270~272, 『飛鳥板蓋宮伝承 地発掘調査報告』(奈文研学報10) PL. 26-2・3であり、時代の古い遺跡で多く検出される器形である。
***** これらの土器群が形成され始めた 時に ついては、その遺構の性格からも推定されるように時差があつたかも知れないが、明確に SK 219 以前の時期の一括の比較資料がない現状ではそれを指摘できない。

^{*} 例えば、大阪府船橋遺跡B地点や飛鳥板蓋宮伝承 地の出土土器に多くみられる。

^{**} 暗文手法を伴う口縁部の外反彎曲する皿A類が特にBグループにみられぬのは、後述するc手法の全面的採用と無関係であるまい。

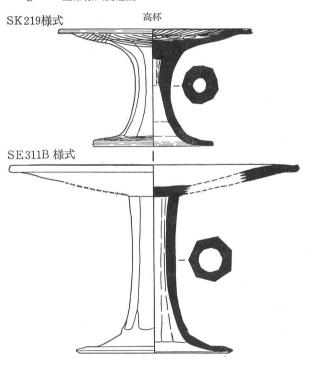
^{***} SA 109 出土土器群に、蓋Bかとおもわれるものが 1 例 (107) あるが、SK 219 のそれと同系列と断定するには疑問がある。なお、この蓋AとB・Cについては、のちに土器の生産地を問題にするとこ

Fig. 24 土 器 様 式 変 遷 図-2



は皆無, やや多い皿Aで147個体中40個体 にすぎず、一方Bグループでは圧倒的多数 がこの手法によつている。さらに、杯BII (302·303) は、Bグループに多くみられる 器形でありながら、なおBグループのもの より深い傾向にあることや, 蓋A (300·301) の上面のへら磨きが頂部と縁部を分けて磨 く2段磨きの方法でなく、後に盛行する1 SE311B様式 段磨き手法のものであることも,*第1グル ープのなかの他の土器群にみられぬ新しい 要素としてあげることができる。また、椀 AII の器高が 3.8~3.6 cm であつて, SK 219 の 4.6~4.0 cm と第2グループでの3.4 ~3.3 cm の中間にあることや杯 AI の指数 に 40 があることも、この土器群の編年上 の位置を示すものといえるであろう。この 様に SB 166 の土器群の成立時期はAグル

Fig. 25 土器様式変遷図-3



ープの他のものよりおくれた段階にあると考えられる。

B グループは、内容の豊富な SK 140 や SK 234 などの土器群が未整理なので、詳細な考察は後日にゆずるが、このグループを構成する土器の二、三の手法上の特色をあげると、まず土師器の供膳形態では外部全面へら削りの c 手法が圧倒的で、へら磨きで土器を飾ることは杯B、それと対になる蓋A や高杯など特定の器形に限られている。しかし、小型の器形では、320 のように外面は口縁部を横になで、底部は成形時の凹凸のまま残す手法があらわれる。** これはこれまで c 手法がとら

Bグループ の特色

から土器の器壁を薄く作り、薄く削る必要をなくす ことと関連するもので、起源的に古い不調整底と関 係なく、遺物でもかなり明瞭に区別できる。

^{*} 後述する第7次調査検出の井戸底(SE 311-B)出土 の土器群の蓋Aはすべてこの手法によつている。

^{**} p. 71 註1参照, この新しい不調整底手法は最初

平城宮発掘調査報告 [

れていた他の器形にもややおくれて採用される手法の先駆ともいうべきもので、Aグループの不調 整底のように木葉底になるものでない。衰退した暗文手法では、ラセン状のもの(320)があること が注意される。しかし、放射状のものを欠いており、放射状暗文とラセン状や連弧状暗文が組合せ になるのを原則としている古い暗文手法と明確に分離される。*また、各器形をみると、大きさの画 一件が失われ、形態的にみて系統的な位置の不明確なものがみられるようになる。また、例えば十 師器高杯の脚高や須恵器蓋の宝珠形のつまみなど、器形や細部の手法でAグループと異なる多くの 要素を指摘できる。杯 AI の指数はこれらの要素の編年上の位置を代表したものといえる。

十器群成立 の3段階

このように、13の土器群が成立するのに3つの段階が認められた。すなわち、第1段階には SK 219 を代表として SK 217・SK 220・SG 180・SD 126・SK 107・SD 106・SK 134 が、第2段 階は SB 116 と SB 143・SB 194 B が、**第3段階には SK 140・SK 148・SA 109が土器群と して成立したのである。

この3段階は、遺構の造営期にもほぼ一致し、第1段階は第Ⅱ-2期までであろうし、第2段階 は第 1 − 2 ・ 3 期に、第 3 段階は第 1 期と対応している。現状では、遺跡で決し難い遺構の時期区 分における位置を土器で推定することはできるが、遺跡で決定された遺構の造営期をさらに伴出土 器によつて細分するにはいたつていない。各段階の絶対年代については、第1段階は SK 219によ つて天平宝字7年がその存続年代の一点となる。 また第3段階の土器は、 第7次調査で6ABO区 で検出された井戸 (SE 311-B) 底から出土し、平城上皇没年 (824) にごく近く埋没 されたと推定 される一群の土器に類似するが、これまで述べた土器の変化の傾向からみて、それより新しいもの とすることのできる要素はなく、第3段階の下限をここにおくことができる。したがつて第2段階 はその中間に年代を求められよう。

土器の3様 式

次に、この3つの段階の土器を3つの様式として把握し、その各々の土器型式の変化過程を述べ るべきであるが、すでに触れた所と重複する点も多いので、各様式の典型的な土器の変遷図をかか げて、記述にかえることにする (Fig. 23-25)。***

平城宮出土 土器の特色

出土土器の年代を一応決定したので、次にその性格について二、三述べてみよう。これまでの考 察では、土師器が中心となつている。 SK 219 をみると、出土土器 401 個体中土師器が 83 %をし め、須恵器は17%にすぎない。他の土器群も、ほぼこれに近いか、むしろ須恵器の比率がより低い 場合が多い。これを畿内の一般住居跡の例と比較するため、出土土器の大半が奈良時代に属する大 阪府柏原市船橋遺跡の場合をみると、**** 6割余が土師器で、須恵器が4割に近い個体数を示して いる。土器の考察で土師器が中心となるのは、その主流が土師器であることによるのであり、逆に 須恵器の寡少性を平城宮出土土器の特色の一つにあげることができる。

土師器の内容をみると、煮焚のための器が11.4%であるのに対して食事のための器が87.3%をし める。先の一般住居跡の例では、前者が46%後者が35%となる。この点で注意されるのは、平城宮 の土師器には、貯蔵用の形態である壺類が皆無に近いことである。壺類は、甕・杯類とならぶ土師

^{*} 黒色土器や瓦器の 暗文はこの新 しい技法の系列に つらなるものである。

^{**} SB 143·SB 194 については、他と比較する適当 **** 特記せぬ限り、幾内一般住居跡の比較資料とし な器形を欠くが、須恵器杯B (80) からみて、第2 段階に属せしめるのが妥当と考えられる。

^{***} この3様式は主要な土器群を出した遺構番号に よって、SK 219 様式・SB 116様式・SE 311B様

式と仮称する。変遷図もこの3遺構の出土土器を中 心として作成した。

て大阪府柏原市船橋遺跡B地点の遺物『船橋Ⅰ』の データを用いる。ただし、船橋遺跡を単純に一般住 居跡とみなすのは問題があるが、他に適当なものが ないからやむをえない。

食器と煮焚のための土

器の基本的な器形の一つであり、主に須恵器がはたしている貯蔵の機能をもつものである。*それを欠くことは家族のような小人数の単位を対象とした小量の貯蔵が不必要であつたことを示している。このことは煮焚のための甕類と、食器である杯・椀・皿等との比率とも無関係でない。平城宮跡の土器群では一般住居跡に比して甕類が少い。しかし、甕B1個の容量は杯Aの数十個にあたり一時に多量の食物を調製してこれを盛りわける場合には、煮焚の器の最大限の能力に応じた多数の饗膳の器が存在しうるものと考えられ、甕類と食器との比率がこの程度であつてもよいのではなかろうか。平城宮のように、多人数の爨応がなされる場では、土器の組合せが、小人数の目常の食生活を原則とする一般住居とは異つた点があるのが当然であろう。あるいは煮焚の少い食物を供したと推定することや、煮焚のために土器以外の他の材質の器、例えば鉄釜などの存在を考えることによつても、煮焚の器と食器の比率を解することができるかもしれない。いずれにせよ、土器は平城宮と一般住居の生活内容の違いを反映しているものとみなすことができよう。

土師器の87.3%をしめる食器のうち9割ほどは杯A・椀A・ \dots Aである。個体数は杯A 38, 椀A 73, \dots A147となり,ほぼ1:2:4の整数比をなしている。もちろん灯明 \dots として食事以外の用途に使つたり,小孔を穿つて特別が使用法を想定させたり,墨書して個人用器たることを示しているものがあることと,杯A・椀A・ \dots Aをさらに大小の器形にわけた個体数が整数比をなさないことからみて,この比率は特定の饗宴における食器の組合せを示すものでなく,食器のなかの各器形の数量的関係の趨勢を示すものと考えられるべきである。ともあれ,食器の圧倒的多数が数器形からなることは多人数を前提とした画一的な饗膳方式を考えることによつて理解できよう。

土器の生産

画一的な響

このような特殊な消費の場である平城宮へ,どこで製造された土器がどのように供給されたのだ ろうか。この問題の解決には、生産地の出土品と比較研究することが第一条件であるが、特に土師 器は困難であり、なお明確に解答出来ない。しかし、土師器、須恵器を通じて、器形・色調・土質 などの点であきらかに共通する多数のもののほかにやや異なつたものが少数ながら存在する。その うちには、愛知県猿投山古窯群 (68・81・93) や岡山県寒風古窯群 (82・100) で製作されたことの 判明しているものがある。**土師器でも甕 247・248 は、器形・土質の点で他のものと類を異にし、東 国的様相をもつものといえよう。これらの少数の特殊品のほかは、おそらく畿内の平城京の周辺地 域の製品であろう。その供給が1カ所の生産地からではないことは、例えば須恵器蓋Aと蓋Bの器 形や手法の違いから明らかである。また、SK 219 の土師器皿Aにおける40個体の c 手法のものは 土質・色調・細部の手法から、 a.b.d. 手法のものと異なつていて、生産地が違つている可能性が ある。この場合、時代のおくれる土器群にc手法のものが圧倒的になることは、特定産地の製品の みが供給されるようになつたか、あるいは他の産地でもc手法がややおくれて採用されていたのか はなお決し難い。しかし、このような数カ所の生産地からの供給といつた考え方が成立するには、 特に土師器の場合にこれまで軽視されがちだつた専業工人の存在を前提にしなければならない。そ の製品を平城宮へ供給する過程については、当時の手工業生産のありかたと直接に関連してくる問 題となる。特殊な消費の場であつた平城宮は、現段階ではなお資料不足であるが、将来この問題解 決に絶好の資料を提供するであろう。

の生産地の製品であることをあきらかにできるであ ろう。現在判明している両古窯群がいずれも延喜式 の須恵器貢進国にあることは興味深い。

^{*} 例えば、船橋B地点の壺A・把手付壺などで、 そ こでは土師器の2割ほどをしめている。

^{*** 24・30・102} なども異色あるもので、 将来は特定

3 造営期の年次と官衙の比定

A 造営期の年次

この問題は当然平城宮全域との関連で考えるべきもので、現段階では未だ決定的な判断を下しえない。後述するように宮城の中枢部である朝堂院や内裏の位置が変化し、それにつれて諸官衙の配置にも移動があつたと思われるので、その前後関係を把握する必要があるが、調査は未だそこまで及んでいないからである。

造営年次の 決定

第Ⅲ期

代でこれは当然大同 4 年の平城上皇還都と関連するものであろうことは明らかである。また第 \blacksquare — 3 期が奈良時代の終末期頃と考えられる点もほぼ問題はない。そこでもう少しこの年次を限定しえないであろうか。この場合まず注目すべきは第 \blacksquare — 2 期にその 1 部を改修した 2 期があることで、これからすると \blacksquare — 2 期の存続期間はある程度 (といっても10年程度)* 長かつたと考えられる。全く機械的に、第 \blacksquare — 2 期を許容される上限である宝字 7 年に、第 \blacksquare 期を大同 4 年 と仮定してみる第 \blacksquare — 3 期を延暦と考えるのは次の点でかなりの無理が生ずる。 α 延暦初年にあたる。しか α 第 α 9 事を延暦と考えるのは次の点でかなりの無理が生ずる。 α 延暦元年に平城宮造宮省が廃止され、延暦 α 3 年には長岡遷都の勅が発せられた。 α 0 したがつてこの時点で造営が行われたとすれば、 α 9 司の如きものと考えざるをえないが、** そのためにわざわざ新営工事が行われたとすれば、 α 9 司の如きものと考えざるをえないが、** そのためにわざわざ新営工事が行われたとは考え難い。 α 4 自 α 9 引 α 1 α 3 期は建物の数や面積からしてもかなり大規模な造営で、その点では第 α 1 α 1 α 1 α 3 期は建物の数や面積からしてもかなり大規模な造営で、その点では第 α 1 α 2 α 1 α 3 α 2 α 3 α 2 α 3 α 3 α 4 α 6 α 6 α 6 α 7 α 9 α 6 α 6 α 7 α 9 α 9

以上によつて、第 $\|-1$ 期と第 $\|-2$ 期の中間に宝字 $7\cdot8$ 年がはいることおよび第 $\|$ 期が平安時

諸衛府をして平城旧宮を守護せしめているから、この頃まで留守司の如きものがあつたことは確実である。

^{*} 伊勢神宮の式年造替の期間は、大体掘立 柱建物が 痛みはじめる時期と一致する。

^{**} 延暦10年に長岡京へ諸門を移し、同11年2月には

2期に決しておとらず、この点でも留守司のための建物とは考え難い。 * e なお第 $\mathbb{I}-3$ 期を更に 下して平城上皇の浩営とすることも、前記中断の事実や土器の編年によつて否定される。

第 ${
m I\hspace{-.1em}I}-2$ 期を最上限まで上げての仮定であつて、第 ${
m I\hspace{-.1em}I}-2$ 期を更に下して考えることもできるが、 そうすると第 ${
m I\hspace{-1.5mm}-}3$ 期を奈良時代中に入れることが一層困難になる。したがつて第 ${
m I\hspace{-1.5mm}-}2$ 期はでき 第 ${
m I\hspace{-1.5mm}-}2$ 期 るだけ宝字7年に近い方が都合がよい。ここで注意されるのは、 SK 217・219 で木簡と共にかな りの量の檜皮が出土した事実である。この土壙の性質を明確に限定することはむつかしいが、おそ らく大掃除を行つた際のごみ溜めと見ることができる。この際に檜皮が混入することを重視すれば それは建物の改修時である可能性をもつている。すると第 Ⅱ 一1 期建物を取り片ずけ、そのごみを 埋めて直ちに第 🛚 一 2 期建物を建てたと云えないであろうか。これを記録と関連させれば,続紀に 見える宝字4・5年の改修が、こうした官衙地区ではややおくれて宝字7年に行われ、それが第 [-2期に相当するのではあるまいか。

第 ${ \mathbb I}-2$ 期を宝字7年とすれば、第 ${ \mathbb I}-3$ 期までの間は15年前後となるが、これを逆に前にとる 第 ${ \mathbb I}-1$ 期

と第ightharpoons -1 期は 748 年前後と推定される。これは天平20年頃であるから,天平17年の平城還都後の 造営とすれば、前記宝字年間の改修とよく似たおくれを示す状況となる。すると第 | 期は恭仁宮遷 第 | 期 都以前と考えられ、平城宮創建時の造営に属することとなる。但し、その実年代は催造使の任命に も見られるように、必ずしも和銅年間とは限らず、官衙の如き付帯部分であることからしても、か なりおくれたものと推定される。以上の年次を整理すれば次のとおりである。**

Tab. 11 造営期年次比定表

造営期	第 Ⅰ 期	第	第 Ⅱ – 2 期	第 Ⅱ – 3 期	第Ⅲ期
推定造営年次	和銅末年カ	天平20年頃	天平宝字7年	宝亀年間カ	大同4年頃
記録に見えて上に 関連する造営工事	和銅創建	天平17還都後 の改修	天平宝字4・5 年の改修	記録に見えず	平城上皇還都 の造営

B 官衙の比定

木簡がこの地区にあつた官衙によつて廃棄され、その官衙名を考察する最も重要な手がかりとな 官衙の比定 ることは既に記した。その点でこの木簡の最大の特色は食料品に関するものが圧倒的に多いことで その数は総数41点の5ち14点にのぼる。*** ところで木簡は用途によつて a 物資(ここでは1点を除 \mathfrak{d} の支給を求めた伝票 b 調などの荷札 c 品目表示の付け札に分けられるが、これを使用 する機能から云えば、 a は物資の請求 b は物資の収納・貯蔵 c は整理・貯蔵のためと考えられ る。するとこの木簡に関連する場所は、食料品の収納・整理・貯蔵及びその支給を行う官衙であつ

成立しなければ年次の比定そのものが大きく変つて しまうことになる。

97

^{*} 個々の建物の規模や配置が大きく変る点はすでに 第1節でふれたが、この変化は同種の官衙内でのも のと思われる。

^{**} 以上は,1 この地区には創建当初から,建物が 作られた(宮城内でも重要な位置を占めているから その可能性は十分にある) 2 各時期ともに臨時的 な建物ではなく、一定期間中官衙建築としての機能 を果したという2点を前提にしているので,これが

^{***} この数は晶目が記されてそれが食料晶とわかる ものだけの個体数であるが、前後関係よりみて当然 食料品と思われるものや、食料品と密接な関連のあ る「長女柏」などもこれに加えると、記載のやゝ判 然とする木簡中食料品関係のものが約7割を占めて いる。

平城宮発掘調査報告 [

たと推定される。さらに木簡中には加工品である醬・末醬が含まれているから,この官衙では食料の調理・加工も併せ行つたと考えてよい。この地区で井戸が重要な位置を占めていることも,これと無関係ではないであろう。こうした機能を総括的にはたした官衙としては,宮内省に属する大膳職・大炊寮、内膳司がある。平安時代では他に諸官衙に直属した厨房もあるが,これは奈良時代からあつたか否かは不明であり,また平安宮古図をみてもその規模は比較的小さかつたらしい。このうち大炊寮は米などの主食を取扱い,木簡中の大部分を占める副食品には直接関係しないので,今の場合は除外され,また諸官司の厨房も発掘遺構の規模や位置によつて否定してよいと思われる。するとこの官司は大膳職か内膳司の二者にしぼられてくるが,これをさらに限定するのは現段階でははなはだ難かしい。その理由は次のとおりである。 a 木簡中にこの限定に役立つものは請求伝票しかないが,その中でも木簡1の竹波命婦御所に関するもの以外は請求先をきめにくい。 b 木簡1も二通りの考え方が成り立ち,大膳職か内膳司かを決し難い。 c 遺構の配置や,相対位置による考察は,今回の調査が官衙地域に対する最初のものなので平城宮内での比較資料を全く欠いている。d 平城宮と平安宮とでは朝堂院を始めとして,官衙の配置にもかなりの相違があり,この問題に関しては平安宮古図による類推はあてはまり難い。

しかし本章1で記したように第1-2期以降には 6 ABO 区と南接する 6 ABP 区との間に道路がなかつたと思われる点は注意すべきで、もしこの想定が正しく、また土塁に囲まれる 6 ABP 区が関野貞の推定するごとく内裏であつたとすれば、ここが内裏と密接な関係にある内膳司であつた可能性が強くなるのではあるまいか。

各造営期の 官衙の比定

ここで推定された官衙は、木簡が第 $\|-1$ 期の終末に関連するので、当然その時期のものとなるが第 $\|-1$ 期と第 $\|-2$ 期は遺構の性格で一連とみられるから、この官衙は第 $\|-1\cdot2$ 両時期に通じてあてはまる。第 $\|-3$ 期は建物の配置や規模が大きく変化するが、井戸 311-A から「羹所」と墨書した甕が出土したから、この時期にも食料を調理する官衙であつたと思われる。すると大膳職もしくは内膳司は、第 $\|$ 期を通じてこの地区にあり、そのうち2から3期の間に何等かの機構の変化があつたものと想像される。なお第 $\|$ 期には井戸がなかつたことを重視すれば、この時期の官司は第 $\|$ 期とは異なつていたと思われる。なお第 $\|$ 期は平城上皇に関連するもので、前期の平城宮の官衙と同じ構成とは断言できない。検出した建物もわずか2棟で、その性格は全く不明である。

この地区にあつた官衙は大膳職・内膳司のいずれにせよ、これを木簡の出土した東半区のみに限らず、 6 ABO 区全域をしめる1官衙と考えたい。延喜式によれば、両官衙ともに「羹所」のように「所」を称したいくつかの下部機構をもつており、それに要する建物もかなりの棟数に及んだと想像される。平安時代の記録をそのままあてはめることはできないが、最初にあげた収納から支給に至る各段階でやはり相当規模の建物や敷地が必要であつたと思われる。それが2ブロックに分割されていたとしても差支えないであろう。

以上はいわば現段階での仮説で、今後調査の進行とともに改定を加えてゆきたい。しかし、この地区の調査が始めて平城宮官衙の実体を明らかにしえたことおよびそこに位置した官衙がほぼ想定しうることなどは大きな収穫であつた。また官衙の位置や機構が、時期によつて変化すると推定される点も今後の検討を要する重要問題であろう。

第VII章 平城宮の諸問題

1 平城宮の四至と条坊

平城京は朱雀大路を中心に、東西おのおの9条4坊の左京と右京にわかれ、左京にはその東に2 平城京概観条から5条にわたつて4条3坊の外京が設けられていた。*平城京の条坊制については、すでに多くの先学の業績があり、京城の四至や京内道路の幅員が考究されてきたが、種々の解釈があつて未だ結論をえない状況にある。現在幸いにも平城京の大半はまだ水田地帯として残つており、旧条坊の痕跡はかなり明瞭に道路や畦畔で追跡できる。航空写真などでみると往時の条坊の道路が細長く続く水田列として残つているものもあつて、その旧位置や幅員を推定できる。ここではこのような条坊の痕跡をもとにして先学の業績を参照し、平城宮跡周辺から条坊の諸問題をとりあげたい。

平城京の地割は、大宝令の小尺を測地尺として1800尺で計画され、各坊の町はすべて方 400 尺であると説かれていた。ところが近来の研究で大路の幅員には広狭があり、さらに平安京と同様ある部分では条坊間にも大路が存在するらしいことが判つてきた。その結果、条坊地割の寸法と大路・小路・町の通計とは一致しなくなるものもあり、旧来の説と矛盾が生じてきた。これを検討するには、一坊大路・二条大路・坊間大路(平安京壬生大路に当る)など、他の大路よりも、すべて広い幅員の大路を含む左京右京各一坊が、最適と考えられる。

A条坊の地割

平城宮跡の東西に接して南北に細長く続く水田列がある。これは航空写真でみると,旧京の殆ど 一坊大路跡全域にわたつて続き,明瞭に一坊大路の形跡を残すものである。宮城は東西を一坊大路,南を二条大路で限られるが,東西の一坊大路間の距離を求めると平城宮の東西幅すなわち 2 坊分の実距離を知ることができる。この場合条坊地割が朱雀大路を含むか,或は朱雀大路両側から東西に設定されたかを,併せて検討できることになる。この両水田列の距離を,文化財保護委員会作製の平城宮跡1000 分ノ1 地図で計測すると,外畔間3600 尺,内畔間3380 尺であつて,これから宮域東西幅は3380 尺,一坊大路幅員は110 尺ほどになる (PLAN 1)。

宮南の一坊を同様航空写真でみると、朱雀大路、一坊大路やこれに挟まれる一坊の4町3路の形跡が、水田畦畔から明瞭に認められる。ここで注目されるのは、一坊内にある3路のうち中央の路は幅が広く、これが坊間大路と確認できることと、また町の形状が正方形にならず、とくに朱雀大路に隣接する町にこの傾向が著しいことである。それらの東西幅を現地で水田1筆ごとに略測すると、Fig. 26 に示したような値になる。坊間大路が条坊地割の中心にあると仮定すると、宮跡東部

坊間大路の 存在

すれば、平城右京には3坊分条坊が設けられなかつ たかもしれない。現状では旧右京四坊は大部分が条 坊の痕跡すらも認めがたい。

^{* 「}律書残篇」(改定史籍集覧27)に左京条九防卅六, 右京条九防卅三の記載が挿入されている。この京は 他の記載事項から平城京と考えられ、誤記でないと

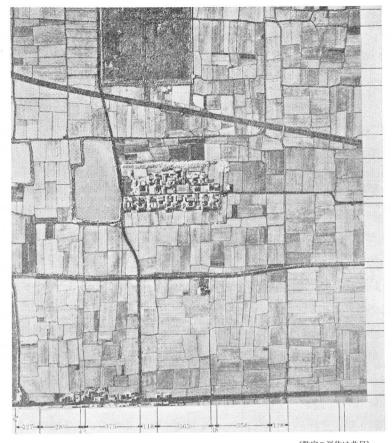
の朝堂院跡は、中軸線を 坊間大路中心、すなわち 条坊地割中心に一致させ たと考えられる。*1000分 ノ1宮跡地図上で、昭和 30年発見の大極殿回廊や 諸堂跡を示す土壇から朝 堂院中軸線を求め、これ と宮城東西幅を2分して 得た平城宮中軸線との距 離を計測すると880尺と なる。地割が1800尺で計 画されたと仮定してこれ をその半分の900尺とす ると,測地尺と現在尺と

測地尺と現 在尺との比

をその半分の 900 尺とす と現 ると、測地尺と現在尺と の比 の比率は 0.978 となる。

> この比率で宮跡東西幅 を測地尺に換算すると, 3380÷0.978=3456.0すな わち3456尺となり,宮域





(数字の単位は曲尺)

東西幅は1800尺で想定した地割寸法より小さく,その差は1800×2-3456=144(尺)となる。しかし一坊大路の外側間の距離 3600 尺を換算した 3681 尺は,地割寸法より81尺大きい。この結果から,地割線は宮域中心すなわち朱雀大路の中心と,一坊大路の中心よりやや外方,道幅のほぼ 3 分 / 2 の位置にあたることになる。またこの値には朱雀大路幅員の 2 分 / 1 が含まれるので,京の地割は朱雀大路の両側から設定されたものでなく,むしろ大路中心からの設定と考えられる。

1800尺の地 割 以上は 1800 尺を規準とする地割が行われたとしての考察で、これを他に及ぼしてゆくと次のとおりである。まず南北方向は宮域の北限が確定しない現状では、平城宮跡を基準にすることが出来ない。しかし二条についてはすでに大岡実による東大寺転害門心(一条大路心)から、旧二条大路南縁石垣までの実測値があり、 1837.1 尺と知られる。これを先の数値によつて換算すると 1880 尺となる。** そこでこれを地割線を一・二条大路心とみると、南北方向では80尺の差が生ずる。この差は二条大路南半の幅員で、二条大路は 160 尺と計算される。同様三条についても、大岡実の興福寺旧境内の南北の実測値があつて、1646尺と知られるので、***前記の二条の実測値を加えて、一条大

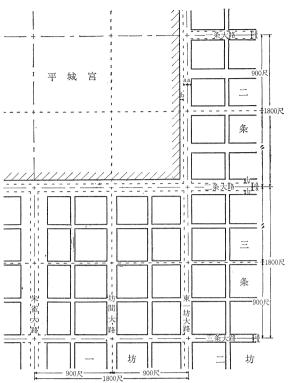
^{*} 次節でのべるように宮域中央区は第1次、東方区は第2次の朝堂院に比定される。第1次の朝堂院は 朱雀大路中心と中軸線を揃えるので、第2次のもの も正面の坊間中央路中心に中軸線を一致させたと考 えられる。しかし坊間大路を示す水田の中心線の延 長は、現状では正しく朝堂院跡中軸線と一致しな い。これは水田の東西幅が120尺ほどあるためで、 坊間大路幅を100尺とみて、中心線と中軸線が一致

すると仮定した。なお朱雀大路の幅員はFig. 26に示した水田からは 260 尺ほどとみられるが、南の水田はこれより広く平安京同様 280 尺の幅員とみるべきであろう。

^{***} 大岡実「平城京二条大路と東京極路」(建築史 1 一1) 昭14

^{***} 大岡実「興福寺建築論」(建築雑誌505) 昭3





路中心より三条大路北縁までの距離を求め れば 3483.1 尺, これを換算して 3562 尺と なる。三条大路中心が地割線とすると 1800×2-3562=38(尺)差があり、三条大 路の幅員が76尺となる。

以上の一坊と二・三条の計算から、条坊 地割を1800尺とみるのは妥当であり、1町 を 400 尺とすると三条大路の計算値を参考 にして、大路80尺小路40尺とみなせよう。 このことから Fig. 27 に示すように,条坊 を限る大路が地割線上に 2a (80尺) で計画 され、一坊大路・二条大路はさらにこれを 平城宮域の側に、等距離 b (=a) で拡げら れ, それぞれ120尺, 160尺の幅員をもつよ うになつたと考えられる。*すなわち大路で 幅の広いものは、計画数値80尺のどちらか に、 道幅を広げた結果と考えるのである。

条坊を限る大路が80尺より広い幅員で設

道路幅員の

大路・小路の幅員

けられると、地割寸法が各条坊に一定である以上は、当然条坊内の町に影響を及ぼすことになる。 宮南の一坊では、二条大路に南接する町が Fig. 26 で認められるように、南の3町より南北幅が狭 いのはこのためであり、また前述のように一坊の東西方向は中間に大路が設定されたため、町幅に 広狭があるのが明瞭に認められる。大路の幅員が町に及ぶ最もよい例は朱雀大路両脇の町で、最大 の幅員の路に接する町が最小の幅となる。

この1800尺の地割を,一坊と二・三条以外で検討してみると,次のようになる。最近,大安寺南 大門、中門、西大寺東西両塔、薬師寺南大門、中門など京内寺院の一部が発掘されてその位置が確 定した。**寺院の中軸線は条坊に規制されるので、奈良市作製の3000分ノ1都市計画図上でこの位 置を計測し、条坊地割を検討できる。発掘によつて得られた大安寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線よ り5730尺東にあり、これを換算すると5859尺となる。伽藍中軸線は三坊大路の1町東の小路中心 と一致するので、想定地割寸法は 1800×3 (坊) +40(大路半) +400(町) +20 (小路半) =5860(尺) で、実 測値とよく合致する。また西大寺東西両塔の中心、すなわち西大寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線の 4620尺西にあり、これを換算すると4724尺となる。伽藍中軸線は三坊九~十二坪の中心と一致する ので、想定地割寸法は 1800×2 (坊) +40(大路半) $+400 \times 2.5$ (町) $+40 \times 2$ (小路) =4720(尺) となり、 両者はほぼ合致する。一方薬師寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線から3100尺西にあつて、換算する と3170尺となる。伽藍中軸線は、一坊大路の3町西の小路にあると仮定すれば、想定地割寸法は、

ある。

地割寸法の

^{*} 現地形で認められる二条大路跡の水田は,平城宮 に接する部分では、南北幅が特に広く170尺ほどで ** 大岡実、浅野清「大安寺南大門中門及び回廊の発 あり、東一坊大路跡より東側の水田では160尺ほど になつている。宮正面のみは広くされていたようで

掘」「薬師寺南大門及び中門の発掘」(日本建築学 会論文集50)「西大寺東西両塔」(同論文報告集54)

平城宮発掘調査報告 [

1800(坊) +40(大路半) $+400\times3$ (町) $+40\times2.5$ (小路) =3140(尺) となり,これでは 30 尺の差ができる。*以上は東西距離であるが,南北方向では薬師寺南大門,大安寺南大門の基壇前面と宮跡南端間の距離が計測され,これは7040尺,換算すると7198尺となる。宮城南端から六条大路北縁までの計画寸法は,80(二条大路半) $+1800\times4$ (坊) -40(大路半) =7240(尺)で,これも約40尺の差が出来るが,門の前面が大路より後退していたであろうから,これでは細かい検討はできない。

外京の地割

なお外京の東西地割寸法は1800尺ではない。興福寺金堂心すなわち興福寺伽藍中軸線と大安寺伽藍中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五~八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は、5532~[1800~(40+400+20)]=4192(尺)となる。これを1800尺の地割で2坊1坪半として計算した結果、 1800(坊)×2+40(大路半)+400×1.5(町)+40(小路)=4280(尺)と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が、1800尺より小さかつたことを示すもので、興福寺周辺の条坊痕跡によつても同様な結果が得られる。その原因は使用尺度の相違か、または大路・小路の幅員が狭かつたものであろう。いずれにせよ外京設定の時期が遅れることを示すと考えられる。**

条坊間大路 の問題 条坊間の大路については、主として中世の田畑券文によつて現在一・二条や一・二坊にその存在が知られている。***このうち水田の駐畔によつて、明瞭に条坊におよぶ条・坊間の大路が認められるものは、宮南の左右各一坊の坊間大路のみであつて、他のものは確認できない。条坊地割寸法は坊間大路の存在になんら制約されず、何れの条坊でも等しい寸法であるため、距離測定からは大路の存在を確認することができず、現在では文献によるか、その痕跡を留める水田の形状によらざるをえない。宮東の一・二条では、宮跡付近の水田の形状からは坊間の3路すべてが、大路のように広い幅員で認められる(PL. 1、Fig. 26)。しかしこれを追求しても、法華寺以東では大路の痕跡を求めることができない。

二条の条間大路については二・三の問題がある。「東大寺修理所修理注進状」(東南院文書)に中御門大路の記載があり,条間大路が外京にも存在したことが知られる。一方地割を一定とみるとすでに述べたように,この大路に隣接する町は400尺平方より小さな面積でなければならない。正倉院文書紀朝臣勝長家地相換券文には,外京の二条五坊七町は1町2段124歩(400尺平方)と記載され矛盾が生ずる。また東大寺中御門に相当するいわゆる焼門の位置は,大岡実の実測によつて転害門心より855.3尺南と知られる。とすれば中御門大路は地割の中心に位置しないことになり疑問である。なお坊間大路については右京九条二坊,左京四条一坊では文献上否定的なものもあり,また坊間の中央にない大路が,右京三条一坊に存在することなどがあつて判然としない。或は利用度の高い小路のみは,大路に拡張されたのであろうか。****

^{*} これは現在考えられているいろいろな条坊寸法を用いても、うまくゆかない。薬師寺は条坊とずれて建てられたらしい。

^{**} 興福寺の伽藍中軸線は大路6丈小路3丈の幅員で 計画された条坊によく合致することが今迄知られて きた。しかし外京の東西方向の地割をそう認めて も、なお寸法に差がある。興福寺の伽藍中軸線が、 この基準の異なる外京の条坊に合致する以上、興福 寺の造営は外京設定以後となる。興福寺の供養や維 摩会が和銅7年に行われていることから、外京の設 定は和銅年間とみられよう。

^{***} 田村吉永「平城京条坊機構の諸問題」(史迹と美術22-9) 昭27,大井重二郎「平城京条坊大路以外の 六大路の確認と京極道路の再計算について」(続日本紀研究4-8・9) 昭32。

^{****} 東大寺文書「薬師寺僧慶意田地処分状」に、右京九条二坊八坪西小路、東大寺文書「藤井姉子田地処分状」に左京四条一坊七坪東少路とある。これからはこの坪に接する坊間の路は小路のようにみられる。また西大寺本検注目録「西大寺四王 堂 免 田 等事」に右京一条三房一坪南大路とあつて、坊間中央路の他にも大路が考えられよう。

B平城宮の地割

宮城東西距離は前述のように地割線より一坊大路幅員の3分/2を滅じたものであつて、一坊大 宮城の広さ路幅員を120 尺とみたため、 $(1800-80) \times 2=3440$ (尺) となる。

南北距離も南限は二条大路のためせばめられているが、北限も北京極路で同様せばめられたとすると宮城の広さは 3440 尺四方となる。

宮城には朝堂院、内裏、各省官衙が存在し、それらを画する道路の存在が考えられるが、平安宮 宮城内道路 古図にみられるような宮城内の路は現在の地形から明らかに指摘することはできない。発掘で判明 した道路遺構は、6ABO 区中央の官衙群を画する幅50尺ほどの南北路で、この位置は 宮域中軸線上にある。また、6ABN 区南端部は地山が南よりも一段高くなり、この部分ではなんらの遺構も発見されないため、東西に通ずる路と推定した。この位置は南北地割の4等分線上に相当する。なおこの他に地域を画する遺構として、昭和3年発掘の6AAB区に玉石積の溝が知られている。溝が発見された場所は南北に細長く連続する水田で、この水田列は宮域中心にまでおよび、朝堂院と東一坊大路の間の宮域北半地域を2分する位置にあるが、地割寸法とは直接関係しない。なお、現在国有地となつている朝堂院跡についてその構成と地割の関係をみると、南門、中門、大極殿前門のそれぞれ前面は南北地割の4等分線上に位置する。この諸門と道路との関係は、平安宮古図に見られないもので、宮内建物群の全体計画を考える上に注意すべき点であろう。

上記の要旨を列挙すると次のとおりである。

1 平城京の条坊は1800尺の等間隔で方限に地割され、地割計画では条坊大路の幅員の広狭は考慮されなかつた。2 条坊大路は地割線上に設定された。3 幅員が広い大路を設定するに当つては本来計画された条坊大路の片側ないし両側に拡げられた。4 幅員が広い大路に隣接する町は、大路の影響で町の広さが縮少された。5 五~七坊のいわゆる外京では、南北方向と東西方向は地割の寸法が異なる。南北方向は一~四坊の延長なので問題ないが、東西方向の地割の違いは、外京設定時期の遅れることを示している。

平城京条坊制の正確な数値は、旧京全域にわたる地形測量によらない限り結論は求められず、今後の問題として残さざるをえない。とはいうものの、平城京の大路の位置や幅員は平安京と近似している。大きな差異は町の広さが一定でないことで、その他は延喜式に示される京程を平城京にも適用してよいのではないだろうか。平安京条坊制は町の面積を一定にし、北辺坊を整備したもので、全く平城京条坊制の発展形式と解されるのである。

2 宮内諸建造物の機能と位置

A 文献にみえる建造物群

ここでは文献にみえる平城宮関係の殿,院,苑,門などを宮城門,内裏,朝堂および諸官衙に整理分類してその機能と宮内位置を考えてみる。

宮 城 門

宮城の周囲には宮墙がめぐらされ(宮衛令宮墻条),その外辺には溝が掘られていた(同条古記)。宮

平城宮発掘調查報告 『

墻4面にはそれぞれ3門ずつあわせて12の大門が存し(宮衛令宮閤門条古記),門前に橋を渡して (営繕令京内大橋条古記),宮城外に通じていた。宮城十二門のことはすでに飛鳥板蓋宮にみえるが(皇 極紀4・6), 十二門の存在を確証できるのは、わが国都城制に飛躍的な発展を割した藤原宮において である。宮城門はまた外門とよばれ、門部が守衛する。これに対して、宮城内には衛門府と衛士府 が防守する宮門(中門), 兵衛府が主当する閤門(内門)があつて(宮衛会宮閣門系古記), 内裏を中心 に3重の構造をなしていた。

宮城十二門には固有の門号がつけられ、平安宮の場合には拾芥抄(宮城部第19)によると、東面北 から陽明・待賢・郁芳、南面東から美福・朱雀・皇嘉、西面南から談天・藻壁・殷富、北面西から 安嘉・偉鑒・達智とよばれた。ところがこれらの門号は、弘仁9年に唐風の2字を用いる美称に改 められたもので(紀略弘仁9・4・庚辰), それ以前はそれぞれ山, 建部, 的(県犬養), 壬生, 大伴(朱 (養) 雀), 若犬養, 玉手, 佐伯, 伊福部, 海犬養, 猪使, 丹治比と氏名を冠するものであつた。*平城宮の 場合もこの氏名を冠す門号であつたことは、のちにみるように続紀の実例によつて証明される。氏 と門号の関係については従来、拾芥抄(同上部)の記述から各氏族がそれぞれの門を造営したものと 考えられてきたが、最近の研究によつて氏族造営説は排せられ、門号となつた各氏族は実は大化前 代以来の天皇近侍氏族で、令制では宮城内の守衛にあたる衛門府門部に系譜を引く氏族であること が明らかにされ,改新のプロローグをなした入鹿誅滅事件,いわゆる乙巳の変に際して,これら氏 族が板蓋宮の大門を防守した功労を顕彰して附したものとする見解がとられるに至つている。**

平城宮の宮 城門

平城宮十二門のうち、文献にみえるものは、朱雀門(続紀和銅8・正・朔、天平6・2・朔、天平16・ 3・丁丑、儀制令儀戈条古記), 建部門 (大日古12-392), 中壬生門 (続紀神護 2・5・戊午), 的門 (続紀 宝亀3・12・乙亥)の4門である。朱雀門は宮城南面の中央に位する宮城正門で、十二門中最も重要 な外門である。元日朝賀に際して鼓吹騎兵がこの門の左右に陳列し、天皇がこの門に出御して、京 中の大歌垣を観覧しているなどの続紀の事例がそのことを証明している。 儀制令儀戈条 古記に も 「元日朱雀に飾馬を陳列する許に、藤原右大臣(武智麻呂)の儀戈を立つ」とあるから、 元会朝賀 の儀式に朱雀門は欠くことのできない重要なものであつた。平安宮の場合も同様でその 委 細 は 貞 観儀式(巻第6元正朝賀)によつて知られる。いうまでもなく,元朝儀式は天皇大極殿に出御して 朝堂で行われるものであり、朱雀門はいわばその延長として利用されるのである。朝堂と朱雀門の こうした機能上の対応関係を考慮すると、平城宮跡で朝堂を東方部に推定した従来の説は再検討す る必要が牛ずる。朱雀門の記録が天平16年以降に見当らない点からすれば、記事の省略を考慮する としてもなお、それがかつて朝堂正面の門であり、これ以後朝堂の位置に変更があつて、機能的に 以前の重要性を失つた事情を示すのではなかろうか。(後述参照)

建部門は正倉院文書に右大臣(藤原豊成)以下13人がこの門に参向したとみえるものである。その 年時を大日本古文書の編者は、勝宝4年としているが、たしかなことはなお不明であり、何のため の参向かも明らかでない。ところで建部門の位置であるが、本来は平安宮待賢門の位置、すなわち

^{*} 県犬養門は一条兼良「年中行事秘抄」所引「弘仁 陰陽賽式! 群書類従 6) にみえ, 佐伯有清は弘仁式 所載の門号を恭仁遷都から景雲3年までのものとし ** 川勝政太郎「平安宮十二門に関する問題」(史迹 た。「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(続日本紀 研究2-4,5)。 大伴門が朱雀門にかわつた時期は不 明であるが、朱雀門の初見が和銅8年であることか

らすれば、あるいは平城宮ではじめて改号された門 であろうか。

と美術15—6),井上薫「宮城十二門号と乙巳の変」 (続日本紀研究 1-7), 山田英雄「宮城十二門号に ついて」 (続日本紀研究1-10), 佐伯有清前掲論文

東面中央であるが、弘仁式、貞観式の逸文から佐伯有清が復原したところによると、*恭仁宮以来景雲3年までの平城宮は東面の門号位置に移動があり、建部門は本来の的門=郁芳門の位置すなわち東面南端に位するのである。勝宝4年のものとすれば丁度その間にあたるわけである。つぎに中壬生門。これがもし壬生門と同じならば、平安宮美福門の位置、すなわち南面東の門である。それならば何故「中」の字を冠するのか。拾芥抄で東、南、西各面の中央門がまた「中御門」とよばれていることからして、「中」を中央の意味に解することはきわめて自然である。ところが続紀によると、中壬生門の西に官人百姓の訴陳を聴く場所を設けたとあるから、この門は宮城の北面か南面以外には考えられないことになり、おそらく南面東の門と推定される。したがつて「中」の字は位置の意味からは解けず、別の解釈が必要になつてくる。南面東門とすれば、東側朝堂の正面にあたる。さきに朱雀門についてのべたように、朝堂の正面門は朝儀に際して重要な機能をもつものであつて、こうした事情が「中」の字をつけた理由ではなかろうか。

的門は平安宮郁芳門と同位置とすれば、東面の南端の門である。続紀によると、宮城内にあつて 的門に通ずる東西の路に、太政官弁官曹司の南門が開いていたことがわかる。この的門と弁官曹司 の位置は平安宮の場合もほぼ同じである。

朝堂関係

朝堂は諸司百官が、一堂に会して朝儀を行う場所である。北域に天皇の高御座を設ける大極殿の一郭を付し、南面には控えの場=朝集殿の一院を配し、この間に朝儀の場としての12堂があつて以上3つの部分からなつている。宮城内諸建築物中内裏とともに、最も重要なものであることはいうまでもない。そこでまず朝儀の具体的な内容を続紀について調べると次のようである。

朝堂儀式の 具体例

- 1 即位および大嘗会の饗
- 2 元日朝賀および饗
- 3 蕃客 (外使・隼人) 謁見および饗 4 正月の節宴 (7日・16日 < 踏歌 > , 17日 < 大射乃至内射 >)
- 5 その他 イ 読経 (1代1度の仁王・大般若経の講読, 天平9年疫瘡流行につき最勝王経転読)
 - ロ 授位 (神亀6・3・甲午, 延暦2・2・壬子)
 - ハ 宣詔(天平元・8・癸亥<改元>,宝字6・6・庚戌<高野天皇韶>,天応元・4・癸卯)
 - ニ 特別な宴(神亀4・11・己亥<基王誕生>)

つぎに律令の規定および集解註釈書について朝堂の儀の内容を検討しよう。衣服令には大祀・大 官・元日の三大儀式に際して,五位以上が着用する礼服の詳細な規定が見えている。また同令武官 朝服条には,特別に「会集等日」の服装がきめられている。この「会集日」を義解は「元日及聚集 幷蕃客宴会等」とし,穴説は「大祀,大甞,元日および宮衛令の儀仗を立てる日」としているが, 儀仗を立てる日とは宮衛令元日条に「元日,朔日,若しくは聚集すること有らん,および蕃客の宴 会辞見には,皆儀仗を立てよ」とあるのを指す。儀仗を立てる儀式のすべてが,朝堂で行われると は限らぬにしても,さきの続紀の用例に徴して,それらが多く朝堂儀であることはまちがいない。 右にあげたもののうち,朔日すなわち告朔儀のことは儀制令文武官条に,前月の公文(いわゆる告朔 文)を五位以上が朝庭の案上に送り着け,これを大納言が進奏するとあるから,朝堂でおこなわれ たことは明らかで,続紀にその例を見ないのは,毎月の常例行事として省略したものに他ならな

^{*} 佐伯有清は弘仁式の場合,大寒の前夜に東面の門につけられる土牛童子像の色が,のちの貞観式・延喜式とことなつていることから,門号に移動があつたことを推定され,つぎのように整理された。

	(藤原宮) 平城宮	(弘仁式) 恭仁~景雲3	〔貞観式〕 景雲3~弘仁9	〔延喜式〕 弘仁9~
(北)	山門	県犬養門	山門	陽明門
(中)	建部門	山 門	建部門	待賢門
(南)	的門	達部門	的門	郁芳門

*، را

天平10年頃にできた大宝令の註釈書古記はさきの宮衛令元日条で、朝堂儀式をその儀式内容によ つて次の3つに分類している。

- 1, 元日……五纛を装い、鉦鼓あり。
- 2、蕃客宴会辞見、左大臣以上任授……幡を立つるも纛・鉦・鼓なし。
- 3, 五位以上授……幡なく直に帯仗威儀。

これによつて平城宮における朝堂儀式の一端をうかがい知ることができよう。

以上の事例によつて、平城宮の朝堂が、常の行事や臨時の大事に際して朝儀、饗宴のいずれにも 使用されたものであることがわかるが、平安宮においては弘仁年間豊楽院、武徳殿などが新しく造 営されて、饗宴・騎射が朝儀そのものから分化し、それぞれ固有の殿舎をもつようになつた。この ような両者の差異は、実は奈良朝、平安朝の政治のスタイルを反映するものであろう。

つぎに大極殿、朝堂関係の用語を個別的に検討しておく。

朝堂関係用

- a. 大極殿閤門 (大極殿南門, 南門) と重閤門 (重閣中門) 平城宮の大極殿が 藤原宮と 同様朝堂 院に対し南面を閉じて一院をなす構造であつたことは、平安宮の場合と異なる大きな特色である。 大極殿南面の正門は続紀に大極殿閤門、単に閤門、あるいは大極殿南門、単に南門とみえているも のがそれにあたる。その用例をみると、隼人奏楽観覧・大甞会宴・正月の節宴に際してここに天皇 が出御するものである。これに対して重閤門,あるいは重閣中門はその用例がいずれも5月5日の 騎射であること,騎射が行われる場所は他の例では,松林苑や甕原の南野榭であり,正月17日の大 射(あるいは内射)が朝堂院で行われているのと対照的であること、さらに「重閣」ないし「重閣」 という門の構造に注目すると、平安宮の会昌門あるいは応天門に相当するものではなかろうか。** なおこの他に重閣中院なるものが、宝亀4年正月7日の節宴に利用されているが、同日の節宴の他 の例から推して、朝堂院一郭の謂であろうか。
- b. 大極殿南院・南院・南闈 南闈は霊亀元年 (大射), 大極殿南院は勝宝 3 年 (踏歌宴) に 1 例ずつみえ、単に南院は、勝宝3年(七夕宴)・宝字元年(奈良麻呂の乱につき畿内百姓村長以上に詔)の 2 例みえる。南闈は大射の行われた他の例からすると朝堂院の別称であろう。霊亀元年のことだか ら、まだ朝堂院の体裁を整えていなかつたものに、このような表現を用いたのであろうか。大極殿 南院、南院も朝堂院一郭を指すらしいが、この用例がいずれも孝謙朝のものであることに注意した い。孝謙朝の内裏・朝堂の利用が不安定なものであつたことは、第∥章にものべた通りであるが、 宝字元年は丁度大宮改修のために、田村宮に移御していた時期のものであり、勝宝3年の2例は当 時朝堂に何等かの改修が行われたと思われる時期である。かかる時期の朝堂院一郭を、あえて南院 ・南闈と称したとすればはなはだ興味深いものがある。
- 中朝は天平2年(正月7日節宴), 西朝は霊亀3年(隼人奏楽)にそれぞれ1例 c. 中朝 · 西朝 ずつみえる。「朝」は朝堂と解するのが自然で、隼人の奏楽は朝堂でおこなわれるのが通例である。
- d. 太政官院と朝堂 太政官院は、のちにのべる弁官曹司を含む太政官の官衙であり、また太 政官坊ともよばれる。(続紀宝字元・7・戊午)

太政官院は大嘗の斎事のおこなわれる場所でもあり、淳仁・光仁・桓武のいずれの時もここでお

を患らるるを以てなり」とある。この朝儀は告朔の ことであろう。

^{*} 続紀天平9・6・朔日条に「廃朝す,百官官人疫 ** 福山敏男はこれを大極殿閤門と同一に考えている が、その用例の差異に着目するなら、いかがである うか。『大極殿の研究』p. 25

こなつた。平安宮では、朝堂院 (八省院) に斎場を造るのが通例で、貞観儀式には微細にわたつてその儀式次第が記されている。したがつて平城宮では朝堂とならんで、大嘗の斎事を行うかなりの規模の太政官院一郭が存在していたと推定され、平安宮古図によつて知られる太政官の規模とは相当異なつていたものとおもわれる。いずれも長岡宮の例であるが、太政官院に百官の朝座が設けられ、その周囲に築垣がめぐらされていたことなども(続紀延暦5・7・丙午、同4・8・乙酉)、平城宮の太政官院の規模・機能を知る上に参考になる。その位置はあとにのべる弁官曹司を含むものであるから、朝堂の東南にあつたものであろう。

内 裏

内裏はいうまでもなく、天皇の常の御所である。しかしそれは単なる天皇常住の殿舎ではなく、後にみるように授位、賜宴、外使接見の行われる政治の場所でもあつた。続紀、万葉集などに「内裏」と記されるほか、「御在所」「中宮」「中宮安殿」「中宮院」「中宮西院」「東院」「東内」「東常宮(南大殿)」「西宮前殿」「西宮寝殿」「内南安殿」などとみえているものも、内裏そのものの別称、或は内裏内の殿舎を示すとおもわれる。これらの個別的な検討はすでに関野貞が『平城京及大内裏考』によつて一応果していることであるが、個々の点については異論もあり、近来の発掘の進展で得られた新知見もあるので、今一度それぞれの用例を検討し、なかでも各々がどのような関係にあるかを中心に、問題を整理しつつ述べてみたい。

a. 中宮と内裏 中宮は養老7年を初見に、勝宝6年に至るまで都合22回続紀にみえる。*このうち3例を除く19例は、天平12年正月以前、すなわち恭仁遷都以前に限られる。その19例について利用内容を検討すると、授位、賜宴、蕃客献物、読経など種々の行事に使われているが、その中で目立つた傾向として、天平元年以降元日の賜宴に6度使われていて、その画一的な利用がみられるのである。中宮の宴は侍臣に賜わるものであるが、これと対をなして、そのほかの五位以上および蕃客は朝堂で饗せられる。元日の饗宴に際して賜宴をうける身分によつて中宮と朝堂が使いわけられているのである。このような一般的な中宮使用例からすれば、恭仁京から還都後の3例はいずれも特殊なものである(読経2、宮子崩)。

ところが天平18年以降は上にのべたような用例の中宮は記録上から消え、かわつて内裏の用語が一般的になる。天平12年以前にも内裏の用語が全くみられないわけではないが、この例はわずか 5 例でしかも特殊な用例なのである。** 恭仁遷都を境に、内裏関係の用語に中宮→内裏の変化がみられることは興味深いことである。御在所の意味もこの時期以前は内裏と同義に用いられているのに対し、以後は一時的な行宮御在所の義にかわつている。*** 続紀の編纂者が用語を統一することなく、以前の記録をそのまま採用した 1 つの例であろう。

中宮については、これを宮子皇太夫人の御所とする説もあるが、**** 上の用例からするならば、 内裏と同一の機能を有する殿舎とすべきであろう。後にみる東院・東内・東宮・西宮に対して宮城 内中央に位することからよばれた「内裏」と考えるべきである。 中宮

^{* 「}中宮院」5, 「中宮西院」1, 「中宮供養院」1は 含まず。

^{**} 神亀元 (大嘗賜宴), 神亀3 (玉来生ず), 天平元 (光明立后宣勅), 天平3 (政務に関する宣勅),天平9 (新羅使不礼につき官人に意見を陳べさせる)。

^{***} 続紀神亀3·3·辛巳条, 天平元·3·癸巳条,

天平12・9・戊子条にみえる御在所は内裏と同義であり、感宝元・閏5・丙辰条,勝宝4・4・乙酉条,宝字5・正・丁酉条では、御在所をいずれも一時的な天皇居所の意に使つている。

^{****} 大井重二郎「平城宮の中宮、皇后宮と西宮について」(大和文化研究4―4)

平城宮発掘調査報告 [

中宮院

b. 中宮院と中宮 中宮が恭仁遷都以前に特徴的な「内裏」の称呼であることをのべたが、中宮院は逆に天平17年以降にのみみられるものである。すなわち天平17年5月平城還都に際して、御在所としたところが中宮院であるのを初見として、その後5例みえている。このうち天平18年正月に太上天皇(元正)の御在所を中宮西院と呼んだ例(万葉集)を除けば、残りの4例が全て宝字6年5月以降の、淳仁天皇の御在所として示されている点はきわめて特徴的である。そこで考えられることは(1)中宮院がみえるのはいずれも平城宮が改造中、または改造を要する落着かない時期であること。(2)中宮の如き「内裏」観念がそこにはみられず、朝儀・賜宴が催されることもなく、全く天皇の御在所のみになつて、機能的に縮少化する傾向がみられることである。

東宮

c. 東宮・東院・東内・西宮 東宮が皇太子の居所であることは、東宮職員令に明示されており続紀の唯一の事例、神亀5年8月丙戌条の「東宮」も、基王の居所であることから問題はない。そして、これが天皇の御在所に対する方角からよばれた称呼であることも、東宮職員令集解の「御子の宮、御所の東に在る故に東宮と云う也」(穴説)などによつて明らかである。

東院

東院は続紀勝宝6年正月7日条(五位以上賜宴)、神護3年正月18日条(宣詔)、同年2月14日条(出雲国造神賀事)、同年4月14日条(東院玉殿新成、群臣聚集)、景雲3年正月17日条、景雲4年正月8日条(次侍従已上賜宴)と6例みえるが、これらはいずれも孝謙・称徳朝のものである。そして孝謙朝よりは称徳朝に多くみえるが、東院玉殿が称徳朝に新造され、その利用の仕方も、正月節会の侍臣(或は次侍従)以上に対する賜宴など、かつての中宮、或は後の内裏の機能と全く同じであることなどが注意される。なおこの東院が宮城内に存在したか否かは東内・東院を含めて問題となるが、宮城内と考えられる理由は次のとおりである。

東院に関しては事例中唯一つ、孝謙朝に属する勝宝6年正月7日の記事が、万葉集(4301)の詞書にもみえる。これには「7日、天皇太上天皇(聖武)皇太后(光明子)、東常宮の南の大殿に在りて肆宴する歌」とあつて、東院がまた東常宮ともよばれたことをしめしている。東常宮がさきの皇太子の居所東宮に通じるものであり、孝謙が聖武太上・光明皇太后とともに東常宮に在つて、正月節宴に奉歌をうけている様子は、皇太子時代の居所(東宮)を即位後も常の御所としたことを想像させる。そして称徳朝にはさらにこれが改修発展して、のちにのべる西宮とともに、内裏の一翼をになうにいたつたのであろう。なお平城宮の東宮殿舎は、和銅7年に立太子した元明・元正朝の首皇子(聖武)にまでさかのぼるものであり、おそらく霊亀から養老にかけての時期に造営をみたのではなかろうか。**

東内

東内は続紀景雲元年12月乙酉条(造東内次官任命),同3年正月丁丑条(御東内始行吉祥悔過)の2例のみで、称徳朝にのみみえる。景雲元年から2年にかけて造営が行われれ、3年正月にいたつて竣

^{*} 天皇が宮城外に出幸された場合は例外なく「幸」であるが、「御」は必ずしも宮城内とは限らない。 例えば天平14・2・朔、皇后宮に幸したあと、3月 20日には皇后宮に御して五位以上を宴しているなど

の用例もある。

^{**} 東宮を内裏内殿舎とすることは当時の皇太子の地位を考えると無理であろう。

工した東内においてはじめて吉祥恠過を行なつたものであろう。*東内と東院の関係は不明とするほ かはない。

西宮は称徳朝にのみ固有の宮殿であつて、続紀によると5例みえる。**これらの利用例をみれば、 最初の例は元日朝賀に際して、天皇が西宮前殿に出御したものであるが、元朝の常例は大極殿出御 であり、もし大極殿が存しない場合は廃朝される前例があるから、***これは前後にその例をみぬ特 殊なものである。その他の例は、さきの東院と比較すれば、やや奥向きの行事に利用されたものと 解され、法王道鏡が大臣以下の元日拝賀を西宮で受けているのも「内裏」としては副次的なもので あつたからであろう。道鏡の法王宮においても節日に賜宴が行われていることから考えれば、称徳 朝における西宮は、機能的に東院と法王宮の中間に位するものであり、称徳崩御の場所が西宮寝殿 であることも、これがさきの中宮院と似た性格のものであつたと推定する理由となろう。

なお、その宮城内の位置は関野貞のいうように、宮城内西方に「大り宮」の字名を残すあたりと 考えられるが、また内裏として拡張発展した東院に対して、かつての中宮院が、西宮とよばれたと も考えられるから、どちらか決しがたい。

d. 大安殿・中安殿・内安殿・内南安殿 これらがいずれも内裏内殿舎を指すこと, 大・中・ 内裏内殿舎 内がそれぞれ平安宮内裏の紫宸殿・仁寿殿・常寧殿に比定されるとする通説は妥当な解釈とおもわ れる。これらのうち、内南安殿は勝宝7年8月13日の肆宴の場所として、万葉集(4452)の詞書に みえるもの。大安殿は続紀の神亀2年以降の例にみえるが、うち3例は天平14年正月から17年正月 のすなわち恭仁・甲賀宮にかかわるものである。なお勝宝2年元日の朝賀と、同年2月4日の出雲 国造の神斎賀奏事の2例は、当時滞在中であつた難波宮の大安殿であるかもしれない。残る4例は 確実に平城宮のもので、 冬至 肆宴 1, 踏歌宴 2, 無遮大会1(天平17・8・15, 平城還都の直後)など 多くの節宴に使用されているが、恭仁・紫香楽宮においても七日宴 2、踏歌宴 1、などに使用され ている。したがつて、大安殿で行われた元日受朝は特例に属し、大安殿を大極殿と同一とすること はできない。中安殿は元明太上崩御の場所としてみえるのが唯一の例であつて、これがのちに仁寿 殿に相当するという通説の重要な根拠をなしている。内安殿は、養老5年、神亀4年、宝字3年、 4年の4回みえるが(続紀),養老5年の伊勢斎内親王任命を除いて、いずれも重要事態にのぞみ、 主典以上の官人を集めて詔勅を賜わり、あるいは授位を行つている。このように、機能的にはむし ろ「大極殿」に相当するが、やはり内裏内殿舎とすべきであろう。

ところでこれら内裏内殿舎とおもわれる安殿関係の記事は、大安殿は勝宝6年まで、内安殿は宝 字4年正月まででなくなる。これを宝字年間の内裏改修に関係づければ,大安殿・内安殿・中安殿 はいずれも宝字以前の旧内裏にかかわるものであろう。宝字の改修以後で大安殿 (南殿, 正殿) に相 当するものは「前殿」である。ここでは宝亀7年8年の元日の宴,16日の節宴,遣唐使節刀賜与が 行われており、前後の記事に徴して、「内裏」の前殿であることは明らかである(別表5参照)。称 呼の上からいえば、さきにみた称徳朝の西宮前殿にその系譜をひくものであろうか。

西宮

分寺において正月8日から7日間おこなうべきこと を命じているのを初見とするが、宮中においておこ なわれた最初がさきの景雲3年正月のものであろ う。東内は宮城内悔過道場として造営されたもので *** 別表5参照。 あろうか。

^{*} 吉祥天悔過のことは景雲元・正・乙未条に諸国国 ** 宝字9・正・癸巳条(前殿,受朝), 神護3・8 ・乙酉条(寝殿,設斎),景雲2・11・壬辰条(前殿, 新嘗豊楽),同3・正・壬申条(前殿,法王道鏡に拝 賀), 同4・8・癸巳条(寝殿, 称徳崩)

諸 官 衙

- a. (太政官) 弁官曹司 宝字元年7月庚戌条と宝亀3年12月乙亥条にみえる。後者はさきに宮城門のところでのべたように、弁官曹司の所在を推定しうる貴重な記事である。すなわち、弁官曹司は、宮城東面南端の的門に通ずる路に南門を開き、朝堂東回廊のほぼ中央部に接してその東側に位置していた。この位置は平安宮内の太政官とほぼ一致する。
- b. 中務南院 勝宝5年正月癸卯条にみえ,元日賜宴に使われている。普通一般の元日宴は, 内裏あるいは朝堂が用いられているから,この場合は特例である。
- c. 武部曹司 宝字5年正月丁酉条にみえ、小治田宮から還幸なつて、ここを御在所としたとある。当時平城宮が改作中であつたための処置であろう。
- 大蔵省 d. 大蔵省(節部省) 養老5年・天平10年・宝字8年・宝亀3年・同6年・延暦元年の7例みえる。位置を直接示すものはないが、宮城内、宮城外を判定する一つの手がかりとして、さきにも使った「御」「幸」の用字を検出すると、天平10年が「御」とあり、宝亀3年・7年のものが「幸」となっている。わずかの例であるが、いずれも平城宮改作前後の安定した時期のものであり、朝堂の移建によって官衙の配置がえも行われたと推定されるから、天平頃に宮城内に存したのが、宝亀に

雙倉」とあることからすれば、南北2列以上に並んでいたのであろう。

e. その他 学 (景雲元・2・丁亥)・左右兵庫 (天平元・4・朔)・兵庫南院東庫 (天平元・12・庚戌)・図書寮 (宝字8・10・壬申)・図書蔵 (宝字元・7・庚戌)・靱負御井(宝亀3・3・甲申) などがみえる。このうち大学は「幸」とあるから宮城外らしく、図書寮・蔵は明らかに宮城内であるが、そのほかは不明である。

宮城外へ移建されたのではなかろうか。なお、倉には雙倉・長蔵などの種類があり、「北行東第二

その他

- 南苑
- a. 南苑(南樹苑) 南苑は続紀神亀3年3月辛巳条を初見として,天平19年までに16回みえるが,天平末年でたえることは,恭仁遷都以前の平城宮にかかわる苑であることを示している。天平19年には,本来内裏あるいは朝堂などで行われるべき元日宴会の他,授位・騎射・仁王経講読などに用いられている。これは恭仁遷都により荒廃に帰した内裏・朝堂が,還都後まだ使用にたえなかつたための臨時利用と考えられる。これを除く天平12年までの南苑用例をみると,冬至などの節宴8回その他3回である。関野貞は南苑を宮城内の中央部,内裏の南域に比定されたが,節宴の内容から今少し小規模なものと考えてよいのではあるまいか。南樹苑と別称され,曲水宴にも使われているから,水に関係ある場所であつたのであろう。あえて南苑の位置を求めるならば,中央内裏と朝堂の間,あるいは場所は不明だが,同様なことに使用される松林苑の南であろうか。天平19年以後に南苑がたえることは,以後の宮城内改造で,この地域が他のものにかえられたためであろう。
- b. 松林苑・松林宮・北松林 天平元年3月癸巳条を初見に、いずれも天平年間に5回みえる。 曲水の宴に2回,5月5日騎射宴(端午節句)に2回,正月17日(大射宴)に1回使用されている。 さきの南苑同様の機能をもつた苑で、泉水のえられる場所であつたろう。北松林とあるから内裏の 北方であることはまちがいないが、宮城内であるか否かは不明である。この苑の記事が天平年間で 限られているのは、南苑とともに注意をひく。
- c. その他 西池宮 (天平10・7・癸酉), 鳥池塘 (神亀5・3・己亥), 内嶋院 (宝亀8・3・乙卯) など がみえるが, これらの位置や実体はあきらかでない。

B 平城宮大内裏の復原

宮城内の諸殿舎の配置を決定するのは、いうまでもなく宮城の中央に大きく占地する朝堂と内裏 である。関野貞は、朝堂を十二堂と大極殿の土壇を明瞭にとどめる宮城東よりの地域に、また内裏 を朝堂と推定した地の西北、東大宮・大宮などの字名を残している宮城全体の正面北域の高燥地と した。この関野の復原は、これまで一般に認められてきたところである。

しかし第 [章にふれたように、関野の推定した内裏の南域、すなわち宮城中央正面の一郭に、東 方の朝堂推定地と同様な土壇およびその痕跡が東西にならんでいる。これを関野は平安宮豊楽院の 先駆的なものとして文献にみえる南苑にあたるとされたが、*ここが朱雀大路の正面、平城宮の中心 の一郭であり、土壇が整然とならぶことから、この地も朝堂であつたと考えられないであろうか。 従来の調査, 特に昭和30年の大極殿回廊東南隅の調査結果で, 東の朝堂推定地域が和銅創設期にさか のぼりえないことがわかり、東の朝堂が必ずしも平城宮の当初計画によるものでないと考えられる にいたつた。** この東と中央の両地域の東西幅を測ると、東の地域は 185 m、中央の一郭は 215 m で中央の方が広い。これを藤原宮の朝堂院が 225 m であること,***平安宮の復原数値が 160 m で あるのと比較すると、中央のそれは藤原宮にきわめて近く、東はそれと平安宮の間に置かれるべき ものと考えられる。

	東西幅	南北幅	堂間東西距離
第1次朝堂院	690	-	560
第2次朝堂院	600	1650	450
第2次内 裏	600	650	sandonan na
藤原宮朝堂院	780	1940	600 (単位, 尺)

このことから平城宮内の中央と東の2地域は、前後に時期を異にして造営されたとみるべき遺構 であり、中央が和銅創設以来の第1次のもの、東の朝堂は第2次的なものと考えられてくる。

文献からこの点を検討してみると, 前述のように朱雀門は恭仁遷都以前にのみみられるから, こ の間は朝堂が宮城の中央にあつたと考えられる。これに対して東朝堂の正面門が「中壬生門」とし て史料にあらわれるのは称徳朝である。

内裏についても、最近の発掘で、関野の推定した宮城正面北域のほかに、東朝堂に北接する地に それと対になる状態で、内裏と推定できる特殊な築地回廊をめぐらす一郭の存在することが明らか になった。この築地回廊は昭和29年の発掘であきらかにされたように、2回にわたる掘立柱の廊状 遺構に、重複して建てられているから、平城宮としては後の時期に置くべきものである。ここは文: 献的にも東宮ないし東院の延長線上に考えられ、それを称徳朝に内裏として拡充発展させたものと すれば, 遺構の状況と矛盾しない。

朝堂・内裏について第1次と第2次のものが想定できるとすれば、移建をあえてしなければなら なかつた理由、またその時期、そして中央部の第1次朝堂が移建された跡の処理などが、あらため て問題になる。さらに内裏・朝堂の移建が、宮城内北域の3期5次におよぶ官衙群の造作とどのよ うに関連するのかも検討を要する問題であろう。

第2次朝堂 院・内裏

^{*} 関野貞「平城京及大内裏考」p. 153~4

すべて東西に細長い水田がありその中に土壇がなら

び、この点で現在の中央区と同じ景観であつた。

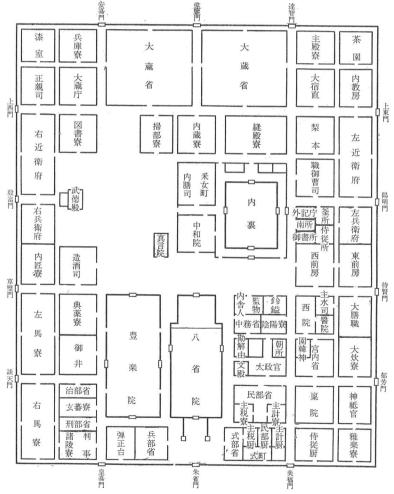
^{**} 国有地になり芝地に整備される以前は、この地も *** 『藤原宮址伝説地高殿の調査―2』(日本古文化研 究所報告11)

朝堂移建の 時期 朝堂の移建のおこなわれた時期は 1 天平末年, 2 勝宝年間, 3 宝字年間の3つが考えられる。1は, 天平17年の平城還都後, 大極殿を新造した際に移したとするもの。しかし文献的にはその徴証はほとんどない。南苑および松林苑が天平末年で消えることを宮城内の全体的な改造にかかわるものとすれば, 或はこの時期に朝堂の移建が行われたとすることもできるが, これらの苑の消滅を移建と直接結びつけるには飛躍がある。2 は孝謙即位直後から宝字元年まで大極殿の記事がみられず, その間大安殿やその他の記事があつて, 朝堂の改修を想わせる状況による。孝謙の皇太子以来の居所東院の前面にみずからの朝堂を造営したと想定するのだが, これも文献上に明らかな徴証はみられない。3 は文献上に宮城内改造を明瞭に伝える記録があり, この時唐招提寺に東朝集殿の施入があるので, 少くとも朝堂に大々的な改作の加えられたことが確められる。また大極殿に相当する機能をもつ安殿関係の記事で,大安殿は勝宝6年に内安殿は宝字4年でみられなくなるから,あるいはこれらが朝堂の大極殿に改作されたのではないかとも推定される。この時期の改作は除宝8年の聖武太上崩御,宝字4年の光明皇太后崩御にともなうものであるから,新しい宮城内の構成プランがこの時に考えられたとするのは,きわめて自然である。しかし宝字の改修が淳仁天皇を擁立した仲麻呂の主導によつておこなわれたこと,淳仁天皇は廃帝まで明らかに中宮院を居所としたことから,中宮(内裏)との関係を強調すれば、宝字の改修に東へ朝堂を移したとするのにはやや

無理があるのではなか ろうか。以上の3説は いずれともきめうるも のではないが、現段階 では東の朝堂院出土屋 瓦の様式から1・2説 は3よりも妥当性があ ると考えられる。

内裏移建の 時期 次に内裏移建の時期 については、東院が孝 謙・称徳天皇に特別関係のある御所で、これ を拡大発展させたのが 称徳朝であることはこ の宮中行事をみると、 例えば宴会などの時、 5位以上の官人や蕃ら に、以下の官人や蕃ら を朝堂に饗する仕方が を朝堂に饗する仕方 は内裏と朝堂が位と関係

Fig. 28 平安宮宮城図



(陽明文庫本による)

にあつたことを示している。 東の地域に内裏 (東院) と朝堂が大極殿を媒介として組み合う構成に 完成したのはこの時期であろう。大極殿東南回廊の改作 (礎石の取替え) を宝字年間とすることもで きるが、様式から宝亀年間に下るとみられる RT-6732 型式軒平瓦が多量に出土することからも、 この時期の改作と考えるのが自然ではなかろうか。*

それでは第2次朝堂移建後、中央の第1次朝堂跡はどう処理されたであろうか。現在の地形から みて移建後に官衙などが建てられたとは思われず、そのまま放擲されていたとも、これが宮城内の 中央域を占める点で考えがたい。周知のように平安宮には中央の朝堂の西にほぼ同規模の豊楽院を 設け、朝儀が朝堂で行われるのに対して饗宴はこの場所でおこなわれた。両者を併立させる構想が いつ、どのような理由で生まれたかはなお検討を要するが、或は平安宮豊楽院にさきだつて、平城 宮において中央と東の2度にわたる朝堂が造営された事情と関係するのかもしれない。**

次に宮城内に配された諸官衙の位置と、これより推測される点についてふれてみたい。まず文献の上で官衙の位置がほぼ推定できるのは太政官弁官曹司で、この位置は、平安宮太政官の占地にほぼ等しい。また天平年間に宮城内に存した大蔵省が、宝亀年間には宮城外に移されていたのではないかと推測されることもすでに記した。大蔵省は平安宮においては、宮城中央の北部、北辺坊に相当する位置におかれているが、平城宮でも北方にあつたのではなかろうか。平城宮には一条より北の部分はなかつたとするのが通説であるが、***大蔵省が宮城外に移されたとすれば、そこは北辺坊にあたり、この時新たに北辺部が作られた可能性がある。今回の 6ABO区の調査で、宮城北部の官衙群の整備発展されはじめる時期が、宝字7年以降と判明したが、この時期に大蔵省の移転を含んだ官衙の大規模な造営工事がおこなわれ、宮城が北に拡張されたのではなかろうか。前述した平城・平安両京における条坊計画の関連からみて、平城宮にも或時期に北辺部分があつて、平安宮がそれを踏襲したと考えられるのである。

また発掘資料によつて、官衙の位置が想定されるものは、今回の調査による大膳職もしくは内膳司があるが、今一つ昭和3年の調査で出土した墨書土器から推定される官衙がある。この土器は6 AAB 区の溝から検出されたもので、「宮内省」、「内掃司」などの記載があり、この地域にかつて宮内省に関係する官衙があつたことを示している。調査が溝に限られているので、この官衙の規模や位置は判らないが、今回調査した地区と合わせて、内裏の北方一帯は官衙地域であつたと推定される。太政官の位置が宮域の東南にあり、北方に官衙群が配置されることに加えて、第 章・2 でふれた地形や畦畔の形状を考慮すると、平安宮古図にみえるように、宮域の東・西・北の外縁にそつて、諸官衙が配されていたものであろう。しかし朝堂・内裏で両宮域にかなりの相異点がみられるように、個々の官衙の規模や位置は必ずしも平安宮と同じではなかつたと考えられる。以上は現段階での一応の想定で、その実証はすべて今後の発掘調査にかかつているが、内裏や朝堂だけでなく周辺の官衙に至るまで発掘可能である現状は実に貴重なもので、その点では平城宮跡が我国都城中でも唯一のものと云つてよい。この遺跡の発掘調査の重要性が改めて強く認識されるのである。

れたらしい。

宮城内諸官 衙の配置

^{*} この問題は『平城宮跡第1次発掘調査報告』でも 簡単にふれた。

^{**} 平安京において豊楽院が完成し、利用されはじめるのは弘仁年間であるが、延暦18年正月に「豊楽院未だ功を成さず」(後紀)とあるから、すでに平安宮の初期から豊楽院の構想がみられる。続日本後紀承和2・3年の記事では豊楽院の諸堂が朝堂ともよば

^{***} 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論」(歴史地理12 -5)は佐紀池に北接した御前池中に、平城宮北大垣 の痕跡を示す土塁が在存したことを報告している。 この遺構に注目すれば平城宮に北辺坊のないことが 想像できる。

付章 遺跡遺物の分類標示方法

平城宮跡のような大規模な遺跡を長期間にわたり発掘調査を行う際には、検出される遺構と遺物を明確に分類標示する方法を事前に決定しておくことが、もつとも緊急にして肝要なことである。その方法は、発掘進行中の遺構の記録・遺物の処理にあたつて簡略でしかも適確なものであることが望ましい。その点で、既往の分類標示方法は実際の要求を充すに不十分な点が多い。当研究所では新たに当面する研究調査の対象に適合した方式をつくり、一連の寺院・宮殿遺跡の発掘調査で採用した。平城宮跡の発掘調査においてもその方式を用いたが、ここではこれまでと違つて、特に広大な地域を対象とするため、調査報告においても一部この分類標示方法を記述に用いざるをえなくなつた。そこで、本報告書の理解をたすけるためにその解説が必要となつたので、これを機会にここで当研究所の遺構・遺物の分類標示方法の大略について述べることにした。

1 遺跡の標示方法

遺跡名称の 標示 遺跡の標示方法では遺跡名称の標示とその遺跡の中での局部的な地点の標示が問題となる。第1の遺跡名称の標示では、平城宮とか飛鳥寺とかの固有名称を用いればよいのであるが、実際には調査によつて出土した多数の遺構の記録と遺物の処理登録を正確迅速に行うには、字画の多い漢字の使用は不適当である。特に、土器や瓦の細片に遺跡名を漢字で記入するのは困難である。当然、固有名称を簡略化することが考えられるが、当研究所のように多数の遺跡から出土した多量の遺物の処理を前提とする場合では、例えば平城宮の簡略化として「平」1字を用いた場合、平安宮や平隆寺などと混乱する。それをさけることを考慮すると「平城」の2字は必要で、これでは簡略化の意味はない。当然そこで遺跡名称を数字またはアルファベットで標示することが考えられる。*この場合でも、遺跡名称を最高4字程度までで標示するのが望ましい。

遺跡を記号で標示するには、それを分類する必要がある。分類には当初10進分類法を考えたが、全国的な規模ですべての遺跡に通じた10進分類は4桁の数字では不可能に近い。** そこで、数字1字とアルファベット3字を併用し、17万余の遺跡名称の分類標示を可能とすることにした。

この場合第 I 項は数字で遺跡の所属する時代*** をあらわし、以下はアルファベットで、第 II 項はその種類と所在地域をあらわし、次の第 II・IV 項を各遺跡の固有記号とすることにした(Tab.12)。 例えば 6AGF は平城京内右京 3 条 1 坊をしめし、 5BAS は飛鳥寺、 6BKF は興福寺、 7CTJは東寺、 5DST は四天王寺、 6EHL は播磨国分寺、 6FNH は新治廃寺、 6KKZ は観世音寺、 6POY は小治田安万呂墓、 6SAI は奈良市荒池瓦窯(興福寺鳥居瓦屋)、 6TYD は茨城県薬師寺台 瓦窯、 6UTK は筑前国分寺瓦窯を標示している。

平城宮の標 示方法 平城宮跡は、総面積 $100\ ha$ ときわめて規模が大きく、諸寺院遺跡などの数倍ある。そのため 4 桁の記号 1 単位で全域をあらわすと、次に述べる遺跡内の一局部地点を標示する記号を 4 桁程度に

^{*} 当研究所では後述するようにすべての遺構・遺物 の記録はハンドソート・パンチカードで整理してい る。この場合数字やアルファベットによる記号化が 必要となる。

^{**} たとえば古墳や貝塚では全国的には万の単位を必

要とするであろうし、さらにそれを他の種類の遺跡と区別するにはさらに桁数が大になる。

^{***} 遺跡が前後数時代のものの重複である場合は、その遺跡の創建された時代または最初にその遺跡の発見の端緒となつた遺構・遺物の時代による。

第	I 項		第		項	第 Ⅲ・Ⅳ 項
0	外 (中国・朝鮮等)	A	宮殿・官衙・城柵	P	P 近 畿 墳 墓 Q 東日本	一般にはアルフ
1	先繩 文時代		B大和	R	R西日本	組合せによつ
2	繩 文 式 時 代	7	C 山 城	s	S近畿	て、固有遺跡名 をあらわす
3	弥 生 式 時 代	В	D 摂, 河,泉E その他の近	\ \tag{1}	製造所 T 東日本	2 00 0 40 9
4	古墳時代	}	畿 寺院 F 関東, 東北		U 西日本	
5	飛鳥時代	K	G 中 部	V	記念物	
6	奈 良 時 代		H 中 国	W	W東日本 国郡衙	
7	平 安 時 代		K 四国, 九州	X	X西日本	
8	鎌倉時代	L ?	L 近 畿 住居 M 東 日 本	Y	交通関係(関,烽火等)	
9	室 町 以 降	1 ' 1	集落 N 西 日 本	Z	その他	

Tab. 12 遺跡名標示の項目別内容分類表

おさめられなくなる。そこで、平城宮跡の場合は、第Ⅰ・Ⅱ項は他と共通するが、第Ⅲ・Ⅳ項の各 遺跡の固有記号のところで、第Ⅲ項が平城宮全域を南北に細長く分割した大地区(東から A·B·C· D) 4区を標示し、第IV項はそれをさらに3ha以下に分割した地域を示すことにした。このよう にして、平城宮跡は、6AAA~6ADH の遺跡記号をもつことになる (PL. 1)。 例えば 6ABO 区 は今回報告した地域を含めた宮跡中央北寄りの東西 220 m 南北 100 m の範囲であり、 6AAR は 現国有地内大極殿回廊東南隅付近である。

遺跡内の局部地点を標示する問題は、遺跡の発掘にあたつて、どのように発掘地域を区劃し標示 遺跡局部地 するかといつた問題と共通する。いいかえると、局部地点の大きさをどの程度にするかによつてそ の標示方法も変つてくる。実際には対象とする遺跡の性格によつて区劃の大きさとその標示方法が 異つていて当然である。当研究所がこれまで行つてきた寺院跡や平城宮跡のように建築遺構類の検 出が主眼となる発掘においては,区劃1単位を方3mほどにとると記録および出土遺物処理に便利 である。というのは、3mは天平尺の10尺に近く、建物の柱間は一般に10尺前後につくられている ことが多いから、礎石や柱穴などを検出した場合に、柱間寸法を判定しやすく、またそれらが何区劃 にわたつているかをみれば建物の規模も容易に判定できる。すなわち、遺構の単位と発掘区劃の単位 をできるだけ一致するようにしたのが, この方 3 m の区劃である。平城宮跡では 6AAA~6ADH の各地区のなかの水田にアルファベットをつけ、 それを 3 m~方眼で区劃し、南北軸を1 桁のアル ファベット, 東西軸を 2 桁の数字 * であらわすことにしている。これによると $6ABO\ BH\ 80$ 地区は 木簡の出土した地区であり、 6ABO SJ 41 は第 2 次調査で検出した東西に長い13 間建物 (SB 143) の西南隅の柱穴のある地区を示している。

水田単位にその区劃をまとめたほうが記録や遺物処 理に便である。 6ABO 区の水田別記号は Fig. 1 に ある。

点の標示

^{*} 例えば 6ABO 区を方 3 m に区劃し,それを標示 するには理論上は,東西軸は2桁の数字で南北軸は 1桁のアルファベットで十分なのだが、実際上は各

遺構の標示方法

请權番号

遺跡名称の標示や発掘区劃設定とその標示の方法は発掘前の準備段階に決定しておかねばならな い。それにたいして発掘の進行にしたがい、建物や溝など各種の遺構が検出されると、それを標示 する必要が生ずる。 それらは方3 mの数区劃, 大きなものにあつて数十区劃にわたるひろがりをも つている。寺院跡のように金堂・講堂といつた名称が想定しうるものはよいが、類似した性質をも つ遺構が多数重複して検出される平城宮跡などでは、これらの遺構を特定の名称や地区記号で呼称 することは不可能となり、遺構番号をつけることが必要となる。

遺構の標示方法には、大地区や各調査期にまとめてその各々で番号をつける方法と、1遺跡に通 じた一連番号をつける方法とがある。いずれも一長一短があるが、平城宮跡では後の方法を採用し、 全地域の遺構に検出順に一連番号をつけている。*また、同じ所にほぼ同じ規模で改築された遺構は 同番号のあとにA・B・Cをつけてわける。** さらに、番号のみでは遺構の種類が不明なので、そ れを示すアルファベット記号 (Tab. 13) を番号の前に付して理解の便をはかることにした。具体的 には、遺構種類記号の前に遺構記号の標示であるSをつけ、例えば、SA 109 は第Ⅲ期の東西にの びる溝を伴つた土塁状遺構をさし、SB 116 は第 I-3 期の南北棟 5×3 間建物であり、 SK 219 は木簡出土の土壙を標示することとなる。

3 遺物の分類と標示

遺物番号

大規模な発掘によつて出土する莫大な量にのぼる遺物の処理登録には事前に周到な準備を必要と する。さきの遺跡標示方法もまたその必要から出発したものともいえるが、その他に遺物処理の最 小要件として遺物の実測・拓本・写真などの記録台帳を作成せねばならず, 第1に遺物番号が必要 となる。この遺物番号としては、同一地区から出土した遺物には一連番号を付すことにした。例え ば 6ABO BH80 R-001***は SK 219 の南半部のある地区から出土し、 第1番目に登録した遺物 で、具体的には木簡10をさしている。 Tab. 13 遺構・遺物記号表

このように登録された出土遺物は, 登録整理の過程でそれぞ れの形態や様式によつて分類することができる。この分類はす べて4桁の数字で標示するのを原則としている。**** 第1項は 時代を標示し (Tab. 12), 第 【~ Ⅳ 項で細分をおこなう。

代表的な遺物である軒瓦についてその実際をのべてみたい。 軒瓦の分類では第 | 項を除く3 桁の数字 1~999 のうち、1~ 449 が軒丸瓦, 501~899 が軒平瓦, のこりの数字が 道具瓦 をしめす。道具瓦では 451~499 が棰先瓦, 901~919が鴟尾,

5	3—進	は 樟	is F	I	3—追	1 物	J
A	柵・	土塁	・塀	L	漆		器
В	建		物	Μ	金	属	器
С		廊		N	自	然 遣	物
D		溝		Ρ	土	製	品
E	井		戸	Q	石	製	品
G	苑		池	Т	瓦	•	塼
Н	広		場	U	繊	維製	品
K	土		壙	W	木	製	品
X	そ	0	他	Y	そ	の	他

十製品は十器その他で万趣を含まず

^{*} 平城宮跡で第1次5カ年計画以後に検出された遺 構は 101 番からつけ始めている。なお,この方法で *** 「R」は遺物記号の標示であつて,遺構記号の標示 は地域が離れていても発掘時が近いと遺構番号が接 近するし、その逆の場合もある。それによつてひき **** 飛鳥寺、川原寺、興福寺の報告においては3桁 おこされる不便を除くには、地域名や調査期名を冠 する方法もあるが現在は行つていない。

^{**} 例えば 6ABO 区の第 I −2期の東西棟 5×4 間建 物 SB 186-A は改築されて 第 | -2′期の SB 186-B

[「]S」に対応するものである。

の数字の整理番号をもちいて分類し、各寺々で独立 した分類番号を用いた。平城宮においては、種類も 100 種をこえるので全遺跡に共通する4桁の分類に あらためた。

920~969 が鬼瓦, 970~979 が熨斗瓦, 980~989 が面戸瓦を標示する数字となる。軒丸・軒平瓦 については、瓦当面の文様を様式的に分類し、それぞれの様式の先後関係は無視して単純な文様の ものから複雑なものへと機械的に配列し、番号をつけた。すなわち、軒丸瓦では、重圏文、車状文 などの幾何学的文様を最初におき、つぎに蓮華文、宝相華文、獣面文、禽獣文の順に配列した。蓮 華文では単弁・複弁・単複弁混合文の順とした。単弁のなかでは素弁・重弁・忍冬飾りのあるもの の順に、複弁では外縁の装飾によつて、素縁・鋸歯文縁・珠文縁・重圏文縁・珠文+鋸歯文縁・雷 文縁・平行線文縁・唐草文縁・雲文縁の順に配することとした。軒平瓦では、素文・重弧文瓦・変 形重弧文・重圏文をはじめにし、唐草文・雲文の順に配列した。唐草文は忍冬・葡萄唐草・偏行唐 草・均整唐草文の順にならべ、均整唐草文は中心飾の形によつてさらに細分している。このように 分類した軒瓦に番号を付したのが、本報告の瓦の記述で用いた遺物型式番号である。

本報告書では、木製品のうち木簡についても同様な分類標示方法による類別記号を付した。*その 他の遺物、特に多量にある土器類でもこの類別番号を必要とする。原則として、瓦類と同様に4桁 の番号でそれを示す方針であるが、現在ではなお土器の分類には問題が多く、最も容易な器形によ る分類の場合,機能的に類似したものが離れたり、またその逆の場合が生じやすく、4桁の番号で おさめた分類標示方法では非実用的なものとなるおそれが多い。そのため、本報告書では第↓章第 3節で述べたような土器分類標示法をとつた。

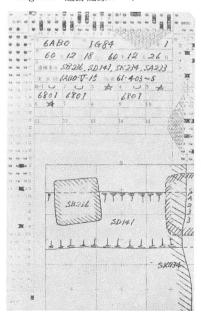
このように原則として、4桁の数字の遺物類別記号は、遺物の各種類に共通する数字をもつこと になる。それによる混乱をさけるために、遺物を主として材質によつて分類し、それを示すアルファ ベット記号を番号の前に付すこととした。具体的にはそのまえに遺物記号の標示であるRをつけ、 例えば, RT-6301 は通称與福寺式の軒丸瓦を, RW-601 は短冊形木簡をさすことになる。**

遺跡遺物の記録

上述の遺跡・遺物の標示方法によつて、実際に平城宮跡で どのように遺跡・遺物を記録しているかを記し、大規模な発 掘の記録方法の1資料としたい。

遺跡の記録は通常、実測・写真・日誌の形でおこなわれる。 平城宮跡の調査では実測・写真による記録のほかに普通発掘 でとられる日誌式の記録は調査進行状況や事務的な事実の記 録のほかはとらない。1地点の発掘中のデータは時間単位で ある日誌式の場合数カ所不特定の場所に記録される。広節な 遺跡を長期にわたつて発掘する場合それは記録として不満足 なものであり、遺跡単位により記録する必要がある。遺跡の 記録単位は、局部地点標示である方3mとしている。具体的 に, 6ABO IG 84 地区の記録カード (Fig. 29) を例にとつ て、遺跡記録方法を説明しよう。このカードはこの地区の遺

Fig. 29 遺跡記録カード

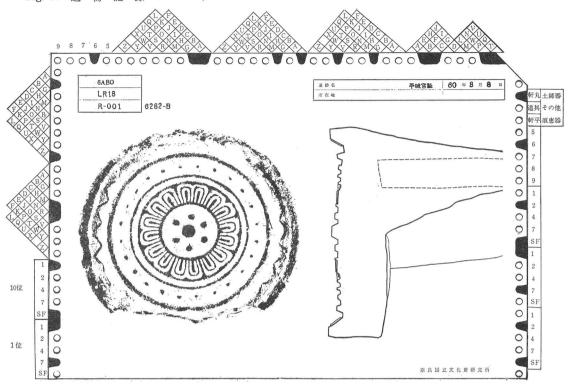


遺跡記錄カ

の分類が将来なお細分され、それを標示することを 予定して第4項を残しているためである。

^{*} 木簡の類別記号を3桁でとどめているのは、現在 ** 本報告書では混乱のおそれがないので、遺物類別 記号の RT・RW は省略している。

Fig. 30 遺 物 記 録 カード



跡記録カードの第1号で、この地区の調査は1960年12月18日から12月26日にかけて主としておこない、実測図・写真は研究所資料登録番号 6ABO-V-15 と $61-403\sim5$ にある。遺物は RT-6801が3個体と緑釉陶片 (Δ 印)3個体がこれまでに登録されている。*遺跡の状況については、 $\frac{1}{30}$ の略図を記入し、その出土状況や細部についての記述は裏面に記入している。これらのうち、地区名、検出遺構番号、調査月日を周辺でパンチする。このカードでは上右で 6ABO を、右辺で IG 84を上左で上記4遺構を、左辺と下左部で12月18・21・26日をパンチすることを示している。** したがつて、月日項で全カードをソートすれば、特定月日に調査した地区のカードがえられ、調査日誌の代りにすることができる。

遺物記録カード

つぎに遺物の記録方法を例 (Fig. 30) をあげて説明しよう。 このカードは, 6ABO LR 18 区から 1960 年 8 月 8 日に出土した RT-6282-B を記録したもので, 瓦の拓本と実測図をはりつけ出土地区名,登録番号,出土年月日を記載している。さらに上辺で 6ABO を, 左辺で LR 18 を,上辺右端で遺物材質類別である T を , さらに右辺で軒丸瓦であることと型式番号を , また同型式中における種類をパンチする。したがつて,全カードを地区項でソートすれば, LR 18 地区で出土した全軒瓦がえられ, 型式項でソートすれば, 現在までにえられた RT-6282-B をすべて選別することができる。 土器その他の遺物についても同じ方法で登録処理をおこなつている。

2名編『パンチカードの理論と実際』昭32などを参照されたい。

^{*} その他の遺物は目下整理中で,漸次登録していく。

^{**} このカードはハンドソートパンチカードになって いる。パンチカードシステムについては平山健三他

別表

別表1 建物 別 寸 法 表

造営期	遺	構	規	模	棟方向	厢	桁行cm(尺)	梁行cm (尺)	厢cm(尺)	柱穴(廂)	cm/尺
	SB	167	6間×	2間	N-S		1770 (60)	585(20)		方60cm	29.5 • 29.3
I	SB	176	9 ×	4	N-S	W•E	2652 (90)	1200(40)	300(10)	70 (40)	29.5 • 30.0
	SB	205	7 ×	2	N-S		2030 (70)	580(20)		100	29.0
I	SB	170	5 ×	4	W-E	N·S	1485 (50)	1246(42)	356(12)	100(100)	29.7
	SB	200	7 ×	4	W-E	$N \cdot W \cdot S \cdot E$	1900 (63)	1080(36)	270(9)	130(130)	30.0
1	SB	212	7 ×	2	W-E		1900 (63)	600(20)		80	30.0
	SB	112	7 ×	2	W-E		2079 (70)	594(20)		120	29.7
	SB	131	5 ×	2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB	143	13 ×	2	W-E		3939(130)	606(20)		120	30.3
I	SB	145	5 ×	2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB	177-A	7 ×	3	N-S	W	2079 (70)	891(30)	297(10)	100 (80)	29.7
	SB	186-A	7 ×	4	W-E	N·S	2079 (70)	1188(40)	297(10)	120(120)	29.7
2	SB	194–A	7 ×	2	W-E		2079 (70)	504(17)		120	29.7
	SB	201	7 ×	5	W-E	N·S·S	2079 (70)	1573(53)	297(10) 386(13)	100(100)	29.7
	SB	206	7 ×	2	N-S		2079 (70)	594(20)	(南孫廂)	100	29.7
	SB	209	7 ×	2	N-S		2079 (70)	594(20)		100	29.7
	SB	213	7 ×	2	W-E		2079 (70)	594(20)		100	29.7
	SB	113	6 ×	2	W-E	The second secon	1782 (60)	564 (19)	And the state of t	100	29.7
I	SB	166	5 ×	2	W-E		1337 (45)	594 (20)	menonymus Adaptana Ada	80	29.7
	SB	177–B	7 ×	2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
2'	SB	186–B	7 ×	2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
	SB	194–B	7 ×	2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
	SB	116	5 ×	3	N-S	W	1360 (45)	821 (27)	337 (11)	80 (80)	30.2 • 30.6
I	SB	135	3 ×	1	W-E		788	351		80	
	SB	146	5 ×	2	N-S		1115 (37.5)	446 (15)		80	29.7
9	SB	182	5 ×	3	N-S	E	1115 (37.5)	772 (26)	337 (11)	60 (50)	29.7
3	SB	191	5 ×	2	N-S	W•E	1188 (40)	1158 (39)	356 (11.5)	100 (50)	29.7
	SB	211	5 ×	4	W-E	N•S	1188 (40)	1158 (39)	\begin{cases} 359 & (12) \\ 326 & (11) \end{cases}	80 (80)	29.7
Ш	SB	236	4 ×	: 2	N-S		1128 (38)	534 (18)		80	29.7
m	SB	246	5 ×	2	N-S		1188 (40)	446 (15)		80	29.7

^{1 「}尺」は造営尺で、完数を用いたものと仮定した。 同一建物で桁行・梁行で多少差のあるものもある。

² SB 211 は北廂の梁間が南廂より広い

						出土	数量
番号	科名	種 名 (学 名・和 名)	分布・原産 地	習 性	出土 部位		破片
1	Juglandaceae クルミ科	Juglans Allardiana DODE var. shinanoana KOIDZUMI ナガグルミ	本州(中部地方)	落葉濶葉喬木	核実	1	187
2	"	Juglans mandschurica MAXIMOWICZ var. acuta KITAMURA オニゲルミ	樺太・北海道・本州・ 四国・九州	"	11	1	337
3	"	Juglans mandschurica MAXIMOWICZ var. acutissima KOIDZUMI ハリサキオタフクグルミ	邦内(栽培植物)	"	11	0	12
4	"	Juglans mandschurica MAXIMOWICZ var. avellana KOIDZUMI ミゾナシオタフクグルミ	"	"	11	0	8
5	//	Juglans mandschurica MAXIMOWICZ var. cordiformis KITAMURA ヒメグルミ	"	"	11	1	130
6	"	Juglans regia LINNAEUS var. orientalis (DODE) KITAMURA テウチグルミ	原産中国(栽培植物)	"	11	0	17
7	Betufaceae カバノキ科	Corylus helerophylla FISCHER var. japonica KOIDZUMI ハシバミ	北海道•本州•九州	落葉濶葉灌木	果実	12	34
8	Fagaceae ブナ科	Castanea crenata SIEBOLD et ZUCCARINI クリ	北海道(西南部)·本州·四国·九州	落葉濶葉喬木	11	1	16
9	//	Cyclobalanopsis girba OERSTED イチヰガシ	本州(関東以西) · 四 国 · 九州 · 台湾 · 宇国	常緑濶葉喬木	果実・葉	14	37
10	//	Quercus myrsinaefolia BLUME シラカシ	本州•四国•九州	"	果実	19	12
11	Nymphaeaceae ヒッジグサ科	Nelumbo nucifera GAERTN ハス	原産亜州温熱帯	多年生水草	種子	0	4
12	Amygdalaceae サクラ科	Prumus Ansu KOMAROV アンズ	原産(日本?) 栽培植物	落葉濶葉喬木	核果	19	5
13	"	Prumus Mandshurica KOCHNEマンシウアンズ	原産(満州) 栽培植物	//	11	3	0
14	"	Prumus Persica STOKES var. antiqua KOSHIMIZU コダイモモ	原産(日本?)栽培植物	//	11	20	9
15	"	Prumus Perisca STOKES var. ヒメコダイモモ	原産(日本?)野生種?	//	11	3	0
16	//	Prumus salicina LINDLEY スモモ	原産(日本?)栽培植物	//	11	4	1
17	//	Prumus sp. ネッカアンズ	原産(熱河) 栽培植物	"	11	1	0
18	//	Prumus siberica LINNAEUS モウコアンズ	原産(蒙古) 栽培植物	//	11	2	0
19	Legminosae マメ科	Kraunhia floribunda TAUBERT var. typica MAKINO フザ	本州・四国・九州・琉球	落葉濶葉籐本	種子	1	0
20	Euphorbiaceae タカトウダイ科	Aleurites cordata STEUD アブラギリ	原産(中国) 栽培植物	落葉濶葉喬木	//	11	0
21	Hippocastaceae トチノキ科	Aesculus turbinata BLUME トチノキ	北海道・本州	//	果実	8	21
22	Theaceae ッパキ科	Thea sinensis LINNAEUS チャ	九州・台湾 栽培植物	常緑濶葉灌木	種子	0	1
23	Oenotheraceae アカバナ科	Trapa natans LINNAEUS var. bispinosa MAKINO ヒシ	北海道·本州·四国· 九州·朝鮮·満州·中国	一年生水草	果実	0	1
24	Ebenaceae カキ科	Diospyros Kaki LINNAEUS カキ	本州·四国·九州 栽培植物	落葉濶葉喬木	種子	0	7
25	Cucurbitaceae ウリ科	Cucumis Melo Linnaeus var. Conomon Makino f. vididis Makino アヲウリ	原産(熱帯) 栽培植物	一年生草木	11	19	13
26	//	Cucumis Melo LINNAEUS var. Makuwa MAKINO マクワウリ	"	"	11	4	0
27	//	Cucumis satirus LINNAEUS キウリ	原産(印度) 栽培植物	//	11	66	18
28	//	Cucumis sp. ウリ属	栽 培 植 物	//	11	2	0
29	Cupressaceae ヒノキ科	Chamaecyparis obtusa ENDLICHER ヒノキ	本州・四国・九州	常緑針葉喬木	樹枝	0	17
30	Pinaceae マッ科	Pinus densiflora SIEBOLD et ZUCCARINI アカマツ	北海道(西南部)·本 州·四国·九州	//	"	0	1
31	//	Abies firma SIEBOLD et ZUCCARINI ६३	本州・四国・九州	//	"	0	2
32	Fagaceae ブナ科	Quercus sp. カシ属		常緑濶葉喬木	11	0	15
33	//	Shiia sp. シイ属		//	11	0	59
34	Cercidiphyllaceae カツラ科	Cercidiphyllum japonicum SIEBOLD et ZUCCARINI カツラ	本州・四国・九州	落葉濶葉喬木	11	0	13
35	Amygdalaceae サクラ科	Prumus sp. サクラ属		//	11	0	4
<u> </u>							

(T-単弁 F-複弁 S-珠文 K-圏線・界線 LV-線鋸歯文 RV-凸鋸歯文 J-重圏文 U-飛雲文 KK-均整唐草文 HK-偏行唐草文 単位-cm)

						瓦				当					面		全	玉	但	国 亻	本	数		
	型	式	·番	号	直		内	I	X			外		₽	<u> </u>			縁	K {	A ~ C	Ι.			%
			1-4	•	径	中房径	蓮子 数	弁区径	弁幅	弁数	外区広	内幅	縁 文 様	幅		縁文様	長		W	C 地区	J 地 区	計		
6127	Sign of the state		(c)		15.8	6.6	1+8	11.0	2.0	Т12	2.4	1.3	S12	0.9	1.1				1	0	0	1	0.8	
6131-A			K		16.7	4.0	1+8	12.4	2.1	T16	2.1	0.8	S24	1.3	1.1	RV24			1	0	0	1	0.8	
6133-A					16.9	3.4	1+5	9.6	1.7	T12	3.6	1.9	S13	1.7	0.9		40.0	5.0	14	1	0	15	11.7	
6133-B					16.1	3.6	1+6	9.0	1.7	Т12	3.5	1.7	S15	1.8	0.9		40.6	5.8	2	0	1	3	2. 4	L
6133-C					16.6	4.0	1+6	9.7	1.7	Т13	2. 9	1.6	S18	1.3	0.8				11	0	1	12	9.3	3
6133-D			(:)		15. 7	4.0	1+6	11.1	1.7	T 16	2.3	1.4	S24	0.9	0.8				0	0	0	0	$\frac{31}{40}$ 0	21. 2 (31 . 2)
6133-F					13.5	3.0	1+8	7.6	1.6	T 12	2.9	1.5	S24	1.4	1.0	LV			0	0	0	0	0	
6133-G	4		(17.0	3.5	1+8	9.9	1.5	T16	3.5	2.0	S16	1.5	1.4	LV	44. 3	5.6	0	0	0	0	0	
6133-H			Š		16.3	4.3	1+6	11.1	1.9	T16	2.6	1.6	S24	1.0	1.0				1	0	0	1	0.8	
6134-A	/	Name Alter or Constitution			16.1	3.6	1+8	9.6	1.1	Т12	3. 2	1.9	S16	1.3	1.3	LV16	40.0	5.9	3	0	2	5	3.8	
6208					16.8	7.0	1+6	14.8	4.2	F 6				1.6	0.6				0	1	0	1	0.8	
6225					16.7	6.8	1+8	11.6	3.6	F 8	2.5	1.2	K	1.3	0.8	RV24	37.3	4.8	2	0	2	4	3.1	
6235-B			1		16.8	5.6	1+5	11.2	2.9	F8	2.8	1.7	S17	1.1	0.9				3	0	0	3	2.4	
6241	The same of the sa				14.8	3.9	1+5	8.8	2. 4	F 8	3.0	1.5	S20	1.5	0.5		40. 2	7.0	1	0	0	1	0.8	
6276-C	4					6.2	1+5+9		3.0	F8			S			LV			1	0	0	1	0.8	
6281-C		1000			17.4	5.9	1+4+8	10.8	2.8	F 8	3. 2	1.7	S32	1.5	1.0	LV48			0	1	0	1	0.8	
6282- A			P.	S. S	15.7	5.3	1+8	8.7	3.1	F8	3.5	2.0	S24	1.5	0.9	LV24			0	0	0	0	0	

			1.0				瓦				当				Ī	ī		全	玉	個	1	本	数	
	型	式	番	号		直		内	v	区			外		Þ	ζ.		_	一縁	K {	A {	I •		%
						径	中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数	外広区	内幅	緑文様	幅	高	縁 文 様	長	長	地区	C地区	J 地区	計	/0
6282-B				Same Control		16. 2	4.5	1+6	8.6	3. 1	F8	3.8	2.0	S24	1.5	0.9	LV			15	4	8	27	21. 1
6282-D)	13.2	2.7	1+6	6.4	2. 4	F8	3.4	2.0	S24	1.4	0.9	LV24			4	2	3	9 38	7. 0
6282-E						16. 1	3.4	1+6	7.6	2.6	F8	4.2	2.4	S24	1.8	1.3	LV24			1	0	0	1 (39	0.8
6282-F						15.8	4.0	1+6	9.2	3.2	F8	3.3	2.0	S24	1.3	1.4	LV24			1	0	0	1)	0.8
6284-A						15.6	3.5	1+6	8.3	3.0	F8	3.6	1.8	S24	1.8	1.3	LV23			5	0	1	6	4.7
6284-B						15. 3	3.5	1+6	8. 2	2.1	F8	3.6	1.9	S20	1.7	1.3	LV20			1	1	0	2)	1.6
6291-A						16.2	3.5	1+6	8.7	2.4	F8	3.7	1.8	S16	1.9	0.8	LV18			1	0	0	1	0.8
6301-C	100					16.0	4.8	1+5+10	10.2	2.6	F8	2.9	1.6	S20	1.3	0.8	LV33			1	2	0	3	2.4
6303-A					7	16.5	4.0	1+6	9. 5	3.4	F8	3.5	1.9	S22	1.6	1.1	LV			1	0	0	1	0.8
6304-A	K / 3					16.2	3.5	1+6	9.9	3.7	F8	3.1	1.5	S16	1.6	1.6	LV16			1	0	0	1	0.8
6306-B					4.30	16.1	4.2	1+6	9.1	2.3	F8	3.5	1.8	S24	1.7	1.3	LV16			0	0	3	3	2.4
6307						16.8	3.5	1+6	9. 2	2.5	F8	3.8	2.0	S16 ?	1.8	1.0	LV			0	1	0	1	0.8
6311-A			ı.	D/2-1940	~.	16.1	4.0	1+6	9.6	2.6	F8	3.2	1.5	S26	1.7	1.1	LV23	39. 5	5.6	4	1	1	6	4.7
6311-C)3	15.7	4.0	1+6	10.0	2. 4	F8	2.8	1.5	S16	1.3	0.9	LV16			1	0	2	3	2.4
6313-B					A.	10.2	1.7	1	5.6	3. 4	F4	2.3	1.3	S16	1.0	0.9	LV16			0	0	1	1	0.8
6316- A		1	(15.0	3.6	1+7	9.8	3.1	F8	2.6	1.3	S16	1.3	0.6	LV20			1	0	0	1	0.8
6320						16.7	3.8	1+8	8.8	0.9	T24	3.9	2.3	S24	1.6	1.4	RV24			2	0	0	2	1.6
																				88 (104)	13 (19)	27 (29)	128 (152)	100.4

()は種類不明を加えたもの

						瓦				当			面				全	1	固	体	数			
型	式	番	号	上弦幅	弧深	下弦幅	厚	内区厚	内区文様	上外区厚	上外区文様	下外区厚	下外区文様	脇幅	脇区文様	文様の深さ		W	A~C地区	I J 地区	11111	f-	9	%
6575									J									1	0	0	1		0.6	
6641-B			2/200				5.0	2.4	нк	1.1	S23	1.5	LV20	6.0	LV3	0.2		1	0	1	2	3	1.3	1.9
6641-E	20	99/00	99/9				5.0	2.4	НК	1.5	S24	1.1	LV		LV5	0.2		1	0	0	1/	(4)	0.6	(2.5)
6663-A	# N. W.	(2)(b)	33/4				5.5	2.9	КK	1.4	K	1.6	K		K	0.2		1	0	0	1		0.6	
6663-B	A	Ū21/2					5.9	2.8	KK	1.5	K	1.6	K	6.4	K	0.2		3	0	1	4	7	2.5	4.4
6663-C		SMOTONIA.	200	27.0	7.2	28. 2	5.3	2.6	KK	1.4	K	1.3	K	7.3	K	0.3		1	0	1	2	(10)	1.3	(6.3)
6663-D			33001				5.0	2.5	KK	1.2	K	1.3	K		K	0.3		0	0	0	0/		0	
6664-A			09/03				6. 2	3.1	KK	1.8	S21	1.9	S21	8.0	S3	0.3		1	0	1	2		1.3	
6664-C		62/60/6		24.0	6.2	25. 2	5.1	2.4	KK	1.4	S21	1.3	S21	6. 2	S3	0.4		11	2	3	16	22	10.3	14.1
6664-D		SZ GIONA	5)	24.0	6.0		6.0	2.2	KK	2.0	S17	1.8	S19	7.4	S3	0.5	5	1	0	0	1	(24)	0.6	(15. 4)
6664-F		SANCEDIA.	500	24. 5	6.1	27.5	5. 8	2.7	KK	1.4	S19	1.7	S21	7.8	S3	0.8	37.5	0	2	1	3		1.9	
6665		162001/	3/0				5. 8	3 2.7	KK	1.8	S23	1.3	S25		S3	0. 3	3	1	0	0	1		0.6	
6666		(C)(C)(A)	010				5. 2	2 2.8	KK	1.2	S20	1.2	S19	5. 2	S3	0.5	5	1	0	0	1		0.6	
6682			0.00	24. 5	7.8	27.3	5.2	2 2.4	1 KK	1.5	S17	1.3	S17	7.8	S3	0. 8	35. 0	3	0	2	5		3.2	
6685-B		Cincipia		19. 8	3 4.7	18.8	3.2	2 1.	1 KK	0.8	S15	1.0	S17	4.7	S1	0.3	3	1	0	0	1		0.6	
6691-A	I DO CO		2000	27.0	5.5	29.3	5.1	2.1	5 KK	1.4	S21	1.6	S21	5. 8	S3	0.4	1	3	0	1	4		2.5	
6694	Sale Contraction			23. 5	6.7	27.5	5 6.0	3.:	2 KK	1.7	S15	1.1	S17	7.0	S2	0.4	1	0	0	2	2		1.3	
6702		2 SICIOII	316	25. (4.1	27.9	9 5.9	9 3.	7 KK	0.9		1.3		6. (0.:	3 36. 2	3	0	0	3		1.9	

						瓦				当			面				全	個	1	本	数			
型	式	番	号	上弦幅	弧深	下弦幅	厚	内区厚	内区文様	上外区厚	上外区文様	下外区厚	下外区文様	脇幅	脇区文様	文様の深さ	長	K~W地区	A~C地区	I · J 地区		+	9	%
6718	OF OF								KK	1.6	S				S	0.5		0	0	0	0		0	
6720	CO						5.2	3.0	KK	1.2	S14	1.0	S14		S			1	0	0	1		0.6	
6721-A	ACCO CO	المراجع والمرود	320	26.0	5.4	26.8	4.5	2.1	KK	1.2	S26	1.2	S27	5.3		0.3	36.5	7	0	4	11		7.1	
6721-B	CONCESS OF THE PROPERTY OF THE	20/2			4.6		4.2	2.2	KK	1.1	S26	0.9	S27	5.0		0.3	35.6	3	0	0	3		1.9	
6721-C		on some	338	26.5	4.9	28.0	5.3	2.5	KK	1.5	S26	1.3	S32	6.0		0.3		7	5	5	17		10.9	
6721-D		30//2			4.0		5. 1	2. 6	KK	1.2	s	1.3	S	5.5		0.5		1	0	0	1	37 (48)	0.6	23.6 (30.9)
6721-E		<u> </u>	<u> </u>				4.2	2. 2	KK	1.0	S	1.0	s	5.0		0.2		1	0	0	1		0.6	
6721-F			000		6.5		5. 2	2.6	KK	1.3	S37	1.3	S37	6.5		0.3		0	0	1	1		0.6	
721-G	OCOC CO		300	26.0	6.0	28.0	4.7	2.4	KK	1.1	S35	1.2	S35	5. 2		0.3		0	1	2	3/		1.9	
5732-A		3/60	36	28.5	4.7	30.5	6. 9	3.6	KK	1.5	S11	1.8	S11	7.5	S1	0.4	34.0	16	3	5	24\		15.5\	
5732-B	CACCA C	(5)E					6.1	3. 2	KK	1.6	S11	1.4	S11	6. 2	S1	0.5		1	2	0	3	30 (36)	1.9	19.3
6732-C							6.0	3.0	KK	1.4	S11?	1.6	S11	6.5	S1	0.3		2	0	1	3/		1.9/)
6739		(3/65)					6.4	2.8	KK	1.6	S	2.0	S			0.4		2	0	0	2		1.3	
6760)%(V/65)		24.6	4.1	26.5	5. 4	2. 5	KK	1.4	S19	1.5	S21	5. 3	S2	0.5	5	2	0	0	2		1.3	
6761	DE NOTO	(C)(C)(C)		27.0	6.1	28.9	6.6	3.2	KK	1.5	S11	1.9	S19	7.7	S1	0.4	36. 8	2	0	0	2		1.3	
6763	CACAGO CAGO	2000		24.7	7 4.5	26.8	6.3	2.9	KK	2.0	S11	1.4	S11	6.4	Si	0.3	3	5	0	0	5		3. 2	
6791							4.9	2.4	KK	1.2	S+X	1.3	S+X					0	0	0	0		0	
6801		GD E	183 C)	26.	9 6.0	29. 2	6.2	3.5	U	1.4		1.3		6.8		0.4	1	0	0	3	3		1.9	
																		83	15	34		(155)	99.	0

() は種類不明を加えたもの

		殿台	4	大極殿	朝	中	中宮院	東	東	東	西	内	大安殿	内安殿	備考	造宮卿
年	時				堂	宮	院	宮	院	内	宮	裹	殿	殿		
和	銅	3 (7 4 5 6 7	710) 	(♦)	***										平城遷都 首皇子立太子(聖武)	大伴宿禰手拍
霊	亀	1 2	_	⊗ ⊗	2					Mikkinska da a da ja disabelik kindukananan makuman kinduk			1			多治比真人県守
養	老	1 2								Andrew State of the State of th						人果守
		4	— 元 正	@	Part of the state									a		
		6 7			0	9 9										県犬養宿禰筑紫
神	亀	1 2		99	3 3	9 9						9	9		催造司任命	
		3 4		a	3	9						8		9	知造難波宮事の任命 基王誕生	
天	平	5 1 2		9 9 9	8 8	3		***************************************				9	3		光明立后	
		3	聖	3	9	⊕						99				
		5 6	武		∅∅	3									官人に難波京宅地を班給	
		7 8 9		8	•	3						3			疫瘡流行	
		10 11			9	0									阿倍内親王立太子(孝縢)	
	~	12 (7	740) ~~~	8 8	00	9 9				ļ			ļ			(天平 動 奴 1
		17 (7 18	745)			***	9					3	3			
天平	感宝器	19 20 1		3	3							*				麻 呂
	此土	2	孝		8	0							89 89		L (L DEPTH	
		4 5	謙		*							8			大仏開眼	No.

年時	舎	大極殿	朝堂	中宮	中宮院	東宮	東院	東内	西宮	内裏	大安殿	内安殿	備考瘤	Î
天平勝宝	6 孝 薄			•		TO THE PERSON NAMED IN COLUMN	•			•	•		宮子太皇太夫人崩御 · 聖武太上崩御	
天平宝字	1 2		9							8 8			主成人工所向 大 道祖王廃太子,大炊王立太子,仲麻呂紫 宮 微内相,奈良麻呂の変 改	
	3 4	8	9							9		•	阿弥陀浄土院の造営はじまる	石
	5 淳 6 仁				3 9								仲麻呂太師となる, 光明皇太后崩御	石川朝臣名人
	7 8	3	⊕		9 0								仲麻呂の変	
天平神護神護景雲	2 称						a a a	-	3				中壬生門	高龗胡
一种拨尔云	1 徳 2 3	***************************************	3				9	3	9	8				高麗朝臣福信
宝	$\begin{bmatrix} 1 & \downarrow \\ 2 & \downarrow \end{bmatrix}$	3) 9)	00				39	*					由義宮遷幸 称徳天皇崩御	
	3 4	3	₩		THE PERSON NAMED OF THE PE	The state of the s				9			楊梅宮成る	
	5 6 7 光		99 9							3				
	8 仁 9		⊗ ⊕		THE PARTY AND A STATE OF THE PARTY AND A STATE					3 8 3 8 8				
	10 11	9	9 9 9							9				
天 応 延 暦	1 — 1 — 桓	•								8				藤原朝三鷹取
	2 3 	9	3							*			長岡京遷都	取

凡例 1. 資料は続日本紀・万葉集による。

2. ● 1 ツはそれぞれの殿舎が記録に 1 回あらわれたことを示す。

別表 5 平城宮殿舎の主な利用事例一覧表

		即 位	大嘗会	元日朝賀			節	日	饗	宴			
		Mh Fr	人 e 五	九日朝貞	元日	正月七日	正月十六日	正月十七日	三月三日	五月五日	七月七日	冬	至
和	銅 3			「大極殿」									
	4										-		
	5												
Actually property of the second	6 7												
霊		9·2 大極殿(元正)		大極殿			中門	南 闈					
	2			廃(雨)	朝堂								
養	老 1												
	2			1 • 2									
	3 4			大極殿	殿上								
	5				殿工								
	6			廃(黥閣)									
	7		11 • 23				中宮						
神	亀 1	2·4 大極殿(聖武)	11・23 斎宮 ・25 朝堂・内裏 ・26 朝堂	1·2 大極殿		中宮				重閣中門	1		
	2	-	• 26 朝堂)\1 <u>\2163</u>						market 11		11 • 10)
The state of the s									南苑	-賜宴)		大	安服
a same or security of	3								御在所(六位以)	- Moder 			
And the same of th	4			1·3 大極殿		朝堂				ミカノハラ 南野榭			
4	5			1·3 大極殿		南苑		中宮	鳥池塘 松林苑			11・13	3 苑
天	平 1				中宮	朝堂			御在所	南野榭 松林(苑)			
	2			1·2 大極殿		中朝	(大安殿 皇后宮		松林宮				
	3					中宮	(主/1) 白					11 • 5 南	樹苑
	4			大極殿								11 • 27 南	7 苑
	5				(中朝中朝中朝中朝中朝								
	6 7				朝堂					北松林	南苑		
The second secon	8				朝堂			南 殿		101447			
and the second s	9												
	10				(中宮朝堂			松林			(大蔵省)西池宮		
A PARTY OF THE PAR	11			I Trypes year as	174,313	den are	/南 茄				1 Said Hard		
	12 13			大極殿		朝堂	(南 苑朝 堂	大極殿南門	1				
	14												
	15												
	16			700000000000000000000000000000000000000									
	17											11・16 内	6 裏
	18 19		PROGRAMMA	(廃)	古た			,		南苑			
	20		-	(廃)	南苑 内裏 朝堂	南殿 (南高殿 •南安殿)				南 苑			
1				(12/27	朝堂	・南安殿)							

	Вп //-	_L_	= n ±p #p				節	H	響	宴		-		
	即位	大嘗会	元日朝賀	元日	正月七	:日]	正月十六日	正月十七日	三月三日	五月五日	七月	七日	冬	至
天平感宝 1	7·2 大極殿(孝謙)	11・25	廃(韓閣)											
大干勝玉 2	人	用栗園利呂」		大郡宮 薬園宮										
3			八女成	薬園宮		J	大極殿南院				南	院		
4											1	,,,		
5			廃	中務南院	i									
6					東院(東	で常	大安殿							
7			廃(韓閣)		宮南大殿	()*								
8														
天平宝字 1			廃(涼闇)										11 • 1	.8 勺裏*
2	8·2 大極殿(淳仁)	11 • 23 乾政官院 • 25 閤門			1·6 内庭	*				(停止)				. •
3		• 26 朝堂	大極殿			1	・18 朝堂							
4		,	大極殿				174211							
5			〔廃〕新宮未就						ホラ					
6			〔廃〕宮室未就						*ラ 「宮西南 池亭」					
7			大極殿		閤門•	庭	(閣 門 朝 堂							
8	10·9 (淳仁廃帝・ 称徳重祚)													
天平神護 1		11 • 26 ?	西宮前殿		〇 (改元	授)								
2			(113)					「右大臣第」 (永手)					11 • 2	:2
神護景雲 1									「西大寺 法院」				西宮 (新嘗	2 前殿 豊楽)
2			大極殿 1·2		内裏			/亩 腔						
3	10 • 1		大極殿 •3		法王 1·8 東院			(東 院朝 堂	Flat of III .				Value of the last	
	10·1 大極殿(光仁)	11・21 太政官院	西宮前殿		果阮		朝堂		「博多川」					
2		· 23 閤門前幄	大極殿				124							
3		•25 朝堂		内 裏					「靱井御 井」					
4			大極殿	内裏	重閣中(閣)	院	/楊梅宮			and the second s				
5					(臨軒		(楊梅宮朝 堂		District of the second					
6				į.	○ (賜宴) ○ (援位 賜宴	1)(授位賜宴)							
8				1	(○) (授位		(前 殿朝 堂		内嶋院					
9			廃(皇太子不安)	内 审	1	- 1	朝 写 (宴授位其) (襲如常)		内裏					
10			大極殿	477 里	朝堂		朝堂	○(内射)	〇(曲水宴)					
11			1・3 大極殿	内 裏	朝堂	:)(踏歌宴)							
天 応1	4·15 大極殿(桓武)	11・13 太政官院	大		510 A 100 A				SPRINTENING ALAKS					
延 暦1														
2			廃			J	大極殿閤門		-					
3					○(宴授位	立)	(内 裏 朝 堂		〇(曲水宴)		AAAA WAXAA AAAA			

凡 例 1.*は万葉集にみえるもので、以外の大半は続日本紀による。

- 2. 欄中の算用数字は月・日(例えば元日朝賀で $1\cdot 2$ とあるものは正月2日に朝賀の行われたことを示す)。
- 3. 〔廃〕は大極殿が存在しなかったための廃朝を指す。
- 4.○は節宴の行われたことだけがみえ、その場所が明示されていないもの。
- 5. 「 」内のものは平城宮外のものを指す。

PUBLICATIONS OF NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE OF CULTURAL PROPERTIES, NO. 15

NARA IMPERIAL PALACE

ARCHAEOLOGICAL SURVEYS CARRIED OUT
IN 1959 — 1961

ENGLISH SUMMARY

CONTENTS

		Pa	age
Chapter	I.	Introduction	
		1. Start of Research Work	1
		2. Program and Organization of Research Work	3
Chapter	II.	History and Site	
		1. History	5
		2. Present Condition of Site	10
Chapter	III.	Progress of Research Work	
		1. Outline of Research Work	13
		2. Progress of Excavation	15
		3. Diary of Excavation	19
Chapter	IV.	Sites	
		1. Outline of Excavated Area	24
		2. Structural Remains in Chronological Sequence 3	37
Chapter	V.	Artifacts and Other Relics	
-		1. Wooden Writing Tablets 5	50
		2. Tiles and Bricks	58
		3. Earthenwares 6	33
		4. Metal and Other Objects	74
Chapter	VI.	Studies	
_		1. On Sites	78
		2. On Artifacts	34
		3. Chronology and Identification of Structures 9	6
Chapter	VII.	Problems about Nara Palace	
1		1. Palace Precincts and Town Planning 9	9
		2. Layout and Function of Buildings in Palace 9	9
Appendix	es	Method of Classification of Sites and Artifacts	
••		1. Abbreviations for Sites	4
		2. Abbreviations for Structures and Other Remains . 11	6

4. Method of Recording Sites and Relics 117 English Summary
English Summary
TABLES
1. Dimensions of Excavated Structures
2. List of Natural Objects Discovered from Pit SK219 121
3. Round and Plain Tiles for Eaves, Classified
4. References to Principal Buildings of Nara Palace in
Ancient Records and Chronicles
5. Names and Functions of Principal Buildings of Nara
Palace

3. Classification of Relics and Their Abbreviations . 116

PLANS

- I. Topographical Map of Nara Palace Site.
- II. Layout of Various Structures and Other Remains in Area 6ABO.
- III. Whole Excavated Area.
- IV. Map of A · I Sections.
- V. Map of C · J Sections.
- VI. Map of K.M Sections.
- VII. Map of K·L Sections.
- VIII. Map of M.N Sections.
 - IX. Map of W.Q Sections.
 - X. Map of O.R Sections.
 - XI. Chronological Divisions of Layouts of Structural Groups.
- XII. Detail of Well SE168.

PLATES

- I. Aerial View of Nara Palace Site.
- II. General Views of Area 6ABO: 1) General View, seen from North.2) N•Q Sections, seen from Northwest.3) Southern Half of O Section, seen from North.
- III. Area 6ABO-O: 1) Structure SB116, seen from Northwest.2) Same Structure, seen from South.
- IV. Area 6ABO-O: Structure SB116, seen from North.
- V. Area 6ABO-O: 1) Superimposed Pillar-holes of Structures SB112·116 and Fences SA120·121·130, seen from North. 2) Structures SB116·131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from East. 3) Structure SB 135, seen from North.
- VI. Area 6ABO-O•Q•W: 1) Structures SB116•131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West. 2) Structure SB143, seen from Northwest.

- VII. Area 6ABO-Q·W: 1) Structure SB143, seen from Southeast. 2) Same Structure, seen from South. 3) Same Structure and Pit SK148, seen from South.
- VIII. Area 6ABO-N: 1) General View, seen from South. 2)
 Wall SA109, seen from Northwest. 3) Gutter SD
 106, seen from Northeast.
 - IX. Area 6ABO-R: 1) Structures SB131·145, seen from West.
 2) Structures SB145·146, seen from South. 3) Structure SB146, seen from West.
 - X. Area 6ABO-V: 1) General View, seen from North. 2)
 Structure SB145, seen from West. 3) Wall SA109,
 seen from Southwest.
 - XI. Area 6ABO-O: 1) Pit SK140, seen from West. 2) Part of Same Pit, seen from East. 3) Pit SK148. 4) Pit SK134.
- XII. Area 6ABO-K·L·M: General View, seen from West.
- XIII. Area 6ABO-K: 1) General View, seen from Northeast.
 2) General View, seen from South.
- XIV. Area 6ABO-K: 1) Structure SB177, seen from Northeast.
 2) Superimposed Pillar-holes of Structures SB176•
 177.
- XV. Area 6ABO-K: 1) Structure SB177 and Pond SG180, seen from West. 2) Structure SB176, seen from North. 3) Structures SB176•177, seen from Southeast.
- XVI. Area 6ABO-K·M: 1) Structure SB194, seen from West. 2) Gutter SD126 and Structures SB191·194, seen from West. 3) Structure SB191 and Pond SG180, seen from South.
- XVII. Area 6ABO-K•L: 1) Structure SB170, seen from West.
 2) Same Structure, seen from Southwest.
 3) Superimposed Condition of Structures SB170 and Southern Half of SB176•177, seen from East.
- XVIII. Area 6ABO-K·M: 1) Structure SB186, seen from South.
 2) Same Structure, seen from Southeast. 3)
 Western Half of Same Structure, seen from North.
- XIX. Area 6ABO-L: 1) General View, seen from Northeast.
 2) Structures SB182·113, seen from North. 3)
 Structure SB116 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West.

- XX. Area 6ABO-L: 1) Well SE168, seen from Northwest.

 2) Well SE168-C, seen from North. 3) Well SE 168-B, seen from Northeast.
- XXI. Area 6ABO-L: 1) Well SE168-A, seen from North. 2) Same Well, seen from Northeast. 3) Square Well Frame (Wood) SE168-A.
- XXII. Area 6ABO-L: 1) Square Well Frame (Wood) SE168-A, West Side. 2) Same Well Frame, South Side. 3) Center Mark at Joint of Frame Timbers. 4) Square Joint of Well Frame, a. 5) Square Joint of Well Frame, b.
- XXIII. Area 6ABO-L: Numbering of Well Frame Timbers SE168-A.
- XXIV. Area 6ABO-A•B•C•T: 1) General View, seen from North.
 2) Northern Half, seen from Northeast. 3) Structure SB205, seen from Northwest.
- XXV. Area 6ABO-A·B: 1) Structure SB211, seen from East.

 2) Same Structure, seen from West. 3) Part of Same Structure, seen from East.
- XXVI. Area 6ABO-B: 1) Pit SK219, before Excavation, seen from Southwest. 2) Same Pit, after Excavation, seen from West. 3) Same Pit, after Excavation, seen from North.
- XXVII. Area 6ABO-A•B•C•I: 1) Gutter SD141, seen from West.
 2) Gutter SD126, seen from West.
 3) Fence SA
 203, seen from East.
- XXVIII. Area 6ABO-I: 1) Fence SA233, seen from North. 2) Southern Half of Same Fence, seen from West. 3) Structure SB236, seen from South.
 - XXIX. Wooden Writing Tablets.
 - XXX. Wooden Writing Tablets.
 - XXXI. Wooden Writing Tablets.
 - XXXII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIV. Wooden Writing Tablets.
 - XXV. Wooden Writing Tablets.
- XXXVI. Round and Plain Tiles for Eaves.
- XXXVII. Round Tiles for Eaves.
- XXXVIII. Round Tiles for Eaves.
 - XXXIX. Round Tiles for Eaves.

- XL. Round Tiles for Eaves.
- XLI. Plain Tiles for Eaves.
- XLII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIV. Ridge Ornament and Techniques of Tile-making.
- XLV. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVI. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVII. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVIII. "Haji" Earthenwares.
 - XLIX. "Haji" Earthenwares.
 - L. "Sue" Earthenwares.
 - LI. "Sue" Earthenwares.
 - LII. Potters' Techniques of "Haji" Earthenwares.
 - LIII. Inscribed and Incised Earthenwares.
 - LIV. Inscribed Ware, Green-glazed Ware and Earthenware Ink-Slab.
 - LV. Copper Coins and Wooden Objects.
 - LVI. Fragments of Lacquered Caps and Hemp Cloth.
 - LVII. Natural Objects.
- LVIII. Inscribed Earthenware Discovered at Funahashi, Osaka Prefecture.

FIGURES

- 1. Area 6ABO, showing Progress of Excavation.
- 2. Superimposition of Various Structures-1.
- 3. Superimposition of Various Structures-2.
- 4. North-south Stratification of Southern Half of "N" Section.
- 5. East-west Stratification of "N-W" Sections.
- 6. Superimposition of Various Structures-3.
- 7. Area 6ABP "F.I" Sections.
- 8. Section of Levelled Ground.
- 9. Cobble-paved Gutter SD130.
- 10. Superimposition of Various Structures-4.
- 11. Pillar-holes-1.
- 12. Pillar-holes–2.
- 13. Protecting Stones around Lower Ends of Octagonal Pillars.
- 14. Reused Timbers Discovered from Wells.

- 15. Pit SK140.
- 16. Earthenwares Postdating Removal of Palace.
- 17. Wooden Objects.
- 18. Charcoal and Firewood.
- 19. Layout of Structures at Period II-2.
- 20. Thickness of Round Tiles for Eaves and their Relative Chronology.
- 21. Tiles for Eaves Discovered from Nakayama-cho, Nara City.
- 22. Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI.
- 23. Chronological Changes of Earthenwares-1.
- 24. Chronological Changes of Earthenwares-2.
- 25. Chronological Changes of Earthenwares-3.
- 26. Traces of Street Planning outside of Southeast Corner of Nara Palace.
- 27. Reconstruction of Part of Street Planning around Nara Palace.
- 28. Layout of Nara Imperial Palace.
- 29. Filing Card for Structures and Other Remains.
- 30. Filing Card for Artifacts.

TABLES IN TEXT

- 1. Survey Periods and Excavated Area
- 2. Labour Required for Excavating One Are of Ground
- 3. Structural Remains Classified by Survey Periods
- 4. Undulation of Levelled Layers in Sections A-G
- 5. Groups of Structural Remains and Their Chronology
- 6. Chronological Sequence of Structures and Other Remains
- 7. Typological Classification of Wooden Writing Tablets
- 8. Quantity of Tiles for Eaves, Chronologically Divided
- 9. Quantity of Earthenwares Discovered from Pit SK219
- 10. Pillar-distances of Structures with Overhanging Eaves
- 11. Flaring of Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI
- 12. Tentative Absolute Chronology of Structures and Other Remains
- 13. Abbreviations for Various Sites in Nara Prefecture
- 14. Abbreviations for Structures, other Remains and Relics

ŋ

NARA IMPERIAL PALACE

The site of Nara Imperial Palace, which existed from 710 to 784 A.D., is situated at Sakicho, Nara City, and is designated as a Special Historical Monument. The palace was built in the middle of the northern border of the capital, which was established after the continental model, measuring five kilometers from north to south and six kilometers from east to west. The precinct of the palace is about one kilometer square and in it the imperial domicile, halls of state and other government office buildings once stood. At present, about 10 per cent of the whole precinct is well preserved in turfed ground, but the remaining 90 per cent is mostly cultivated as paddy-field, dotted with the ruins of ground platforms and earthen walls.

The Nara National Research Institute of Cultural Properties has undertaken the investigation work of this palace site since the summer of 1955, and the present publication deals with the summarized result of the 2nd (1959), 4th and 5th (both 1960) and 6th (1961) surveys, conducted in an area of about 0.8 hectare.

The excavated area is tentatively termed "Area 6ABO" and is the northern end of the central part of the palace precinct. work disclosed twenty-five structures, four gutters, six fences and earthen walls, some pits and several wells, one of which is exceedingly The lower ends of the pillars of all structures were inserted into the ground, unlike the pillars of more important structures, which were erected on base stones. A minute survey of the excavated area shows that the ground was reclaimed and levelled three times consecu-This enables us to divide the structural remains discovered The superimposed condition of therein into three successive periods. the pillar-holes in the middle layer further enables us to subdivide them into three shorter periods. Hence all the structures fall into five chronological sequence dates, as shown in Table I. Moreover, uniformity prevails in the design and technique of the structures, and also in the layout of each sequential period, and this fact seems to indicate that the structures unearthed were the buildings of governmental offices.

The artifacts discovered from the area are roof-tiles, earthenwares, copper coins, various metal and wooden objects, fragments of lacquered

caps, hemp cloth etc., but the most striking discovery was of forty-one pieces of long, narrow tablets of wood used as writing surfaces, recovered from Pit SK219. These wooden tablets can be classified into five groups according to their shapes, with the exception of the damaged and decayed ones whose size and shape are unknown. The first is a plain slip (Type 601). The second has a notch on each side near the upper and lower ends (Type 603). The third has notches near the upper end only (Type 604). The fourth has its lower end pointed (Type 605). The fifth is twice as long as the others and has a hole in the center and three holes near each end, from which it may be presumed that they were bound together by cords drawn through the holes (Type 606). Of especial interest are the chips from used tablets, which suggest that the tablets were reused after being erased The difference in shape seems to have had something to do with their functions. Tablets of Type 603 were used, as their inscriptions indicate, as labels attached to packages of local foodstuffs collected as taxes in kind from people of distant provinces. Type 604 and 605 were used also as labels attached to or pushed into packages of foodstuffs, supposedly stored in a kitchen or warehouse. The plain tablets were probably used as message slips or official records, and some of them have inscriptions requesting various foodstuffs. There are plain tablets that have names of officials only, while others have prose or verse written in "Manyō-gana" characters.

There are two tablets that have dated inscriptions, one for 761 and the other 762 A.D. Another two tablets are datable by the contents of their inscriptions, to either 763 or 764 A.D. Except for a few instances, the inscriptions on these tablets are related to foodstuffs, such as rice, beans, walnuts, sea-weeds, sea-urchins, vegetables, salt, soy, vinegar and bean paste.

Paper was used in clerical work of government offices in the Nara Period, as is evidenced by the archives of the Shōsōin Repository, but the present discovery revealed the hitherto unknown fact that wooden tablets were also used in less important business in the offices. In China wooden tablets were used as writing surfaces in the ancient Han and Chin Dynasties. This usage spread gradually into the surrounding regions and the finds in Turfan in the west and the present discovery in the east testify to its survival even in the eighth and ninth centuries. The date of these tablets provides reliable criteria for assigning to the structures of Period II-2 a date of shortly after 763–764 A.D., and furnishes an admirable starting point for establishing a chronological se-

quence for both the groups of structures and for the earthenwares discovered with them. The inscriptions vividly illustrate the diet of the people of the Nara Period and seem to prove beyond a doubt that the excavated area was originally occupied by the Imperial Household offices in charge of cuisine.

Table I Chronological Sequence of Structures and Other Remains

In the Western Half of Area 6ABO				Chrono- logical Sequence	In the Eastern Half of Area 6ABO				
G149		B176 B167	D141 D126-A	I	D141 D126–A	B205	B269* B317*		
G180 E168–A		B170	D130 D106–A D126–B		D130 D106-A D126-B D244			K217 K220	E311-A* E272-A*
E168-A		B112 B177–A B131 B186–A B143 B194–A B145		II–2		B209 B206 B213 B201	B293* B299*		E311-A* E272-A*
		B113 B177–B B166 B186–B B194–B		II–2′			-		
E168-A		B146 B182 B135 B191 B116	A109 A110	II–3		B211 B327* B314* B321*	B273*		E311-A* E272-A*
	K137 K140		A109 A110 A120 A121	III	A233 A304*	B236 B246		K234 K238 K335	E311- B* E272- B*

[&]quot;A "–Fence and Wall. "B "–Structure. "D "–Gutter. "E "–Well. "G "–Pond.

[&]quot;K "-Pit.

^{*}Remains discovered in a later survey but not treated in the present publication.

図面·図版

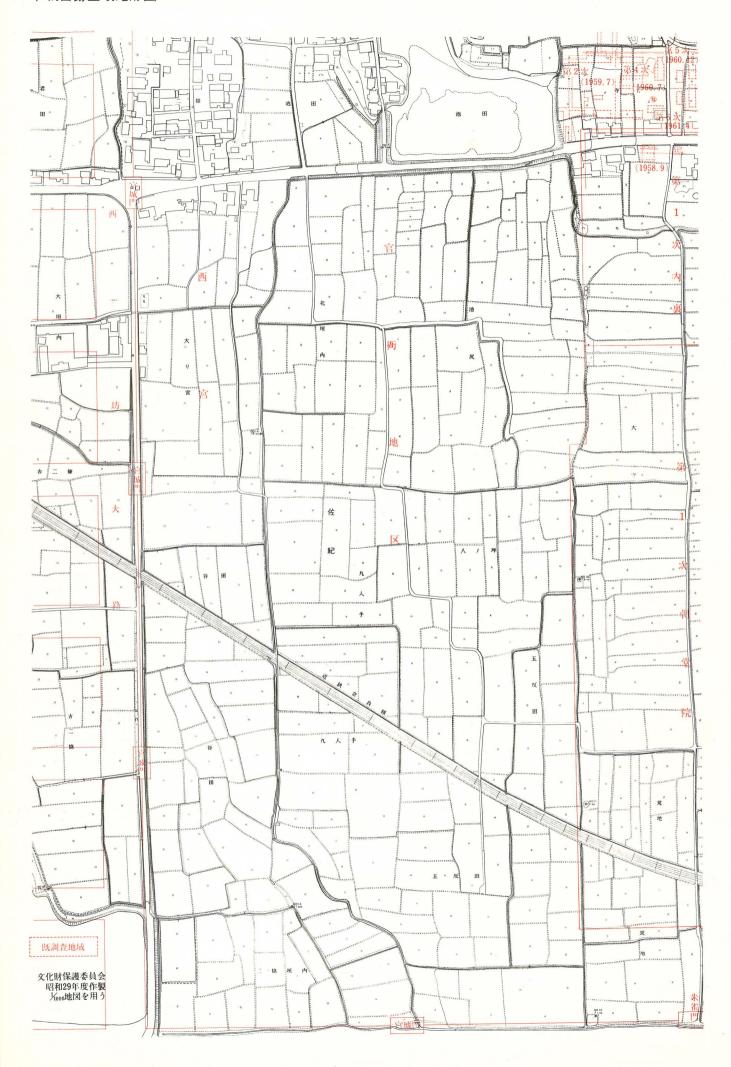
- 遺構にはすべて一連番号を付しその前に SA: 土 塁・柵, SB: 建物, SD: 溝, SE: 井戸, SG: 苑 池, SK: 土壙, SX: 不明の分類記号を標記する。
- 2 遺構の寸法数字は cm 単位とする。
- 3 高さ基準 L0 は埋蔵文化財発掘調査報告第五『平 城宮跡』中の B. M. No. 2 の上面と一致する。

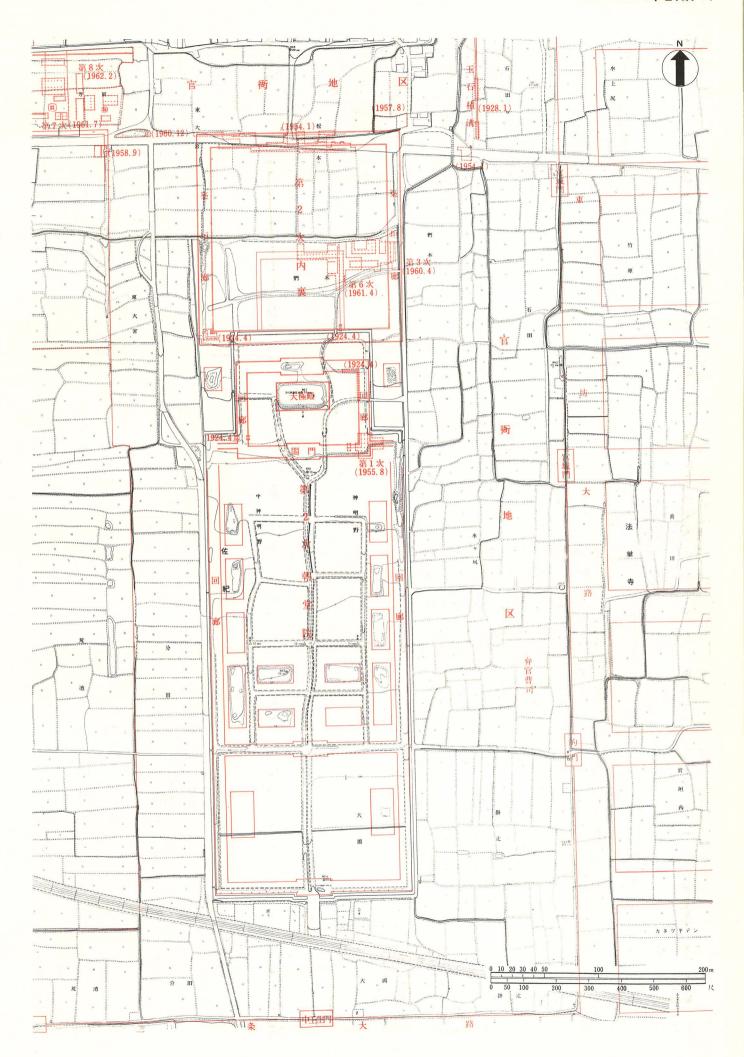
調査水糸高さ 第 2 次調査 L 0 -46.75 cm

第4次調査 L0 -18.50 cm

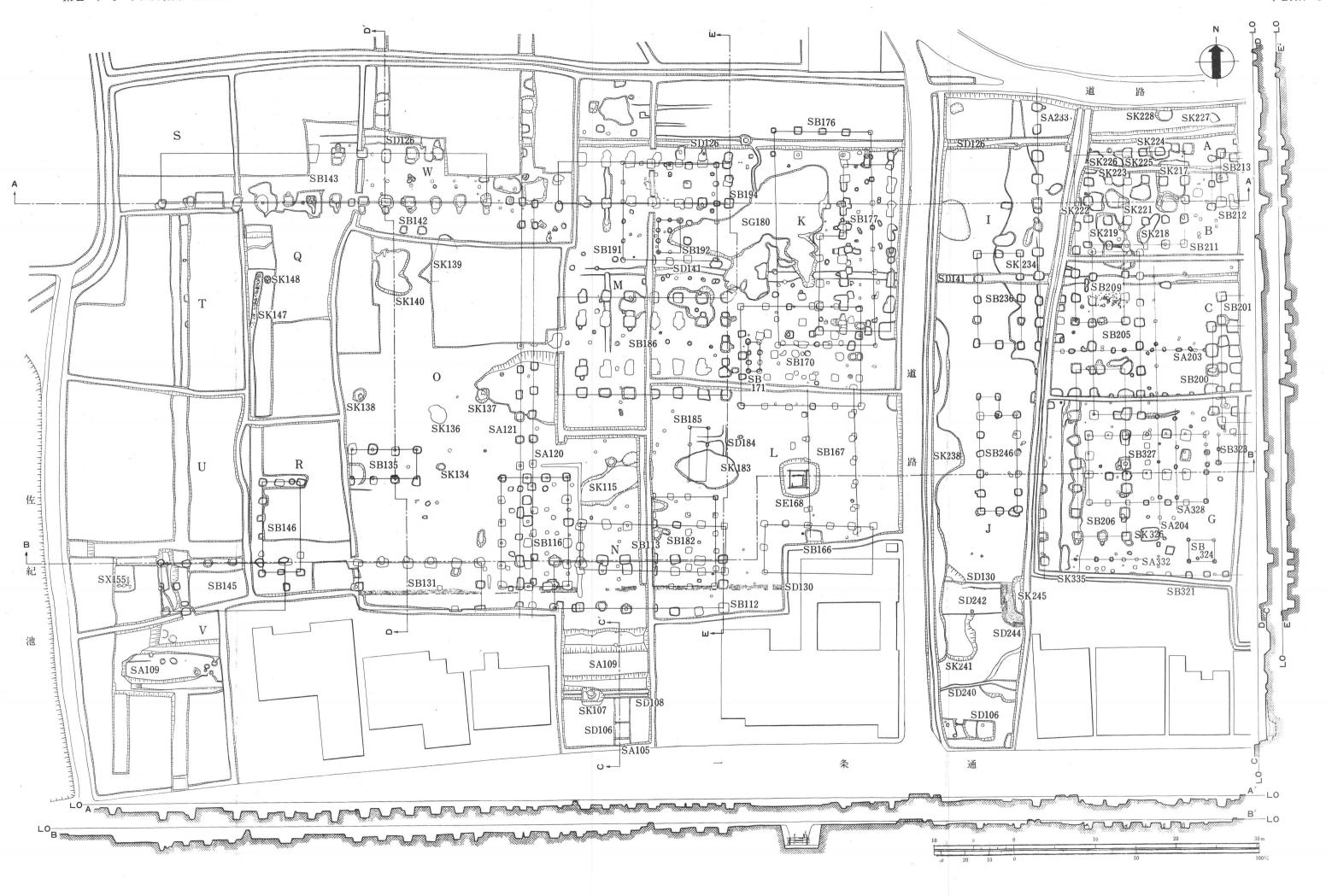
第5次調査 L0 + 3.25 cm

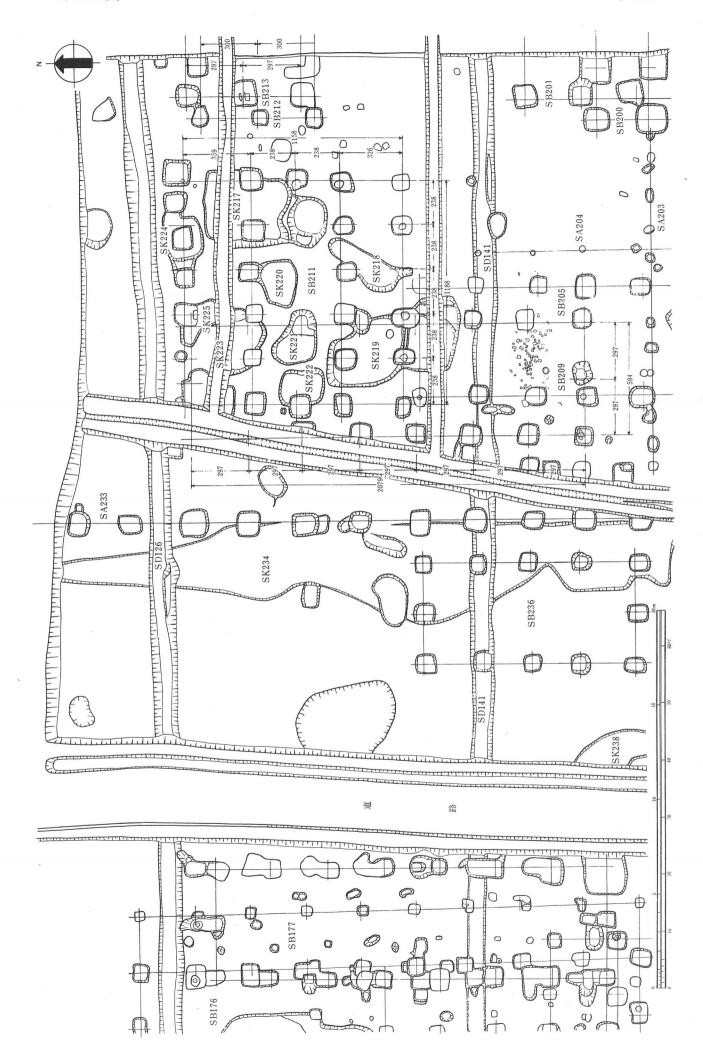
第6次調査 L0 - 6.75 cm





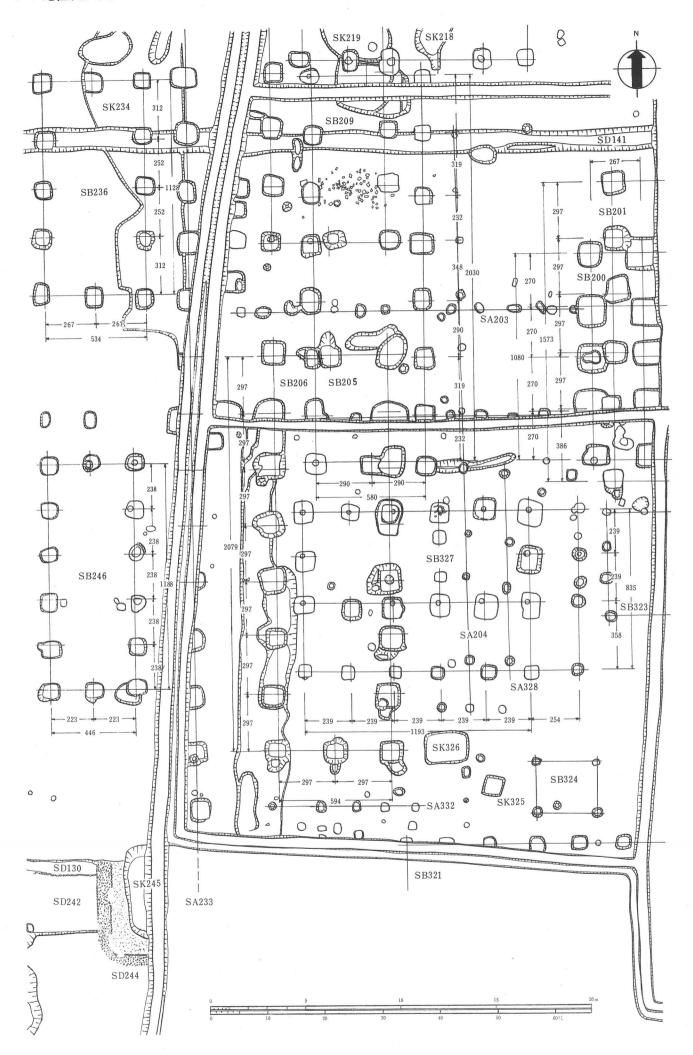


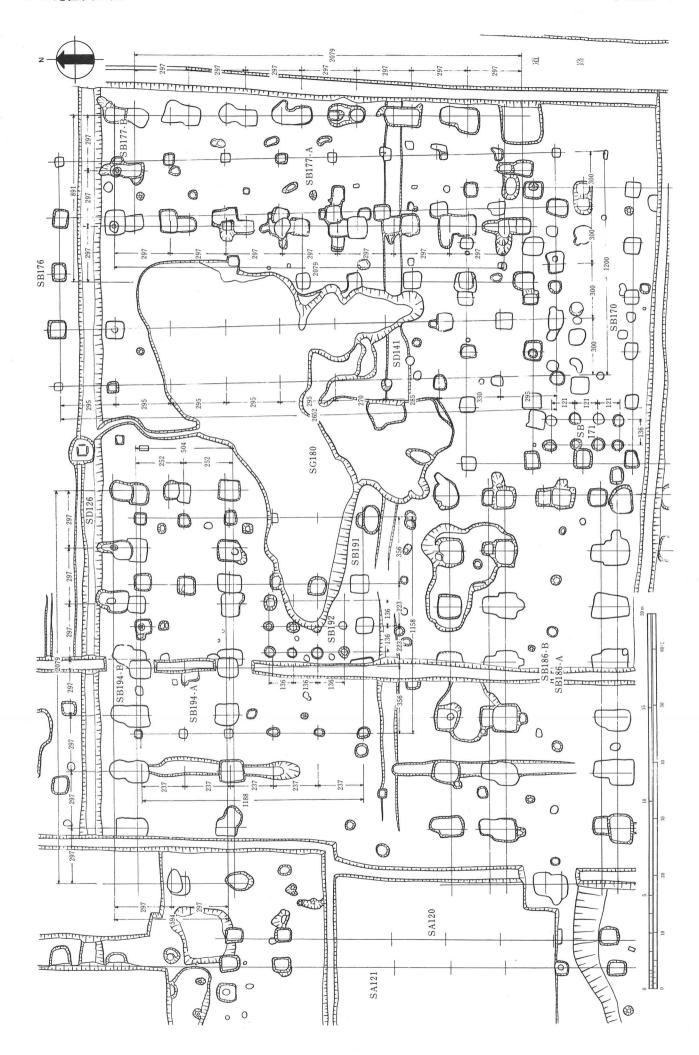




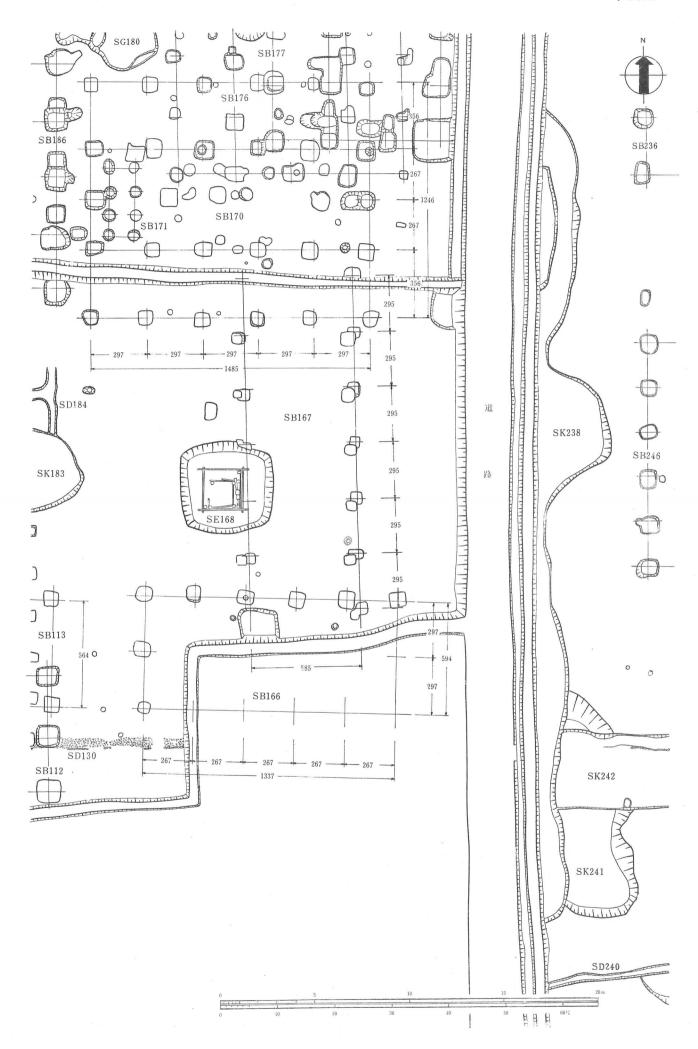
0

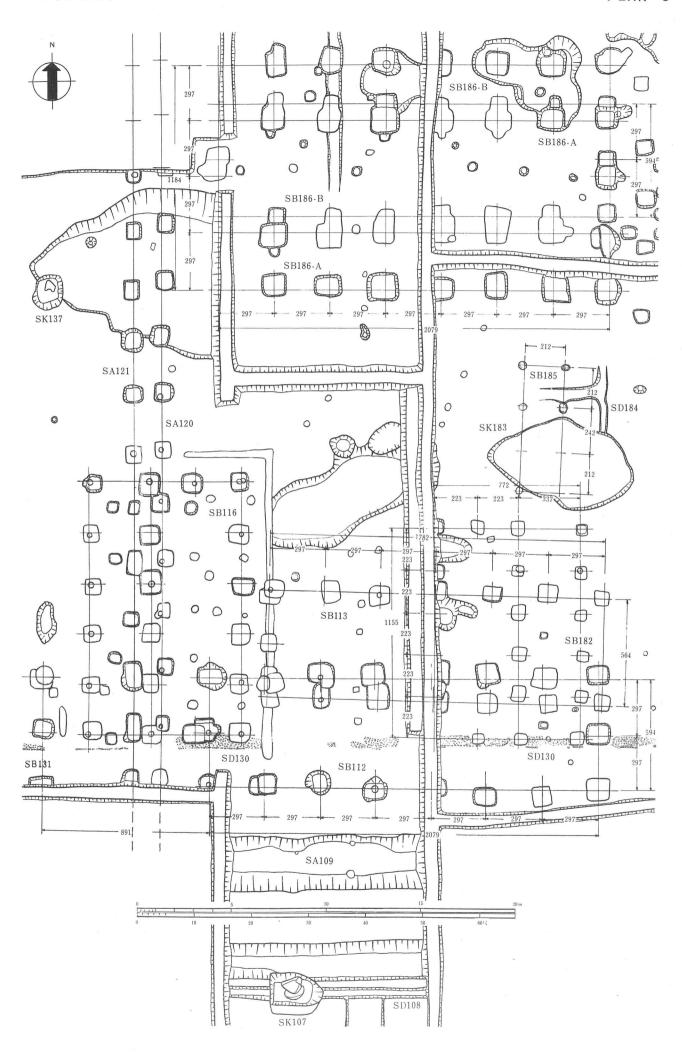
O

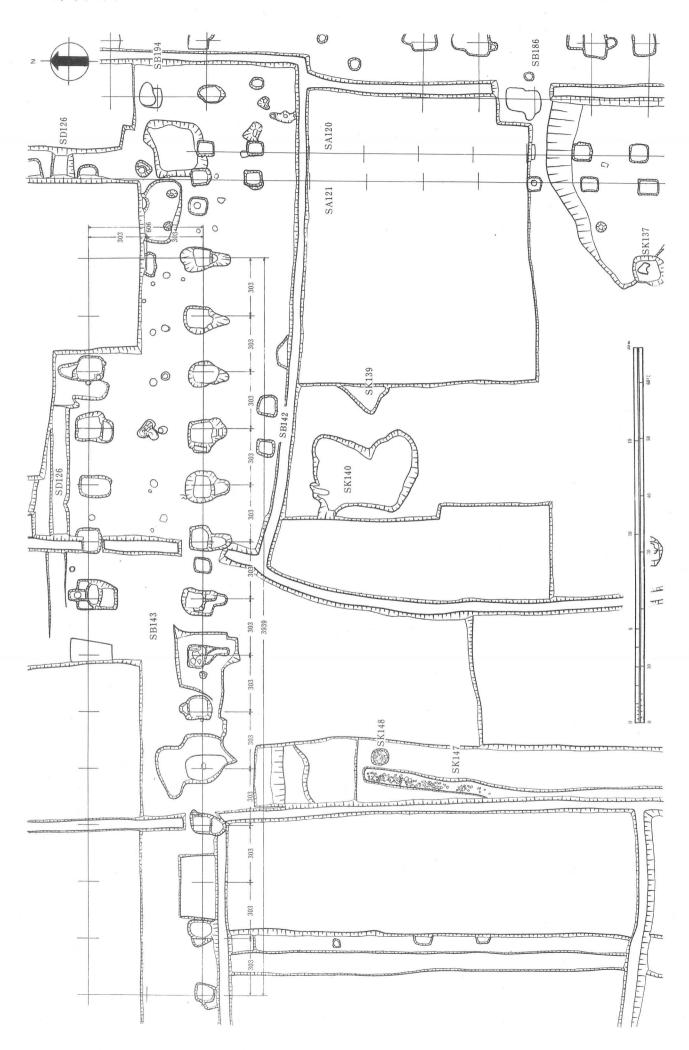




U

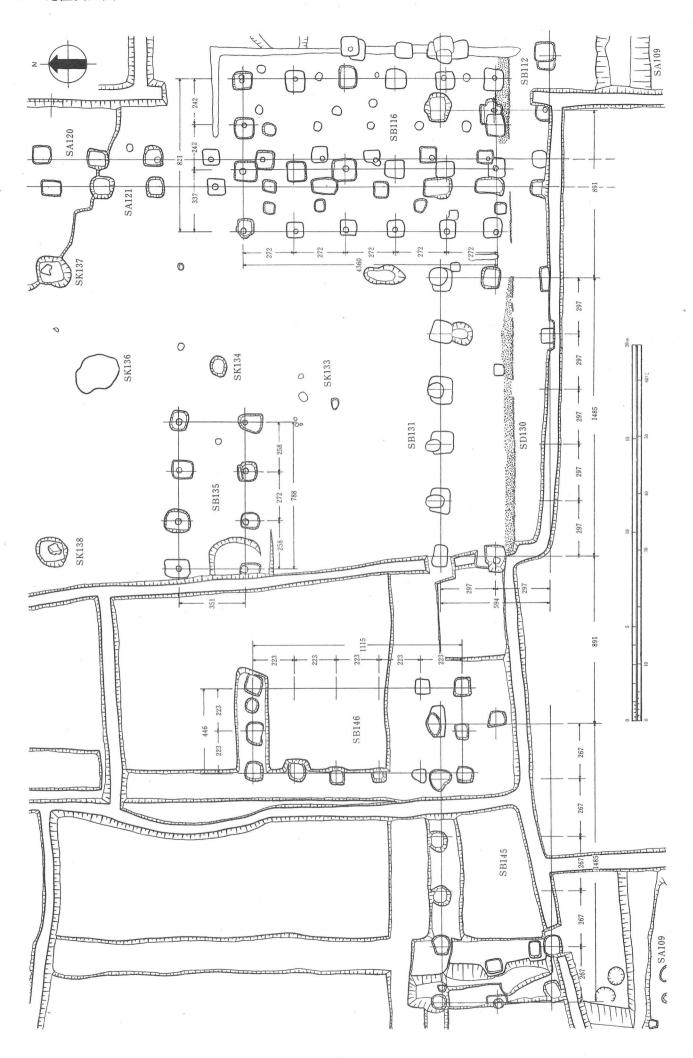


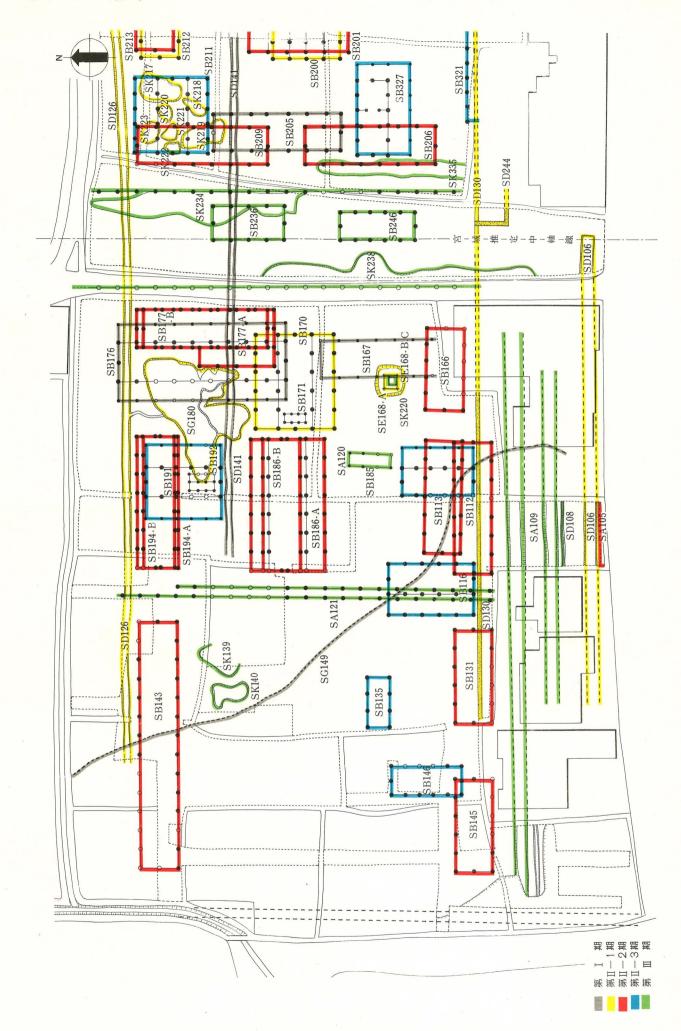


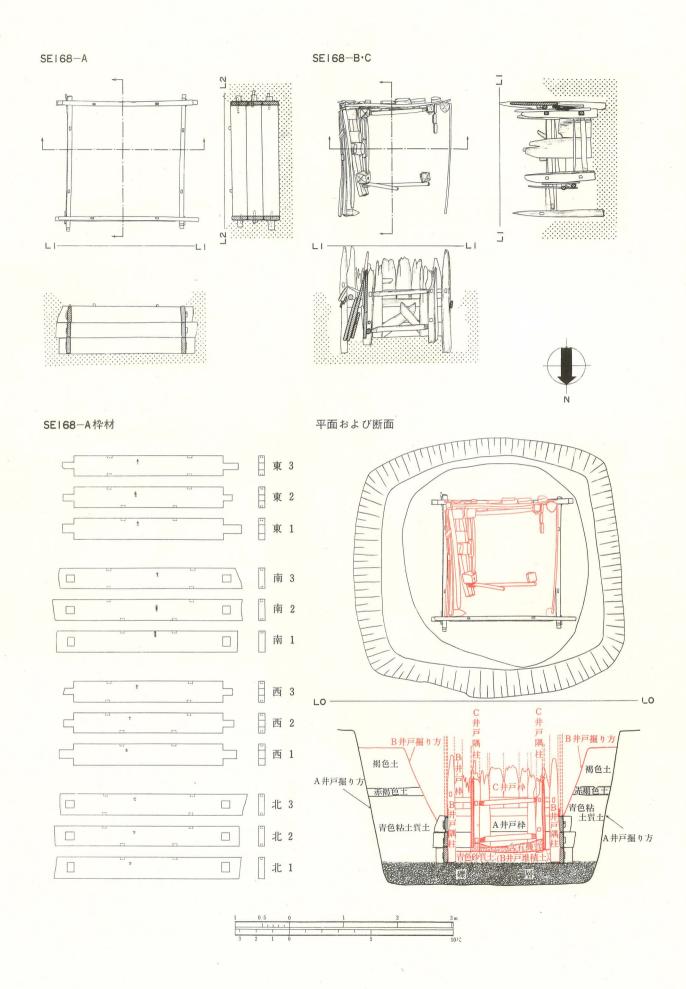


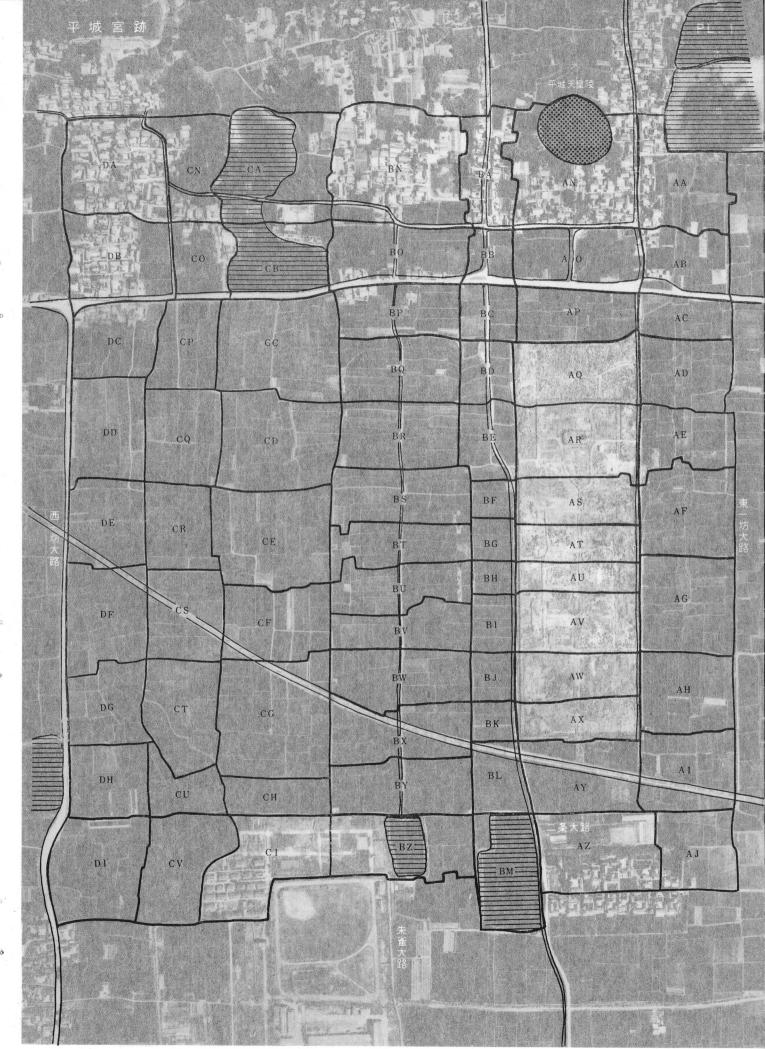
0

0





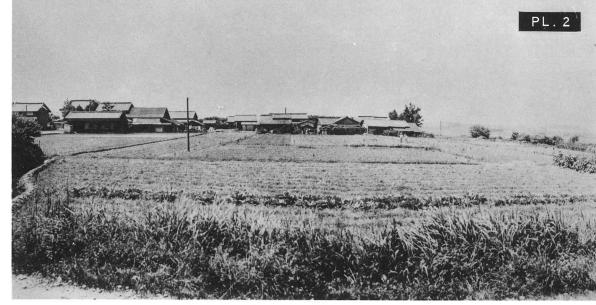




(昭和30年8月摄影)



(昭和30年8月撮影)。



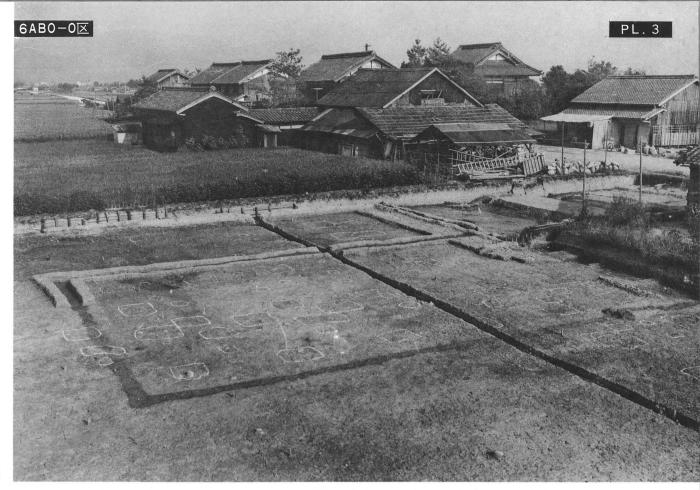
1. 全 景 ポより



2. N・O地区 西北より

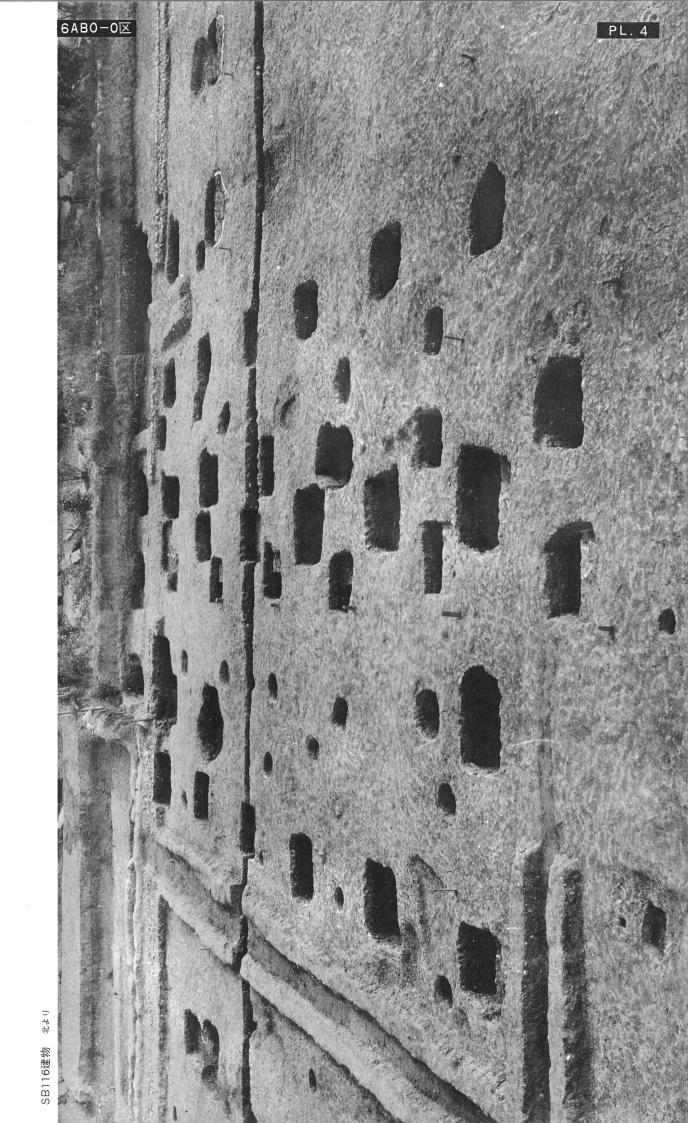


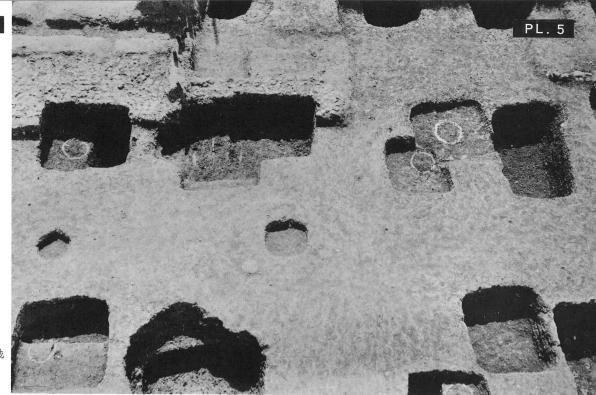
3. 0地区南半 北より





SB116建物 1. 西北より 2. 南より





1. 柱穴重複状況 SB112・116建物 SA120・121・ 130柵 ポより



2. SB116·131建物 SA130石敷 ^{東より}



3. SB135建物 _{北より}



1. SB116·131建物 SA130石敷西より



2. SB143建物 西北より

6ABO-Q·W⊠



1. SB143建物 ^{東南より}

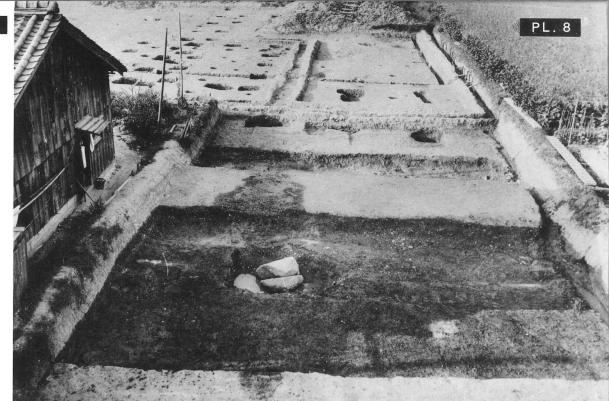


2. SB143建物 _{南より}

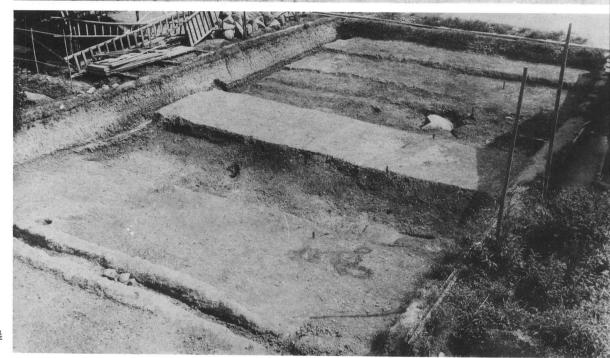


3. SB143建物 SK148土塩 南より

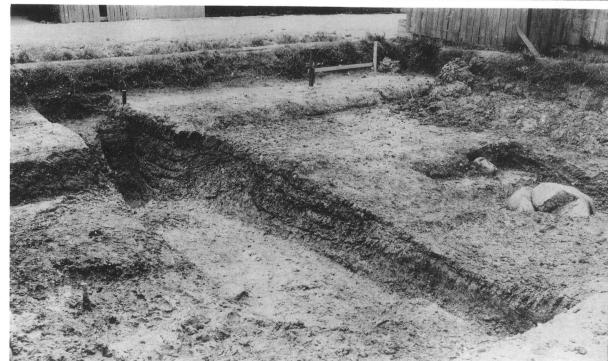
6ABO-N⊠



1. 全 景 南より



2. SA109土塁 北西より

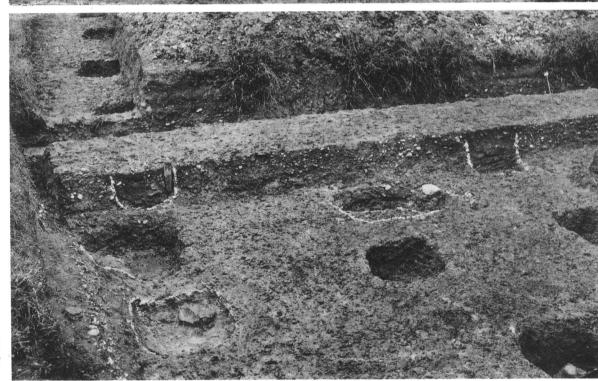


3. SD106溝 北東より

6ABO-R⊠



1. SB131建物 SB145建物 西より



2. SB145建物 SB146建物 南より

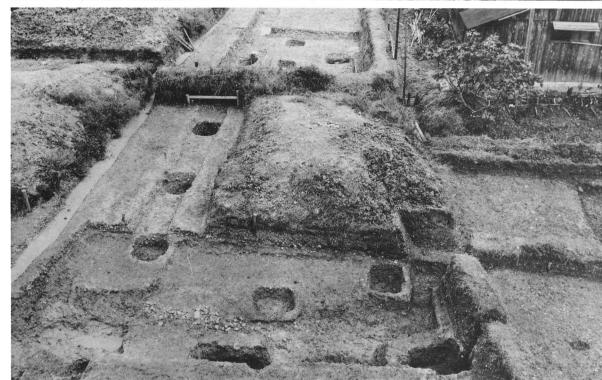


3. SB146建物 西より

6ABO-V⊠



1. 全 景 ポより



 SB145建物 西より



3. SA109土塁 西南より



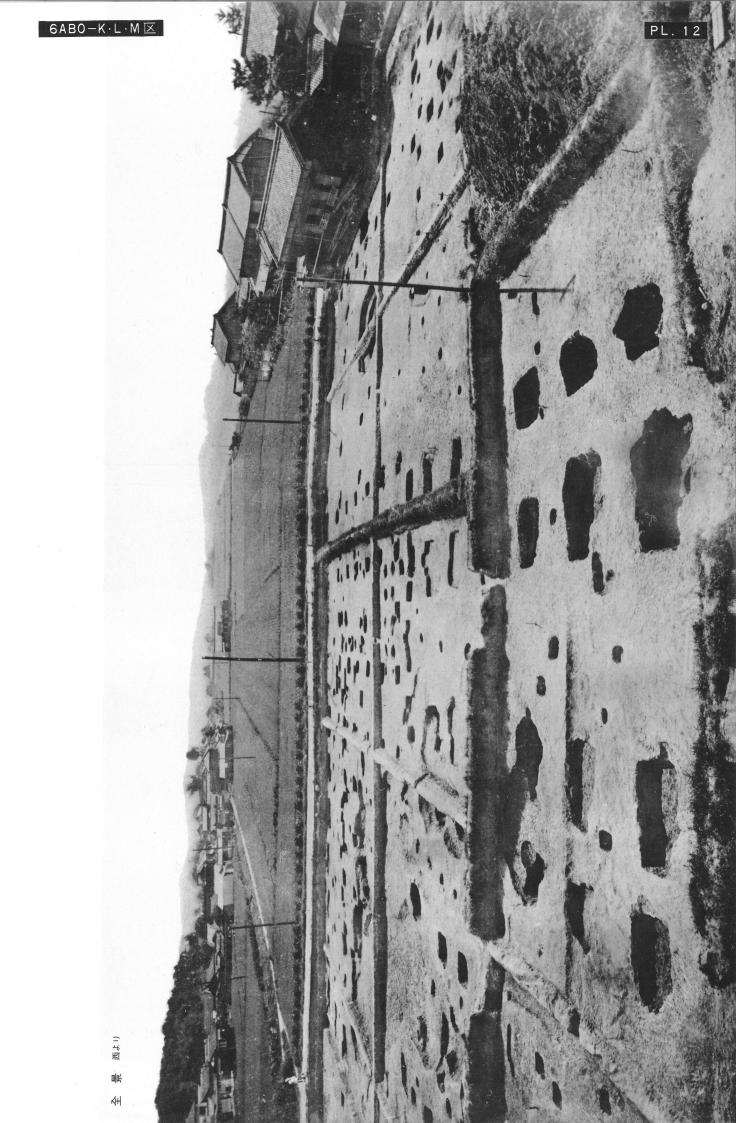
2. SK140土城 部分 東より



3. SK148土垃



4. SK134土垃







全 景 1. 東北より 2. 南より

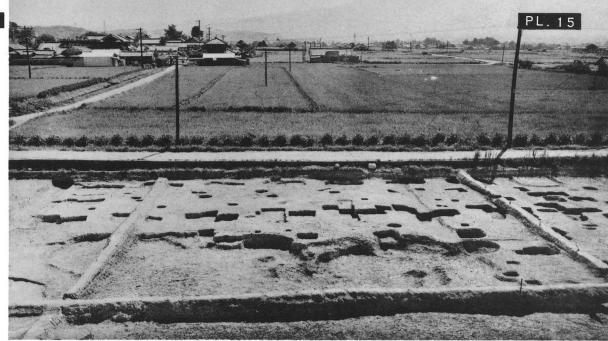


1. SB177建物 北東より



2. 柱穴重複状況 SB176·177建物

6AB0-K⊠



1. SB177建物 SG180池 西より



2. SB176建物 _{北より}



3. SB176·177建物 _{南東より}

6ABO-K·M⊠



1. SB194建物 _{西より}



2. SD126溝 SB191·194建物 西より



3. SB191建物 SG180池 南より



1. SB170建物 西より

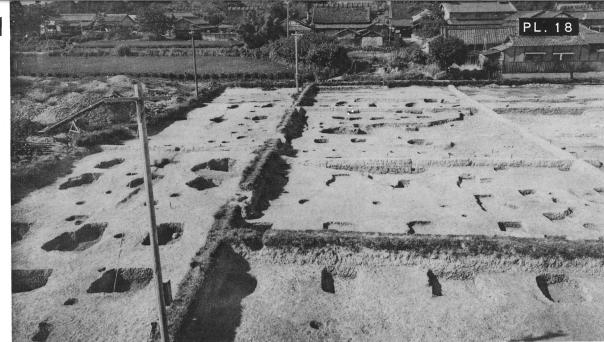


2. SB170建物 _{南西より}



3. SB170建物と SB176・177建物 南半の複合状況 _{東より}

6ABO-K·M⊠



1. SB186建物 _{南より}



2. SB186建物 _{東南より}



3. SB186建物 西半部 北より

6ABO-L区



1. 全 景 東北より



2. SB182建物 SB113建物 北より

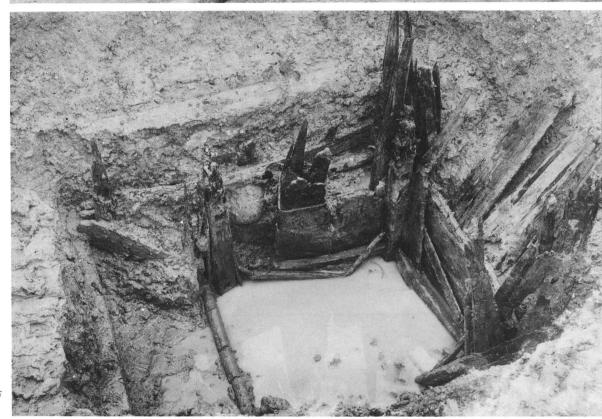


3. SB116建物 SA130石敷 西より

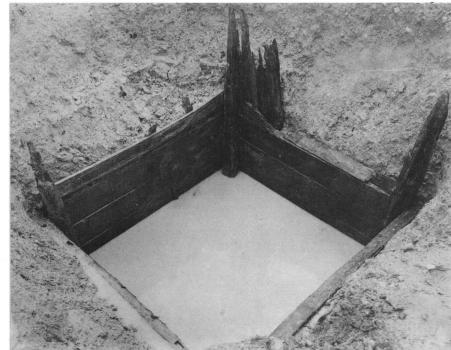
6ABO-L区



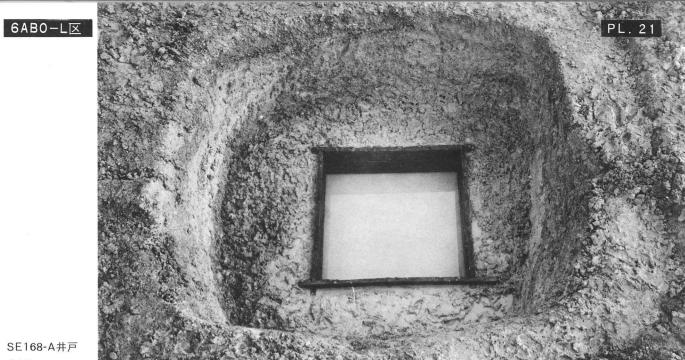
1. SE168井戸 西北より



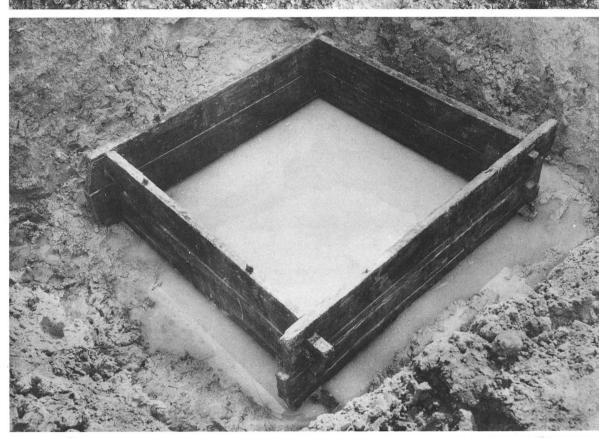
2. SE168-C井戸 北より



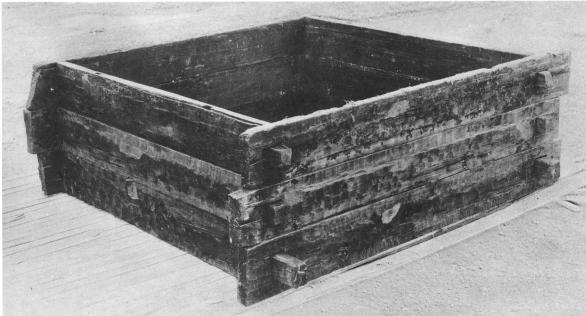
3. SE168-B井戸 北東より



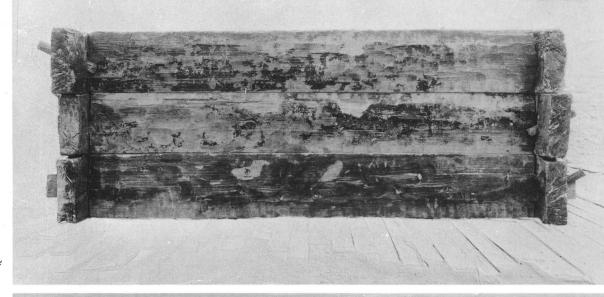
1. SE168-A井戸 北より



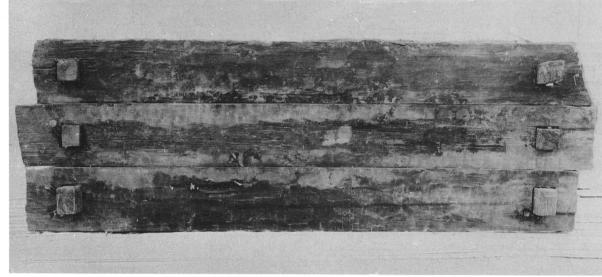
2. SE168-A井戸 東北より



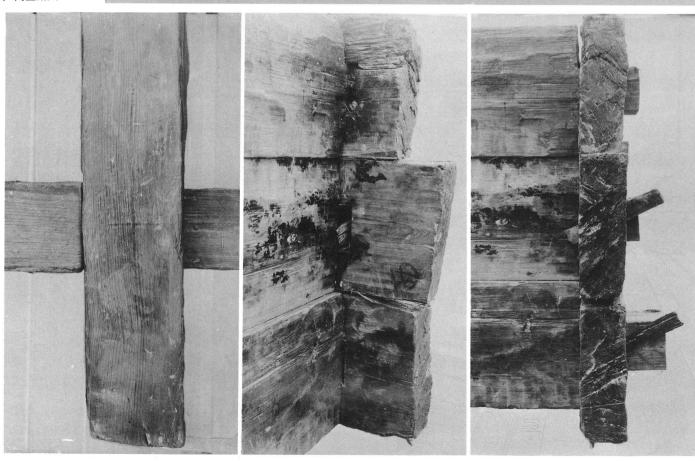
3. SE168-A井戸枠



1. SE168-A井戸枠 西面



2. 同上南面

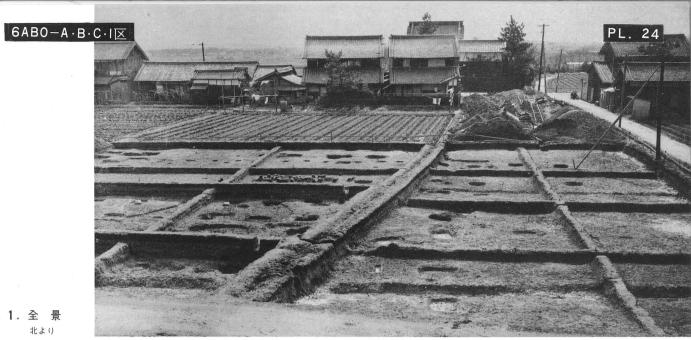


3. 枠上面の心墨

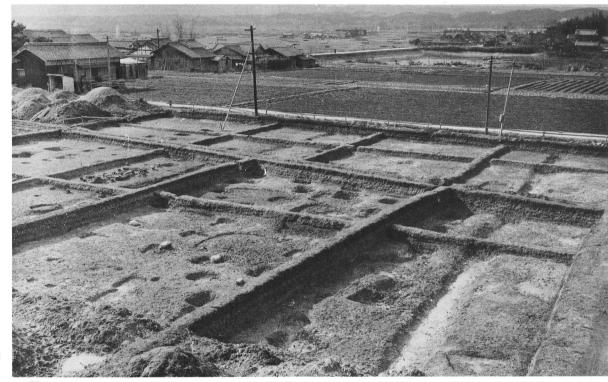
4. 井戸枠組固め状況a

5. 井戸枠組固め状況b





1. 全 景 北より



2. 北半部全景 東より



3. SB205建物 西北より

6ABO-A·B⊠



1. SB211建物 _{東より}

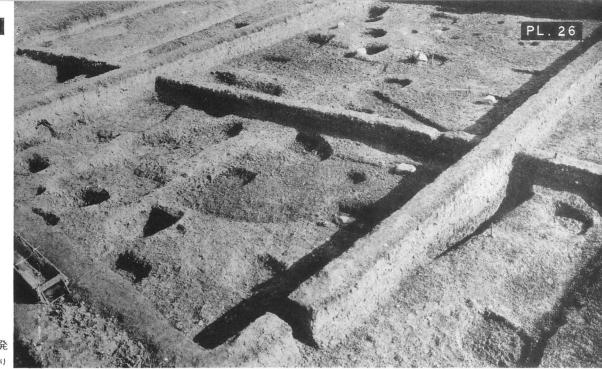


2. SB211建物 西より



3. SB211建物部分 西より

6ABO-B区



1. SK219土城発 掘前 南西より



2. 同上発掘後 西より



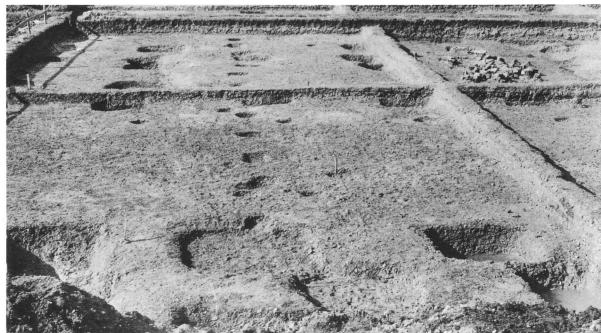
同上発掘後
 北より



1. SD141溝



2. SD126溝 西より



3. SA203柵 東より



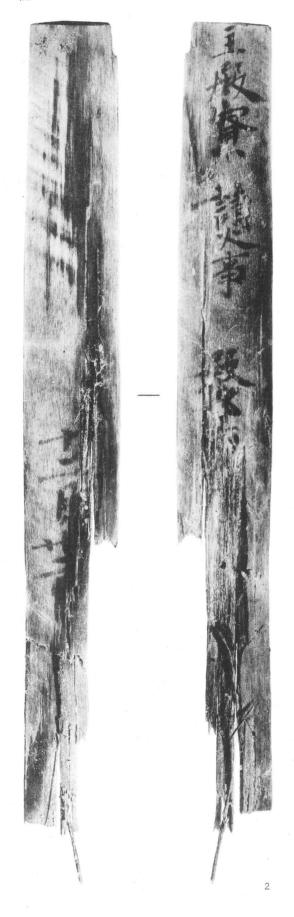
1. SA233柵 北より



2. 同上南半部 西より

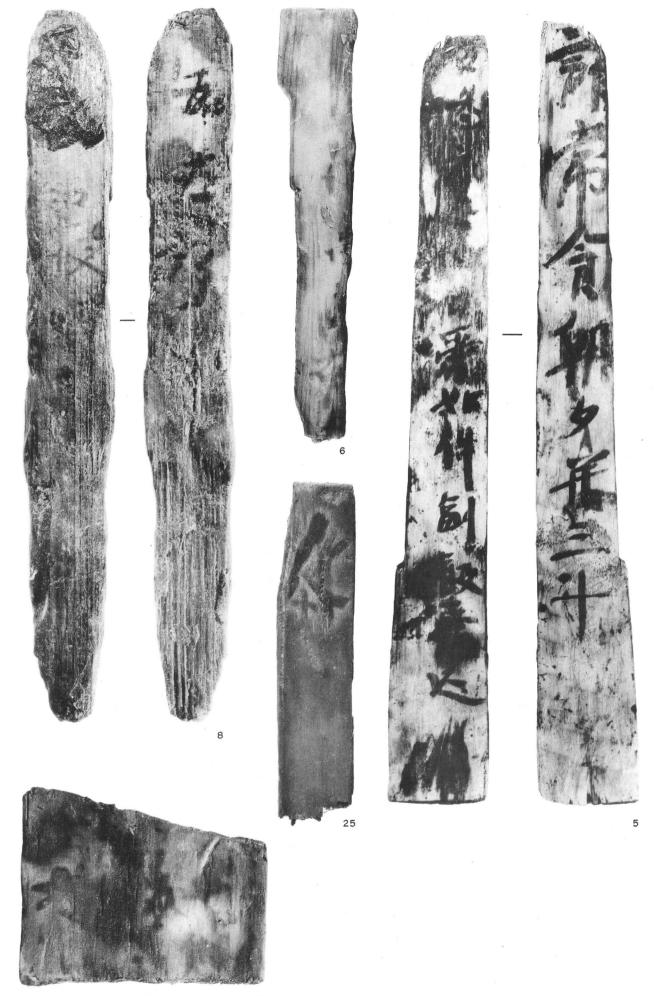


3. SB236建物 _{南より}







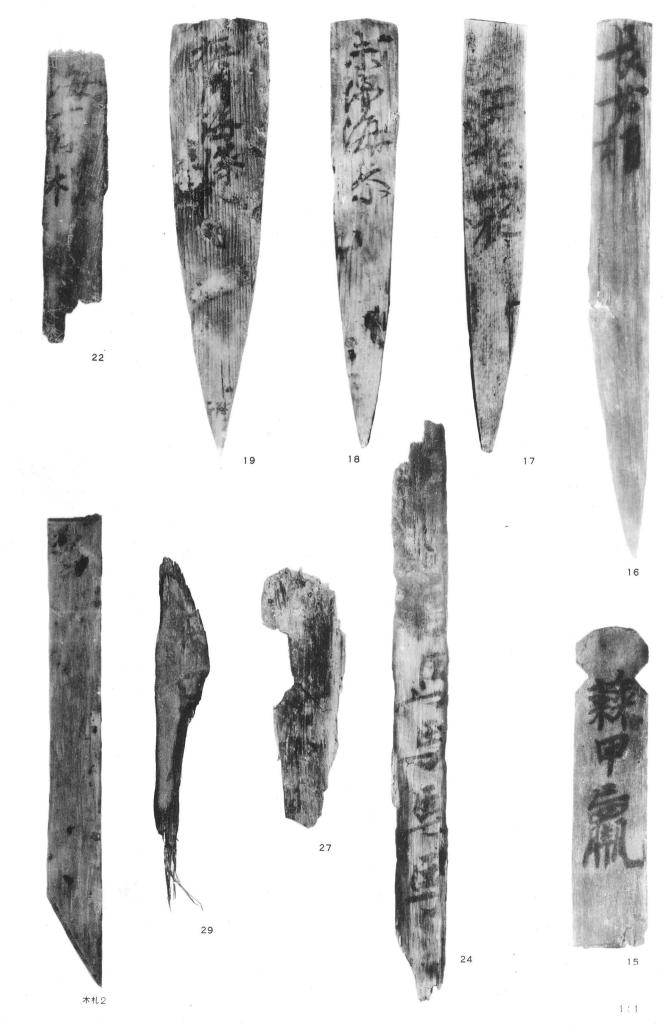


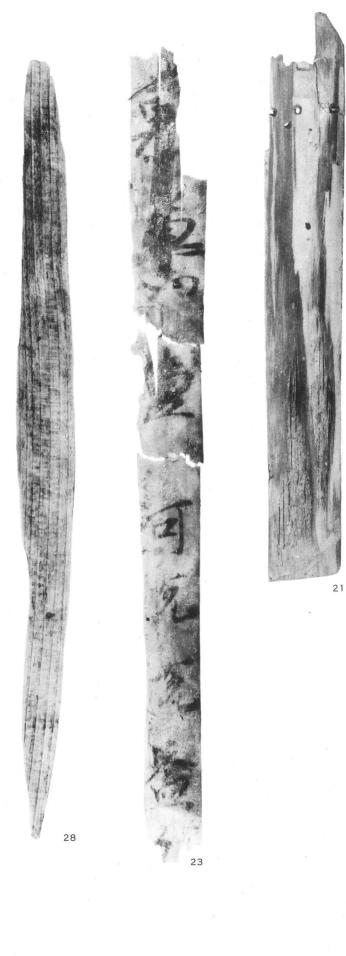
26



12

10

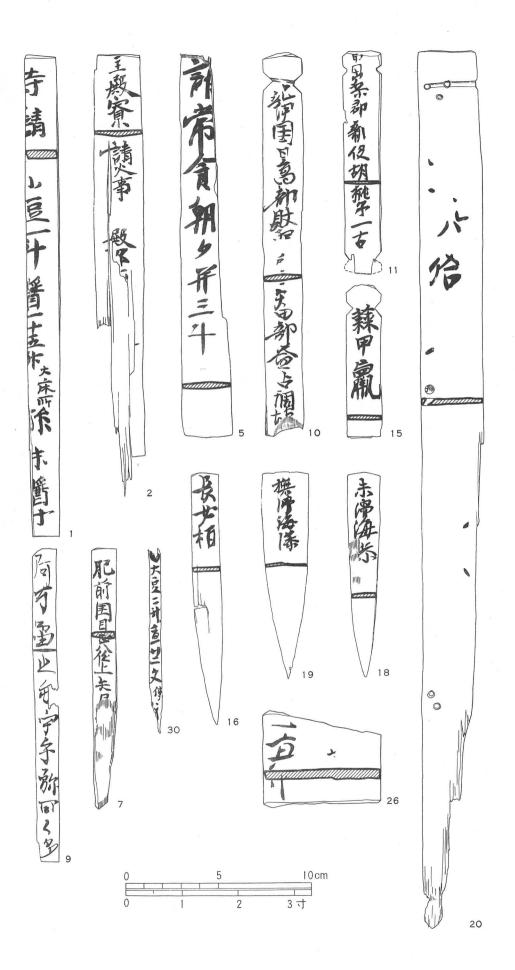


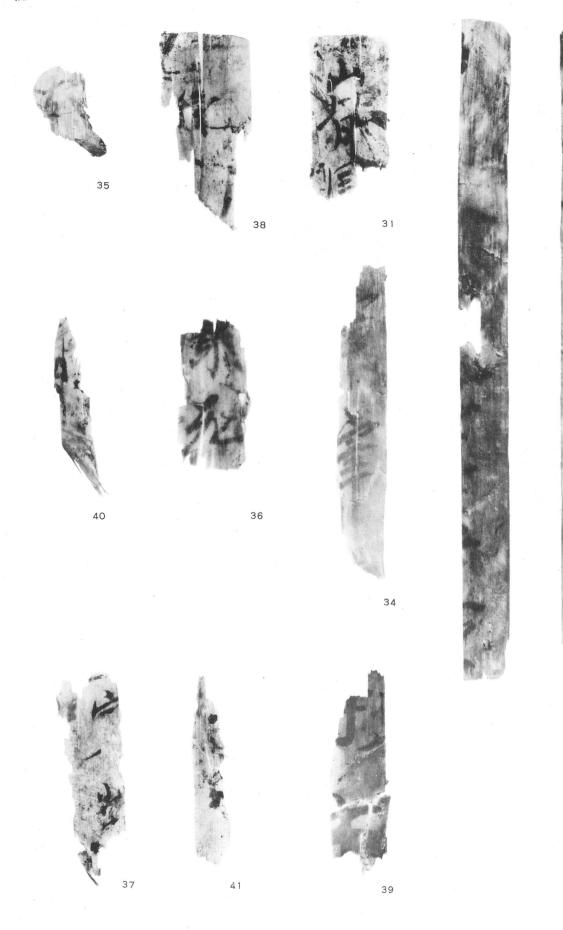




20 · 21 1 : 1. 75 20 · 23 · 28 1 : 1

20

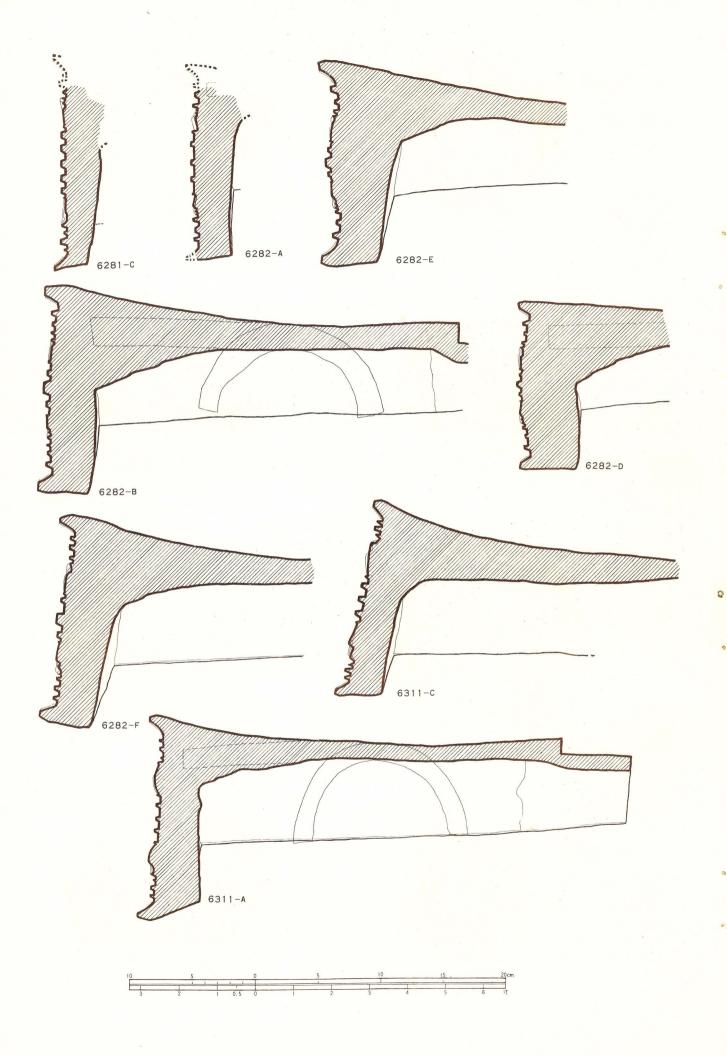








軒瓦二組





6282-A



6281-C



6282-D



6282-B



6282-F



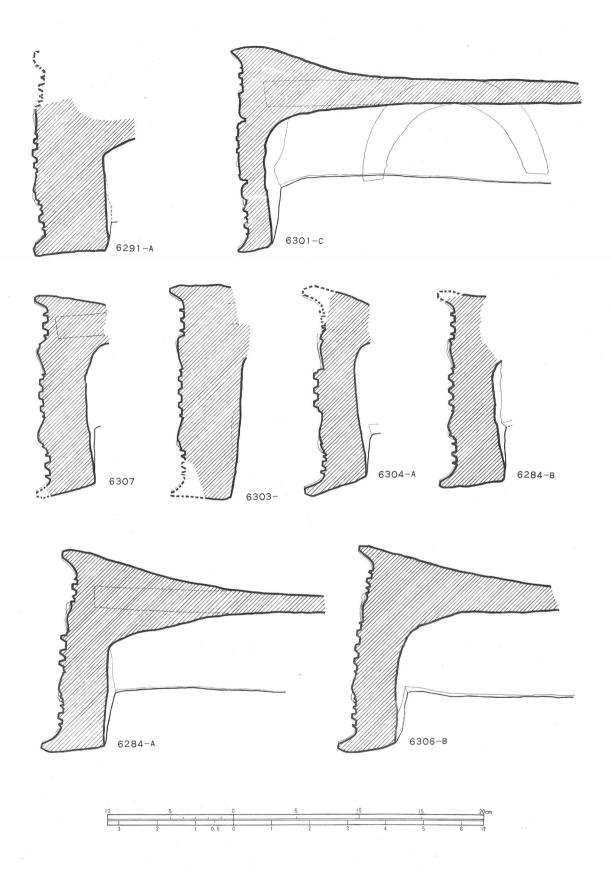
6282-E



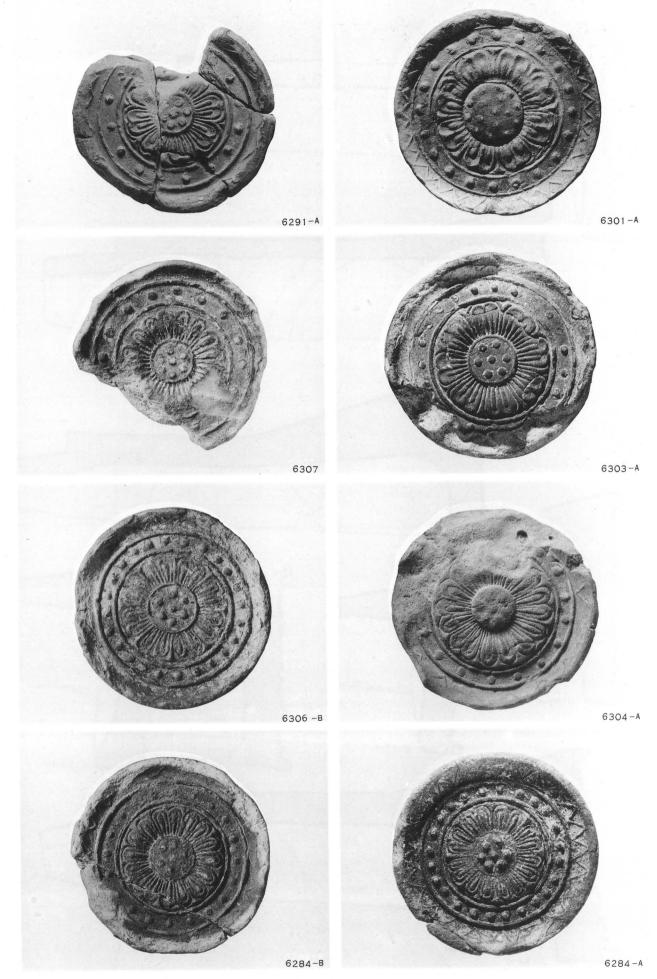
6311-C

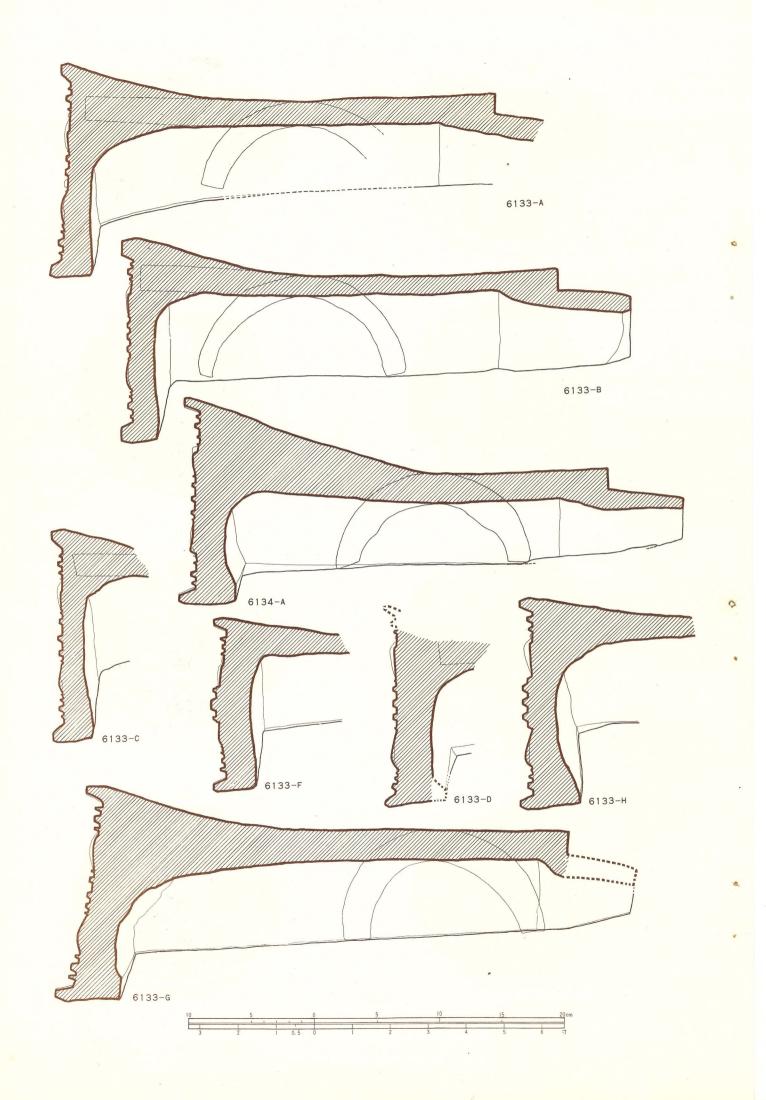


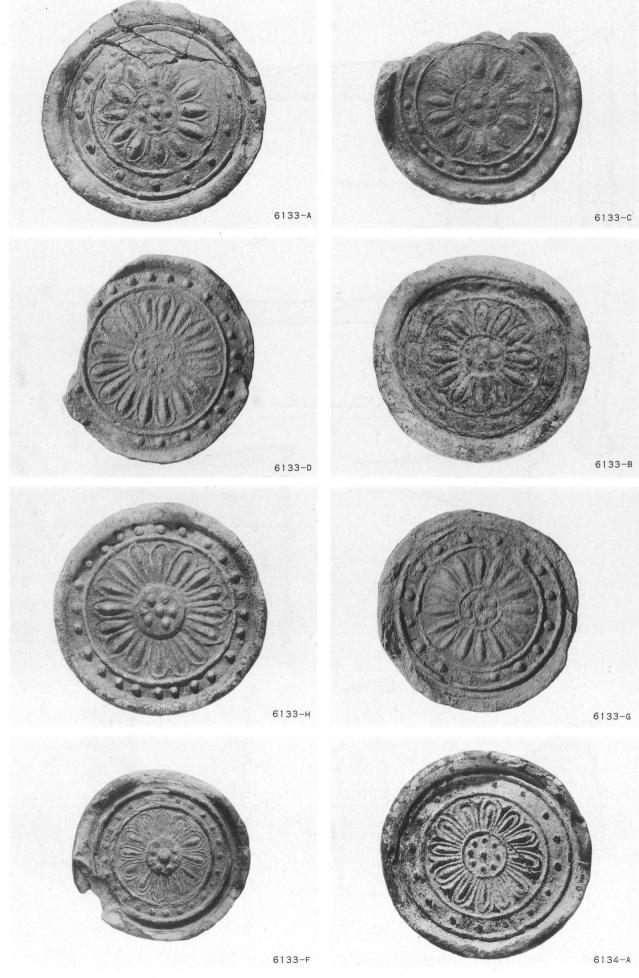
6311-A

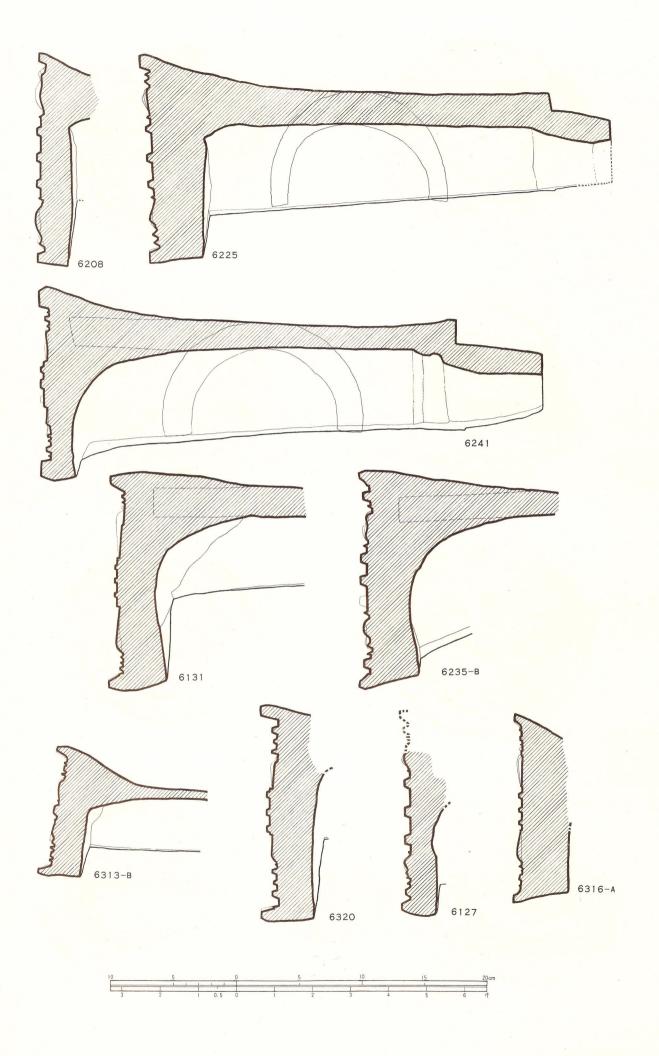


PL. 38

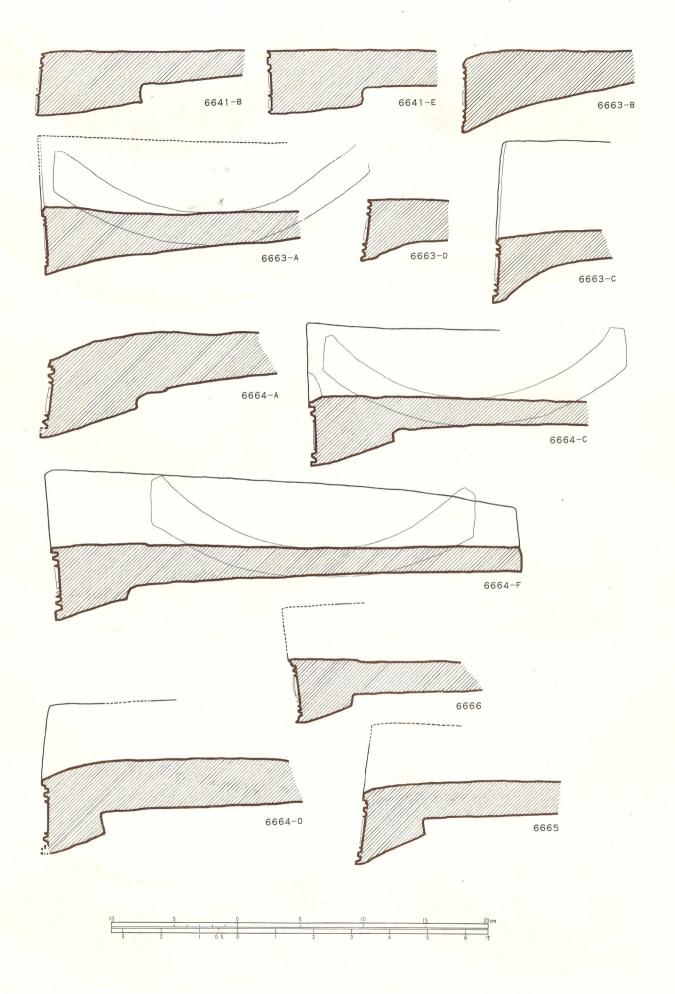


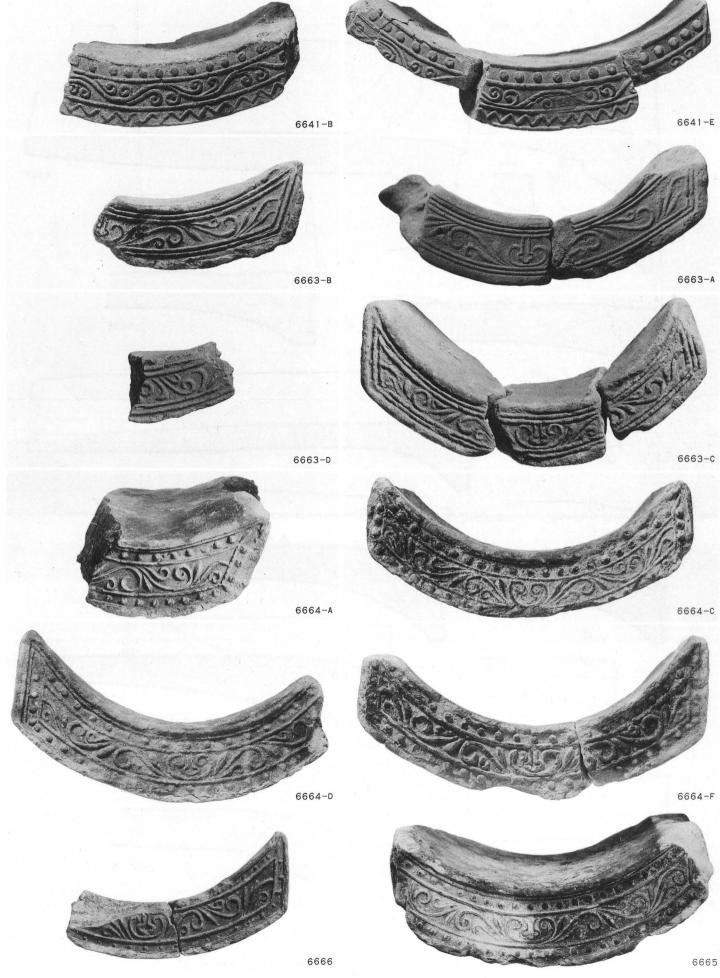


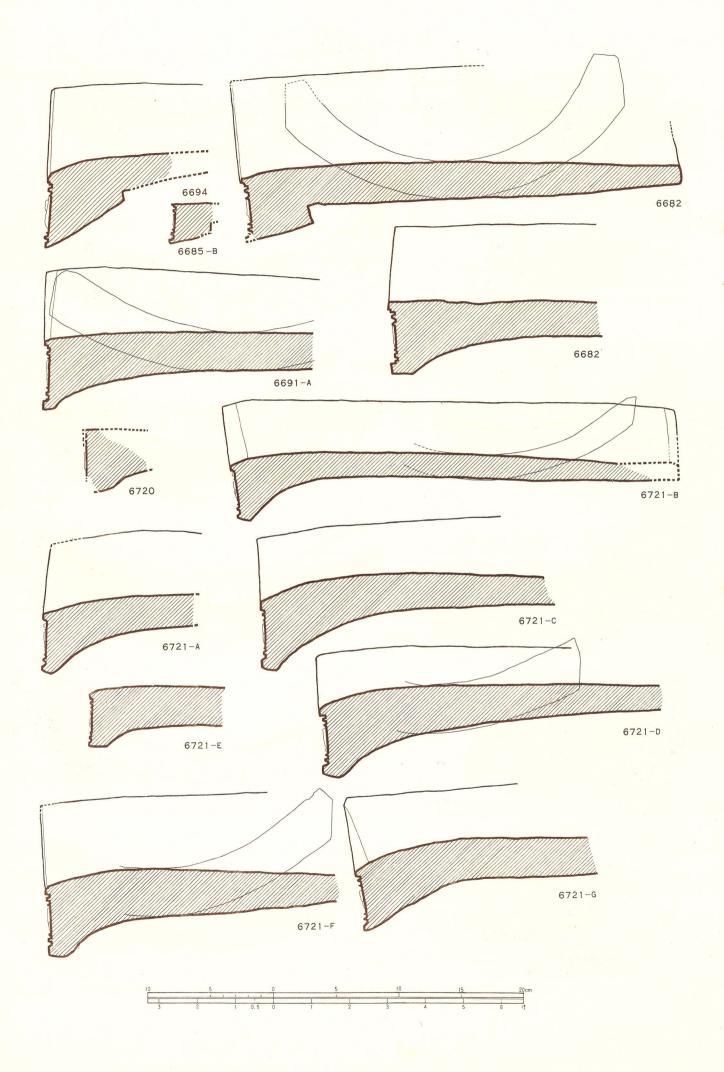


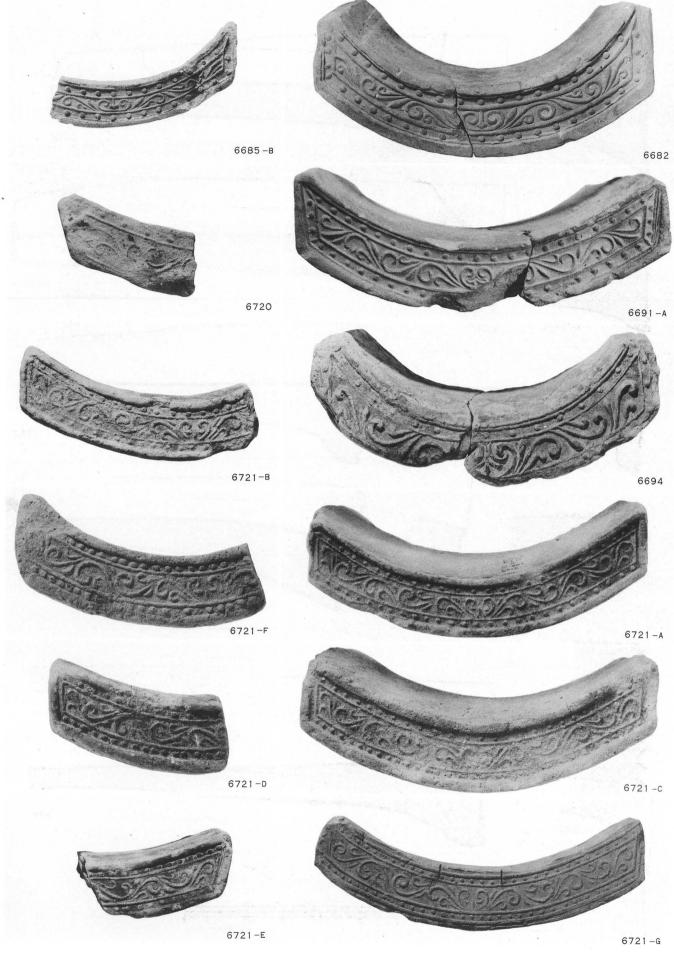


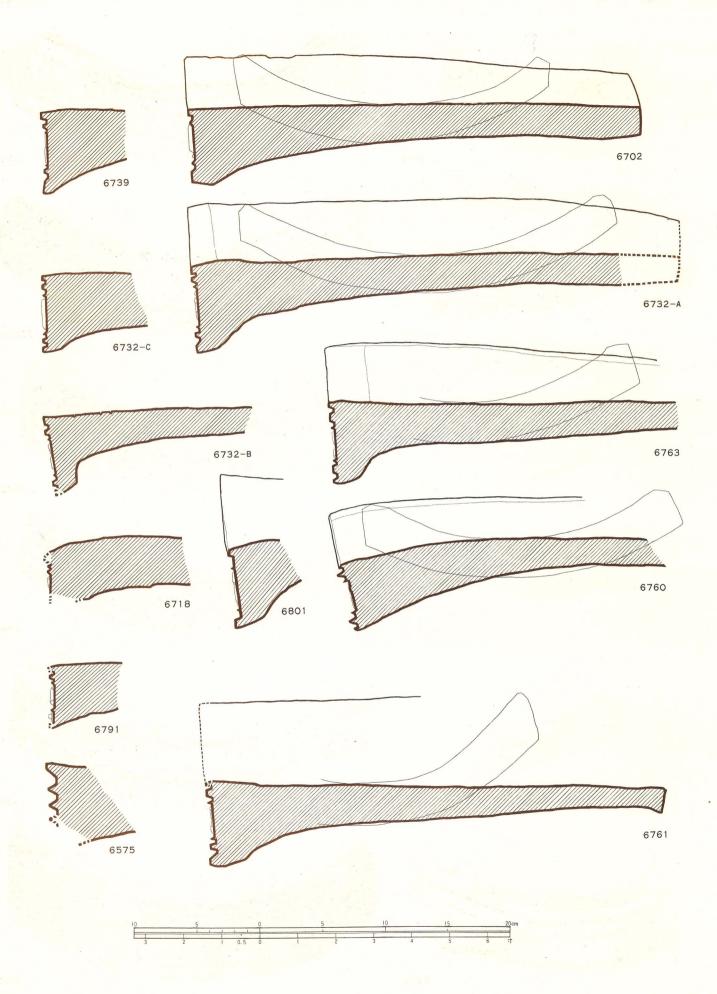


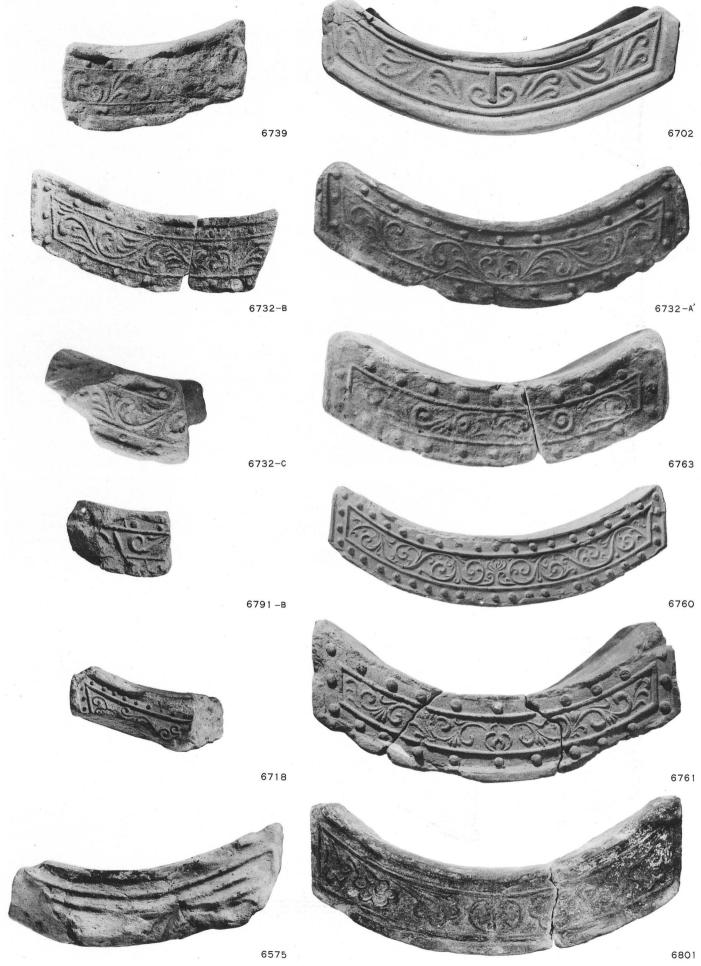




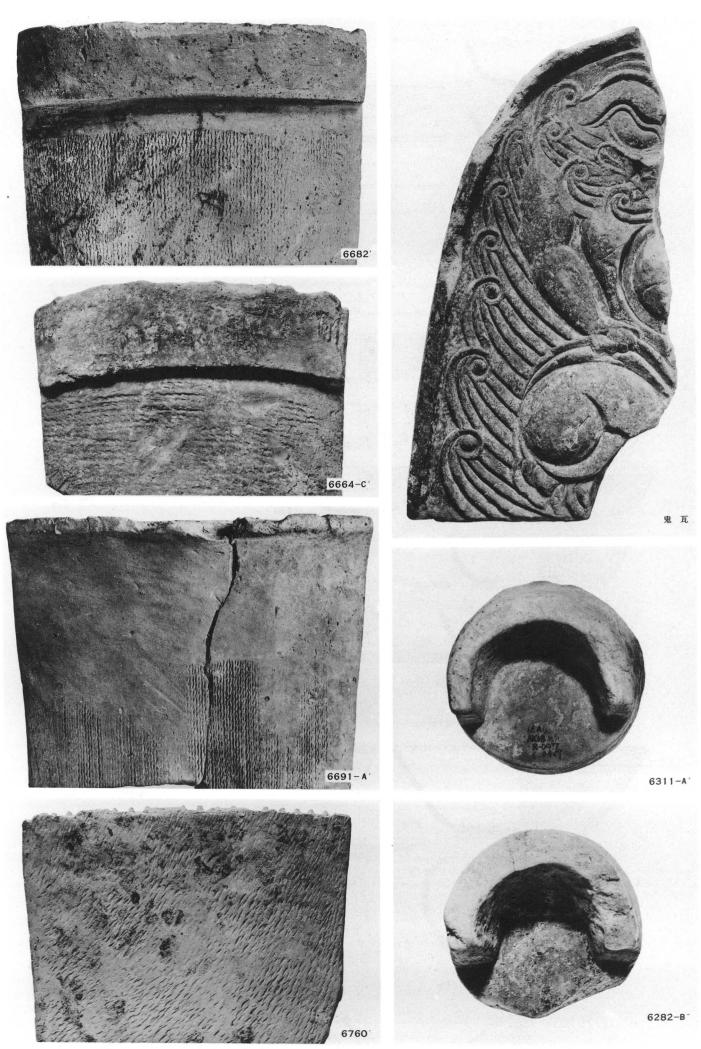


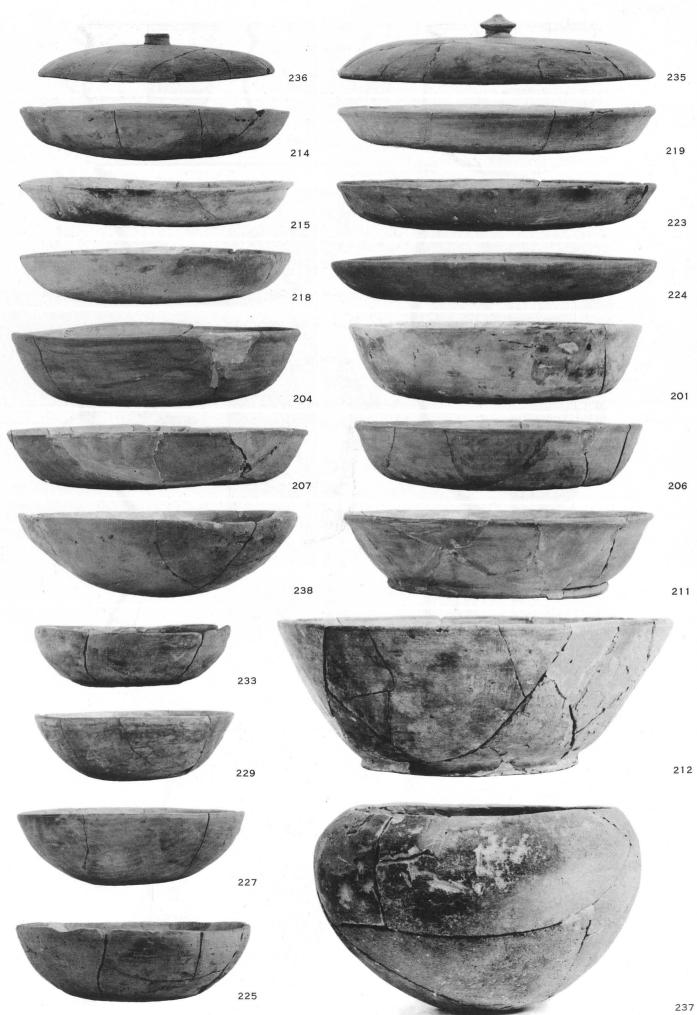






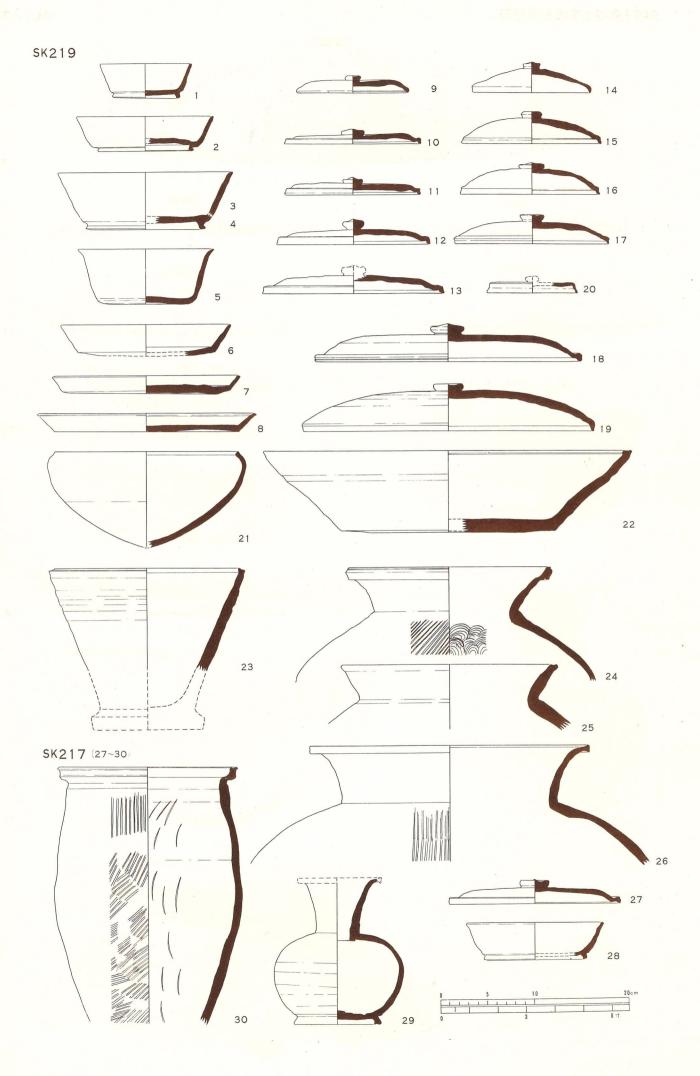
鬼瓦. 製作手法 PL. 44



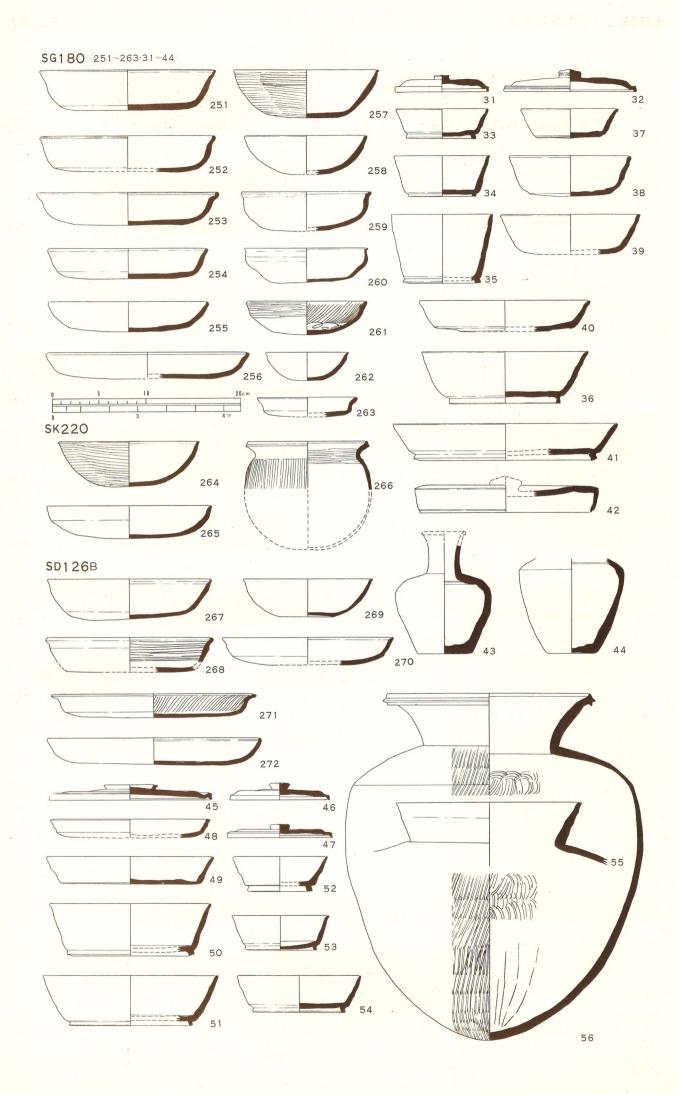


1:2.5

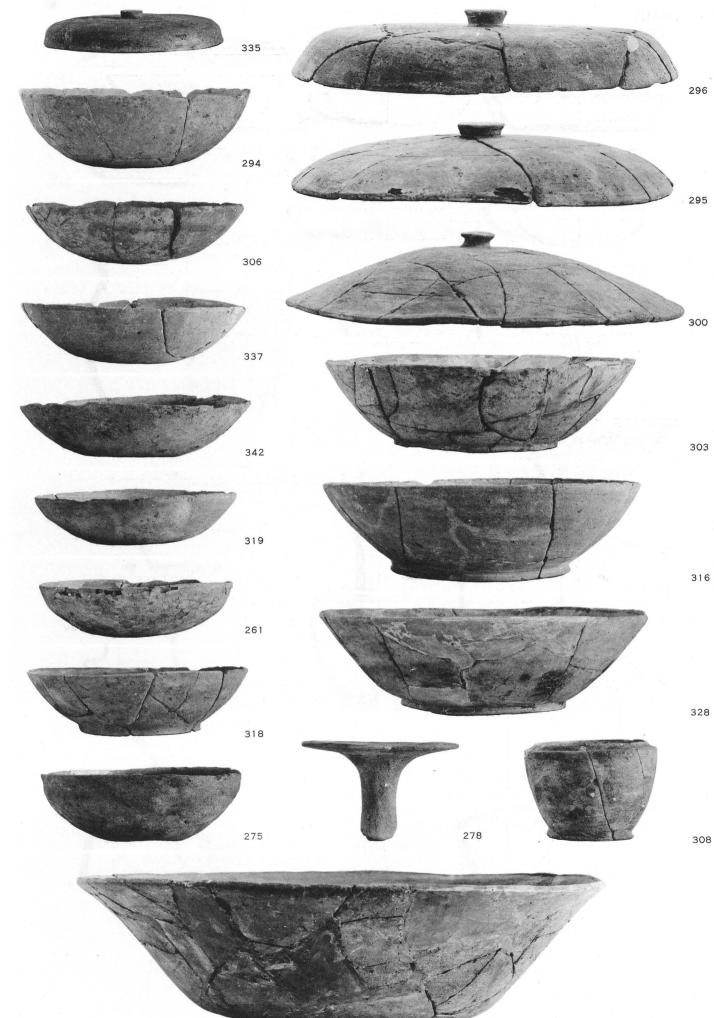




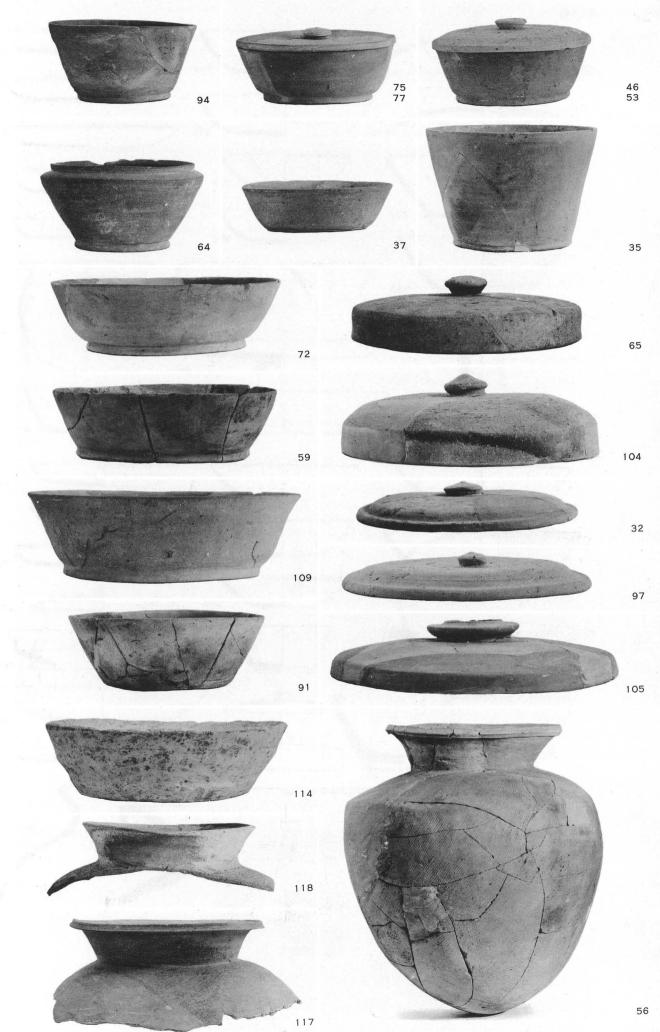




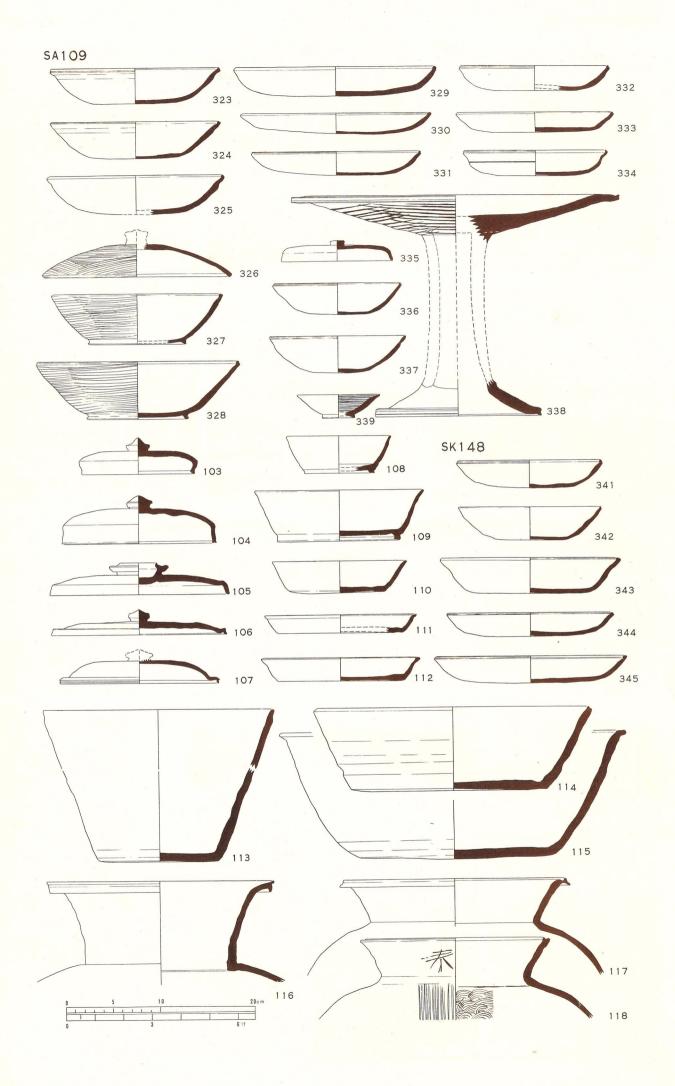


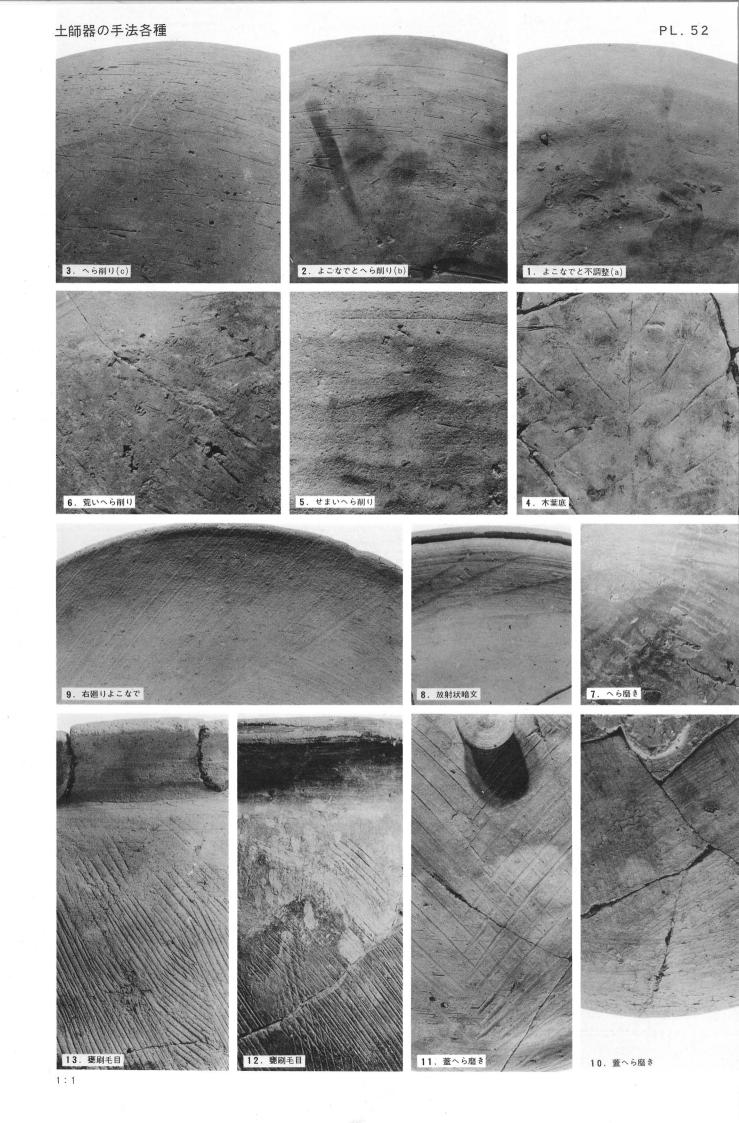


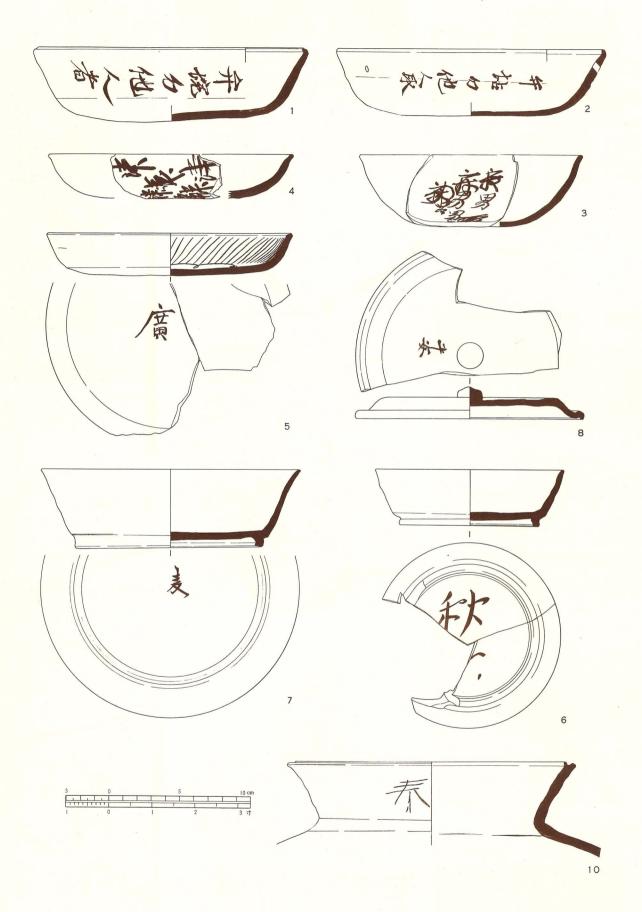
284







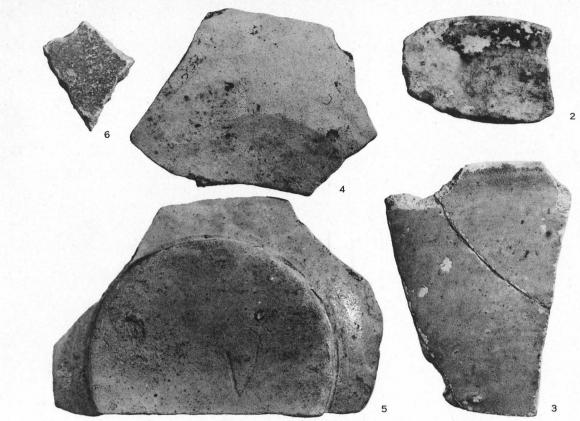








1.墨書土器



2. ~ 5. 緑釉陶片 6.褐釉陶片

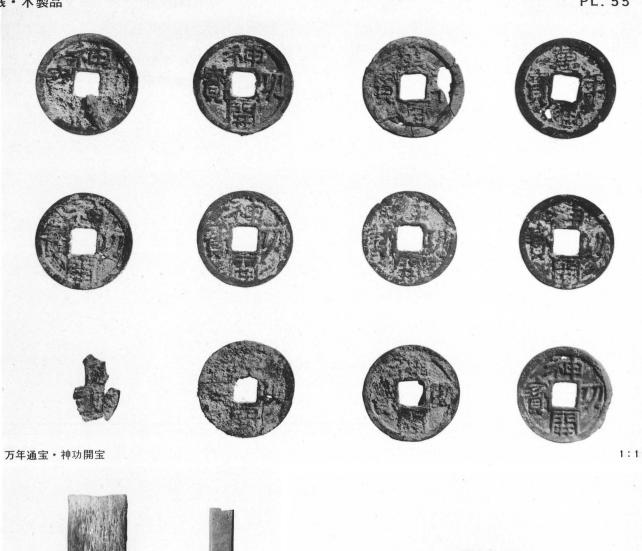
村岡万 新陶上 1:1.5

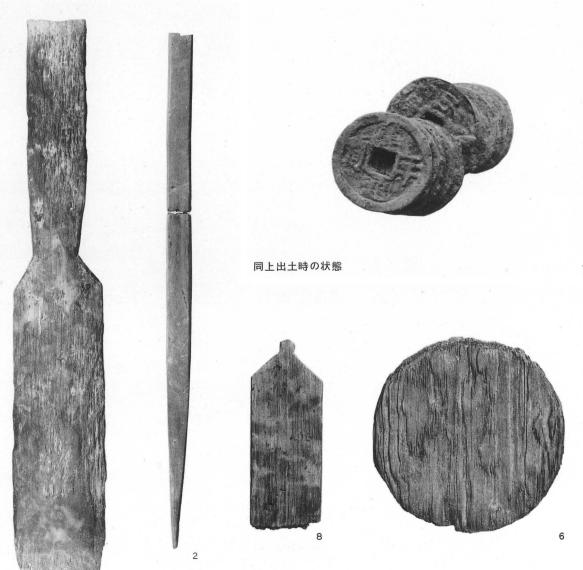


7. 緑釉陶器 1:1.5



8.瓦 硯

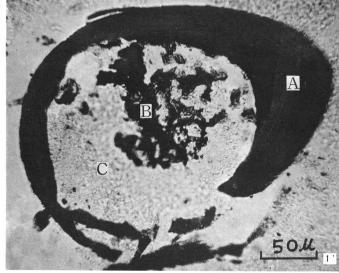




木製品



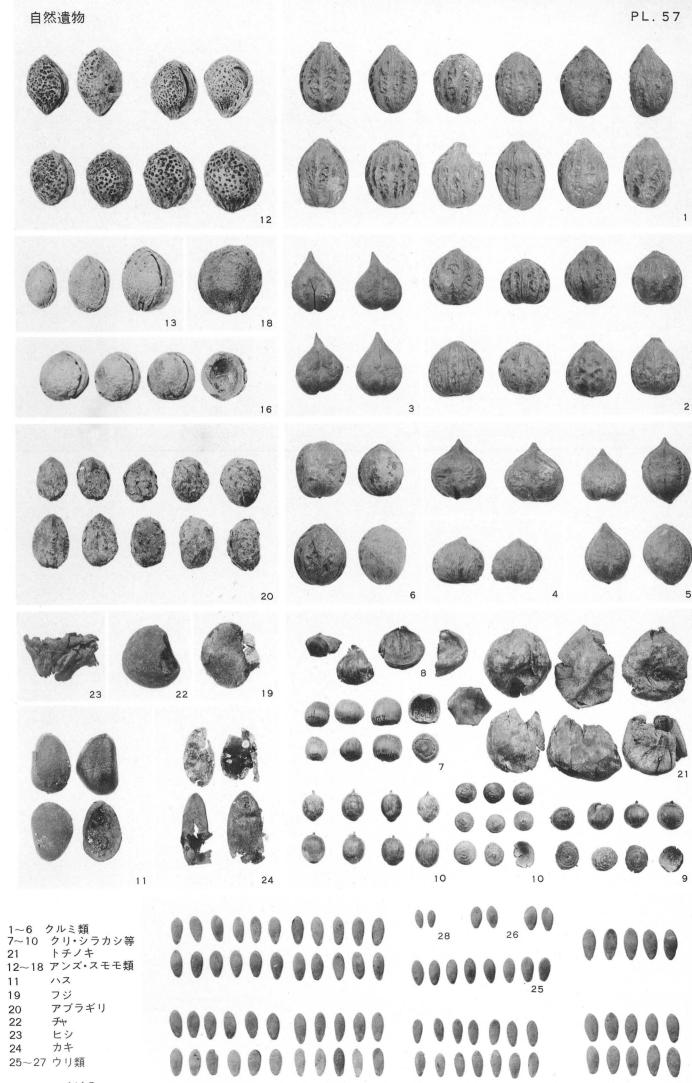


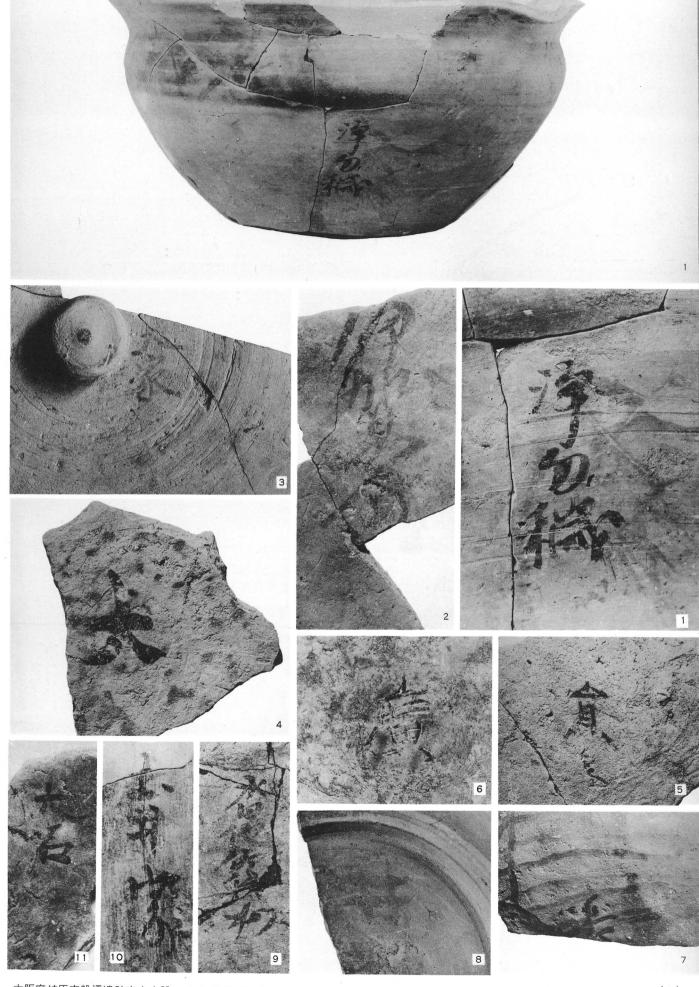


.0

G.

.





大阪府柏原市船橋遺跡出土土器 1・3・8. 須恵器. 2・4・5~7・9~11. 土師器 1・3~5・7・8. 松岡樹氏蔵 2. 江谷氏蔵 6・9~11. 大阪府教育委員会

1:1.

昭和37年 5 月10日 印刷 昭和37年 5 月12日 発行

奈良国立文化財研究所10周年記念学報(学報第15)

平城宮発掘調査報告 Ⅱ 一官衙地域の調査—

版権文化財保護委員会

編集者 奈良国立文化財研究所

印刷者 製本者 会社**養** 徳 社

天理市川原城町388

発 行 者 奈良国立文化 財 研 究 所

